

令和7年第4回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期18日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
11月28日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 議案第75号の上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 報告第17号から諮問第5号までの21議案の詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
11月29日	土	休 会	○ 市の休日
11月30日	日	休 会	○ 市の休日
12月1日	月	休 会	○ 議事整理
12月2日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（四海、大村、林田、坂下） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月3日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（河野（真）、田中、中山、津志田） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月4日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（石川、原田、河野（正）、高橋） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
12月5日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（嘉古田、三角） ○ 議案第76号から議案第92号までの質疑・委員会付託 ○ 請願第1号及び請願第2号の上程・委員会付託 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
12月6日	土	休 会	○ 市の休日
12月7日	日	休 会	○ 市の休日

12月8日	月	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
12月9日	火	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
12月10日	水	休 会	○ 議事整理
12月11日	木	休 会	○ 議事整理
12月12日	金	休 会	○ 議事整理
12月13日	土	休 会	○ 市の休日
12月14日	日	休 会	○ 市の休日
12月15日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第76号から請願第2号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの討論・採決 ○ 議案第93号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

11月28日 (金)

令和7年第4回宇城市議会定例会（第1号）

令和7年11月28日（金）

午前10時01分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 議案第75号 | 宇城市議会議員の議員報酬等並びに特別職及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 報告第17号 | 専決処分の報告について（専決第13号） |
| 日程第6 | 議案第76号 | 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議案第77号 | 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第78号 | 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第79号 | 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第80号 | 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第81号 | 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第82号 | 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第83号 | 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第84号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第85号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第86号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第87号 | 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第88号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する |

- 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第89号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(小川総合文化センター中規模改修工事)
- 日程第20 議案第90号 財産の取得について (宇城市立小中学校デジタル複合機
購入)
- 日程第21 議案第91号 財産の取得について (宇城市立小中学校デジタル複合機
複写サービス)
- 日程第22 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について
- 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について (西田 英代氏)
- 日程第24 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について (川島 ひとみ氏)
- 日程第25 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について (坂本 知恵美氏)
- 日程第26 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(19人)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 田 和 君 | 2番 津志田 幸 紀 君 |
| 3番 坂 元 大 介 君 | 4番 四 海 公 貴 君 |
| 5番 河 野 真 理 君 | 6番 吉 良 邦 夫 君 |
| 7番 田 中 美 君 君 | 8番 嘉古田 茂 己 君 |
| 9番 原 田 祐 作 君 | 10番 永 木 誠 君 |
| 11番 山 森 悦 嗣 君 | 12番 三 角 隆 史 君 |
| 13番 坂 下 勳 君 | 14番 大 村 悟 君 |
| 15番 高 橋 佳 大 君 | 17番 河 野 正 明 君 |
| 18番 豊 田 紀代美 君 | 19番 中 山 弘 幸 君 |
| 20番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員 (1人)

- 16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	末松直洋君	副市長	天川竜治君
教育長	平岡和徳君	総務部長	木見田洋一君
市長政策部長	亀井誠君	市民部長	岩竹泰治君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	元田智士君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	舛井貴男君	総務部次長	米田年宏君
市長政策部次長	田川大輔君	市民部次長	吉崎賢二君
福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	嶋津吉禮君
教育部次長	山下寛樹君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	松枝邦明君	財政課長	田尻勇樹君

開会 午前10時01分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和7年第4回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、5番、河野真理君及び6番、吉良邦夫君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日11月28日から12月15日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの18日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、お手元に配布しております、まず1ページから4ページのとおりに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和7年8月分及び9月分が提出されております。

主な公式行事については、5ページのとおりであります。

次に、陳情について申し上げます。

去る11月18日の第13回議会運営委員会において、机上配布と決定した3件の陳情書につきましては、ただいまタブレットにて送信したとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

まず初めに、8月豪雨について報告します。

11月25日時点での主な被害状況は、土砂崩れによる全壊や大雨による床上、

床下浸水などの住宅被害が357戸、市道・里道などの損壊が509件、河川の損壊が325件、農地や農業用施設の被害が866件、商工関係の被害が32件となっております。

また、農作物を含めた農業被害は52億円、公共土木の被害額は50億円を上回り、過去に類を見ない規模であります。

市では、発災直後から災害対策本部を立ち上げ、被害状況の把握や各種支援制度、復旧計画に係る情報共有など行ってまいりましたが、応急措置がおおむね終了したことから、10月31日をもって災害対策本部は廃止し、現在は各部署で対応しております。

先日、激甚災害に指定され、国の財政支援割合が引き上げられることから、引き続き、国や県と連携し、早期復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、第4弾宇城市物価高騰対策商品券事業の報告についてです。

物価高騰による市民生活への影響を緩和することを目的として、全市民に5,000円分の2次元コード付きカード型商品券を発行しました第4弾宇城市物価高騰対策商品券事業は、10月17日で終了いたしました。

累計発行枚数は5万5,965枚、最終決済累計金額は2億7,246万6,485円、使用率は97.36%でした。

多くの方に御利用いただけたことで、市民の生活支援と地域経済の活性化において、一定の成果が得られたものと考えております。

次に、株式会社サンマルクホールディングスとの営農協定締結についてです。

9月11日、熊本県立会いの下、株式会社サンマルクホールディングスと産官民協業による事業運営体制の構築に向けた協定を締結しました。

10月1日には企業派遣型地域活性化起業人として2人に委嘱状を交付、また、松橋町に営農を目的とした事業会社、株式会社サンマルクファームが設立され、11月3日に鍬入れ式、14日に播種祭が開催されました。

サンマルクファームでは小麦の生産から開始し、農地の拡大を目指しており、市としましても、農地の有効活用や担い手不足など、地域農業が抱える課題解決と経済の活性化に大いに期待を寄せております。

次に、市制20周年記念事業NHKのど自慢の開催についてです。

10月19日にウイングまつばせでNHKのど自慢が開催されました。

出場者枠636件、観覧者枠には3,192件の応募があり、前日の予選会には187組が参加されました。

本選出場の20組のうち、9組が宇城市在住の方で、会場も大変にぎわいました。

また、公開生放送を通じて本市の魅力を効果的にアピールでき、市制20周年にふさわしい活気あるイベントとなりました。

最後に、熊本県中学校駅伝大会での松橋中学校優勝の報告です。

今月7日に天草市で開催された熊本県中学校駅伝で、松橋中学校が2年連続で男女ともに優勝を果たしました。

両チームは、今月29日に長崎県諫早市で開かれる九州大会、来月14日に滋賀県野洲市で開かれる全国大会への出場権を獲得しています。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- 日程第4 議案第75号 宇城市議会議員の議員報酬等並びに特別職及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 報告第17号 専決処分の報告について（専決第13号）
- 日程第6 議案第76号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第77号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第78号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第79号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第80号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第81号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第82号 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第83号 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第84号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第85号 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第86号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 17 議案第 87 号 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 18 議案第 88 号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 89 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(小川総合文化センター中規模改修工事)
- 日程第 20 議案第 90 号 財産の取得について (宇城市立小中学校デジタル複合機
購入)
- 日程第 21 議案第 91 号 財産の取得について (宇城市立小中学校デジタル複合機
複写サービス)
- 日程第 22 議案第 92 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について
- 日程第 23 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について (西田 英代氏)
- 日程第 24 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について (川島 ひとみ氏)
- 日程第 25 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について (坂本 知恵美氏)

○議長 (豊田紀代美君) 日程第 4、議案第 75 号宇城市議会議員の議員報酬等並びに
特別職及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい
てから、日程第 25、諮問第 5 号人権擁護委員候補者の推薦について (坂本知恵美
氏) までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長 (末松直洋君) 本日からの令和 7 年第 4 回市議会定例会では、大変お世話にな
ります。今定例会に提出いたします議案について御説明いたします。

今回提出しますのは、先議案件として宇城市議会議員の議員報酬等並びに特別職
及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 1 件、
報告案件として専決処分の報告として 1 件、予算案件として令和 7 年度宇城市一般
会計補正予算等 6 件、条例案件として宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の制定等 7 件、その他案件として工事請負契約の
締結についての議決の一部変更等 4 件、最後に諮問案件として人権擁護委員候補者
の推薦について 3 件になります。合わせて 22 件をお願いするものでございます。
詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願いを申し上げます。

○議長 (豊田紀代美君) 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、議案第 75 号の詳細説明を求めます。

なお、本案は先議の申出がっておりますので、採決まで行います。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集 8 ページから 15 ページ、説明資料集は 5 ページから 27 ページとなります。議案第 75 号宇城市議会議員の議員報酬等並びに特別職及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準拠し、議員等の期末手当及び一般職の職員の勤勉手当額等の改定を行うものです。

改正の主な内容を申し上げます。

まず、人事院勧告等に伴う期末手当及び勤勉手当の支給額の改定についてです。

議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、年間 3.45 月分を 3.50 月分に 0.05 月分引き上げます。

また、一般職の期末手当について、年間 2.5 月分を 2.525 月分に 0.025 月分引き上げ、勤勉手当につきましても、年間 2.10 月分を 2.125 月に 0.025 月分引き上げます。

また、再任用職員の期末手当について、年間 1.4 月分を 1.425 月分に 0.025 月分引き上げ、勤勉手当についても、年間 1.0 月分を 1.025 月分に 0.025 月分を引き上げます。

次に、月例給の引上げについてです。

月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職給料表（一）について平均 3.3% の引上げ改定を行います。具体的には、民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、一般行政職の大卒程度に係る初任給を 1 万 2,000 円、高卒者に係る初任給 1 万 2,300 円引き上げるなど、若年層が在級する級に重点を置いた改定となります。

次に、通勤手当の見直しについてです。

民間の支給状況を踏まえ、通勤距離の区分ごとに 200 円から 7,100 円までの幅での引上げとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 75 号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第 75 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○9 番（原田祐作君） この条例につきましては、特別職、一般職、議員、全ての報酬について一括で上程をされておりますが、それぞれのその報酬についての考え方は異なるというふうには私は考えております。これを別々に審議しないで一括ですということについて、何か特段の理由があるのかをお聞きしたいです。

○総務部長（木見田洋一君） 原田議員御指摘のとおり、条例の上げ方につきましては、関係条例それぞれで提案する場合、また一括提案する場合とそれぞれ認められております。宇城市におきましては、これまで議会との協議の結果、根拠が同一の関連する条例については一括して上程というところでの取扱いとなつて、今回の上程に至っているところでございます。

○9番（原田祐作君） 質疑ですので、これ以上は発言はやめます。

○議長（豊田紀代美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） ないようですので、これで質疑終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがつて、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、議案第75号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号宇城市議会議員の議員報酬等並びに特別職及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行ひます。議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがつて、議案第75号は原案のとおり可決しました。

次に、報告第17号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は16ページ、17ページです。報告第17号専決処分の報告について（専決第13号）市道管理不備による歩行者事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和7年2月15日、午後4時頃に、宇城市三角町の市道塩屋・新地線に陥没があり、通行中の歩行者が左足を踏み入れ靱帯を損傷したために、道路管理者の市に

賠償責任が生じたものです。損害賠償額は33万1,960円となります。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されます。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第17号の詳細説明が終わりました。これで、報告第17号を終わります。

次に、議案第76号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第76号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。資料は、別冊の令和7年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第5号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,198万7,000円を追加し、予算総額を438億6,996万1,000円としております。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を併せて行っています。

補正の概要につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、機構集積協力金交付事業補助金や小学校施設改修工事費、治山施設災害復旧工事費の追加など、新たに発生した財政需要に対し、予算の補正を行うものです。

それでは、2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。2ページが歳入、3ページから4ページまでが歳出予算となります。こちらは、款と項の区分ごとに各費目において、紙面のとおり補正しており、主な内容につきましては、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

続いて、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、当尾小学校バリアフリー改修事業ほか1件を紙面のとおり追加しております。会計年度内では適正な履行期間が確保できないため、次年度へ繰り越す予算の限度額をそれぞれ定めるものです。

6ページに移ります。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、保健福祉センター電気設備保守点検業務委託ほか12件を追加し、7ページの2変更では、学校給食食材費ほか10件の期間と限度額を紙面のとおり変更しております。令和8年度以降の債務を負担する契約行為を本年度中に行うためのものとなります。

次に、8ページに移ります。第4表、地方債補正です。1追加で、その他施設災害復旧事業費を新たに設定し、2変更で、小学校施設整備事業費ほか1件の限度額を紙面のとおり変更しております。災害復旧事業や普通建設事業の財源とする地方債の限度額をそれぞれ定めるものです。

続いて、歳出の主なものと特定財源について御説明いたします。14ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出となります。

今回の補正予算においては、各費目で、人事院勧告に伴う常勤職員や会計年度任用職員の人件費の増額と人事異動に伴う予算調整を、節1の報酬から節4の共済費までの節の科目でそれぞれ行っておりますので、冒頭に申し上げます。

さらに、25ページをお願いいたします。ページ中段、款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金の機構集積協力金交付事業補助金1億5,200万円余の追加は、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、10アール当たり2万8,000円の協力金をそれぞれ交付するものです。

財源は、県の農地集積・集約化等対策事業費補助金で全て賄われます。

29ページをお願いいたします。ページの下段になります款7、項5、目2下水道費、節18負担金補助及び交付金の下水道事業会計補助金5,807万2,000円は、国が示す基準に沿った水質規制費や基礎年金拠出金の増額、また、分流式下水道等の算定方法の見直しに伴う一般会計基準内繰出金の増額となります。

次に、31ページをお願いいたします。ページ下段、款9、項2、目1学校管理費、節14工事請負費の小学校施設改修工事費8,723万5,000円の追加は、当尾小学校において、エレベーター設置を含むバリアフリー改修工事を行うものです。

財源は、国の公立学校施設整備費補助金と市債で賄う予定としております。

次に、34ページをお願いいたします。ページ中段、款10、項1、目3治山施設災害復旧費、節14工事請負費の治山施設災害復旧工事費7,100万円は、8月豪雨災害により林地の崩壊等が発生したため、治山工事を行うものです。

財源は、国及び県の補助金と受益者負担金、残余に市債を発行して賄う予定といたしております。

また、項4、目1消防施設災害復旧費、節12委託料の地質調査業務委託料151万2,000円と測量設計業務委託料599万2,000円は、同じく8月豪雨により三角防災拠点センターの北側法面が崩壊しているため、二次被害防止と施設の機能維持を早急に確保するために行う委託料となります。

財源は、市債を全額発行して賄う予定としております。

続いて、歳入予算の説明をいたします。主な特定財源については、歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

11ページをお願いいたします。事項別明細書の2、歳入となります。

13ページに移ります。ページ中段、款20、項2、目1財政調整基金繰入金で1,983万8,000円を増額しております。歳出補正額に対し歳入補正額が不足するため、歳入歳出予算の財源調整を行っております。

続いてその下段、款22、項6、目5雑入で、後期高齢者医療市町村負担金精算金を5,755万7,000円追加しております。前年度の後期高齢者に係る市町村療養給付費負担金が確定したことに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合から精算金の返還があるものです。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第76号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第77号及び議案第78号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案第77号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ151万1,000円を追加し、予算の総額を77億1,911万8,000円とするものです。

内容は、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う職員人件費の増額が主なものでございます。

以上で、議案第77号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第78号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万2,000円を追加し、予算の総額を11億3,784万8,000円とするものです。

こちらと同じく、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う職員人件費等の増額によるものでございます。

以上で、議案第78号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第77号及び議案第78号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第79号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第79号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、予算の総額からそれぞれ2,314万7,000円を減額し、総額をそれぞれ67億8,444万7,000円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明します。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金、節18宇城広域連合介護認定審査会費負担金2,534万2,000円の減額は、宇城広域連合で本年度に予定していましたシステム改修事業が後年度に延伸したことによる負担金の減額です。

次に、歳入の主なものを説明します。6ページです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金では、主に、宇城広域連合介護認定審査会費負担金相当分を事務費繰入金から減額をするものです。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第79号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第80号及び議案第81号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第80号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

第2条収益的収入及び支出の収入においては、第1款水道事業収益の既決予定額に補正予定額176万6,000円を追加し、収入予定額を13億1,170万9,000円としております。補正の主な理由は、昨年度、豊野町消火栓修繕を行ったところ、今年度に入り修繕箇所から漏水が多発し施工不良が判明したため、対応した業者に対する損害賠償費を追加しております。

また、一般会計補助金について、基礎年金拠出金の基準単価の見直しに伴う増額となります。

支出では、第1款水道事業費用の既決予定額に補正予定額1,017万1,000円を追加し、支出予定額を13億7,385万2,000円としております。主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増額及び令和6年度決算認定に伴い、施設整備事業費が確定したため減価償却費の追加となります。

以上で、議案第80号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第81号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

下段の第3条収益的収入及び支出の収入においては、第1款下水道事業収益で既決予定額に補正予定額8,082万4,000円を追加し、収入予定額を15億4,449万2,000円としております。補正の主な理由は、令和7年度の繰出基準に基づく一般会計からの基準内補助金の追加です。

2ページに移ります。支出においては、第1款下水道事業費用の既決予定額に補正予定額1,964万8,000円を追加し、支出予定額を15億2,647万6,000円としております。補正の主な理由は、令和6年度決算認定に伴い、施設整備事業費が確定したため減価償却費の追加となります。

第4条資本的収入及び支出の収入においては、第1款資本的収入の既決予定額に補正予定額190万円を追加し、収入予定額を5億3,814万3,000円としております。内容は、本年8月豪雨により被災した豊野地区農業集落排水処理施設に係る災害復旧工事の財源とするため、災害復旧事業債を追加しております。

支出においては、第1款資本的支出の既決予定額に補正予定額210万6,000円を追加し、支出予定額を9億1,313万1,000円としております。補正の主な理由は、収入で説明しました災害復旧工事費の追加となります。

3ページに移ります。第5条企業債では、災害復旧事業を限度額540万円から730万円に、190万円を追加しています。

以上で、議案第81号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第80号及び議案第81号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第82号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集18ページから21ページをお願いいたします。

議案第82号宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明いたします。

本案は、選挙公営の対象を拡大することにより、宇城市議会議員及び宇城市長選挙における立候補に係る環境の改善を図るものです。具体的には、資産の多少により、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を図ることを目的に、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る費用について上限を定め、公費負担を可能とするために条例を定めるものです。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第82号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第83号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集22ページから23ページです。議案第83号宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。

本市において、令和8年4月から児童福祉法第6条の3第23項に規定される乳児等通園支援事業、いわゆる誰でも通園制度事業を実施するに当たり、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、設備及び運営に関する基準を定めるための条例を制定するものです。

本事業は、令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、ひと月内の一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付として、令和8年度から全ての市区町村で実施されるものです。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第83号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第84号及び議案第85号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集 24 ページから 28 ページ、資料集は 28 ページから 39 ページとなります。議案第 84 号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地方公共団体システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳や地方税等の情報システムが標準準拠システムへ移行し、住登外者の登録・管理を行います住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなるため、この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要がありますので提案するものです。

以上で、議案第 84 号の説明を終わります。

続きまして、議案集 29 ページ、説明資料集 40 ページをお願いいたします。議案第 85 号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、新たに条項が追加されたことによりまして法令の条ずれが発生したため、当該条例において引用する条項の整理を行うものです。

以上で、議案第 85 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 84 号及び議案第 85 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 86 号及び議案第 87 号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集の 30 ページ、説明資料集の 41 ページをお願いいたします。議案第 86 号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、個人市民税の普通徴収、固定資産税、国民健康保険税の 3 税の納付につきまして、特例として集合税方式を採っておりましたが、標準準拠システムへの移行に伴い、単税方式へ変更し、また、個人市民税の普通徴収及び固定資産税につきましては、令和 8 年度から地方税法に沿った納期及び納期月に見直しを行うものです。

以上で、議案第 86 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は 31 ページから 33 ページ、説明資料集 42 ページから 46 ページをお願いいたします。議案第 87 号宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

松橋駅前及び小川駅前等におきまして、長期間利用されていない自転車が増加し、駅利用者が自転車駐車場を利用できず、周辺への駐輪や歩行者の通行の妨げになる等支障が生じております。

このため、市の権限により、公共の場所及び松橋駅、小川駅前自転車駐車場におきまして自転車等の移動指導や撤去を行えるよう改正するものでございます。

以上で、議案第87号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第86号及び議案第87号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第88号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集34ページ、説明資料集は47ページです。議案第88号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本条例の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法第33条の10に第2項と第3項が追加されました。これにより、これまでの本市条例中、第12条の引用を法第33条の10第1項各号に改めるものです。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第88号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第89号から議案第91号までの詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集35ページ、説明資料集48ページ、49ページをお願いいたします。議案第89号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明いたします。

今回、小川総合文化センター中規模改修工事の変更契約につきましては、令和7年11月7日に契約の相手方と仮契約を締結しております。なお、第1回目の変更につきましては、令和7年第3回定例会にて議決をいただきまして、今回第2回目の変更となります。

工事名、小川総合文化センター中規模改修工事。今回変更増額263万676円、現請負金額7億5,185万6,662円、変更請負金額7億5,448万7,338円。契約の相手方、住所、熊本市中央区大江4丁目13番20号。商号又は名称、小竹・松崎特定建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社小竹組、代表取締役江越征記。

主な変更内容は、機械室にある空調用ファンの更新に伴い、既存の点検用通路と機器を固定する架台が連結されていたため、点検通路のつり直しが必要となったことなどによる増額でございます。

以上で、議案第89号の詳細説明を終わります。

次に、議案集36ページ、説明資料集50ページから57ページをお願いいたします。議案第90号宇城市立小中学校デジタル複合機購入について説明いたします。

今回の宇城市立小中学校デジタル複合機購入は、令和7年11月14日に仮契約を締結しております。

現在、小中学校に設置している印刷機器は、7割以上が耐用年数を超過しており、経年劣化による更新が必要となっております。印刷機器をデジタル複合機に集約することで、学校及び行政における管理を容易にし、教職員等の働き方改革及びペーパーレス化に寄与することを本事業の目的として取得するものです。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市立小中学校デジタル複合機32台。納入場所、宇城市三角町三角浦574番地1ほか15か所。取得価格3,864万8,368円。契約の相手方、住所、熊本県宇城市不知火町高良1876-1。商号又は名称、株式会社正礼。代表者氏名、代表取締役對田光紘。

以上で、議案第90号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集37ページ、説明資料集58ページから65ページをお願いいたします。議案第91号宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービスについて説明いたします。

今回の宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービスは、令和7年11月14日に仮契約を締結しております。

本契約は、先ほどの議案第90号宇城市立小中学校デジタル複合機購入に伴う当該複合機に対する消耗品の供給及び保守を行うものであり、当該複合機より出力した紙の面数による単価契約となります。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス。納入場所、宇城市三角町三角浦574番地1ほか15か所。取得価格1億8,806万3,000円を上限とする額。上限とする額は、令和7年第3回宇城市議会定例会の一般会計補正予算で議決いただきました債務負担行為補正の令和8年度から令和12年度までの5か年の利用分1億8,500万円と、令和7年度分の消耗品306万8,000円の合計額となります。単価契約額は、モノクロコピー及びモノクロプリント1面当たり1円税抜でございます。カラーコピー及びカラープリント1面当たり10円税抜でございます。契約の相手方、住所、熊本県宇城市不知火町高良1876-1。商号又は名称、株式会社正礼。代表者氏名、代表取締役對田光紘。

以上で、議案第91号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第89号から議案第91号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第92号から諮問第5号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は38ページ、説明資料集は66ページをお願いいたします。議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害事務から令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することに伴うものです。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更を行うには、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があることから提案を行うものです。

以上で、議案第92号の説明を終わります。

続きまして、議案集は39ページから41ページ、説明資料集は別紙となります。諮問第3号から第5号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを一括して御説明いたします。

現委員であります松橋町の西田英代さんと川島ひとみさんが、令和8年3月31日をもって任期満了になりますので再推薦し、また、三角町の宮川晴子さんが同じく令和8年3月31日をもって任期満了になりますので、後任として三角町の坂本知恵美さんを推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものです。

西田英代さん、川島ひとみさん、坂本知恵美さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第3号から第5号までの説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第92号から諮問第5号までの詳細説明が終わりました。

以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第26 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第26、休会の件を議題とします。

お諮りします。12月1日月曜日は、議事整理のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、12月1日月曜日は、休会することに決定しました。

なお、11月29日及び30日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時53分

第 2 号

1 2 月 2 日 (火)

令和7年第4回宇城市議会定例会（第2号）

令和7年12月2日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悦 嗣 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀代美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木 見 田 洋 一 君
市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 長 岩 井 智 君
保 健 衛 生 部 長 元 田 智 士 君	経 済 部 長 浦 田 敬 介 君
土 木 部 長 平 木 恵 一 君	教 育 部 長 舩 井 貴 男 君

総務部次長	米田年宏君	市長政策部次長	田川大輔君
市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	経済部次長	池田真一君
土木部次長	嶋津吉禮君	教育部次長	山下寛樹君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	松枝邦明君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、4番、四海公貴君の発言を許します。

○4番（四海公貴君） おはようございます。議席番号4番、会派暁の四海公貴でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、8月11日未明からの豪雨災害により被災された方々にお見舞いを申し上げます。平成28年熊本地震や令和2年7月の豪雨災害、令和7年8月の豪雨災害、そして、つい先日11月25日の阿蘇地方を震源とする地震と大きな災害が頻発しています。災害が頻回に発生する現在では、災害は必ず起こるものとして捉え、次への備えのために対応の検証、課題の抽出、対策を行っていく必要があります。このたびは、令和7年8月の豪雨災害についての対応などについて質問いたします。まだまだ災害の復旧段階であるため、全ての分野の質問とはいきませんが、可能と思われる質問をしていきたいと思っております。

それでは通告に従って、大項目1、豪雨災害についての小項目（1）の災害情報発信について質問いたします。防災無線は、災害危険性の発信など大変重要なものであるというのは周知のとおりです。これまで本会議でも、多くの議員が「防災無線が聞こえない」と発言されています。その後の対策は進んでいるとは言えない状況だと思います。この防災無線は、屋外55デシベル以上聞こえる基準で規格されており、そもそも屋内の基準では設計されていない屋外基準であり、また、近年の家屋の高気密化によって、屋外の音が余り聞こえないようになっているため、屋内にいる場合には防災無線が聞こえないと思われまして、このたびのような雨の災害のときには皆さんが屋内にいると思われまして、特に聞こえなかったのではないかと思います。皆さんも実体験として聞こえないと思われていると思いますが、客観的に調査することで次の有効な対策が打てると思っております。調査対象が宇城市全域となると時間も費用も掛かると思われまして、地域を限定した中でも結構だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。質問いたします。

○市民部長（岩竹泰治君） まず、本市における災害時の防災情報の伝達手段を申し上げますと、本市では、テレビ、防災行政無線、エリアメール、宇城市情報メール、ホームページ、宇城市公式LINEなど、複数の媒体を活用して情報発信を行って

おります。

そのうち、防災行政無線の屋外スピーカーを設置している子局につきましては、周辺子局のスピーカーからの音声到達エリアを計算し、そのエリアが重複しないよう設置場所を定めております。音声の到達距離はスピーカーの機能によりますが、300メートル程度であり、聞こえにくい場所につきましては現地の屋外で音声到達調査を実施し、音声レベルが55デシベル程度確保できているかを確認しております。

しかし、台風や豪雨時の風雨などにより屋外スピーカーが聞こえにくくなることや、宇城市情報メールやLINEなど防災行政無線以外の伝達手段につきましては、高齢者を中心にデジタルツールの利用が十分に進んでいないといった課題があります。

議員御質問の防災行政無線の実態把握ですが、今年8月の豪雨災害を踏まえ、防災行政無線の聞こえ方や今回の災害時に市民の皆様がどのような行動を取っておられたのかなどを検証するため、被災地区を中心に防災に関するアンケート調査を実施する予定としております。

○4番（四海公貴君） 調査されるということで、次の一步につながると思われるため大変嬉しく思います。現在の世の中を見てみると、以前、情報というのは与えられるものだったと思います。しかし、現在の情報の捉え方は、情報は自ら取りに行くものというふうに変えてきているように思います。しかし、この災害に関しては、市民の生命を守るという点から、情報を発信する側ができるだけ多くの市民にちゃんと伝わる方法を模索していかなければいけないものと考えております。防災無線以外にも、宇城市公式LINEやエリアメール、テレビなどでも発信されていますが、他自治体では防災アプリを活用している自治体もございます。ある行政区長さんから教えていただいたんですけども、他の自治体から引っ越してこられた方が、宇城市は防災アプリとかがないので、このたびの豪雨災害では情報が非常に少なくて困ったというふうなことをおっしゃったそうです。おそらくそのアプリでは、情報の量、質も現在の宇城市の情報発信よりも優れていたんじゃないかなということが推測されます。先ほど答弁にありましたとおり、高齢者のデジタルツールが進んでいないという課題もあるとは思いますが、今後の情報発信方法についてどのようにお考えなのか再質問いたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 今後の情報発信の方法につきましては、災害時における情報伝達の確実性を高めるため、情報手段の複線化をさらに進めていく必要があると考えております。

災害時には停電や通信障害、あるいは地形条件により、防災行政無線や携帯電話

回線が一時的に使用できなくなることも想定されます。

そのため、情報は1つの手段に頼れば届かない場合があるというリスクを前提とし、複数の情報伝達手段を組み合わせる運用することが重要であると考えております。

また、行政からの発信だけでは限界があることから、市民の皆様にも日頃から複数の情報入手手段を確保していただくよう、御協力いただきたいと思います。気象庁からの情報である、土砂災害などの危険度を地図上で赤や紫など色分けして表示するキキクルや、テレビでの情報確認、また防災メール、LINEの登録、そして御近所同士で声を掛け合う共助など、多様な手段を備えていただくことで、より確実な避難行動につながるものと考えております。

今後も、行政と市民の双方が複数の情報手段を持ち合い、互いに補完し合うことで、より確実な避難情報の伝達と地域の防災力向上に取り組んでまいります。

- 4番（四海公貴君） 防災無線や複数のデジタル手段、そして地域の共助による対応と多くの手段で、市民の全ての皆様を守っていただけるようお願いいたします。どんなに情報を発信しても、個人のみでは対応できないことがありますので、地域の共助は大切だと思います。デジタル情報では補完できないことが可能になるとも考えます。是非、現在の制度である自主防災組織の形骸化も問題があると思いますので、是非とも自主防災組織の再構築についてもよろしくをお願いいたします。先日の豪雨災害時の海東地区でのある地域の事例を1つお伝えしますと、豪雨となり、山あいの90歳以上の超高齢者の単身世帯の数世帯の方が、避難所に行ってもトイレや食事がなかなか難しいということで、地域の方々の判断とお世話で地域の公民館に避難をされたそうです。地域の公民館なら、避難後にも地域の方々がお世話できると判断されたそうです。その地域は甚大な被害を受け、もし自宅におられたら、もしかすると命の危険性があったとも考えられます。地域の人や状況によって、災害時にどのように命を守るかは大変重要で、地域で考え、実行していくことがこれからの災害への重要なことだと思いますので、地域での支え合いによるこういうすばらしい事例もありますので、こういう情報もしっかり発信していただければ、成功事例として参考になるのではないかなというふうに思っております。地域のつながりが希薄になっている中で、防災という視点は誰もが共通する意識だと思いますので、単に防災というだけではなく、地域コミュニティの再構築にもつながっていくものだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、小項目（2）現段階で災害復旧・復興補助事業対象にならないもの等について移ります。

多岐にわたる災害復旧補助事業がありますが、全てを質問すると時間も足りませ

るので、災害直後からこれまでに地域を見た中で、ある意味象徴的と思われる事例により質問をしていけたらと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、モニターの準備をお願ひします。これから4枚の写真を提示させていただきます。共通するのは、個人所有の山林などの斜面の崩落が起こったという点です。そして、その下に何があったかという点です。事例1はこの写真です。ちょっと見にくいですがけれども、前面に2戸の人家があり、人家の後ろにある個人所有の山林が崩落した場合です。次、事例2ですね、市道に面した個人所有の山林が崩落した場合。現況は樹園地です。ちょっと分かりにくいですがけれども、土砂が落ちている上、ここが樹園地になっております。また、土砂で市道が埋まってしまひまして、災害直後、孤立世帯が発生したところでは。次、事例3です。市指定文化財である小川町南小野地区の御手洗水源の後ろにある個人所有の山林が崩落した場合。山林の前面には、高速道路がござひます。事例4です。市指定文化財である小川町上町地区、出水地蔵水源の後ろにある個人所有の山林が崩落した場合。山林の前面には、市道及び人家があります。補助事業として採択できるものとできないものがあるのではないかと考えますので、それぞれの事例について採択の可能性を御質問いたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 個人所有の山林等の斜面の崩壊については、国や県の補助事業を活用して復旧することが可能な場合があり、内容により様々な補助事業がござひます。

いずれの事業にも採択基準が設けられており、被災箇所や被害の状況により、どの補助事業が有利に活用できるかを判断することになります。当然ですが、どの補助事業の採択要件にも当てはまらない場合には、自力復旧していただくこととなります。

まず、1つ目の事例につきましては、山林の前面に人家が2戸ありますので、林地崩壊防止事業や県単独治山事業等の補助事業が活用できると考えられます。

2つ目の事例につきましては、地目が山林ではありますが、現況が樹園地でありますので、農地等災害復旧事業で復旧することができる可能性がござひます。

3つ目の事例につきましては、前面に市文化財がござひますが、人家や公共施設等の人命、財産に甚大な影響を与えるものではありませんので、現在のところ補助採択の可能性は低いのではと考えられます。

最後の事例につきましても、3つ目の事例と同じく、人命、財産に甚大な影響を与えるものではありませんので、現在のところ補助採択の可能性は低いように思ひます。

以上、補助の可能性をお答えしましたが、いずれの事業で復旧するにしても、土地の所有者が管理責任を負うのが原則でありますので、少なからず自己負担が発生

します。補助事業で復旧を行うかどうかは、その所有者が判断することになります
が、採択の有無は国及び県の審査により決定します。

また、補助事業の採択の可否は、現場ごとの状態や周辺の状況、被災の程度など
様々な要件で判断することになりますので、まずは担当部署へ御相談をしていただ
くようお願いいたします。

○4番（四海公貴君） 災害復旧のため、人命が優先されるというのは十分理解できま
す。しかし、私が思うのは、事例3と4は文化財が対象になっています。文化財は
地域の共有財産で、これを地域の皆さんが普段から守ることによって、先ほども出
てきましたけれども、地域のコミュニティの場が確保できたり、地域の歴史を知る
ことになったり、その地域を守るといった思いが醸成されていくものだと思います。
このたびの災害は、山間部でこのような被害が大変多く、この地域は過疎も進展し
ている地域です。災害復旧が地域の今後の人の居住にも影響してくると思いま
すので、地域を守るという視点で、特に事例3と4のような場所においては、市の単
独財源でも何らかの補助を御検討いただければと思っておりますので、是非検討をよ
ろしくお願いします。

続きまして、関連する小項目（3）文化財等への補助についてに移ります。先ほ
どの事例3と事例4もそうですけれども、先ほどは山林などの斜面崩落部分の質問
でしたけれども、このたび、この項目では崩落した土砂が文化財に流れ込み、その
文化財についての質問となります。土砂が流入して文化財が被災した場合、このた
びの水害では土砂を撤去するということが可能でしたけれども、文化財を修理する
場合、現段階では補助率2分の1で、補助上限額50万円になっているかと思いま
す。通常の修理であれば、地域で積立てなどを行っていらっしゃると思いますので、補助
率及び補助額について妥当ではないかと思いますが、災害は突発的に来るものであ
るため、地域の財源だけでは賄えず、地域の皆さんにとっては悩みの種になってし
まいます。現在も、これ、どうしようかというふうに、やはり切実な課題を抱えて
いらっしゃいます。そこで、災害時には補助率及び補助額の上積みが必要だと考え
ますがいかがでしょうか。御質問いたします。

○教育部長（舛井貴男君） 現在、本市における指定文化財は、国・県・市指定の全て
を含めて122件あります。宇城市文化財保護条例第8条に基づき、指定文化財は、
所有者、管理者等によって、日常の維持管理、運営が行われています。

本市では、指定文化財の所有者又は管理者に対し、宇城市文化財保存事業費補助
金交付要綱に基づき、管理、修理等の一部について補助金を交付しています。

具体的には、清掃等の維持管理及び活用に関する事業に補助率2分の1、上限額
20万円、文化財の修理、整備、保存等に関する事業に補助率2分の1、上限額5

0万円を補助しており、令和7年度は14件の申請を受理しております。

本年8月の豪雨災害に伴う指定文化財の被害状況としまして、小川町の御手洗水源群と出水地蔵水源において、隣地土砂崩れに伴う土砂流入を確認しております。

議員御指摘の災害復旧に対する補助については、現在の補助要綱では、文化財の修理、整備、保存等に関する事業に該当し、補助率2分の1、上限額50万円となります。

今後、災害の発生頻度・規模の増大も予想される中、引き続き文化財の保護・保全に向け、この補助金制度により所有者・管理者を支援してまいります。また、災害における補助率及び補助上限額の上乗せにつきましては、災害規模や被災状況等を考慮しながら、また、国県の補助金や各種文化財復旧基金の有無等を確認しながら、適宜判断してまいります。

また、地域のほこら等が災害により被災した場合の支援の在り方については、現在、本市における復旧補助金制度はありませんが、大規模災害であった熊本地震の際は、県の復興基金を財源とした地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金により復旧支援を行っております。

この補助金は、熊本地震により被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建を支援するもので、補助率2分の1、上限額1,000万円で、補助対象者は施設等を管理する集落又は自治会です。実績としまして、各行政区からほこらをはじめ、神社、記念碑等の再建申請があり、約60件に補助金を交付しています。

今後におきましても、災害に係る被災の状況を踏まえ、国県の支援制度等を勘案しながら、本市としての支援制度を検討してまいります。

○4番（四海公貴君） 先ほどの意見と重なりますが、文化財は地域の共有財産です。これを地域の皆さんが普段から守ることによって、地域のコミュニティの場が確保され、地域の歴史を知り、地域を守るといった思いが醸成されていくものだと思います。山間部で過疎も進展している地域では大変重要な問題です。災害復旧が地域の今後の人の居住にも影響してくると思いますので、地域を守るという視点で災害時の補助率及び補助額の引上げは必須だと思いますので、御検討くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、小項目（4）生姜ほ場への対応についてに移ります。このたびの水害では、米、トマト、メロンの苗の被害も多くありましたが、このたびは生姜ほ場について質問していきたいと思います。特に小川町の山間部には、栽培適地として生姜ほ場が多くあります。災害により土砂がほ場に流入し、長時間冠水などにおける根茎腐敗病が発生したりしています。生姜は、連作障害が発生するため休耕地も

必要で、このたびの水害では休耕地にまで土砂が流入しています。ちょうど先日頃、収穫は終わりましたが、これから貯蔵される生姜もあり、春生姜まで考えると、まだまだどの程度の被害が出るか分からない状況だと思います。また、休耕地に来年生姜を植えても病気が発生する可能性も多く、4年から5年その影響が続くと言われる方も多くいらっしゃいます。生姜ほ場への支援策について御質問いたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本県の生姜生産量は全国第2位であり、中でも、小川町の中山間部は全国有数の産地として知られております。

御承知のとおり、8月の豪雨は法面崩落による土砂での埋没、あるいは排水路の越水による冠水と、生育半ばであった生姜ほ場に著しい被害をもたらしました。

さらに、直接的な被害に加え、生姜栽培において最も防除を必要とする根茎腐敗病による病害も併せて発生しています。

この根茎腐敗病は、ほ場の長時間冠水や排水不良により発生するカビが原因で、生姜の根や茎を軟化させて腐敗をもたらす土壌病害であり、水を媒体としてほ場に急速的にまん延します。一度まん延してしまうと長期的にはほ場に残存することで連作障害を引き起こし、さらには別のほ場にも拡散することも懸念されます。

このことを踏まえ、営農再開へ向けては、既に周知していますとおり、負担が少しでも軽減されるよう支援を行っております。

萎ちょうした種の植え替えなど資材の再調達に係る経費、土壌に残る病原菌を死滅させるなど施肥や消毒に係る経費、作物残渣の撤去に係る経費などにおいては補助率2分の1以内、埋没、浸水で機能不全となった機械の再取得、原形復旧しなければならぬハウス等の修繕・再取得については補助率10分の7以内、加えて、運転資金の借入に対する利子補給は5年間実質無利子としています。

今年度限りの支援策ではありますが、本市が誇る有数の特産物であります生姜の産地を維持・存続させるために、復旧支援に努めているところであります。

○**4番（四海公貴君）** 多くの生姜農家の方にお話をお伺いすると、高齢の農家さんも多く作業も重労働で、通常でも多くの農家をやめていっている状況で、この災害によってその影響が何年も続くと、農家をやめた方がよいという意向を持っている方が多くいらっしゃいます。耕作放棄地になってしまうと、地域の土地を守るということもできなくなりますので、長期的な視点に立った支援を是非お願いいたします。

続きまして、小項目（5）小川支所に設置された災害対策室についてに移ります。まず、令和7年8月の豪雨災害の発災から小川支所に災害復旧対策室を設置するまでの経緯について、御質問いたします。

○**総務部長（木見田洋一君）** 令和7年8月に発生いたしました豪雨災害により、本市

では、多数の家屋被害、道路や河川の被害、また農林業被害など甚大な被害が発生しております。

その中でも、特に甚大な被害が集中いたしました小川地区の堆積土砂の撤去、道路や河川等のインフラの早急な機能回復のため、復旧業務に対応していくための組織体制の整備が急務となりました。

発災直後、小川地区の土木・経済関係の業務を所管します小川支所経済建設課の通常的人员体制では、被害状況の確認や情報収集、現場の応急復旧等の対応、また情報集約など、多岐にわたる膨大な規模の業務に対応することが困難でありましたため、本庁の土木部、経済部との業務連携や人的応援の体制を図っております。

また、国土交通省への要請によりまして、緊急災害対策派遣隊でありますテックフォースが8月14日から約2週間にわたり派遣され、延べ350人を超える御支援を受けたところです。そのほかにも熊本県市長会を通じて、県内の7市から延べ54人の応援職員の派遣を受けながら対応してまいりました。

しかし、そのような支援体制においても被害報告や相談等が日々続き、現場対応等が増加しておりましたため、9月1日付けで、土木業務及び小川地区に精通した職員で構成しました部局等を越えた緊急的な対策支援チームを編成いたしまして、小川支所経済建設課の体制強化を図りました。

支援チームにおきましては、他部署からの兼務職員3人、課長級の応援職員3人の計6人で編成し、主に、現場の被害状況確認や応急対応等の業務に従事してきてところです。

これにより、支所での災害対応は進み出すことになりましたが、被害報告が増え続ける状況になってくるなど新たな課題に対応するため、また、災害復旧業務に対し長期的に対応していくための組織体制の整備が必要となってまいりました。

このようなことから、10月1日付けで、小川支所に災害復旧対策室を新設いたしまして、室長の下、農林災害対策係3人及び土木災害対策係3人を設置することで、小川地区の災害からの一日でも早い復旧を目指した組織体制の強化を行っております。

さらに、11月1日付けでは、市全体の災害復旧を加速するため、任期付職員を1人、そして、福岡県からの応援職員を経済部に配置させていただいているところです。

○4番（四海公貴君） 災害発生から庁内での応援体制、外部からの応援体制、庁内での課長級また兼務での応援体制、そして10月から災害復旧対策室になったというふうに理解をいたしました。

それでは再質問ですが、小川支所災害復旧対策室の現状、特に人員不足はないか、

残業などは他の部署とどのくらい差があるのか、今後の取組について御質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 現在の小川支所災害復旧対策室の人員につきましては、室長をはじめ、計7人の職員に加えまして、民間企業への業務委託による1人の災害支援により、災害復旧業務の対応を行っているところです。

災害復旧対策室職員の時間外勤務の状況につきましては、本庁の災害担当部署との業務分担等により、本庁、支所とも、ほぼ同様の勤務状況となっておりますが、現在、国の災害査定の対応など期限が限られている業務もあることなどから、現状といたしましては、関係職員には大きな負担となっているところでございます。

災害対応に係る人員につきましては、技術系の職員や災害業務を経験した職員など、全庁的に不足している状況でありますため、これまで県内自治体からの応援派遣、県外自治体からの中長期派遣、また、任期付職員の採用などにより、随時、人員の補充を行っておりますが、現時点では災害査定業務の対応もありまして、人員不足の状況となっていると考えております。

今後も引き続き、職員の勤務状況等の把握、業務分担の平準化などによる負担軽減、また人員確保などによりまして、適正な人員配置に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

○4番（四海公貴君） 再々質問となりますが、災害復旧対策室に対して、他の部署、特に経済部、土木部はどのような支援をしているか質問いたします。

○経済部長（浦田敬介君） 国の補助対象となる災害復旧事業は農林水産課が所管し、対象外である小規模災害については災害復旧対策室で対応することとしており、業務分担を明確にした上で連携して復旧事務を進めております。

また、災害復旧対策室は、農地及び農業用施設の災害復旧事業全般に関して、より地域に近い立場としてあらゆる相談を受けておりますが、これも業務分担の中でその都度仕分しております。

なお、農業者における生産資材等の再調達、農業用機械及び農業施設の修繕及び再取得、運転資金の融資などの営農支援に関しては、農政課で一括して業務を行っております。

今後も、災害復旧対策室とは緊密に連携してまいります。

○4番（四海公貴君） このたびの災害では、発災直後から現場や小川支所によく足を運びました。大変申し上げにくいんですけども、発災直後だったということもあるとは思いますが、情報の共有とその情報の交換がうまくいっていないのではないかというふうに感じる場面が多くございました。小川支所での被害想定と本庁での被害想定に差があり、また、災害対策に必要な人員に対する必要度の認識に

差が生じてしまっているように感じました。このたびは災害が発生し、徐々に対応する人を増やしていたという経緯だったと思いますが、熊本地震を経験した宇城市であれば、災害対応に集中して活動できる職員を専従でできるだけ早く確保することが必要ではなかったのかというふうに思います。近年は、宇城市の職員数も減り、土木などの専門的な知識を持つ職員も減少しており、通常業務を行うのに精一杯の人員となり、いざ災害が起こると明らかに人員不足になることは目に見えております。災害復旧対策室ができるまでといいますか、専従職員の対策室の設置までの2か月間というのが、その期間が早かったのか遅かったのか、今後検証していかねければいけないと感じます。災害発生時のBCPはどうなっていますでしょうか。もっと活用できる民間の力なども想定して検証をお願いします。また、先ほどの質問で、災害に関係している部署とそうではない部署の残業時間をお聞きしたかったのですが、おそらく災害に係る部署の支所と本庁の担当部署の差の答弁だったと思いますが、これからこの災害対応は数年にわたって継続していきますので、災害に関わる部署も関わらない部署も等しく業務体制を組み、職員の健康管理、ワークライフバランスもしっかり管理していただき、職員が体調良く適切な緊張感の下、業務ができるよう、幹部の皆さんが様々な角度からお支えいただきますようよろしくお願いたします。これが市民の皆様にとって有益なことになると思っております。

続きまして、大項目2、小川町屋内グラウンドについてに移ります。モニターをお願いします。小川町にあります屋内グラウンドを使用している方から、グラウンド不整地に関する御相談があり、先日、本当に早急な対応をしていただき、グラウンドが平らになったことで安全に使用できる環境となりました。本当にありがとうございました。しかし、よくよく調べてみると、グラウンドの中に、緑色のコケかカビか分からないものが発生していました。雨漏り又は結露などが原因なのかは分かりませんが、もし雨漏りなどがあるのであれば、今後もグラウンドはすぐに不整地となってしまいます。また、照明もかなり古い照明だと思われま。

小項目(1)の屋根工事と照明器具について、今後の改修について御質問をいたします。

○教育部長(舛井貴男君) 小川屋内グラウンドは、令和6年度の利用者数は約8,000人で、1日平均利用者数は約20人です。用途としましては、地元のグラウンドゴルフ利用がほとんどで、少年野球や中学校部活動のトレーニングでの利用もございます。

利用時間は、平日の昼間がほとんどで、地域コミュニティでの利用の際は、休日午前中の利用が多くなっております。

施設としましては、全天候型の屋内グラウンドとして平成12年の建設から25

年が経過し、施設の老朽化も進んできております。

このため、今年度はグラウンド面の凸凹を解消する不陸整正を行ったところであり、議員御指摘のとおり、一部で雨漏りも発生していることから、今後、修繕対応を行ってまいります。

また、屋内照明は、既に製造が中止されている水銀灯であることから、今後、LEDへの切り替えを図ってまいりたいと思います。

○4番（四海公貴君） 屋内グラウンドは夏の日差しを遮り、また冬場は冷たい風を遮ることができますので、これからの時代はさらに活用されることが多くなると予想されますので、是非環境改善をよろしく願いいたします。実は、私の周りの方に屋内グラウンドについて聞いてみたのですが、屋内グラウンドの存在を知らない方も多くいらっしゃいました。一方で、その存在を知った方からは、運動だけでなく、屋内グラウンドでイベントを開催したいというふうな声もお聞きしております。今後も利用者は増えるのではないかと思います。

もう1点、小項目（2）の隣接するビジネスサポートセンタートイレの共同利用についてお尋ねいたします。屋内グラウンドのトイレは、写真のように仮設のトイレとなっております。屋内グラウンドを快適に使用していただくためには、トイレのよしあしは大きいと思います。専用トイレの設置を要望したいのですが、隣のビジネスサポートセンターには男女のトイレ、そしてユニバーサルトイレも完備されています。しかし、屋内グラウンドを使用する際に、このトイレをセットで利用できない現状です。隣に良いトイレがありますので、新たに屋内グラウンド用のトイレを設置するよりも、セットで利用する方の費用対効果があるのではないかなというふうに思いますが、それが可能かどうか御質問いたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） ビジネスサポートセンターの一般利用者に対する開館時間は、宇城市ビジネスサポートセンター条例施行規則第2条の規定により、土日・祝日及び年末年始を除く、午前9時から午後5時までと規定されております。

開館日の開錠及び施錠は、カードキーによる機械警備の解除あるいは設定が必要になるため、近隣住民への施設開閉管理の委託と、委託者の都合が悪い場合は小川支所職員が行っております。

このように、鍵及びセキュリティカードの使用及び管理は、それぞれの責任の下に行っていることから、屋内グラウンドの一般使用者に対してビジネスサポートセンターの鍵及びセキュリティカードを貸与することは、リスク管理上、問題があると認識しております。

しかしながら議員おっしゃるとおり、屋内グラウンドの利便性向上は、稼働率向上のためには重要な課題であると認識しておりますので、今後、スマートキーの導

入、あるいは屋外へのユニットトイレの設置などといった手法を検討してまいります。

○4番（四海公貴君） 利用者の利便性が増す方法であれば、ユニットトイレの設置やビジネスサポートセンターのトイレの共同利用のどちらでもよいかと思っておりますので、是非御検討をよろしく申し上げます。ただ、ユニットトイレは、水洗仕様でお願いできればと思っております。

次に、大項目3、移動支援についてに移ります。近年、運転免許返納が推進され、事故などを起こす前に免許返納される方が多くなっています。このことは大変良いことだと思っております。しかし、その後の移動手段は、宇城市の地理的公共交通体制などでは移動が大変困難となっております。宇城市内の特定の地域には乗合タクシーなどがありますが、その降車場所はその町の中心部と限定的であったりするため、利用は限定的だと思っております。地域の公民館などでは、福祉サロンや百歳体操を積極的に推進されていますが、公民館まで歩いていけない方は参加したくても参加できない状況です。主催者などからは、車で迎えに行き参加を促したいが、万一、事故に遭った場合にはその賠償などもあるため、乗せていきたいが乗せることができないとお聞きします。身体機能が弱ったり、車いすでの移動の方にとって移動手段の確保は大変困難なものだと思っております。これは宇城市だけではなく、全国的な問題でもあります。宇城市社会福祉協議会に委託され開催されている地域ケア個別会議や圏域別地域ケア会議でもこの移動支援に対して課題が挙がっていると思っておりますが、市はこの課題をどのように捉えているか御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 高齢者や身体に障がいを持つ在宅生活者にとって、買い物や通院など日常生活や社会参加を行う中で、身体能力の衰えにより自動車の運転を控えるようになった方や公共交通が豊富でない地域に住んでいる方は、家族などの協力者が不在の場合、移動手段の確保は大きな課題であるというふうに認識をしています。

本市は、地域包括支援センターへの委託事業である地域ケア会議推進事業において、介護保険を利用する高齢者等の心身の状態や生活環境の把握を行う介護支援専門員等が抱える個別事例を、医療・介護等の専門職をはじめとした多職種が協働して検討することにより、個別課題の解決とともに地域課題の洗い出しを行っております。

令和6年度に開催されました地域ケア会議においては、運転免許証返納後の移動手段の確保やタクシー等の利用に伴う経済的負担などが、大きな課題として挙げられています。

障がい者の移動支援についてですが、制度上の対象者や利用目的の範囲が決めら

れており、通勤・通学、日常的な食材等の買い物などでの移動が支援の対象外となるなど、社会生活上、必要不可欠な外出のみに限定されている点が課題となっています。加えて、ガイドヘルパーの不足やバスの便数の減少、駅のバリアフリー環境の未整備など、公共交通機関を利用しづらい環境となっております。

また、費用の面から対象範囲の拡大が難しく、社会参加の機会が十分に確保できていないことも課題となっております。さらには、福祉有償サービスについても市内事業者が限定されており、多様化するニーズに制度や供給が追いついていないような状況となっております。

これまで本市では、高齢者福祉においては地域全体で高齢者の生活を支える仕組みである生活支援体制整備事業により、主に、在宅高齢者へ届けるサービスを推進してまいりましたが、移動に関する支援事業については、必要性は十分理解はしておりますが、サービス提供に係る財源と人材の確保等の課題により、積極的な事業展開にまでは至っていないのが現状でございます。

○4番（四海公貴君） 行政が支援できる範囲は、財政上、平等性の点から見ても限られていることは十分理解できます。地域やその方の置かれている環境でニーズも違うため、1つの施策で全てがうまくいくことはないと思われやすいと思います。ここで、モニターをお願いします。先日、菊池市に福祉車両のカーシェア事業がスタートしたということで、菊池市の担当部署へ連絡をし、視察をさせていただきました。菊池市と熊本ダイハツ販売株式会社には、議会で取り上げる許可は得ております。菊池市も宇城市と同様の社会課題があるということで、市役所敷地内に福祉車両のカーシェア拠点を設置されました。この事業で菊池市は市役所敷地を無償提供し、熊本ダイハツ販売が全ての管理運営をされているということでした。また、災害時には市役所で優先的に車両を使用できる覚書も取り交わされているということで、そこで市役所敷地を無償で提供されているものだと推察いたします。先日、パンフレットを担当部署にお渡しさせていただきましたので、お調べいただいたのではないかと思います。本市に導入が検討できる事業だと思いますが、どのようにお考えか御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 議員御提案の事業は、自治体と自動車販売事業者及び保険事業者の3者が連携し、足元に少し不安がある方や自動車の乗り降りが円滑にできなくなってきた方への移動支援・外出支援として、自治体が駐車スペースを無償提供し、自動車販売事業者が福祉車両の提供及び燃料・清掃・事故等の対応を行うもので、利用者は専用のアプリで車の予約、鍵の開錠、支払いまでを行う事業であると認識しております。

本事業は、高齢者・身体障がい者の移動支援のほかに観光目的での一般利用や、

自治体と自動車販売事業者が協定を締結することにより、災害時には公用車としての利用も可能であり、事業の利点については十分理解ができます。

なお、本市と自動車販売事業者との協定等につきましては、令和5年度に熊本ダイハツ販売株式会社様と高齢者等の安全な生活と自立支援に関する協定を締結しており、健康安全運転講座の実施、高齢者見守り活動、認知症サポーターの養成などに共に協働で取り組んでおります。

議員御提案の事業については先駆的な取組であり、今後は移動支援に係る民間事業者等からの事業提案があった際には、他の自治体の先行事例を参考に、その効果などについて調査研究を行ってまいります。

- 4番（四海公貴君） 先ほども発言しましたがけれども、1つの施策だけではこの移動支援は達成できないと思います。介護予防の観点からも、外出による行動範囲の拡大は十分に効果があるというふうなエビデンスもございます。様々な支援の1つとして十分検討する価値があると思いますので、是非御検討をよろしくお願ひいたします。1点、菊池市は観光用でも活用したいということで、ちょっと写真を撮り忘れたのですが、助手席が下りてくるタイプの車両を選択されております。福祉車両以外でも使用できるようにされているということでした。宇城市に導入する際も、どのようなタイプにするかは検討する必要があると考えます。

以上で、一般質問を終わります。

- 議長（豊田紀代美君） これで、四海公貴君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

- 議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、大村悟君の発言を許します。

- 14番（大村 悟君） おはようございます。議席番号14番、会派暁の大村悟でございます。前回の第3回定例会での一般質問は8月豪雨の影響でありませんでしたので、今日は6か月ぶりの登壇になります。どうかよろしくお願ひいたします。

まず初めに、ちょっとだけ私の最近の関心事にお付き合いください。「読書ゼロ半数超す」という大きな見出しで、ベネッセコーポレーションが小中高校生や保護者に尋ねた結果が、10月27日の新聞に掲載されました。引用させていただきます。2024年の調査結果ですが、「読書をしない」との回答が52.7%で、10年くらい前の2015年調査時の34.3%と比較すると、1.5倍に増えたとい

う内容でした。さらに詳しく見ていきますと、読書ゼロが小1から小3までが33.6%、小4から小6までが47.7%。中学生が59.8%。高校生が69.8%となっております。上にいくほど読書ゼロ、読書を全くしないという割合が増えているということがはっきり見て取れます。一方、スマートフォンの使用時間は延びており、長いほど本を読む時間が短くなる傾向があるとのことでもありました。この調査は、ベネッセ教育総合研究所と東大社会科学研究所の共同実施で、2015年から継続して調査しておられるということですが、記事の最後には、「読書と学力は関連しており、授業の中で紙や電子の書籍に触れる機会を増やすことが必要だ」という東大名誉教授のコメントも掲載されておりました。現在、宇城市においては、児童生徒1人に1台のタブレットを貸し出し、時代にふさわしい教育環境が整っていることは嬉しく思っているところでありますが、今回紹介しました調査結果は、ある程度宇城市の児童生徒にも同じ傾向があるのではと思いつつながら、宇城市の児童生徒の学力とも関係していきますので、あえて問題提起として紹介させていただきました。まずは、宇城市内の児童生徒についての読書量をつかんであるかもしれない、その読書量をつかむという実態把握から始めていただき、もし、似たような傾向が宇城市にもあるということが分かった場合には、何らかの対策を練っていただきますようお願いしておきます。

それでは議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容、大きくは3点、1つ目として道の駅うき周辺の開発について、2つ目としてふるさと納税について、最後の3つ目が不登校対策についてということで質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目ですが、道の駅うき周辺の開発についてです。その中の小さな1つ目ですが、道の駅うきの現状として、敷地内にあります宇城彩館の来場者数と売上額の推移、それと課題についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 道の駅うきに併設しています農林水産物直売交流施設、いわゆる宇城彩館は、農産物の充実度が評価され、旅行情報誌などが行う県内の直売所人気度調査でも常に上位に位置する本市有数の施設でございます。

まず来場者数は、令和4年度64万人、令和5年度64万8,000人、令和6年度64万2,000人と安定しています。経営を持続していく上で不可欠な要素を備えていると言えます。なお、これらの数値はレジを通過した人数であることから、実際の来場はさらに多いものと見込んでおります。

次に、売上高ですが、令和4年度16億3,700万円、令和5年度が17億500万円、令和6年度17億6,300万円と年々増加傾向にあります。指定管理者であるJA熊本うきが掲げています売上目標20億円を達成するのも間近ではないかと見ています。

まず、道の駅としての課題は、週末の慢性的な駐車場不足により、買い物、休憩の機会のロスが生じている状況があります。

併設する宇城彩館も、施設は築16年が経過し、雨漏りや床塗装の劣化など老朽化に伴う不具合が発生しており、加えて売場面積が不足し、屋外にテントを常設しています。

また、週末に混雑するレジの増設、宅配配送所の動線、発送業務の簡素化など、利便性、効率化にも改善策が必要です。

これらの課題を少しでも解消するため、今年度より中規模改修に向けた基本設計業務に着手しているところであります。

○14番（大村 悟君） 道の駅うき辺りをよく通りかかりますが、そのときに目に入るのが、駐車場には車がいっぱいにぎわっているなどいつも感じております。ここにある宇城彩館は繰り返しになりますが、多くの方から農産物の充実度が高く評価されているとのことでもあります。来場者数がレジ通過者数でお答えいただきましたが、令和4年度が64万人、令和5年度が64万8,000人、令和6年度が64万2,000人、直近3年間を見ていきますと、毎年64万人を超しており、安定した入場者数であるとのことでありました。また、売上高で見えますと、令和4年度が16億3,700万円、令和5年度が17億500万円、令和6年度が17億6,300万円と、こちらも年々増加傾向にあるとのことでありました。また、課題についてもお答えいただきましたが、老朽化によって不具合が発生していること、売場面積が足りないため屋外にテントを常設していることや、利便性や効率化にも改善策が必要と判断されているようでもあります。こういう課題解消のために、本年度から中規模改修に向けた基本設計業務に着手されているとのことでもあります。中規模改修をすることにより、今後ますます宇城彩館が多くの皆様方に慕われていくことを期待したいと思っております。

次に、小さな2つ目の質問に入ります。道の駅うき周辺の開発構想の概略についてお尋ねいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 現在、市では市民所得の増加と人口の維持確保を最優先の課題としております。市経済の規模拡大のためにも、消費と労働の担い手確保、地域の活力維持のため、まずは宅地開発による社会増を目指しているところでございます。

道の駅うきの周辺地域は、九州の大動脈である国道3号に隣接する交通アクセスの良さや市内中心部に近いこと、また近隣に飲食街があることなど、開発には非常に適地と認識をしております。

しかしながら、農業振興地域を有し、農業振興地域整備計画の変更手続が必要で

あること、また、当然ながら地元の合意形成が必要なことなど、克服すべきハードルが多々あります。こういったことから、今後の開発の可能性については研究してまいりたいと考えております。

○14番（大村 悟君） また、繰り返しになりますが、道の駅うきの周辺地域は国道3号に隣接するという交通アクセスの良さや、市内中心部にも近く近隣に飲食街があることなどから、開発には適地との認識があるとのことでありました。しかしながら、実際に開発していくには、農業振興地域整備計画の変更手続が必要であること、地元の合意形成が必要なことなど、克服すべき課題が多くあることから、開発の可能性について今後も研究していくとのことでありました。今後も研究していくということでもありますので、具体的には、開発に関する私の小さな質問（3）から（5）につきましては、今回は質問を取り下げさせていただきます。実際に、今後開発に向けた研究が進んでいきますようお願いをして、次の質問に進みます。

次の大きな2つ目の質問に入りますが、最近のふるさと納税に関して、ルールから外れたとの理由で対象から外された自治体があったり、ふるさと納税額から経費等を差し引いたら赤字の自治体があったりしていますが、宇城市はどういう状況なのかという思いから質問させていただきます。まず、小さな1つ目は、ふるさと納税の寄附額についてお尋ねをいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 本市へのふるさと応援寄附金の状況としましては、令和5年が5億6,654万円余、令和6年が5億8,003万円余でございます。令和元年度から昨年度まで、5億円から6億円前後の寄附額で推移している状況でございます。

○14番（大村 悟君） 直近の2か年についてお答えをいただきました。それによりますと、令和5年が5億6,654万円、令和6年が5億8,003万円ということでありました。遡って令和元年度から見ても、5億円から6億円前後で推移しているとのことでもありました。毎年安定した寄附額があるんだなという印象を持たせていただきました。

次に、小さな2つ目の質問ですが、集まった寄附金の使途についてお尋ねいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） ふるさと応援寄附金の使途としましては、令和5年度が9事業に2,446万円余支出しております。

主な事業としましては、豊野支所に配備をいたしましたマイクロバスの購入に893万円余、不知火美術館・図書館で開催した企画展に369万円余、スポーツ講演会に192万円余などになります。

令和6年度につきましては12事業、8,422万円余支出しております。

主な事業としましては、元寇ゆかりのネットワーク関連事業に1,937万円余、持って楽するマイナンバー活用事業に1,619万円、ふれあいスポーツセンター観覧席設置に1,105万円などになります。

- 14番（大村 悟君） こちらも2年間にわたっての使途を答えていただきました。それによりますと、令和5年度が9事業に2,446万円を支出したと。具体的には、豊野支所に配備のマイクロバスの購入に893万円、不知火美術館・図書館の企画展に369万円、スポーツ講演会に192万円支出されているとのことでありました。同じように令和6年度につきましては、12事業、8,422万円を支出し、主なものを挙げますと、元寇ゆかりのネットワーク関連事業に1,937万円、マイナンバー活用事業に1,619万円、ふれあいスポーツセンター観覧席設置に1,105万円の支出ということでありました。

次の質問に入ります。小さな3つ目の質問は、ふるさと納税参加者分の税収減の状況についてお尋ねいたします。

- 市民部長（岩竹泰治君） 本市に居住している方で、他の自治体へ寄附をする方は、ふるさと納税市場の拡大に比例しまして年々増加しております。

市民税の課税が前年の所得に応じての課税になりますので、ふるさと納税の寄附額とは年度が1年ずれることになります。

したがって、令和5年度のふるさと納税寄附金に対しまして令和6年度の市民税は5,412万円余、令和6年度のふるさと納税寄附金に対しまして令和7年度の市民税は5,987万円余、それぞれ本市から他自治体へ流出しているところでございます。

- 14番（大村 悟君） 宇城市にお住まいで他自治体へ寄附をされる方は、年々増えるということでありました。令和5年度のふるさと納税寄附金に対して令和6年度が5,412万円、令和6年度の納税寄附金に対しては令和7年度は5,987万円の市民税が、本市から他自治体へ流出しているとのことですので、直近2年間では、それぞれの年で5,000万円から6,000万円近くの市民税が、本市から他自治体で流出しているということが分かりました。

次に、小さな4つ目の質問です。先ほど触れましたが、募集費用が基準超過で対象除外された自治体が出ていますが、宇城市の状況はどうであるのかについてお尋ねをいたします。

- 市長政策部次長（田川大輔君） 本市の募集経費につきましては、国が定めた基準である50%を下回っております。募集経費の中にはお礼の品である返礼品も含まれますので、経費を50%に抑えるために返礼品の割合を落としたり、寄附額を上げるなどの対応を行っております。そうした影響もあり、今年度は寄附額が伸び悩んで

いる状況でございます。

いわゆる寄附額の収支の面でいくと、これまで全て黒字でございます。令和6年度を例にいたしますと、寄附額が5億8,000万円余で経費が2億8,491万円余、市民税流出額が5,987万円余で、収支としましては2億3,521万円余の黒字となっており、その額を基金として積み立てております。

- 14番（大村 悟君） 宇城市の募集経費についてですが、国が決めた基準の50%を下回っていると。さらには、収支の面ではこれまで全て黒字だと聞き、安心したところであります。経費のみならず、小さな3番目でお尋ねしました市民税の流出額も加味して計算していただきましたが、令和6年につきましては、寄附額5億8,000万円、経費が2億8,491万円、市民税流出額が5,987万円で、寄附額から今言った経費と市民税流出額を差し引いても、収支としては2億3,521万円となり大きく黒字になっていることが分かります。その額が基金として積み立てられ、その中から先ほどの必要な事業への使途という形で出ていくのだと理解をいたしました。

ふるさと納税に関しての最後、小さな5つ目の質問ですが、ふるさと納税の目標額とPR方法についてお尋ねをいたします。

- 市長政策部次長（田川大輔君） 今年度は、ふるさと納税の募集窓口であるインターネット上のポータルサイト等の運営や受発注を行う中間事業者を、プロポーザルを経て変更しております。そのため、年度当初は引継ぎ等で寄附の受付を停止したことや、先ほどありました基準額が厳格化されたことによる寄附単価の値上げ等の影響で、昨年度に比べて寄附が集まっていない状況にありますが、目標額といたしましては、年度当初に掲げております8億円としております。

また、PR方法につきましては、寄附の申込みの98.8%がインターネット上のポータルサイトによる申込みのため、検索連動型広告に力を入れています。これは検索キーワードに連動して検索結果の上位に表示される課金型の広告になります。

また、イベントとしましては、11月23、24日の3連休の日に、阿蘇くまもと空港内の搭乗手続後に入れる飲食・物販エリアで行っております。

内容としましては、返礼品の試食やチラシ等の配布、カプセルトイを使った抽選会などを行い、観光やビジネスで熊本に訪れた方にPRを行っております。

- 14番（大村 悟君） 今年度は、ふるさと納税の募集窓口であるポータルサイトの運営、受発注を行う中間事業者を変更したので、年度当初は引継ぎ等で寄附の受付の停止があったりした影響で、昨年度と比べたら寄附が集まっていないというお答えもありましたが、それでも目標額は年度当初に掲げた8億円という設定であるということでした。PR方法をお尋ねしましたが、寄附の申込みのほとんどがインタ

ーネットであるために、検索連動型広告に力を入れているとのことであります。先ほど検索連動型広告につきましても発言がありましたが、この言葉は私は初めて聞く言葉でしたので、自分でネットで調べてみましたが、検索エンジンにユーザーが検索したキーワードに連動して表示されていく広告のこととありました。商品やサービスの向上を能動的に探しているユーザーにアプローチできるため、費用対効果が非常に高いのが特徴であるとも書いてありました。利用者がインターネット使用者がほとんどということを見ると、検索連動型広告に力を入れておられるのを納得したところであります。また、熊本空港内でふるさと納税のPRイベントを先月の11月23日と24日に実施したとの紹介をいただきました。PRに係る費用も経費に含まれるということですので、経費を抑えながらのPR活動が要求されるかと思いますが、最終的には少しでも目標額に近づけるようなPR活動を工夫しながら、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

大きな3つ目の質問は、不登校対策についてであります。文部科学省が発表した2024年度問題行動・不登校調査によりますと、不登校の児童生徒数は35万3,970人と12年連続で過去最多を更新したとのことであります。また文部科学省の調査では、校内教育支援センターの設置が2025年6月時点で58.7%であることも公表されております。さらには、オンライン学習での出席扱いについて、不登校児の6割が知らないと、保護者の4人に1人も知らない状況であるとの情報も先月上旬に目にいたしました。不登校児童生徒数が宇城市ではどうなっているのか、教育支援センターの開設数が宇城市ではどうなっているのか、オンライン学習の出席扱い状況が宇城市ではどうであるのか、そういう視点から宇城市を見ればどういう状況であるのかを確認したくて質問させていただきます。

小さな1つ目は、不登校児童生徒数についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 不登校児童生徒数の過去3年間の状況につきましてお答えいたします。

小学校における不登校児童数につきましては、年度末現在での児童数となりますが、令和4年度36人、令和5年度47人、令和6年度57人です。

中学校における不登校生徒数につきましては、小学校同様、年度末現在での生徒数となりますが、令和4年度101人、令和5年度103人、令和6年度104人です。

本市におきましても、不登校児童生徒数は年々増加している状況です。

○**14番（大村 悟君）** 過去3年間の不登校状況についてお答えをいただきました。それによりますと、宇城市においては、小学校は令和4年度は36人、令和5年度は47人、令和6年度が57人と、直近3か年で考えてみますと毎年10人ずつの

増加が見られます。中学校につきましては、令和4年度は101人、令和5年度が103人、令和6年度が104人と、中学校はほんの微増ではありますが、傾向としては小学校同様、増加傾向であると言えるかと思えます。

次の小さな2つ目の質問ですが、最近、家庭でもない、教室でもない、第三の居場所づくりをどうするかとか、不登校児童生徒に対する学びの保障をどうするかという大きな課題がよく話題になっております。そこで、宇城市がそういう課題にどう取り組もうとしているのか把握しておくために、不登校児童生徒の居場所づくりと学びの保障に対する市の考え方と対応についてお尋ねをいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** 本市での不登校の児童生徒が、ただいま報告がありましたように年々増加している現状を踏まえまして、居場所づくりと学びの保障を両輪とする総合的な支援体制の構築を最優先に考え、取り組んでいるところでございます。

具体的には、不知火支所に教育支援センター宇城っ子ネットを開室し、教育相談員による個別指導や心理的サポートを行うとともに、家庭や学校との連携を密にしながら、不登校児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めております。

また、松橋中学校におきましては、校内教育支援センター夢育ルームを設置しまして、学校生活への復学を見据えた小規模な学習支援と居場所の提供を通じて、教室復帰へ向けた個別の移行プランの作成・実施、授業への移行支援などを進めております。

両センターともに、不登校児童生徒が居場所として安心して過ごせると同時に、学びを途切れさせず教室での学習再開へとつなぐ拠点として機能するものと考えております。

今後も、不登校児童生徒が居場所と学びの両方を安定して得られるよう、学校・関係機関との連携を強化し、実態に即した支援の質を高めながら、引き続き、教育委員会としての強い責任感と使命感を持って、地域の子どもたちの成長を支える施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

○**14番（大村 悟君）** 不登校児童生徒が年々増加している現状を踏まえ、居場所づくりと学びの保障を両輪とする総合的な支援体制の構築を最優先に据え、取り組んでいるとの力強いお答えをいただきました。具体的には、不知火支所に教育センターとしての宇城っ子ネット、松橋中学校内に夢育ルームを設置し、居場所として安心して過ごせると同時に、学びを途切れさせず、教室での学習再開へとつなぐ拠点としているとのお答えがあり、安心をしたところであります。最後にということで、不登校児童生徒への対応として、教育委員会としての強い責任と使命を胸に、地域の子どもたちの成長を支える施策を着実に進めていくとの決意を述べていただきました。学校任せにするのではなく、教育委員会としての主体的な取組で、不登校児

童生徒への対応や不登校児童生徒の減少に向けた取組がさらに進みますように、よろしく願いをしておきます。

次に、小さな3つ目の質問に進みます。先ほど不知火支所に教育支援センターとして宇城っ子ネットを開室しているとの話がありました。その不知火支所に設置の教育支援センターの活動状況と利用状況についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 教育支援センター宇城っ子ネットは、週5日、小中学校の開校日に不知火支所3階にて開室しており、不登校児童生徒の学びの場として、学校へ行けない児童生徒を受け入れ、指導を行っております。

見守りや学習指導に加え、週3回の不知火体育館を活用したスポーツやレクリエーション、不知火防災拠点センターでの調理実習など、子どもが楽しく通室しながら集団生活に適応するための取組を行っております。

令和6年度までの現状を踏まえ、本年度より、子どもの学びの場を安定的に運営できる体制を整備するとともに、開室時間の拡大や通室できない子どもへの対応、学校を訪問してのつなぎ支援など、不登校対策の充実を図るため相談員を1人増員し、3人体制で取り組んでいるところです。

宇城っ子ネットの入室許可者数は、11月末現在で小学生6人、中学生13人、合計19人ですが、実際の利用状況としましては、体調やそのときの心境によって通室できない、学校と併用して利用しているなど様々な理由により、入室許可者全員が利用することはなく、開室日は、6人から8人ほどが利用している状況です。

○**14番（大村 悟君）** 不知火支所に開設の宇城っ子ネットでは、学習指導に加え、週3回の不知火体育館を活用したスポーツやレクリエーション、不知火防災拠点センターでの調理実習、集団生活に適用するための取組を行っているとのことでありました。利用状況についてもお尋ねしましたが、入室許可者数は11月末現在で小学生が6人、中学生が13人の合計19人であるそうですが、実際は6人から8人ほどが利用しているとのことでありました。

次の小さな4つ目の質問に進みます。宇城市という広範な地域に対して、教育支援センターが不知火支所に1か所、校内教育支援センターが松橋中学校に1か所という現状であります。宇城市内の他の町や他の中学校にも、少なからず不登校児童生徒が存在することが予測されます。全ての地域に対応できるようにとの観点からの質問になります。教育支援センター設置数拡大についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 不登校児童生徒の居場所づくりにつきましては、教育支援センター宇城っ子ネット及び松橋中学校に設置されております校内教育支援センター夢育ルームを核に取り組んでまいりました。

しかしながら、不登校児童生徒が増加している現状を踏まえますと、拠点数の設

置を単純に増やすだけで解決できるものではなく、地域の実態に即した網羅的で持続可能な支援体制を整えることが必要不可欠であると認識しております。

拠点の拡充につきましては、センターの利用実態や利用頻度、相談件数の推移、学習機会の確保状況、家庭や学校との連携状況、そして児童生徒・保護者の満足度やニーズなど、現行体制の強みと課題を総合的に分析し、検討してまいります。

今後も、保護者・児童生徒・学校現場の声を政策形成に反映させながら、地域全体で不登校児童生徒に寄り添う環境づくりに取り組んでまいります。

○14番（大村 悟君） 拠点の拡充については、センターの利用実態や利用頻度、児童生徒や保護者の満足度やニーズ、課題等を総合的に分析して検討していくとのお答えでありましたが、例えば2月の情報ですが、県内のある自治体では1つの中学校にこれまで校内教育支援センターが1つだけあったが、今年度、別の中学校にも校内教育支援センターを増やし、今後は市内の全ての中学校に段階的に設置していくとの方針を示しておられます。また、先ほどもちょっと触れましたが、2025年6月時点の文部科学省の調査で、空き教室を活用して校内で不登校の児童生徒をサポートする校内教育支援センターを設置するのが58.7%だったということがあります。既に全国の半数以上の6割近くの中学校に校内教育支援センターが増設、開設されているとの状態であります。校内であろうが、校外であろうが、個人的にはできれば校内がいいのかなと思います。宇城市は旧5町から成り立っております。教育支援センターがある町とない町との不平等感が生まれないように、是非工夫をしていってほしいと強く要望しておきます。

最後の小さな5つ目の質問に進みます。オンライン学習で出席扱いとなる制度に対する市の考え方と現状についてお尋ねをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 不登校児童生徒の出席扱いについては、学習機会の確保と健全な成長を両立させるための柔軟かつ適切な運用を基本方針としており、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」等に基づき、全国的な方針や通知の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒が教育支援センターやフリースクールなど学校外の民間機関で支援を受けた場合、または、自宅でICT等を活用して学習を行った場合でも、一定の要件の下で出席扱いが認められるなど、宇城市教育委員会で規定しました不登校児童生徒の出席扱いに係るガイドラインを令和5年2月1日に策定し運用しているところです。

不登校児童生徒のオンライン学習等を通じた出席扱いの取扱いにつきましては、個別の教育機会の確保と学習の継続性を最優先に運用しており、家庭状況を踏まえた適切な判断と、教員・学校・保護者の連携を基盤とした実務運用を実施しています。

出席扱いの適用を単なる出席認定ではなく、学習機会の確保と学びの継続性を確保する支援策の一環として位置付けており、出席扱いを認める際には、児童生徒の状況、保護者と学校の連絡体制、学習計画の妥当性や達成度など、当該児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、自立を助ける上で有効・適切であると総合的に判断できる場合に、学校長が児童生徒の実態に応じて柔軟に判断を行うこととしております。

令和6年度におきまして、出席扱いとして認定しました児童生徒数につきましては、教育支援センター宇城っ子ネット利用者19人、フリースクール等民間施設利用者2人、自宅におけるICT等を活用した学習活動対象者6人という状況です。

今後も、児童生徒一人一人の学習機会の確保を最優先に、全ての児童生徒が安心して学べるよう、学びを諦めない環境づくりに取り組んでまいります。

○14番（大村 悟君） 不登校児童生徒の出席扱いについては、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」等に基づき、さらには宇城市教育委員会で規定した不登校児童生徒の出席扱いに係るガイドラインを運用しているとのことでありました。具体的には、宇城市においても、不登校児童生徒が教育支援センターやフリースクールなど学校外の民間機関で支援を受けた場合や、自宅でICT等を活用して学習を行った場合でも、一定の要件の下で出席扱いが認められるということでもあります。ただし、出席扱いを認める際には、条件がいくつかあるようではありますが、適切であると総合的に判断できる場合に、学校長が児童生徒の実態に応じて柔軟に判断をしているということで、令和6年においては出席扱いとして認定したのは、教育支援センター宇城っ子ネット利用者19人、フリースクール等民間施設利用者が2人、自宅におけるICTを活用した学習活動対象者6人という状況もお答えいただきました。このことについても先ほど触れましたとおり、オンライン学習で出席扱いになるという制度があるというのを知らないという児童生徒や保護者が多いという他県の紹介をしましたが、宇城市においても、そういう制度が設けられているとのことですので、その周知の方が抜けることがありませんようによろしくお願いいたします。

今日は、大きくは3つのお尋ねをさせていただきました。執行部の皆様方には、それぞれ簡潔な御答弁をいただきありがとうございました。時間はありますが、これで今日の私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、林田和君の発言を許します。

○1番（林田 和君） 皆さんこんにちは。議席番号1番、会派新志会、林田和です。

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。本日は、大きく7つの質問を予定しております。早速質問に入らせていただきます。

本市では、これまで農業分野と福祉分野が連携し、障がいのある方々の就労支援や社会参加の促進、さらには地域農業の担い手確保を目的とした農福連携の取組を進めております。また、先般の私の一般質問において、本市における農福連携の普及啓発や関係団体とのネットワーク強化を目的とした農福連携シンポジウムの開催を提案したところ、市としても前向きに検討する旨の答弁をいただきました。本市においても農福連携への関心が高まり、推進へ意欲が見られるとのことを大変心強く感じております。国においても、厚生労働省、農林水産省を中心に農福連携を積極的に推進し、令和以降は全国的な取組の広がりとともに、自治体間での先進事例も進んでいます。本市がこの流れを的確に捉え、地域農業と福祉の双方にとって持続可能で実効性のある連携を構築するためには、本市における現状の把握が不可欠です。本市として現在どのような農福連携の事業、取組を実施、その進捗状況をどのように整備されているのかをお尋ねさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 6月定例会において、雇用する側の農業者に障がいを持つ方の農業就労に対する理解を深めていただくこと、農業者と就労継続支援事業所との信頼関係を構築すること、この2点が重要ではないかと申し上げました。

まずは、翌7月に開催された農福連携交流会に参加し、推進を行う職員の意識を高めることから始めております。

また、先月は、県農福連携協議会より講師を招き、認定農業者協議会のうち、不知火・松橋・小川の3支部合同で、障がいを持つ方にも農業ができることの理解を深める研修を行っております。

農福連携は、農業の担い手や後継者の不足、繁忙期の労働力不足、高齢化による労働量の減少などへの対応策の一翼を担うものであります。

今後、さらに農業者に向け発信する機会を増やすなど、認知度を上げる取組を進めたいと考えております。

○1番（林田 和君） 次に、本市の農福連携を推進していく上で重要となる県内外の関係団体との連携について伺います。熊本県においては、農業団体、福祉事業所、行政など多様な主体が参画する熊本県農福連携協議会が設置され、県内の農福連携

を横断的に支えるネットワークとして機能しています。この協議会は、農福連携に関する情報共有、課題解決のための協議、マッチング支援、販路開拓の後押しなど多様な役割を担っており、県全体で取組推進の基盤となっています。また、西日本一帯の広域ネットワークとしてノウフクコンソーシアム西日本が組織化されており、先般、設立式に訪問させていただきました。本日は議長のお許しをいただきまして、資料の配布を行っております。資料1、こちらは、九州東海大学木之内キャンパス長と写真を撮らせていただきました。木之内キャンパス長につきましては、熊本県農福連携協議会、そしてノウフクコンソーシアム西日本の設立にも多大なる寄与をいただいている方でございます。木之内教授とも対話でき、宇城市も農福連携を共に進めてまいりましょうと話を頂戴しました。

そこで、小さな2番目、熊本県農福連携協議会及びノウフクコンソーシアム西日本との今後の関わりについてお尋ねさせていただきます。

○**経済部長（浦田敬介君）** 重ねて申し上げますが、農福連携は、就労が困難な方への支援につながるるとともに、農業分野における労働力不足の解消に寄与するものと期待しているところであります。

しかし、農業者が求める作業内容と障がいのある方の適性を踏まえた作業内容を適切にマッチングするためには、農業と福祉の両方に精通した専門的な知識やノウハウが必要になります。

県農福連携協議会は、相談窓口の設置やコーディネーターの配置を行い、県内の農業者及び福祉事業者のマッチング支援を実践している県内唯一の団体でもあります。

関心を持つ市内の農業者と福祉事業者をつなぐ手法の1つとして、同協議会との連携は大変有効であると考えております。

また、ノウフクコンソーシアム西日本は、本年9月に西日本13都府県の農福連携協議会等が参画して設立された組織であります。

現段階では、市も農業者や福祉事業者への周知・啓発を始めたばかりですので、今後マッチング支援での連携や情報共有など、必要に応じて対応していくことになると考えております。

○**1番（林田 和君）** 是非よろしく願いいたします。

次に、最後の小さな3番目です。防災と農福連携を掛け合わせた新たな取組について伺います。本市では大規模災害の備えとして、非常食の備蓄や地域防災力の強化が求められております。近年、全国では地元産の農産物を活用した防災非常食の開発が進んでおり、特にこれらの非常食の製造工程に福祉事業所が関わることで、農業者、福祉事業所、行政が連携し、障がい者の工賃、賃金向上にも結び付けられ

る農福非常食モデルが注目されています。このモデルは、地域経済の活性化、地産地消、防災力向上という複数の効果を同時に実現できる点で、大変有意義な取組です。資料の2番目を御覧ください。本市においても宇城市産の農産物を活用した防災非常食を開発し、その製造に福祉事業所が関わる仕組みを構築できれば、熊本県内では初めてとなる先駆的な取組となります。本県は農業県であると同時に、地震、豪雨など災害の多い地域でもあります。だからこそ地元産の力を活用し、防災と福祉が連携した本県初モデルを宇城市から発信できれば、県内外にとっても大きな意義を持つと思います。本市として宇城市産の農産物を活用した防災非常食の開発、こうした取組の活用ができないかお尋ねさせていただきます。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市の防災備蓄品につきましては、宇城市備蓄計画に基づき整備を進めております。

食料品については、主食のアルファ米、高齢者用としてアルファ米のおかゆ、粉ミルク、栄養補助食品やビスケット等の簡易食料を備蓄しているところでございます。

備蓄品の購入に当たりましては、保存年限の確保や指定するアレルギー特定原材料を使用していないことなど、必要な条件を定めた上で、保存年限が到来する前に更新を行っております。

これらの調達事務は、宇城市契約事務取扱規則に基づき実施しております。

農福連携によりつくられます食料品につきましては、今後、完成した製品が、本市が求める品質基準であるアレルギー特定原材料28品目を不使用とした商品であれば、宇城市契約事務取扱規則に則って活用することは可能であります。さらに、障害者優先調達推進法の対象となる場合におきましては、優先調達も可能かと考えております。

○1番（林田 和君） 是非、よろしく願いいたします。

次に、大きな2番目をさせていただきます。防犯灯の設置要綱についてお尋ねします。先般、本市の曲野地域におきまして、コンビニ強盗事件が発生しました。発生時は学校が休校になり、安心・安全なまちづくりが必要だと実感した次第です。事件発生当時、朝にオーナー様とお会いさせていただきました。無念で仕方ないと、従業員が無事でよかったと涙ながらに話をされておりました。発生時の状況は、午前3時頃バイクで犯人が現れ、刃物を所持し、カウンターの中まで侵入し、従業員の方へ金銭を要求したとのことでした。犯人は逮捕されましたが、本市住民の不安な声は事件以降も頂戴しております。事件現場周辺から本庁方面へ向かう県道、国道沿いには外灯がない状態でしたが、制度を用いて外灯が設置され、電気代を御負担いただく曲野南区の住民の皆様には感謝申し上げます。また、本市においては外灯

も木柱に設置しているものがあり、早期の更新が急務です。

つきましては、小さな1番目と2番目をまとめて、本市の外灯の設置状況、補助についてお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市の防犯灯につきましては、市が管理する防犯灯と行政区が管理する防犯灯がございます。これまで、老朽化した防犯灯のLED化につきましては、更新に係る費用を市が負担し、その後の維持管理につきましては行政区において実施していただいている経緯がございます。

また、現在、行政区が新規に防犯灯を設置する場合につきましても、設置時の初期費用を市が補助し、設置後の維持管理につきましては行政区にお願いしているところでございます。

現在の防犯灯の設置状況として、市管理の防犯灯につきましては、地区ごとに申し上げますと、三角地区760基、不知火地区132基、松橋地区337基、小川地区348基、豊野地区342基、合計1,919基となっております。

次に、行政区が管理する防犯灯につきましては、これまで市から行政区に移管されたものに加え、補助金を活用して設置されたものを含む累計で、三角地区が809基、不知火地区が972基、松橋地区が1,423基、小川地区が1,045基、豊野地区が638基、合計の4,887基となっております。

なお、行政区管理分につきましては、不要となった防犯灯の届出まではお願いしていないため、現在の実態と一部異なる可能性があります。

次に、防犯灯の設置に対する補助制度につきまして説明いたします。

本補助制度は、行政区における自主的な防犯意識の向上と市民生活の安全確保に資することを目的としております。

主な設置の基準としまして、防犯灯は新規に設置するものが対象で、使用電柱は九州電力株式会社又はN T T株式会社の柱を原則としています。これらが使用できない場合には、耐久性に優れた鉄製等の柱を使用していただきます。

灯具につきましては、原則10ボルトアンペアのLEDを使用し、設置間隔は30メートル以上と定めております。

補助金の額につきましては、灯具取付けに対し、1台当たり3万円を上限額としており、鉄柱を新設した上で灯具を取り付けた場合は、1台当たり8万円を上限額に補助しております。

○1番（林田 和君） 資料3の写真を御覧ください。こちら古保山区にあります外灯です。木も斜めになり倒れることも否めません。本日、ちょっと動画を御準備しておりますのでお願いします。手で押すと動きます。早急に対応が必要なものであるとも判断します。つきましては、古保山区からの要望もあり、本市全体の要綱の見

直しについて、どのようにお考えかお尋ねさせていただきます。

○市民部長（岩竹泰治君） 防犯灯は、地域の安心・安全な暮らしを守るために欠かせない設備であります。

木柱の防犯灯につきましては、経年劣化により、倒壊のおそれがあることは認識しているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、防犯灯の維持管理は、市管理防犯灯以外は行政区に行っているところでございますが、地域の安全確保をより一層推進する観点から、補助制度の見直しについて検討してまいります。

○1番（林田 和君） 是非、よろしくお願いいたします。

次に、大きな3番目に移らせていただきます。近年、全国的に市販薬や処方箋を大量に服用するオーバードーズが非常に深刻な問題となっています。特に、SNSを介した情報の拡散、若者の孤立感やストレスの増加などを背景に、未成年を含む若年層で市販薬の乱用が広がりつつあることが指摘されています。こうした状況は県内でも例外ではなく、県議会においても県内で若年層による医薬品の過剰摂取、オーバードーズが増加傾向にあるとの認識が示されています。さらに問題を深刻化させるのが、薬局やドラッグストアを転々とすれば、一日に複数の店舗で市販薬を買ってしまうという現状です。市販薬購入は基本的に自己申告が中心であり、店舗間で購入履歴を共有する仕組みがないため、若者が意図的に店舗を回れば、短期間に大量の薬を入手することが可能となっています。これは、オーバードーズを助長する大きな要因となり得るものです。オーバードーズは単なる薬の飲みすぎではなく、その背景には心理的、社会的な問題が潜んでいる場合が多く、教育、福祉、医療の観点から総合的な対応が求められる課題であります。本市におけるオーバードーズの現状についてお伺いします。

○保健衛生部長（元田智士君） 国立精神・神経医療研究センターが実施いたしました、全国の高校生4万人以上を対象とする薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021によりますと、過去1年以内に市販薬のオーバードーズを経験した高校生は、全体の1.6%、内訳としまして男性が1.2%、女性が1.7%と推計されております。

宇城広域連合消防本部の令和6年度緊急搬送実績では、宇城市民のオーバードーズによる搬送が12件発生しており、その内訳は、10代が5人、20代が3人、30代が1人、40代が2人、50代が1人となっております。いずれも市販薬又は処方薬の大量摂取によるものであるとの報告を受けております。

保健福祉センターへの相談は現時点では寄せられておりませんが、こうした実態から、本市においても若者を中心に市販薬や処方薬の過量服用に関するリスクが存

在していると認識しているところでございます。

処方薬については、マイナンバーを活用したオンライン資格確認により、医療機関や薬局で処方履歴を確認できる体制が整備されており、過量処方の抑制に寄与しております。さらに、お薬手帳や電子お薬手帳により情報共有が進み、適切な服薬管理につながっております。

市販薬については、厚生労働省の通知に基づき、ドラッグストア等の販売業者は購入者の状況確認を行います。そして、必要に応じて販売を制限する仕組みが設けられております。オーバードーズ防止の重要な措置となっております。

また、薬剤師等を対象とした国の対応マニュアルには、オーバードーズや依存症リスクが疑われる購入者への対応フローが示されており、販売の可否判断や必要な支援につなぐための体制が整えられております。

○1番（林田 和君） 次に、小さな2番目です。オーバードーズを未然に防ぐには、正しい知識の普及と子どもたちや若者の変化に早期に気づく体制づくりが極めて重要です。市販薬であっても、誤った使い方や過剰摂取によって致命的な結果を招く可能性があるという事実を、学校、家庭、地域が共通認識として持つ必要があります。学校現場では、教職員による生徒の変化の早期発見、スクールカウンセラーとの連携などが欠かせません。また、SNS上で広がる誤った情報に触れやすい若年層に対し、より分かりやすく、実態に即した啓発が求められます。加えて家庭では、市販薬の管理方法や子どもとのコミュニケーション、ドラッグストアで安易に大量に購入できてしまう現状への理解など、保護者への啓発も不可欠であります。地域においても、小中学生を取り巻く環境として、薬物乱用に対する危険性の理解を深めることが重要です。本市において、学校、家庭、地域を対象としたオーバードーズ防止の教育や啓発活動について、現在どのような取組をされているのかお尋ねさせていただきます。

○教育部長（舛井貴男君） オーバードーズなど薬物乱用を未然に防ぐためには、正しい知識の普及と子どもたちや若者の変化に早期に気づく体制づくりが必要不可欠であると認識しております。

市内小中学校における薬物乱用防止教育・啓発活動への取組状況につきましてお答えいたします。

小学校における薬物乱用防止に対する教育・啓発活動の取組としまして、体育の授業において、「病気の予防」の中で「薬物乱用の害」について学習しており、特に、心身に及ぼす影響や断り方等について学んでおります。

併せて、県から提供される資料「薬物乱用防止『ダメ。ゼッタイ。』」も活用し、薬物乱用防止教育を推進しているところでございます。

中学校における薬物乱用防止に対する教育・啓発活動の取組といたしまして、保健体育の授業における「健康な生活と病気の予防」の中で、「薬物乱用と健康」について、薬物乱用と薬物依存、社会への影響について実践的に学んでおります。

小中学校ともに、薬剤師や保健師を講師に招き、全国や県内で身近に起こっている事例等も踏まえ、薬物乱用防止教室を実施し、全ての学校において段階的に学習を積み重ねております。

このような取組により、児童生徒が薬物乱用の危険性を正しく理解し、自己の健康と安全を守る力を育むことを目指しています。併せて、学校教育の一環として、薬物乱用防止だけでなく、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題を総合的に解説した啓発教材を小中学生向けに周知する取組を進めております。これにより、段階的・継続的な学びを確保し、児童生徒が適切な判断を下せる力を培うことを目指しております。

また、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携により、児童生徒の心身の変化を早期に把握し、必要に応じて保健師や医療機関に相談できる体制を整えています。

なお、御家庭に対しても、学級懇談会での話し合いや学級・学校通信、保健だより等を通じて啓発を行っています。

家庭と学校が連携して薬物乱用の危険性を理解する機会を共有する仕組みを強化することは、地域の見守り体制の充実にもつながるとの認識の下、家庭教育の場面にも焦点を当てた情報提供も継続しながら、今後も、薬物乱用防止教育の充実と子どもたちの安全・健全な成長を支える取組を進めてまいります。

○1番（林田 和君） オーバードーズは、若者の孤立感や心理的ストレスなど複合的な要因が背景にある問題であり、教育、医療福祉が連携した支援体制は不可欠です。学校での早期発見、医療機関との連携、相談窓口の拡充など、若者が安心して相談できる環境づくりが求められます。本市における支援体制の整備についてお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 本市では、宇城市保健福祉センターを相談体制の中心として位置付け、保健師が相談者の状況を丁寧に把握し、必要に応じて医療機関、県精神保健福祉センター、こどもセンターなどの専門的支援につなぐ仕組みを整えております。これにより、若者が孤立することなく、早期に適切な支援につながる体制を構築しております。

また、県からは、医薬品の過剰摂取による救急搬送では若年者及び女性の事例が多いこと、さらに県精神保健福祉センターには10代、20代からの市販薬や処方薬に関する依存症相談が増加していることが報告されております。本市としましてはこの状況を重く受け止め、学校での早期発見やスクールカウンセラー等による見

守りと、保健福祉センターとの連携強化に取り組んでまいります。

加えて、宇城薬剤師会でもオーバードーズ防止に向けた周知・啓発活動が行われており、本市と連携しながら地域全体で若者を支える体制を進めてまいります。薬局での適正販売についても、県と連携しつつ、安心して相談できる環境の整備に努めています。

さらに、国においては、市販薬の乱用防止を目的とした販売規制の強化が検討されており、県に対しても適正販売の徹底を求める通知が出されているところです。

本市としましても、これら国県の動きと歩調を合わせながら、若者が安心して相談できる支援体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

○1番（林田 和君） 引き続き、オーバードーズへの支援よろしく願いいたします。

では次に、大きな4番目です。緊急避妊薬は、望まない妊娠の防止や女性の心身の負担軽減において、極めて重要な役割を果たす医薬品であります。近年、国においては、長い議論と検証を経て薬剤師が緊急避妊薬を取り扱える体制が整えられ、薬局での入手環境が大きく前進したところであります。また、薬局での取扱いに際しては、適正使用の観点から薬剤師の面前で服用することが求められており、これは誤用の防止や適切な服薬指導、健康状態の確認等を行うための重要な仕組みであります。なお、本緊急避妊薬の採用基準につきましても、薬剤師が必要に応じて説明することとされており、利用者が正しい知識を持った上で服用できるように配慮されています。本日お配りしております資料4の方に、緊急避妊薬の作用基準を載せております。主に、上段から4段目の卵巣ホルモンというところで、プロゲステロンというホルモンを調整することで着床しにくい状態にするということがこの薬の作用となります。本市としても、女性の健康と尊厳を守るための支援体制や関係機関との連携が重要であると考えます。本市における緊急避妊薬へのアクセス支援、医療機関との連携、相談体制について、どのような取組を進めているのかお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 本市では、緊急避妊薬への速やかなアクセスが、女性の健康を守る上で極めて重要であると認識しております。

国において、薬局で薬剤師による対面での服用指導や適正使用の確認が行われ、販売する体制が整備されたところではございますが、現在のところ宇城市内では、いつでもすぐに薬局やドラッグストアで入手できるという環境にはありません。また、保健福祉センターへの相談は今のところあっていない状況です。

しかし、必要な場合には医療機関や相談窓口と連携し、速やかに支援につなげる体制を整えているところです。

市内の医療機関では、松橋レディースクリニックが24時間体制で相談に応じら

れており、必要に応じ受診していただき緊急避妊薬を処方するという流れになっております。

また、性被害を含む緊急性の高い事案については、県の性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとや医療機関、警察との連携の下、相談者が必要な支援につながるよう保健師が支援調整を行うことができます。さらに、必要に応じて、精神面のケアや関係機関につなぐ体制も整えております。

今後も市としましては、女性の尊厳と健康を守るため、関係機関との連携をさらに強化し、必要とする方が適切な支援を受けられる環境づくりを進めてまいります。

○1番（林田 和君） 緊急避妊薬の必要性が生じる背景には、若者の性に関する知識不足や相談しづらい環境が影響している場合があります。学校現場では、正しい性の知識の提供、包括的な性教育の充実が求められます。また、家庭や地域で若者が安心して相談できる体制づくりも重要です。実際に、とある親御さんからは、こういった薬があること自体を知らなかった、もっと早く知りたかった、きちんと教えてほしいという声もあり、保護者への情報提供、啓発の必要性も改めて認識するところであります。さらに緊急避妊薬はホルモンバランスを一時的に変化させることで着床を防ぐ仕組みがあり、その作用によって体調不良を感じることも正しい知識として伝える必要があります。こうした作用や副反応について、理解が十分でないまま使用すると、若者自身が不安を抱えることにもつながりかねません。本市において、若者や保護者を対象とした性教育の取組、学校や相談窓口との連携体制についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 若者が自己の身体と心を正しく理解し、健やかな人間関係を築く力を身に付けることは極めて重要であり、保護者の理解と協力を得ることが性教育の効果を高める上で必要不可欠であると考えております。

本市では、望まない妊娠の防止や性被害の未然防止のため、小中学校においては、性に関する指導の年間指導計画を作成し、発達段階に応じ、段階的な性教育を行っております。

児童生徒の性に関する個別の相談につきましては、担任又は養護教諭を相談窓口、学校医やスクールカウンセラーと連携した体制づくりを進めています。

また、SNSの影響を受けやすい児童生徒に対して、正確な情報にアクセスできるよう、学校を通じた啓発を行っております。

保護者の方々に対しましても、広報や保健事業の場を活用し、緊急避妊薬の仕組みや副反応の可能性など正しい知識を届ける必要があります。薬の存在や仕組みを知らなかったという保護者の声も踏まえ、家庭内でのコミュニケーションのきっかけとなる情報提供に努めてまいります。

今後、学校、家庭、地域が連携して、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進してまいります。

- 1番（林田 和君） 緊急避妊薬へのアクセスや性教育の充実と併せて、女性の心身の健康を総合的に支える体制づくりも必要です。月経や妊娠、出産、更年期など女性が抱える健康問題等は幅広く、必要なときに適切な支援につながる仕組みが求められます。本市における女性への健康支援や相談体制の連携についてお尋ねします。

- 保健衛生部長（元田智士君） 女性が生涯を通じて直面する健康課題は幅広く、多様な支援が必要となります。本市では、思春期から妊娠・出産、更年期、さらには性被害に関する相談まで、切れ目なく支援できる体制づくりに取り組んでおります。

保健福祉センターでは、保健師による個別相談を随時行っており、必要に応じて医療機関や専門相談窓口へつなぐ役割を担っています。また、こどもセンターとも連携し、心身の不調を抱える女性が適切な支援につながるよう、関係機関との情報共有を図っております。

今後、女性の健康を総合的に支える体制を充実させ、誰もが安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。

- 1番（林田 和君） 相談体制の方を、是非引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、大きな5番目です。近年、全国的に集中豪雨が頻発し、短時間での記録的な豪雨が市街地、農地の双方に深刻な影響を与えています。本市においても、令和7年8月豪雨では、線状降水帯の発生により短時間で大量の豪雨が市内各地に被害をもたらし、道路冠水、農地浸水、住宅地への溢水が確認され、排水能力の限界が明確になりました。また、過去の災害を振り返っても、本市における排水対策の重要性は一層高まっていると言えます。さらに、地域の浸水被害を未然に防ぐ排水対策は、市が主体的に責務を負って取り組むべき極めて重要な行政課題であります。排水路の整備・点検・改善を計画的に進めることは、市民の生命と財産を守る根幹を成すものです。しかしながら住民からは、排水路が細くて大雨のたびにあふれる、草木が繁茂して流れが悪い、市と土地改良区の管理区分が分かりにくいといった声が多く寄せられています。これらの課題を解決するには、市が責務として排水路の現状把握と改善方向を明示する必要が求められます。本市における排水路の整備状況、老朽箇所把握、令和7年8月豪雨で被害が見られた危険区域の認識、そして今後重点的に整備すべき区域について、どのようにお考えかお尋ねします。

- 土木部長（平木恵一君） 土木部では、河川法により管理される準用河川などの法定河川以外の普通河川のことを通称し、水路と呼んでおります。

また、市が所有している水路以外にも地域や個人が所有する水路もありますし、目的に応じまして農業用であったり、工業用であったりと、利用目的が限定される

ものもあります。

議員のお尋ねの排水路は、市が所有するものにあつては、法定外水路に位置付けられます。

法定外公共物である水路は、地方分権一括法で市への譲与をされましたが、地域住民の方々が共同で利用してきた歴史を有することが多く、一種の地域の公有財産としての性格を有していると解されております。それらのことから、管理において簡易的な部分は各行政区にお願いしている状況でありまして、管理台帳もなく、施設の把握も十分と言える状況ではありません。

あふれる水路は、断面を大きくすることで一時的に改善はされますが、局部的な断面拡張の実施により、下流域の被害を助長するような結果を招いてしまう場合があるために、かなりの注意が必要となります。

土砂が堆積していたり、その他の問題を抱える水路に対しては、現地を確認し、必要に応じた適切な維持管理となるようこれからも努めてまいります。

- 1番(林田 和君) 宇城市豊野町寺村口では、過去から排水に関する深刻な課題が繰り返して生じています。まず、令和2年の豪雨災害の際、この地域の排水路は短時間で水位が急激に上昇し、排水能力が追いつかずにあふれる被害が発生しました。しかしながら、その後の対応が十分に進む前に、本年令和7年8月豪雨におきましても、本日お配りしております資料の5番でございますが、同じ寺村口で再び同事案が生じ、地域住民に大きな不安を与える結果となりました。地元住民の方々に伺ったところによれば、寺村口の排水が繰り返しになる大きな要因として、排水管が細く、豪雨時に流入する雨水を十分に排水しきれない構造的制約があることが指摘されています。細い排水管がボトルネックとなり、上流側に水が滞留しやすくなるため、大雨のたびに危険性が高まる状況です。一方で、排水管を単純に大きくすれば問題が解決するわけではなく、排水管の容量を拡大すれば、その下流にあるため池の貯留能力も併せて拡張しなければならないという構造上の問題があります。このように、寺村口は複合的で難しい排水問題を抱える典型的な区域であります。排水課題は寺村口に限らず、本市のほかの地域でも同様に多数報告されていると認識しております。豪雨災害の頻発・激甚化が続く現状を踏まえると、排水対策をより横断的かつ総合的に進めていく体制が必要ではないかと考えます。つきましては(2)、(3)をまとめてお尋ねさせていただきます。

- 土木部長(平木恵一君) 議員の資料にありますとおり、お尋ねの施設は、赤池ため池と呼ばれている施設になると思います。ため池と呼ばれているからには、かつて農業用水の貯水施設であった歴史がございました。しかし、現在はため池としての機能はなく、ため池の底には排水管が設置されておりますが、その管は、国道21

8号を暗きょ管で横断しており、鑑ヶ鼻ため池に流入する水系となっています。

下流側は、申しましたとおりため池であります、農業用のかん水を確保するために常に一定量の貯水がしてあります。ため池の破堤防止の観点からも流入量を制限する必要があります。

これらの要因から、排水管の口径が決定されていると思料しますが、降水量が一定量を超過した際や下流側のため池の水位が一定以上ある場合には、排水不良となり赤池ため池上流部で越水することは、議員お見込みのとおりです。

同じ水でありましても、用水と排水ではその役割が異なるため、なかなか都合よく水位管理を行うことは難しい状況です。

8月の冠水を受けまして、市で赤池ため池の現地調査を行いましたところ、国道を横断する暗きょ管の前面に多少の土砂の堆積が見られました。そのため、流下能力の確保と暗きょ管の閉塞防止のために、呑み口周辺の堆積土の除去をしてみたいと思います。

○1番（林田 和君） 是非よろしく願いいたします。また、この件におきましては、市内において排水対策に特化したプロジェクトチームを結成し、関係部局が連携しながら構造的問題の整理や改善案の立案を行う体制づくりを御検討いただければありがたいなと考えております。

次に、大きな6番目です。資料6、第2期宇城市スポーツ振興計画を御覧ください。このページの赤い線をしているところでございます。本市は、第2期宇城市スポーツ振興計画において、成人のスポーツ実施率50%の達成を目標として掲げており、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進めることが重要な政策課題となっています。しかしながら、働き方の多様化や生活環境の違いなどにより、運動習慣の定着には依然として課題があると指摘されています。市民が無理なく継続してスポーツに参加できる環境整備は、今後ますます重要になると考えます。本市における成人のスポーツ実施率の現状、50%目標達成に向けた進捗状況についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 第2期宇城市スポーツ振興計画は、平成23年に制定されたスポーツ基本法に基づき、本市が目指すスポーツ振興の基本的方向を定める計画で、第2期を令和3年3月に策定しています。

計画の期間は、令和3年度から令和10年度の8年間で、「スポーツで輝くうきうき宇城市」を基本理念として掲げ、基本施策として、生涯スポーツ・レクリエーションの推進、スポーツ施設の整備・充実、スポーツ指導者の育成と組織強化を掲げています。

また、この計画では、各種スポーツ振興の取組により、成人のスポーツ実施率5

0%の達成という数値目標を掲げております。ここで言うスポーツ実施率は、週1回30分以上スポーツを実施する人の割合です。

そのスポーツ実施率50%という数値については、計画策定時の令和2年度に市民アンケート調査が行われ、その結果が39.7%であり、そこから計画期間の8年間で約10%上昇させるものでございます。

スポーツ実施率50%の達成に向けては、これまで計画に基づき、市民が主体的にスポーツに親しめるよう、各種スポーツ大会・教室の開催やニュースポーツの普及、施設の整備・充実、スポーツ協会等の関係団体との連携強化等、各種スポーツ振興の施策に取り組んできております。

スポーツ実施率の数値は、次回調査予定の令和10年度まで正確には分かりませんが、コロナ禍以降、施設利用者数も増えてきており、スポーツに取り組む市民も増えてきているものと捉えております。

今後とも、生涯を通じて、全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、心身ともに健康で生き生き暮らすことができる市を目指して、スポーツの振興に取り組んでまいります。

○1番（林田 和君） 地域に根ざした総合型スポーツクラブは、年齢や競技種目を問わず、多様な市民が参加できる生涯スポーツの拠点として重要な役割を担っています。しかしながら、会員数の減少、指導者の確保難、施設利用料の負担、運営スタッフの高齢化など、クラブ独自の努力だけでは安定した運営が難しい状況も見られます。資料6の右側の赤丸のところでございますが、本市では第2期宇城市スポーツ振興計画において、総合型地域スポーツクラブの運営安定のための補助を具体的な取組として掲げており、行政が継続して支援する方針を明確にしています。こうした施策は、クラブの持続性を高め、市民がスポーツに親しまれる環境整備に直結する重要なものであります。本市として総合型スポーツクラブの安定運営のために、どのような補助や支援を行っているのかお尋ねします。加えて、指定管理の状況についてもお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市における総合型地域スポーツクラブは、NPO法人不知火クラブ、NPO法人総合型クラブSCC宇城、UKIおがわクラブの3団体があります。令和6年度の状況として会員数及び設置クラブ数は、不知火クラブが263人の18クラブ、SCC宇城が541人の9クラブ、おがわクラブが303人の8クラブとなっています。

この3団体に対し、令和6年度は、運営安定化支援補助金として各50万円を交付しています。また、SCC宇城には、学童スポーツクラブの運営事務事業補助金として180万円を併せて交付しています。

また、社会体育施設において指定管理者制度を導入しているのは、不知火地区体育施設と宇城市松橋総合体育文化センター、通称ウイングまっばせの体育館です。

不知火地区体育施設の契約の相手先は不知火管財株式会社で、委託料は年間3,630万円、ウイングまっばせ体育館の契約の相手先は株式会社オカムラで、委託料は体育館以外も含めまして年間5,791万円です。

○1番（林田 和君） 総合型スポーツの価値を高めるには、行政とクラブが協働し、市民スポーツの魅力や健康づくりの重要性を広く伝えていく普及啓発が欠かせません。資料6の赤丸のところにありますとおり、本市の第2期宇城市スポーツ振興計画においても、総合型地域スポーツクラブとの協働による普及啓発が具体的な取組として掲げられており、クラブが持つ指導力や地域とのつながりをいかした取組を、行政と連携して進める方針が示されています。また、本市においても中学校の部活動がクラブスポーツへ移行することが決まっており、総合型スポーツクラブは地域のスポーツの受け皿として、より重要な役割を担うことが求められます。そのため、行政とクラブの協働体制の強化やクラブ運営の基盤整備は、今後さらに必要になると考えます。本市における総合型スポーツクラブの協働による普及啓発の進め方、そして先進事例の状況についてお伺いします。

○教育部長（舛井貴男君） 市と総合型地域スポーツクラブの協働について、本市の3つの総合型地域スポーツクラブは、各教室のスポーツ活動を通して、地域の子どもから高齢者まで幅広い世代の体力向上や健康づくり、交流の機会を提供する役割を担っております。

一方で市は、スポーツクラブの運営の支援とともに、スポーツ施設を整備し提供するなど、スポーツクラブと市がそれぞれ役割を果たし連携することによって、本市のスポーツ振興が推進され、市民の身近なスポーツ活動の実践につながっております。

また、他市の総合型地域スポーツクラブの取組の事例といたしまして、宇土市におきましては1団体が活動されており、会員数は約900人で、41の教室と7つのクラブチームが設置されております。併せて、市の社会体育施設の指定管理を受けているとともに、学校体育施設における社会体育利用の受付事務も受託されており、スポーツ関係の全般にわたって取り組んでおられます。このため、クラブの予算規模も大きく、職員数も多い状況です。

○1番（林田 和君） 本市には、複数の総合型スポーツクラブが存在していますが、地域ごとに活動規模や運営力に差があり、将来的な持続性や地域のバランスの確保が課題となっています。人口減少や指導者不足、運営スタッフの高齢化などから、クラブ間の連携や統廃合を含めた体制の見直しが避けられない状況にあります。本

市の総合型スポーツクラブの今後の統廃合の方針、そして、指定管理者制度への移行の考えについてどのように検討されているのかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 市内の3つの総合型地域スポーツクラブは、それぞれにおいて地域のスポーツ振興という思いを持って自主的に設立され、地域における生涯スポーツの定着、子どもの健全育成、健康づくりの推進、さらには地域課題の解決等、これまで様々な場面で地域貢献されてきたものと理解しております。

クラブの統廃合につきましては、クラブ自身が決められることであり、市から何も言うことはできませんが、今後とも地域のスポーツ振興のために、継続した取組を期待するところです。

また、社会体育施設の指定管理者制度の導入拡大につきましては、現在のところ特段の検討は行っておりません。今後、指定管理者制度の目的である運営管理コストの削減が見込まれるかどうか、受託者となり得る事業者がいるのかどうかなどにつきまして、見定めていく必要があると考えております。

○**1番（林田 和君）** 統廃合をし、一本化することが望ましいのではないかと一個人考えております。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、大きい7番目でございます。近年、全国各地で鳥インフルエンザや豚熱など家畜伝染病が相次いで発生しております。畜産農家だけでなく、地域経済全体に重大な影響を及ぼす危険性が高まっています。本市には、全国一の保有牛頭数を誇る杉本本店が所在し、こちら3枚目、食肉通信社から許可をいただきまして新聞を出させていただいておりますが、御覧ください。さらに本市及び近隣の美里町には、あか牛の種牛が飼育されていたなど、畜産において非常に重要な地域であります。熊本畜産農業協同組合から許可をいただきまして出させていただいております。過去に使用していた主な種牛ということで、一番下に「隆光重」という赤丸を付けているのと、「幸泉」というものがございます。「隆光重」については小川産です。「幸泉」につきましては松橋産という形になっております。これらの家畜は本市の農業基盤だけでなく、県内畜産全体にも大きな影響力を持つため、家畜伝染病が発生した場合のリスクは、他の自治体以上に重要であると考えます。家畜伝染病予防法では、発生時の迅速かつ的確な初動対応が何より求められ、行政と農家の連携、迅速な情報伝達、現場での判断力が被害拡大防止の鍵となります。本市における家畜伝染病発生時の初動対応、関係機関との情報伝達、そして実地訓練やシミュレーション訓練の実施について、市としてどのように取り組んでいるかを尋ねさせていただきます。

○**経済部長（浦田敬介君）** 近年、全国各地で鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が発生する事例が相次ぎ、本年も10月より北海道をはじめ、新潟県や群馬県で

相当数の家畜が殺処分されています。

万一発生した場合、伝播力の強いウイルスを早期に封じ込めるため、半径10キロメートルに及ぶ移動搬出制限区域を設けなければなりませんので、発生農場に限らず周辺農場も含め、農業経営に与える影響は大きいものと認識しております。

まず、発生時の防疫体制ですが、緊急対応から沈静化するまでの間、全ての指示は県畜産課、中央家畜保健衛生所、宇城地域振興局が担います。市は当該機関と連携して、殺処分された個体の埋却補助、通行車両の消毒などの後方支援を担うこととなります。

市の初動としては、対策本部設置、殺処分開始までに支援センターや現場事務所の開設、後方支援作業の班編成と配置などであります。

次に、情報伝達ですが、通年で中央家畜保健衛生所と宇城地域振興局の主導による防疫に係る連絡体制が構築しており、緊急時用の直通連絡網は共有されております。

さらに、市民の皆様には防災無線、公式ホームページ、SNSを通じて、現場の状況、避難経路や通行規制などを周知し、混乱を生まないように情報の透明性と正確性の確保に努めることとしています。

また、実地訓練の実施状況ですが、初動対応力の強化を目的に、管内市町、JA、宇城地域振興局、宇城警察署、中央家畜保健衛生所、宇城保健所と連携して、演習を行っています。

演習内容は、伝染病の概要と防疫作業の詳細についての座学をはじめ、防疫資材の中継・保管や防疫作業従事者の事前準備、あるいは従事者の休憩や現場の進捗管理などを後方支援する支援センターの運営など、人・物の動きを想定した現場演習に及びます。

林田議員の御指摘のとおり、発生時には迅速かつ的確な初動対応が重要となりますので、臨場感のある演習は欠かせないものであると考えております。

○1番（林田 和君） 家畜伝染病を未然に防ぐ上で重要なのが、農家現場での日常の防疫の徹底です。農家に対する防疫啓発、飼養衛生管理基準の周知、高齢農家へのフォロー体制などについて、現在どのような取組をされているのかお伺いさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 畜産農家に対する防疫の啓発については、市と中央家畜保健衛生所で、毎年、畜舎を巡回訪問し、防疫に関する最新情報の提供を行っています。

また、この巡回訪問時において、衛生管理区域、消毒設備など施設の配置、衛生管理の実施状況や立入記録、飼養家畜の健康観察の実施状況などを飼養衛生管理基

準に照らして確認を行い、是正が必要な場合は指導を行うなど、防疫対策に関する正しい理解と改善を求めています。

今後はさらに、訪問を行った際には相談に応じるなど、防疫体制強化に取り組む畜産農家に寄り添い、国庫負担の事業が取り組めるよう支援を行っていきたいと考えております。

○1番（林田 和君） 家畜伝染病が大量に発生した場合、最も大きな課題となるのが、大量の家畜をいかに迅速かつ安全に処理するかという点であります。もし大規模に発生した場合、迅速な対応を取るための埋却地の候補の確保、消毒ポイントの設置体制、搬送ルートを検討など、非常時に備えた準備が不可欠です。これらの点についてお伺いさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 家畜伝染病が発生した際は、そのまん延を防ぐため、殺処分後72時間以内の埋却が義務付けられております。

家畜伝染予防法では、埋却地の確保は、家畜の所有者、つまり畜産農家がすべきところですが、畜産農家だけでは土地の準備を行うことは困難であるため、県が埋却に必要となる場合に備えた土地の確保に関する情報の提供、助言、あるいは指導等の必要措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

このため、先ほど申し上げました巡回訪問時に、埋却地や仮置き場などの位置確認や支障物の有無、埋却地を補完する土地の確保など、畜産農家からの相談も含めて聞き取り調査が行われております。

また、埋設に対しても重機により掘削を必要とすることから、発生場所までの重機の搬入の経路や畜舎内の作業スペースなどの確認が併せて行われております。

議員の御指摘のとおり、非常時に備えた準備が重要となりますので、今後も県及び畜産農家と連携を密にして情報の共有を行い、伝染病の発生における防疫体制の強化につなげていかなければならないと考えております。

○1番（林田 和君） ありがとうございます。家畜の伝染病はいつ起こるか分かりません。周期的なものもあります。是非、こういった訓練をしていただければというところがございます。

駆け足になり大変申し訳ございませんでした。以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、林田和君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、坂下勳君の発言を許します。

○13番（坂下 勳君） 改めましてこんにちは。13番、彩里、坂下です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問をさせていただきます。

8月10日から11日未明にかけての集中豪雨により被害を受けられた方々に、衷心よりお見舞いを申し上げます。我が国は、繰り返し地震や風水害などの災害に見舞われ、いつでもどこでも大きな自然災害が生じるおそれがあります。幸いにも今年、熊本県では台風の上陸はありませんでした。災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災対策を推進するとともに、一人一人が避難、救助、応急救護等の防災に関する知識、技術を身に付け、日頃から家庭の水、食料等の備蓄や家具の転倒防止、早めの避難などの自主防災を心がけることが極めて重要であります。また、防災のための講習会や防災訓練等に積極的に参加し、地域ぐるみ防災体制を確立することが災害による被害の軽減につながると思います。市は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の未然防止、被害の拡大防止、被害者の救護などを円滑に実施しなければなりません。また職員は、防災に関し、知識を深めなければなりません。

そこで、市職員に対する防災知識、役割の任務分担等に関する研修はどのように実施しているかお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 市職員の防災知識の向上につきましては、先月16日に不知火町で開催しましたが、毎年実施しております宇城市総合防災訓練の中で、災害対策本部設置訓練や避難所開設運営訓練を行っております。また、出水期前には熊本県や宇城広域連合消防本部、陸上自衛隊第8師団などの関係機関と連携しながら、豪雨対応訓練を実施し、初動対応力の強化に努めているところです。

また、市民の皆様がネット環境の下で閲覧できる避難所の開設状況や道路通行止めなどの情報が確認できる宇城市防災ポータルサイトの操作研修につきましても、関係課職員を対象に実施しております。

しかしながら、これまでの訓練は一部の職員に限られ、特に、今年8月の豪雨災害では、日頃からの全庁的な研修・訓練の重要性を実感したところです。

災害時は、情報も錯綜し現場が混乱しやすく、対応が後手に回るおそれがあります。そのため、誰が、何を、どのように行うのかといった役割分担を明確にし、職員が業務を十分に把握しておくことが必要であると考えております。

そのために職員が一丸となり、災害対応業務の担当者を個別に割り当て、多種の実践的な訓練・研修を実施し、それが恒常化しなければならないと考えております。

本市地域防災計画に掲げております避難誘導訓練、避難所設置運営訓練、施設における防災訓練に加え、非常招集訓練、通信伝達訓練、初期消火訓練などの充実を図るとともに、大規模災害時には道路の寸断や土砂崩れが要因で、現地確認や人的被害の把握が困難と想定されますので、ドローンの操作訓練や初動対応訓練につきましても取り組んでまいります。

- 13番（坂下 勳君） 避難誘導訓練、避難所設置運営訓練はもとより、非常招集訓練、通信訓練、ドローンの操作訓練や初動対応訓練を実施してください。

突発的な災害に対する参集・配備体制の徹底と応急対策活動の円滑な実施のため、各部で各種対策マニュアル作成はどのように行っているかお尋ねします。

- 市民部長（岩竹泰治君） 本市地域総合防災計画では11の対策部を設置し、それぞれに事務分掌と役割を定めております。各対策部では、この計画を基礎に、必要な業務内容を整理し、一部の対策部では運営マニュアル等を作成しているところです。

今後は、災害発生時には、全職員が自分の役割を認識し、ちゅうちょすることなく行動が取れるよう、マニュアルの整備や見直しを継続的に行い、配備体制の確立と応急対策活動の円滑な実施につなげてまいります。

- 13番（坂下 勳君） 配備体制の確立と応急対策活動の円滑な実施につなげていくためにも、宇城市地域防災計画の中で風水害等応急対策計画と震災対応対策計画で職員の動員配備基準を周知徹底し、迅速な初動警戒体制を確立できるよう職員に周知徹底してください。

住民等に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災ハザードマップ、ビデオ・映画の上映等を利用して、正しい知識の普及に努め、災害知識の普及に当たり、高齢者、乳幼児、障がい者等への広報に十分配慮するとともに、外灯や避難所周辺への標識設置によるリアルハザードマップなどの分かりやすい広報資料の作成などがありますが、本市は、住民に対する防災意識の普及はどのように実施しているかお尋ねします。

- 市民部長（岩竹泰治君） 市民の皆様への防災知識の普及につきましては、広報紙において年に1回、防災に関する特集を掲載し、防災に対し関心を高めていただくよう取り組んでおります。

また、自主防災組織等を対象とした出前講座や行政区や市消防団、民生委員・児童委員と連携した安否確認訓練などを実施し、地域における防災力向上に努めているところです。

今後も宇城市総合防災訓練、広報紙、ホームページ、メール配信等を活用するとともに、熊本県、宇城広域連合消防本部、宇城市防災士会など関係団体と連携し、市民の皆様への防災力向上に努めてまいります。

○13番（坂下 勳君） 市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の未然防止、被害の拡大防止、被災者の救助などを円滑に実施するためにも、消防本部、防災士会、自主防災組織と連携し、防災知識の普及啓発に努めてください。

次にいきます。不知火温泉センターは、令和7年10月4日に旧不知火町、商工会、農業協同組合、漁業協同組合などが出資をして、不知火温泉有限会社が設立されました。道の駅は、平成5年から国の認可が始まり、2025年現在で1,230か所が認可されております。県下では、大津道の駅に次いで2番目に、全国で初めて温泉付きの道の駅としてオープンしました。現在は、新型コロナ拡大により入湯者が減少し、令和2年4月20日から温泉館とレストランは休館して、物産館はアグリパーク豊野不知火店として、令和3年2月5日より営業している状況です。経済部商工観光課は不知火温泉ふるさと交流センターの利活用に関するサウンディング型市場調査をされていると聞きますが、どのような調査かお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 不知火温泉の一時閉鎖後、前年度まで個別に事業承継について民間事業者に打診してきましたが、最終的には企画提案型の入札を行うまでには至りませんでした。

今年度に入り、改めて温泉を含めた施設の市場性や実現可能性の把握、アイデア収集、行政だけでは気づきにくい課題や参入意欲、公募条件の整理など、民間事業者と直接対話して提案を求める、いわゆるサウンディング型市場調査を実施したところでございます。

6月に実施要領を公表し、8月中旬から下旬にかけて現地見学会及び説明会を実施、9月下旬には提案が見込まれる事業者とのサウンディングを実施しました。

調査においては、温泉利用に限定せず、施設全体又は一部の利活用について、幅広く意見を求めたところであります。

その結果、現地見学を行った企業5社のうち、最終的に3社から事業提案がございました。提案内容は、A社が、温泉施設部分へのホテル新設、B社が、駐車場部分へのコンビニエンスストア出店、C社が、市の改修費負担と数千万円規模の指定管理料支出を前提とした既存施設での温泉再開といったものであります。

サウンディングの結果につきましては、先月末に市ホームページで公表したばかりでございます。

今後は、これらの結果を精査した上で、不知火町行政区長会へ事前に御説明をし、事業者募集のプロポーザルを実施してまいりたいと考えております。

○13番（坂下 勳君） 現地見学を行った企業が5社、最終的には3社が事業提案を提出したとのことですので、今後、早急な結果を調査した上で、事業者募集のプロポーザルを実施してください。建物は使用しないと傷むものです。早い再開に向け、

全力で進めてください。道の駅は、1993年に当時の建設省によって認定制度が
つくられ、当初103か所でスタートし、道の駅不知火はこのときに認定され、平
成7年にオープンしております。道の駅不知火は歴史的に由緒ある道の駅です。道
の駅不知火のメイン施設として認可を受けた温泉施設は、道の駅不知火の認可の根
拠であり、仮に温泉施設を取り壊すことになれば、道の駅そのものの認可が取り消
されるおそれがあると思います。今後、この道の駅の活性化構想、道の駅のメイン
施設の温泉施設を再生するために、国土交通省はメイン施設の温泉施設を再生させ
る手段を教授すると思いますので、県を通じて国交省と協議をしてはどうかお尋ね
します。

○**経済部長（浦田敬介君）** 道の駅の基本的な機能としては、次の3点を備えることが
求められております。

1点目は、24時間無料で利用できる駐車場及びトイレ等の休憩機能、2点目は、
地域連携施設、3点目は、情報発信施設です。

このうち、地域連携施設については、温泉施設である必要はなく、物産館などが
あれば道の駅としての要件は満たすものとなります。

温泉施設の取壊しについてですが、道の駅は、認可制でなく登録制ですので、現
時点におきまして3つの機能を保持できれば、併設する複合施設の機能変更により
登録が取り消されることは少ないと考えます。

ただし、国の許可自体は不要ですが、所定の変更届の提出が必要となります。

また、県が管理する区域に影響を及ぼす場合には、管理者である県との協議が必
要となります。

御提案の道の駅不知火を活性化させる手段等について、国へアドバイスを求める
ことは、有益だと考えます。

○**13番（坂下 勳君）** できるかできないか、国土交通省に道の駅のメイン施設の温
泉施設を再生させる教授をお願いしてはどうですか。国へアドバイスを求めること
は、部長も有益と思っておられますので、是非県を通じて協議をしてください。皆
さんもお分かりだと思いますけども、国土交通省は今がチャンスだと思います。もう言
わなくても分かっておりますので、チャンスです。お願いいたします。

市民からいろんな要望がありますので、いくつか紹介させていただきます。「私
は、あせもがひどい子どもを持つ母親でしたが、人から不知火温泉はあせもに良い
という話を聞きましたので、子どもと一緒に週1ぐらいのペースで不知火温泉につ
かりに行きました。すると、1年、2年経つうちに、子どものあせもが少なくなっ
ていくのを実感しました。子どもたちのあせも予防から不知火温泉は残してほしい」
また、「毎朝、グラウンドゴルフの練習や大会をやっています。グラウンドゴルフ

が終われば、汗した体で湯につかり、足腰を癒し、その後から大広間での昼食会や成績発表などで、他の地域にない不知火温泉センターがあることに感謝し、誇りに思っておりました。またグラウンドゴルフをしてから湯船につかることは、私たちの健康の秘訣でもあります。どうか解体しないで再開していただきたい」、多くの市民から要望があります。不知火海を臨む露天風呂が人気の潮湯の天然温泉です。神経痛やリウマチ、切り傷などに効果があると言われます。天然温泉は塩化物泉で、なめると塩気と苦みを感じることができます。体の芯からぽかぽかと温まる温泉です。すばらしい温泉が地元にあるのです。道の駅を中心として地域の活性化を図るためにも、市として今後温泉施設の再開をどのように進めていくか。市長、今日初めての答弁ですけれども、よろしく願いいたします。

○市長（末松直洋君） 道の駅不知火の温泉施設が閉館してから、5年が経過いたしました。この間、不知火町行政区長会の皆様方からは、地域全体の活性化に向けて、民間事業者の誘致を積極的に進め、地元の声を反映しながら、かつてのにぎわいを取り戻してほしいという御要望をいただいております。

また、温泉施設の建物が不知火地域のシンボルであること、さらに温泉再開を望む声があることも、十分に承知しております。

しかしながら、公益性の観点から判断し、公設で温泉を運営することは現時点では考えておりません。

今後につきましては、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募る予定としておりますので、温泉に限定することなく、あらゆる可能性を排除せず、できるだけ早期ににぎわいを取り戻せるように取り組んでまいります。

不知火地域、そして半島地域の更なる活性化につながるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

○13番（坂下 勳君） 市長のおっしゃるとおり、公益性の観点から判断し、公設で温泉を再び運営することは難しい。私も住民も公設ではなく、民間で運営できる温泉施設でよいのです。不知火町の温泉施設ではありません、宇城市の温泉です。半島地域の更なる活性化につながるよう、温泉施設の復活を願っています。

本市では、宇城市公共交通計画を平成31年に、人口減少、少子高齢化などの社会的課題を踏まえ策定されました。持続可能な地域公共交通体系の構築を目指し、路線バスや乗合タクシーなどの利便性向上及び運行効率化に取り組まれており、地域公共交通を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和7年度から令和11年度までの計画は、本年3月に作成されております。令和4年度バス運行対策補助金の予算は1億3,975万8,000円で、令和7年度の予算は1億2,881万2,000円です。予算額は減少していますが、バスの便数が減したものです。

そのため住民は、病院への通院及び買い物の不便が目立つようになりました。この状況を市ではどのように考えておられるかお尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 本市の路線バスに対する令和6年度の補助金支出につきましては、議員がおっしゃるとおり、前年度から減少をしております。その主な要因としましては、三角－松橋間、三角－宇土駅間を運行するバスの減便によるものです。これにより、平日は運行本数縮減、日曜・祝日は運行がなくなったことで、沿線に住むバス利用者の方々に通院や買い物で御不便を感じていることは重々理解をしております。しかしながら、令和6年度における市内全路線のバス1便当たりの平均乗車密度は3人となっている現状に加え、バス事業者への慢性的な運転士不足の影響もあり、減便に至った状況でございます。

自家用車以外の移動手段としましては、公共交通網を維持すべきことは認識しているところですが、現代の多様化する生活スタイルや社会環境の変化に合わせた公共交通モードにいかにかシフトしていくか、それぞれの地域に応じた最善策を検討しているところであります。

○13番（坂下 勳君） 急激な環境変化に適応し、持続可能な地域公共交通サービスを将来にわたって確保するためには、地域特性や市民の移動実態、公共交通の利用状況やニーズを総合的に分析し、地域の事情に応じた持続可能な地域公共交通体系の構築を目指し、利便性向上及び運行効率化に取り組んでください。

松橋町を起点として発着していた交通機関の九州産交バスが利用してきた松橋営業所が9月30日、64年の歴史に幕を下ろしました。九州産交バスは、施設の老朽化や利用者の減少などで9月30日で閉鎖されました。松橋営業所の閉鎖と同時に、松橋・宇土エリアと熊本市内を結ぶ直行便も全て廃止され、松橋営業所を発着する3つの路線、砥用線、松合線、宮原鏡線は9月30日以降、発着地点をJR松橋駅に変更されました。また、10月21日より窓口を旧松橋営業所の道向かいにある場所に移転し、松橋販売所として営業しています。松橋駅を起点とするならば、駅周辺に販売所はあるべきではないか。市として交流スペースを有効活用するべきではなかったか。話に聞きますと、当初は松橋駅の1階の交流スペースでの販売所にする予定と聞き及んでいましたが、どういう経緯で旧松橋営業所への移転になったのか。また、松橋駅1階の交流施設に入る検討はされたのかお尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 産交バス松橋販売所につきましては、九州産交旧松橋営業所の道向かいに位置する場所に設置され、10月21日から営業を開始し、通勤・通学用の定期券や高速バス乗車券などを販売しております。

営業所の開設場所については、議員御指摘のとおり、バス路線から外れた場所のため、バス利用者の利便性という観点では改善を要する場所に位置しております。

営業所の設置場所につきましては、産交バスがJR松橋駅地域交流センターを筆頭候補に松橋駅周辺での設置について、関係機関と協議、調整を続けてまいりましたが、現時点での設置は難しく、やむなく現在の場所に販売所を開設するに至ったと聞いております。

しかしながら、産交バスとしましても駅構内あるいは駅近辺にバス事業者の拠点があることで、松橋駅の交通結節点としての機能強化と市民の利便性向上に資すると考えられ、市の考えとも合致するものでございます。

駅構内あるいは駅に可能な限り近いバス路線沿いに販売所を開設することができるよう、市としても引き続き支援をしてまいります。

○13番（坂下 勳君） 駅構内にある、あるいは駅周辺に拠点があることで、駅の交通結節点としての機能強化と市民の利便性につながるために、今後も駅構内あるいは駅周辺での販売所開設に向け、市としても支援を行ってください。

令和7年11月1日現在、本市の人口は5万5,811人です。高齢化率65歳以上ですけれども、人口割合は令和2年に35%になり、25年間で15ポイント上昇している状況です。今後5年先、10年先には高齢化が進み、車の免許返納者が多くなり、乗合タクシーや路線バスを利用する市民が多くなると予想され、乗合タクシーを利用しなければならない地域が増加すると考えられますので、乗合タクシーの地域を増やさなければならなくなり、また、路線バスの利用が多くなるが、路線バスは便数が少ない状況ですので不便さがあります。その場合、三角小中学校、不知火小中学校、豊野小中学校にスクールバスがありますので、地域住民の買い物、通院などにスクールバスの活用を市としてどのように考えておられるかお尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 令和5年度に市が実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、運転免許証の返納意向について調査を行っており、65歳以上の7,384人のうち、「返納するつもりがない」、「返納するつもりはあるが5年以上先、又は未定」と答えた人が全体の78.9%に達しております。

この結果から、公共交通の分野で何も対策をしなくてよいというわけではなく、公共交通を日常生活の中で普段使いしてもらえそうな仕組みを構築する必要があると考えております。

議員が御指摘されたとおり、スクールバスの活用につきましては、減便が続く路線バスの代替手段として検討した経緯がありますが、バス購入時に活用した補助金の目的に合致しないこと、登下校以外の時間帯においては学校行事等でスクールバスを活用することもあり、定時定路線運行の路線バスとしての活用が困難な状況であります。さらには、車両を運転する運転士を別途確保する必要があることなど課

題が多く、スクールバスの活用には至っていない状況です。

先ほどの答弁でも触れましたとおり、路線バスについては利用者数の低迷や深刻な運転士不足の影響により減便となったことから、既存バス路線の可能な限りの維持に取り組み、加えて、乗合タクシーの運行区域拡大や各交通機関の相互利用促進に向けた取組を進めることで、市民のニーズに合った公共交通モードへの転換、持続可能な公共交通体系の構築を図ってまいります。

- 13番（坂下 勳君） スクールバスは、主に児童や生徒が学校へ通学するために運行されるわけです。ただし、地方においては住民の交通手段確保のため、スクールバスが公共交通機関として地域住民も利用できるよう運用されているケースがあります。先ほどお話がありましたけれども、補助金の早期返済、また朝1回、午後1回の通院と買い物に利用、スクールバス運行会社に委託、また、スクールバスを活用している例として、愛媛県大洲市では路線バス廃止に伴い、スクールバスのルートを延長し地域住民も乗れるようにし、また、スクールバスの運行時間外に同じ車両をコミュニティバスとして地域住民向けに運行する方式です。大洲市ができて本市ができないことはないと思います。是非、今後スクールバスを公共機関として活用できるように、市長、期待しております。

現在、宇城市では令和7年4月から各種スポーツ大会出場賞賜金交付要綱を策定しております。対象者は本市に住所を有し、次のいずれかに該当する者に交付する。ただし、中体連、高校総体等の学校部活動に基づく各種スポーツ大会に児童又は生徒が出場する場合を除く。賞賜金の金額は、1人につき1回8,000円とし、ただし、全国大会を経て上位の大会に出場する場合は、いずれかの1つの大会とし、交付回数は年1回とするとなっています。中学生は、全国中学校体育大会、九州中学校体育大会、熊本県総合体育大会等の大会参加費用の補助がありますが、児童生徒が部活動以外の全国大会に出場した場合は、部活動の大会参加費用の補助がありません。同じ市民でありながら部活動は補助し、クラブ活動は補助がないのは整合性が取れないのではないかと思います。児童生徒が全国大会以上に出場したときは1回8,000円交付しますが、県・九州大会に交付はありません。児童生徒が九州大会、全国大会へ出場する場合は大会参加費用を補助するべきではないか、検討してはかがか質問します。

- 教育部長（舛井貴男君） 本市におきましては、スポーツの振興とスポーツ大会の全国大会以上に出場する個人の栄誉をたたえることを目的に、各種スポーツ大会出場賞賜金を交付しております。

対象は、県の予選又は選考会を経て、全国大会以上の上位大会に選手として出場する者、公共団体又は競技団体が主催する全国大会以上の大会に選手として出場す

る者、国民スポーツ大会公開競技に出場する者のいずれかに該当する市民で、学校部活動に基づく大会出場は除きます。

賞賜金の額は、先ほど議員もおっしゃられましたが、1人につき8,000円で、交付回数は年1回で、出場者の申請に基づき交付しております。

この賞賜金制度の目的は、先に述べましたとおり、全国大会という最高峰の大会に出場するという栄誉をたたえるものであります。努力の結果、九州大会出場をつかまれた場合も非常にすばらしいことと思いますが、現状は、全国大会以上に限らせていただいております。

今後、賞賜金交付の在り方につきましては、市民のスポーツに取り組む意欲と競技力の向上を図る上で、効果的な施策を検討する中で議論してまいりたいと思っております。

○13番（坂下 勳君） 市民のスポーツに取り組む意欲と競技力の向上を図る上で、効果的な施策を検討してください。

中学校部活動が令和9年夏以降に社会体育に移行しますが、本市には、宇城市立中学校生徒の部活動大会参加費用の補助に関する要綱が作成されております。社会体育以降はどのような大会参加補助を考えておられるかお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 宇城市立中学校の生徒が部活動で全国大会等に出場する場合には、宇城市立中学校生徒の部活動大会参加費用の補助に関する要綱に基づき、参加費用に対する補助を行っております。

スポーツ関係では、日本中学校体育連盟が主催する大会には全額補助、日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する大会には、全国大会で参加費用の40%、西日本大会及び九州大会で25%の補助率となっております。

本市における中学校部活動の地域展開は、令和9年夏の開始に向けて、鋭意、制度の検討を行っているところであり、現在のところ、大会に出場し勝利を目指すような、今の部活動活動と同じようなクラブの設置も計画しております。

中学校部活動の地域展開により設置されたクラブの活動により、生徒は、体力や技能の向上を図るほか、人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義も大きいものと考えています。

このため、やる気を持ってクラブの活動に取り組む生徒の支援は必要だと考えております。今後、地域展開の開始に向けて、大会参加補助等の支援制度を検討してまいります。

○13番（坂下 勳君） 令和6年6月から、宇城市立中学校部活動地域移行検討委員会が発足し、現在は、宇城市立中学校部活動地域展開運営協議会で協議されていま

すので、令和9年夏の開始に向け、大会参加補助の支援制度を検討するとのことであるが、スポーツ振興基金があります。スポーツ振興基金は、競技力の水準の向上及びスポーツの裾野の拡大を図る活動に対し、安定的・継続的な助成を行う制度であります。スポーツ振興基金を設立してはどうか。本市の考えをお尋ねし、設立しないときはどのような対策を考えておられるか、市長、教育部長にお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 地方自治体が設置する基金とは、特定の目的や事業のために積立て又は準備しておく資金のことで、それぞれの基金は条例に基づき設置されており、基金の目的に応じて、必要なときに取り崩して使われます。基金があることによって、継続的に安定して事業を進めていく予算を確保することができるものと理解しています。

議員御指摘のスポーツ振興基金について、県内14市の設置状況を見ますと、熊本市、宇土市、八代市、水俣市の4市が設置しており、財源として、寄附金及びその他の収入をもって充てられている状況です。主な事業内容は、全国大会等出場激励金事業、全国大会等出場者の顕彰事業、その他スポーツ振興を図る事業となっています。

本市のスポーツ振興施策は、生涯スポーツ・レクリエーションの推進、スポーツ施設の整備・充実、スポーツ関係団体との連携強化を重点努力事項として各種施策に取り組んでおります。スポーツ振興予算につきましても、必要な施策に適切に配分されているものと考えており、ふるさと応援寄附基金等の財源も活用し、工夫をしながら施策を推進しているところです。

○市長（末松直洋君） スポーツ振興については、先ほど部長が答弁したとおり、今後とも積極的な予算確保に努めてまいります。

○13番（坂下 勳君） 財源の確保としては、国からの交付金などにより助成金の交付、民間企業からの寄附、ふるさと納税からの補填などが考えられます。もう一つ、10月24日、高市首相の所信表明の中で、「給食の無償化についても積み重ねてきた議論を踏まえ、制度設計の議論を進め、安定財源の確保と併せて来年4月から実施します」と表明されましたので、給食の無償化に充てている約2億円の一部を、スポーツ振興基金に充てる方法もあるのではないかと思います。また、熊本市、宇城市に職員が学習できるよう派遣して、スポーツ振興基金設立に向けて努力をしていただきたいと思います。是非、スポーツ振興基金の設立を切に希望しておきます。

最後になります。先ほどもありましたけれども、宇城市は第2期宇城市スポーツ振興計画が令和3年3月に作成されています。基本理念は、市民が主体的にスポーツに親しみ、継続してスポーツ活動を実践できる環境整備を推進し、スポーツによって心身の健康づくりを図ることで、明るく活力のある地域づくりを基本理念とし

ています。推進方策の中のスポーツ施設設備充実で、「市民が安全に安心して利用できる体育施設を提供するたびに、計画的に改修を実施し、今後のスポーツ環境づくり体制を構築します」とあります。計画期間中の中間であります令和6年度に計画の進捗状況を検討し見直しますとなっています。総合運動公園をはじめ、野球場、硬式のテニスコート建設などをはじめ、社会体育施設の建設、改修など、市民から多くの要望が上がっております。市として第2期宇城市スポーツ振興計画に基づき、スポーツ環境づくりの体制の構築又は進捗状況を検証し見直しをすることとなっておりますので、その結果はどうであったかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 第2期宇城市スポーツ振興計画の進捗状況については、各章の具体的な取組についての検証を行っています。

主なものを挙げますと、大会出場者の支援について、市から全国大会以上の出場者に交付している賞賜金の支出件数が、計画初年度の令和3年度の33件から年々増加し、令和6年度は111件となっています。

また、インターネットを活用したシステムの導入・運用を進めるとしていた施設の利用拡大及び有効活用については、令和3年度から公共施設予約システムを導入し、誰もが気軽に利用できるような体制づくりに取り組んでいます。

施設の管理計画としましては、スポーツ施設も含めた市公共施設全体の計画である宇城市長寿命化計画に基づき、岡岳グラウンド及び不知火グラウンド照明改修工事など、施設の改修工事を進めているところです。全体的な施設の老朽化に伴い、改修が追いつかない部分もございますが、利用者の皆様が安全に安心して施設を利用できるよう、計画的な施設改修に取り組んでおります。

今後とも、市民の皆様の暮らしの中にスポーツが定着し、心身ともに健康で生き生きと暮らすことができる市を目指し、第2期宇城市スポーツ振興計画の方針に従って、スポーツ振興に力を入れてまいります。

○**13番（坂下 勳君）** 確かに施設の改修工事は進んでいますが、老朽化に伴い改修が追いつかないのが現状ではないでしょうか。利用者が安全に安心して施設が利用できるよう、早急な改修に取り組んでください。第2期宇城市スポーツ振興計画が、絵に描いた餅にならないようにしてください。

本市はスポーツが盛んな地域で、野球は特に盛んな地域です。また、プロ野球選手が多く輩出している地域でもあります。しかし、宇城市には硬式野球ができるグラウンドがありません。もちろん公式の試合ができない状況です。非常に残念でなりません。県立高校のグラウンド以外に宇城地区で硬式野球の練習ができるグラウンドは、美里町のB&Gが唯一のグラウンドです。硬式野球の練習ができるグラウンドがない、硬式の大会ができる球場がない現状です。本市としてどのような見解

をお持ちかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 硬式野球を目的に施設を使用する場合は、安全性の観点から、施設の広さや防球ネット等の設備が必要となります。現在、本市が所有する施設において、硬式野球の練習や試合ができる施設はありません。

本市における硬式野球の状況としましては、小川工業高校野球部のほか、ボーイズリーグのクラブチームの1チームが、松橋高校のグラウンドを借りて練習をされていると聞いています。

硬式野球は人気の高い国民的スポーツであり、プロ野球や甲子園などの夢のあるスポーツである一方、高校の部活動を除けば競技人口は少なく、社会体育としてのニーズはさほどございません。

一方で、より安全性の高い軟式野球は、生涯スポーツとして幅広い年代の方が競技されていることから、市としましても、施設環境整備等に取り組んできたところ

です。

○**13番（坂下 勳君）** 九州学院高校出身の村上選手が、中学生の頃、不知火グラウンドで硬式野球の練習をしたいと所属のクラブチームから申入れがありましたが、基準に合わないため美里町のB & Gで練習することになった経緯があります。1つでも2つでもいいですから、整備を進めてください。

さて、リブワーク藤崎台球場は建設から35年以上が経過し、老朽化が進み、プロ野球の試合やキャンプ、野球以外の用途に十分対応できない構造上の問題が指摘されています。また、駐車場が極端に少なく、2026年度中に移転先の公募を始め、交通の便のよい場所を選定すべきとの意見が出ております。リブワーク藤崎台球場は、2029年度には移転整備に取りかかるとしています。そこで、熊本県の中央でJR鹿児島本線の松橋駅、小川駅があります。高速道路のインターチェンジもスマートインターチェンジもありますので、交通の便では宇城市は最適の誘致場所と考えます。宇城市に県営野球場の誘致を本市としてどのように考えておられるかお尋ねします。

○**市長（末松直洋君）** 個人的に野球は私の大好きなスポーツです。本市に硬式野球ができる県営球場ができればよいと私も考えております。

ただ、市政を預かる市長としての立場に立つと、課題が山積しております。県は採算性を踏まえた建設・運営を目指すと考えられていることから、誘致に当たっては地元自治体としての財政負担、アクセス道路などのインフラ整備、用地取得、地元の理解など市として取り組むべき課題は多岐にわたります。

市といたしましても財政規模等も考慮し、まずは人口減少対策と所得向上に向けた事業に全力で注力してまいります。

○13番（坂下 勳君） リブワーク藤崎台球場は、県内球児の聖地であります。九州学院高校出身の村上選手は、「全ての思いが残っている特別な球場だが、新球場ができればプロチームも来やすくなり、熊本が活気づくとの思いは強い」と言っています。また、「藤崎台球場が古くなってきた。将来を担う子どもたちに良い環境をつくってほしい」と、前蒲島県知事に直談判しています。市長としての立場は分かります。野球場が来ることで経済効果が生まれることは間違いありません。いろいろ問題は山積みだと思いますが、市民の声に耳を傾け、市民と共につくり上げていくことをモットーとされている市長だと思います。議会でも、内水対策の遊水池における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会が令和5年に設置され、市民からの要望もたくさんあります。市民から選ばれた市長ですので、是非、誘致の手を挙げてください。よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります

○議長（豊田紀代美君） これで、坂下勳君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後3時11分

第 3 号

1 2 月 3 日 (水)

令和7年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和7年12月3日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悦 嗣 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀代美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木 見 田 洋 一 君
市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 長 岩 井 智 君
保 健 衛 生 部 長 元 田 智 士 君	経 済 部 長 浦 田 敬 介 君
土 木 部 長 平 木 恵 一 君	教 育 部 長 舩 井 貴 男 君

総務部次長	米田年宏君	市長政策部次長	田川大輔君
市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	経済部次長	池田真一君
土木部次長	嶋津吉禮君	教育部次長	山下寛樹君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	松枝邦明君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、5番、河野真理君の発言を許します。

○5番（河野真理君） 皆様おはようございます。議席番号5番、会派暁の河野真理です。一般質問2日目、トップバッターよろしくお願いたします。まずは、8月の豪雨により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので早速質問に入ります。大きく3点、2学期制について、災害時の避難場所について、少子化についてになります。私が小学校、中学校、高校の頃は3学期制で、大学などは前期、後期の2学期制でした。親となり、子どもが小学生に上がるときには、既に宇城市は2学期制になっており、別に何も疑問も持たず2学期制を受け入れていました。周りにも特段気にしている保護者はいなかったように記憶していますが、ここに至るまでにはきっと様々な議論があったのだらうと思います。平成19年から2学期制となっておりますが、経緯をお聞かせください。

○教育部長（舛井貴男君） 宇城市立小中学校におきましては、平成19年度から2学期制を導入しております。

平成19年4月以前は、1年間を3つの学期に分けた3学期制で学習が進められていましたが、3学期制では、各学期終了後に長期休業に入り学習の連続性が途絶える、長期休業前が慌ただしく授業にじっくり取り組めない等の理由で、負担感を軽減することが難しい状況でした。

そのような中、「学びの連続」と「ふれあい」をキーワードに、児童生徒の学力充実と教職員の意識改革や、授業の進め方など教育活動全般を見直すことによる負担感軽減を行うことを目的に、2学期制を導入してきたところです。

本市としましては、2学期制につきましては、ゆとりある授業づくりと長期的な学習指導計画の実現を両立させるための具体的な措置として、また、教育行政の方針と教育現場の実情を踏まえ、学校教育の充実を図るための総合的な施策の1つとして位置付けております。

2学期制の年間日程としましては、宇城市立小中学校管理規則により、前期が4月1日から10月第2月曜日まで、後期が10月第2月曜日の翌日から翌年3月31日までと規定しております。

また、休業日としまして、夏休みが7月21日から8月29日まで、秋休みが10月の第2月曜日の翌日及び翌々日、冬休みが12月25日から翌年1月6日まで、春休みが3月26日から翌年度4月7日までと規定されております。

○5番（河野真理君） 児童生徒の学力の充実と教職員の意識改革、授業の進め方などの負担軽減のために2学期制が導入されたことを理解いたしました。

次の質問のメリット、デメリットという言葉がふさわしいかどうか考えましたが、ほかに思いつきませんでしたので、このような言葉を選んでしまいました。見解をお聞かせください。

○教育部長（舛井貴男君） 2学期制実施のメリットとデメリットにつきまして、現場の声や運用実績に基づく整理としましてお答えさせていただきます。

メリットとしましては、児童生徒の学びの連続性や児童生徒との触れ合いに関するものとして、2学期制を導入することで授業の進め方など教育活動全般を見直すことができ、指導法の工夫改善を行うことができること、長期的視点で学習指導を計画でき、じっくり学べる授業が行われること、時間的なゆとりができることで、これまで以上に児童生徒と触れ合う時間が取れ、きめ細やかな指導と評価ができることなどが挙げられます。

次に、教職員負担軽減に資するものとして、3学期制に比べ、通知表配布が1回減ることにより、通知表作成に係る業務を削減できること、前期の通知表の成績処理や所見等の8割程度は夏季休業中に作成を進めておくことができ、前期終了時に慌ただしく作業に迫られる時間が削減できること、学校によっては、長期休業前に学びの記録として、これまでの単元テストの結果や到達度、個人の課題等をグラフ等に示したものを個別に配布するところもありましたが、単元テスト業者のアプリ等から点数を入力すると自動的に作成されるものを代用している学校もあり、教職員の負担は少なくなっていることなどが挙げられます。

次に、秋休み導入の効果として、教職員の勤務は通常どおりとなりますが、年休の活用の促進や後期の授業準備をじっくりできる期間となっていること、児童生徒にとっても、平日に休みが取れることもあり、学校の年間行事計画にも記載されていることで、秋休み時期に合わせて家族も休みを取り、計画的に家族で触れ合う時間を設定できることなどが挙げられます。

続きまして、デメリットですが、2学期制導入直後は、地域や学校から2学期制導入に対して不安や戸惑いが一部見られましたが、児童生徒の学力保障や授業の遅れ、授業時数の減少、教師と児童生徒との関わりなど、児童生徒側に立った教育という観点からは、デメリットはほとんどありませんでした。

強いて挙げるとすれば、導入直後は、児童生徒の学習や生活の様子を知らせる通

知表の回数が、3回から2回に減るとのことでの不安の声があった点でした。2学期制が定着してきたことにより、そういった声は現在少なくなってきております。

○5番（河野真理君） メリットは先生方の負担軽減、デメリットは子どもたちの学校での様子、成績が知れる通知表が2回となり、保護者は知る機会が1回減ったということですね。これは、デメリットと言えるほどのものではないかと思われます。では、本市の児童生徒の学力についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 令和7年度の全国学力・学習状況調査は、令和7年4月18日に、小学6年生、中学3年生を対象に、国語と算数・数学と3年ごとに実施される理科の3教科で実施されました。

小学校の令和7年度の学力調査の結果といたしましては、国語の平均正答率は68%で、県平均より2ポイント、全国平均より1.2ポイント上回っています。令和6年度におきましても、県平均、全国平均ともに上回る結果でした。令和5年度につきましては、県平均とは同率でしたが、全国平均は下回っております。

算数につきましては、令和7年度の平均正答率は58%で、県平均より3ポイント上回っており、全国平均とは同率となっております。令和6年度は、県平均、全国平均ともに上回る結果でした。令和5年度は、県平均が同率、全国平均は下回っております。

理科につきましては、令和7年度の平均正答率は58%で、県平均より1ポイント、全国平均より0.9ポイント上回っています。3年前に実施されました令和4年度については、県平均、全国平均ともに下回る結果となっております。

続いて、中学校の令和7年度の学力調査の結果につきましては、国語の平均正答率は53%で、県平均とは同率であり、全国平均より1.3ポイント下回っております。令和6年度は、県平均、全国平均ともに下回る結果となっております。令和5年度は、県平均とは同率であり、全国平均より下回っております。

数学につきましては、令和7年度の平均正答率は41%で、県平均より3ポイント、全国平均より7.3ポイント下回っております。令和6年度も、県平均、全国平均ともに下回る結果でした。令和5年度も、県平均、全国平均ともに下回る結果となっております。

理科につきましては、令和7年度は、スコア値での結果となりますが、スコア値は491で、県平均より6ポイント、全国平均より12ポイント下回っております。3年前に実施されました令和4年度につきましては、県平均は同率で、全国平均よりも下回っている結果となっております。

中学生においては、理科同様、英語についても3年ごとに実施されており、令和5年度に実施されています。結果としましては、平均正答率が39%で、県平均よ

り3ポイント、全国平均より6.6ポイント下回っています。

以上、直近3年間の全国学力調査の結果状況となりますが、小学校6年生におきましては、おおむね県平均、国平均を上回る結果となっておりますが、中学3年生におきましては、国語は、国平均を下回っており、数学と理科と英語の3教科については、県平均、国平均ともに下回っている結果となっております。

○5番（河野真理君） 小学生は、令和5年度以降全ての教科でポイントがプラスになっており、よい傾向と思われれます。中学生の国語は国平均を下回り、数学、理科、英語は県平均、国平均ともに下回っており、中学生は心配な状況であります。そこで、他市との比較について問います。他市と申しましても、宇城市の半数近くの生徒は熊本市内の高校に進学していますので、どうしても熊本市と比較してしまいます。他市の生徒も熊本市の高校を目指してくるのでなおさらです。本市では学校によって定期テストの回数がまちまちなのですが、ここは保護者の方々が現状を私に訴えてきた松橋中学校と比較いたします。松橋中学校では、定期テストが年に2回、実力テスト1回です。これは1、2年生で、3年生は定期テストがなく、実力テストを2回、入試対策試験が1回行われております。熊本市内は、ほとんどの中学校が現在も3学期制ですが、通知表は年に2回、10月と3月に配布されるとのことです。通知表は、宇城市と同じ状況です。定期テストは年に4回実施され、定期テスト1、2、3、4と表され、定期テスト1は6月に5教科、2は9月に8教科、3は11月に5教科、1月に実力テスト5教科を挟みまして、定期テスト4は2月に8教科実施されております。また、2年生時には11月末に熊本市学力テストというものも実施されております。このように比較してみると、受験生、受験生の保護者が心配になるのも当然です。このような状況において市としての考えを伺います。

○教育部長（舛井貴男君） まずは、熊本県内14市の学期制運用状況について申し上げます。

学期運用につきましては、各自治体が地域の教育環境や学校運営の実務負担、夏休みの配置、地域行事のスケジュールなどを総合的に勘案して決定しておりますが、宇城市同様2学期制を導入しているのは、荒尾市、玉名市、菊池市、合志市の4市であり、残る9市は3学期制にて運用をされている状況です。また、近隣の美里町も3学期制にて運用をされております。

2学期制を選択する自治体は、学期間の連続性の確保や夏休みの活用方法、教員勤務負担の平準化などを重要視しており、これらの点は、本市と共通の判断軸であると認識しております。

次に、2学期制による定期テスト回数の減少と心配される点につきましては、教

育委員会としましては、定期テストの回数そのものを単純に比較するよりも、評価の質と学習支援の実効性を高めることを第一に考えております。

2学期制だからといって必ずしも定期テストの機会が減るとは限らず、実際には単元テストを核とする評価設計の導入・工夫により、学習の到達度をより適時に把握し、授業改善へつなげることが可能です。

市内中学校ごとに、定期テストの実施回数の違いはありますが、学校現場においては、成績の評価方法を多様な手法で組み合わせる取組が広がっており、単元テストや小テスト、日々の授業評価や提出物、観察・業務評価を含む形成的評価や、進捗のデータ化とフィードバックの充実化を通じて、生徒の理解度をより正確に把握し、必要な支援を迅速に実施できる体制を整えています。

全国的な動向としまして、定期テスト中心の評価から、単元テストを活用した形成的評価の比重を高める動きが進んでいます。単元テストは、学習の到達度を授業内で頻繁に把握でき、早期に課題を把握して適切な指導を行える点で有効性が高いとされており、生徒の学習意欲の維持・向上にも資するとされています。

今後も、国の動向や研究的知見を踏まえつつ、地域の教育実情に即した適切な評価方法を選択・定着させる努力を続けてまいります。また、学習の質を最優先に据えた評価体系の構築を進め、児童生徒が公正かつ納得できる評価を受けられるよう、学校関係者と連携して施策を推進してまいります。

○5番（河野真理君） 単元テストで結果を出している地域、学校もあるようですが、松橋中の単元テストは教科によってはタブレット回答で、選択式の問題なので考えずとも回答できると生徒から聞きました。熊本市内の単元テストは数学のみで、その他の教科は小テストがあり、タブレット回答の教科はないとのことでした。高校入試は筆記試験です。タブレット回答ではありません。そう考えると、やはり定期テストは必要で、試験慣れというものも必要なのではないかと考えます。入試前の共通テストも2年前から2回から1回となり、塾などで模試を受けることができる生徒は試験に慣れることは可能ですが、塾も中学校3年生になると同時にかなり金額が高くなるし、模試もなかなかの金額です。塾に通ったり、模試を受けることが難しい生徒は試験に慣れることができません。この単元テストもいわゆる小テストのようなもので、重みが違うと保護者の方々は言います。単元テストでの復習の充実、学校は保護者に周知済みということですが、保護者は詳しい内容は聞かされておらず、周知はされたかもしれないが納得はしていないとのことでした。

再質問になりますが、松橋中でも何年か前までは年に4回定期テストがあり、そのうち2回は音楽、保健体育、美術等の副教科の試験もあっておりました。その副教科の試験も現在はなくなっていると聞きました。副教科で平均点を上げてくる子

もいたので、そのあたりが内申点の不安もあり、他市はしっかりと副教科も試験を行っている状況でなくなっているのか、また、通知表の成績にはどのように反映させているのか伺います。

○**教育部長（舛井貴男君）** 副教科である音楽・技術・体育・美術の4教科については、こちらも5教科同様、市内中学校ごとに、定期テストの実施回数に違いがあります。また、定期テストを実施していない学校もございます。

定期テストを実施している学校では、テストを通じて知識・技能の定着度も測定いたしますが、定期テストを実施していない学校においても、単元テストや小テスト、日々の授業評価、実技の評価、提出物や作品の評価など、複数の評価手段を組み合わせた総括的評価にてよって行っています。

これにより、学習の過程で培われる技能や態度の成長を、定期的な点数化に偏らずに評価できるよう取り組んでいるところです。

○**5番（河野真理君）** 定期テストを行わず、複数の評価手段を考えなくては行けないと、先生の負担が逆に増えるようにも感じてしまいます。生徒たちの意見を聞きました。テストが少ないことについては、「テストがないから親からのプレッシャーはないけれど、本当にこれで大丈夫なのか不安はある」、「自分がどの位置にいるのか分からないから、希望の高校に行けるか心配」、「美術や音楽が得意だったから残念」など聞かれました。子どもたちも日々一生懸命過ごす中で、勉強について不安を持っている子どもも多くいることを知ってほしいです。今後の課題としまして、学力向上に向けての現在の取組状況、また学力調査結果を踏まえ、今後の取組をどのようにしていくか伺います。

○**教育部長（舛井貴男君）** 本市におきましては、確かな学力の育成を目的としまして、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、これらを活用して課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進しています。

学力向上に向けて、子どもが学びの主体となった授業づくりの充実、各学校の特色をいかした教育課程の編成及び単元デザイン等の工夫、「分かる・楽しい」授業づくりの5つの心得による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「熊本の学び」の推進、英語教育の指導方法の工夫・改善及び国際交流事業等を通じた国際理解教育の充実、適切なICT活用による情報活用能力の育成、誰一人取り残さない学びの保障の推進と学習環境の整備に取り組んでいるところです。

具体的な取組としましては、教職員の資質の向上・児童生徒を学びの主体とする授業力向上を図るために、3人の学校教育審議員が市内全ての小中学校で、授業を参観しながら教職員への指導助言を行っており、児童生徒の学力向上に向けた授業

改善を図る取組を行っています。

また、宇城市内中学3年生の希望者を対象に、受験への学習を通して主体的な学習態度の育成をするため、宇城退職校長会と連携し、8月から12月にかけて数学と英語の2教科を学べるのびのび学習会を開催しています。

そのほか国際理解教育の一環として、平成21年度より1年生から6年生までの全ての学年で英語教育を実施し、21世紀の国際社会に貢献する持続可能な社会の担い手となる児童の育成に取り組んでいます。

また、学校全体のICT活用能力の向上を図るとともに、児童生徒の学びの質を高め、未来を担う人材を育成するために、小中学校にICT支援員を派遣し、ICT機器の操作支援やトラブル対応、活用方法の助言を行い、教職員が円滑にICTを活用できる環境を整え、教職員のICT活用の促進と児童生徒の情報活用能力向上に向けての取組など、学力向上に向けて多角的な取組を行っております。

全国学力調査については、先ほど答弁しましたとおり、小学校においては、おおむね県、全国平均を上回っておりますが、中学校については、県、全国を下回っており、課題を残すところです。

児童生徒の個別の学力テストの結果は、結果票と併せて学習シートが各小中学校に配布されています。その学習シートを活用し、テスト内容を振り返り復習し、苦手なところを補充するなど、学力向上の取組の1つとして各学校の実態に応じた対応をお願いしています。

また、校長会議等でも、これまでの学力テスト結果等を分析し課題となるところや改善策等についてお示しし、各校に学力向上対策について取組をお願いしているところです。

今後も、教育委員会としましては、各校に配備している1人1台のタブレットを活用した各教科における授業の工夫改善の更なる推進、学力テストの結果等をいかした個別学習の充実や基礎・基本の定着を徹底させるための取組等を進め、個別最適な学びを保障する学習支援と全教科の学力向上に全力で努めてまいります。

○5番（河野真理君） 今のIT社会の中、ICTに慣れること、学ぶこと、使いこなすことは必須です。そんな中、宇城市の小中学生は1人1台のタブレットを用いて勉強できる素晴らしい環境を与えられていることに感謝です。中学3年生の希望者を対象に、8月から12月まで数学と英語を学べるのびのび学習会の開催、ありがとうございます。塾に行けない生徒やなかなか学校では質問しにくい生徒さんが、このような場で学べるというのは心強いです。ありがとうございます。私は勉強したくない子どもたちの気持ちも分かりますし、親となり、子どもには私のようにはなっかってほしくなかったので「勉強しなさい」と言ってきました。結局、何歳になっ

ても勉強はしなければならぬし、何歳からだって真剣に取り組めば結果は出ます。やる気次第でしょう。勉強の成績が全てではないということも皆さん御存じだと思います。勉強を学校に、先生に任せっぱなしではいけないと思いますが、先生からまず教わらなければ勉強を理解するのは難しいです。多くの親が子どもに「どうして勉強しなきゃいけないの」と聞かれると思います。知っている方もおられるでしょうが、私はもっと早くにこの一文を知っていたら、子どもたちの成績がもう少しよかったかもしれないと思った一文を紹介します。「何で勉強なんかしなきゃいけないの」と言う子どもの質問に、教師の母はこう答えた。ここに水の入ったコップがあるでしょう。算数を学べば、この中に200ミリリットルの水があると数字で見えるようになり、理科を学べば、この水は水素と酸素からできていることが知れる。社会を学べば、この水がどこから来たのかが分かり、そして世界にはこの水さえ飲むことができない人たちがいることを知れる。美術を学べば、この水の反射をきれいに描くことができるようになり、音楽を学べば、同じコップでも水の量で音が変わることに気づける。技術を学べば、このコップがどんな素材でなぜ漏れないかが分かり、保健体育を学べば、この水がどのようにして健康を支えているかが知れる。道徳を学べば、この水を誰かと分け合う思いやりの大切さを学べて、国語を学べば、ここに書いた全部の意味を正しく理解できるようになり、英語を学べば、この話を世界中の人と分かち合えるようになる。でも、もし何も学ばなかったら、このコップの中にあるのはただの水で終わる。だから勉強するのよ。この世界をただ見ているだけの人生で終わらせないためにね」というすばらしい答えを教えてくださいました。この一文は、教師のお母さんが自分の子どもに伝えた言葉です。先生という職業のお母さんだからこそ、このように的確に伝えられたのでしょうか。やはり先生は偉大です。宇城市の子どもたちがこのように情操教育をしっかりと受け、感受性豊かな子どもに育てられるよう、学力も上がりますよう、先生方のお力添えをどうかよろしくお願いいたします。

次の質問にいきます。2の災害時の避難場所についてです。約4か月前、本市は豪雨災害に見舞われました。先日も久しぶりに緊急地震速報が鳴り、皆さん身構えてドキドキしたことと思います。熊本地震の記憶もまだまだ鮮明に覚えています。高齢者や身体に障がいがある方などの避難は、それぞれの行政区や消防団、社会福祉協議会が把握をされ、つながりを持ち、避難のお手伝いをしてくれるように整備が整っています。しかし、妊婦や乳幼児の避難、また避難所での乳幼児がいる中での避難はどのような現状か伺います。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市地域防災計画に基づき、47か所の指定避難所と21か所の福祉避難所を指定しております。

妊婦や乳幼児がいる家族のための専用避難所は、現在のところ設置しておりません。

災害発生時に避難所を開設する際には、妊婦、乳幼児、障がい者、高齢者などの要配慮者の方々に十分配慮しながら運営するよう努めているところです。

その上で、妊婦や乳幼児を抱える家族につきましては、授乳室、個室空間、衛生環境の整備、空調設備が整っている市内6か所の防災拠点センターへ、まず優先的に避難していただきたいと考えております。

○5番（河野真理君） 現状では、防災センターの避難をお勧めしているということですが、熊本地震のときは避難期間も長くなる世帯もあり、今のように防災センターもありませんでしたので、当初の避難所はなかなかのカオスだったと聞いております。警察OBの方に来てもらったりと、治安もよくないような状況だったと聞きました。

そこで次の質問です。乳幼児がいる御家庭は、避難したくても子どもが泣いて迷惑をかけるのではないかと遠慮されたり、災害時の避難場所は個室や授乳室を利用しても、勝手に入ってきたり、盗撮されたり、性被害に遭う方もいるような話も聞きます。女性、子どもが安心でき、同じ乳幼児がいるような御家庭と協力しながら避難できる避難所を、是非とも本市にも設けていただきたいと思います。保健センターなどでもできるのではないかと考えますが、課題などを伺います。

○市民部長（岩竹泰治君） 現在、妊婦や乳幼児が災害時に安心して避難できる独立した施設を避難所として指定している自治体がございます。

これは、妊娠中や産後の方には特段の配慮が必要であること、また、乳児の泣き声などを気にして一般避難所への避難をためらう家族が安心して過ごせる環境を整えることを目的としたものです。

妊婦や乳幼児がいる家族が安心して避難できる独立した避難所の設置につきましては、専門性を要する施設であることから、いくつかの課題があると認識しております。

本市の既存施設であります宇城市子どもセンターは、妊婦やその家族、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる施設で、避難が長期化するときなどに避難所としての活用が考えられます。しかしながら、その実現のためには環境整備が必要です。また、民間の医療機関や福祉施設等を活用する場合には、平時から利用協定を締結し、受入体制や役割分担を整理しておく必要があります。これらの調整には時間と費用が生じることも課題であります。

これらの課題を踏まえつつ、先進事例を参考にしながら、妊婦や乳幼児を抱える家族が、より安心して避難できる仕組みについて調査研究してまいります。

○5番（河野真理君） 既に導入を始めている他自治体を参考にしながら、是非とも調査研究して前に進めていってもらいたいと思います。

次の質問です。先日、宇城市防災訓練がありました。本年3月に松橋地区民会議で、初めての防災体験フェス、果たして〇〇は本当に使えるのかと、防災センター内の備品や設備が本当に使えるのかを、松橋町内の小学生と民生委員さん、松橋地区民会議のメンバーで松橋西防災センターを利用し、ジップロックでお米を炊いてみたり、牛乳パックを使ってホットドッグをつくったり、西防災センターに常備してあるダンボールベッドを組み立てたり、簡易トイレを組み立てたり、子どもたちとああでもない、こうでもないと楽しみながら避難所運営シミュレーションをしました。しかし、いざ災害があったときには、このように悠長にはしてられません。先日の宇城市総合防災訓練時は、不知火防災センターで行われた避難所開設・運営訓練には余り人が集まらなかったと聞きました。市民それぞれの意識も大事と思います。災害時に避難所のスムーズな運営が可能かどうか伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 市では、熊本地震を教訓としまして、災害の発生時から長期避難までを想定した避難所運営マニュアルを作成しています。

その中で、発災直後は避難所に派遣された市職員がその運営を担当しますが、避難所生活が長期化する場合は避難所運営委員会を設置し、自主防災組織や災害ボランティアなどの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で運営していくよう定めています。また、女性や乳幼児・高齢者などの避難生活を考慮して運営を行う必要があることから、この運営委員会の中に可能な限り女性の参加を促すことも定めています。

先ほど議員から御提案がございました本市で毎年実施している宇城市総合防災訓練では、防災拠点センター内で避難所開設・運営訓練を実施していますが、訓練への参加者が思うように多くはなく、防災拠点センターの設備や災害備蓄品等に対する市民の認知度は高くはないのではないかとこのように感じております。

このため、大規模災害時や避難生活が長期化し避難者の自主運営となった場合、スムーズな活用・運用は容易なことではないというふうに捉えております。

今後は、行政区や自主防災組織と連携し、各地区で防災訓練を行う際には段ボールベッドの組立訓練を取り入れるなど、体験を通して、災害に対する市民意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（河野真理君） 災害が起こらないことが願いですが、近年、災害がない年がないくらい、全国各地どこかで大きな災害が起こるような状況です。常に危機意識を持って、避難が大変なものではなく、当たり前のように運営できる環境づくりも必要です。女性の皆さんの協力もかなり大事と思われまます。今後とも啓発活動のほどよろしく

お願いいたします。

次に、少子化についてお尋ねします。私は、久具で母子推進員をしておりますが、先月赤ちゃん訪問がゼロでした。久具は、世帯数も本市の中では1、2位を争う行政区で、新生児も多いところで母子推進員も2人体制で活動しています。その久具で、先月は赤ちゃん訪問がゼロでした。これには松橋地区の推進員の皆さんも衝撃で、もちろん私たちもかなりのショックを受けました。松橋町内でも任期中1回も活動したことがないという推進員さんもいらっしゃいます。少子化というのはもちろん分かっておりましたが、今まで以上に危機感が募りました。国も少子化を含め人口戦略本部を設置され、今まで以上に対策すると思われ、本市でも何度も質問もされておりますが、いま一度、本市の取組を伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 国の少子化対策は、結婚・出産・子育てを総合的に支援する施策の展開と、仕事と子育てを両立させることのできる環境づくりを柱として進められております。本市においても国の方針と連携しつつ、子育て世帯の生活を安定させ、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備を目指し、様々な取組を行っております。

こどもセンターにおいては、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する誰もが子どもを産み育てることができるような環境整備を行う少子化対策事業としまして、出会いや結婚のきっかけづくりを目的としたくまもと結婚支援センター運営や結婚支援セミナー開催、地域団体が男女の出会いの場を創出することに対して補助を行う結婚チャレンジ事業、結婚・妊娠に伴う経済的負担軽減を目的とした結婚新生活支援事業や一般不妊治療費補助を実施しております。

また、子育て世帯に対しては、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない相談・支援を行う伴走型支援、子育て親子の孤立を防ぎ不安を軽減する地域子育て支援拠点事業や乳児全戸訪問事業、その他、産後ケア事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業を行い、子育ての負担軽減を図るとともに、子育て支援アプリUki星運用において、子育ての情報収集が行いやすい環境づくりを行っております。

ファミリーサポートセンター事業では、利用会員の仕事と育児の両立を社会全体で支援することにより、少子化対策に資するものとなっております。

ほかにも、妊娠・出産・子育ての経済的支援として妊婦のための支援給付事業や出産育児一時金の給付等各種手当の支給、学校給食費の無料化、保育料・副食費の無償化、子ども医療費の18歳未満までの助成等の負担軽減策が行われております。

また、延長保育や放課後児童健全育成事業等の実施や子育てしやすい職場環境づくりの啓発など、仕事と育児の両立に向けての環境づくりに向けた施策、子育て世帯向け住宅取得補助といった住まい補助等も庁内各部署にて実施しております。

これらの事業は、移住・定住や人口増加へも資するものとして行われ、この取組を粘り強く継続していくことが少子化対策へもつながるものと認識しております。

○5番（河野真理君） 様々な支援があり、今の若者がうらやましいほどです。様々な取組、支援が行われている上での本市の出生数等の現状を伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 本市においても全国的な少子化と同様に出生数は長期的に減少傾向にあり、少子化が顕著に進行している状況です。

一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す統計指標である合計特殊出生率の本市の数値は、厚生労働省人口動態保健所・市区町村別統計資料によりますと、平成15年から平成19年の1.51人から、平成25年から平成29年は1.66人と増加をしました。その後、減少傾向となり、平成30年から令和4年では1.62人となっております。

出生数においては、宇城市母子保健統計資料によれば、平成25年に525人であった出生数は、平成29年に439人に減少、平成30年に458人と若干増加をしましたが、その後は減少が続き、昨年、令和6年は314人となっております。

住民基本台帳により人口の推移をみると、平成28年に6万290人だった人口は、令和5年に5万6,948人まで減少し、この間の15歳から49歳の女性の人口割合も17.8%から16.8%と減少しております。

総務省の国勢調査資料より、本市における25歳から44歳の年代別の未婚率の推移を見ると、男女ともに25歳から29歳までの未婚率が高く、令和2年度の25歳から29歳の未婚率は60%を超える数値となっております。

これらのことより、今後も少子化は進行していくものと推測されることから、少子化対策は本市にとっても大きな課題であるというふうに認識しています。

○5番（河野真理君） 内閣府調べによりますと、18歳から34歳の未婚者のうち、いずれ結婚するつもりと結婚意思があるのは、男女とも9割程度で推移しています。では、「なぜ結婚しないのか」を問うたら、男女とも1位は同じで、「適当な相手に巡り合わない」、男性の2位は「まだ必要性を感じない」、3位が「結婚資金が足りない」、4位に「自由や気楽さを失いたくない」となっており、女性の2位は「自由さや気楽さを失いたくない」、3位に「必要性を感じない」、4位に「趣味や娯楽を楽しみたい」との結果でした。この結果を見ると、出会いが少ないのかと考えますが、ひと昔前は携帯もSNSもなく、リアルに出会った中で結婚していたのが、現在はSNS等が発達し、出会う相手・趣味のコミュニティサークルがあったり、結婚相談所アプリがあったり、インスタ等で簡単につながれて知り合う相手が多過ぎて、選択肢が増えすぎて、逆に適当な相手というものが分からなくなっているとも聞きます。必要性と言われれば、確かにとしか言えないのですが、結婚を

そんなふうに考えるのはさびしいですね。先日、宇城市主催の出会いのスタートアップ講座を見学させてもらいました。女性向けセミナーの2回を見学させてもらったのですが、この講座はざっくりいうと、婚活を始める前にちゃんと自分なりの結婚観を持ち、そのことを前もって相手にお知らせし、共感・共有できる人でないとどうせうまくいかないのだから、価値観をすり合わせましょうというような内容でした。見学してみて、若い皆さんはちゃんとしっかりとした結婚観をお持ちで、自分を客観的に見ていて、何も考えずに結婚した自分が恥ずかしくなりました。更なる少子化が予想されておりますが、本市は、今後どのような対策を行っていかれるのかお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 先ほどお答えしましたとおり、人口減少と少子化の進行は持続可能な地域社会の発展に大きく影響する課題であると認識しています。

その対応策としましては、結婚・出産・子育てを支える環境の整備のみならず、地域経済の活性化と安定した就労機会の確保が出生動機の向上に結びつくものだというふうに考えております。

これらを踏まえ、今後の対策は、結婚・出産・子育てを望む方への経済的・制度的支援を確実に受けることができる環境づくりが挙げられます。具体的には、デジタル化によりサービスの利便性を高め、より届きやすいサービス提供を目指してまいります。

次に、保育・子育てサービスの質と利便性の向上が挙げられます。各サービスの受け皿拡充に努めると同時に、その質の向上についての取組を行い、子どもの安心・安全な生活環境の創出と子育ての負担軽減、子育てと就労の両立への取組を進めてまいります。

また、教育・医療・福祉・企業との連携を強化し、出生後も地域で安定した生活が営めるよう、地域力の強化に努めることが挙げられます。各種セミナーや研修、地域・企業とも協働した支援などを通して、地域全体で子育てを行う機運を醸成し、宇城市の魅力向上にもつなげる取組を進めてまいります。

これらの施策については、引き続き全庁的な連携による事業実施を行い、少子化対策から人口の維持・増加へとつなげる施策になるよう効果を検証しながら、粘り強く努めてまいりたいと思います。

○5番（河野真理君） 全庁で協力して本気で取り組まなければ、なかなか人口増加は難しい問題だと思います。まず、若い世代に結婚は悪いものじゃない、負担は半分になり、喜びは倍になると、経験者の皆さんが自信を持ってお伝えしてほしいと思います。それと、先ほども述べたように、若い人はちゃんと結婚したいと思っています。まだ結婚を考えていない若い人と話をすると、行政サービスを何も知らない

人が多いです。若い行政職員さんは当たり前のように知っていて、意外だと思われるかもしれませんが、普通のサラリーマンは知らない人が多いのです。そのこともしっかりと頭に入れてほしいです。結婚が決まった人が初めてゼクシィなど結婚情報誌を見て、結婚するときや子どもが生まれる前後の補助金や支援金があるというのを知ります。その前の段階で様々な支援があるということを知っていれば、結婚の後押しができるのではないかと考えます。宇城広域連合内にありました結婚活動支援センターのよつはが、令和8年2月25日をもって閉所されます。その後は、熊本連携中枢都市圏事業のくまもと出会いサポートセンターK u m a r r y が開所され、そちらに移行するようで、宇城市、宇土市、美里町ではなく、県内幅広くマッチングできるようになると思います。少し残念な気もします。佐賀県武雄市では、市役所内にお結び課という結婚相談の課があり、かなりの実績を上げています。宇城市でもそうなればと思っておりましたが、今後も何かしらの婚活への支援をよろしくお願ひいたします。

最後の質問です。子どもの安全について問います。子どもを巻き込んだ事故や事件が多く聞かれる昨今、産まれてきてくれた大事な命を防げた事故や事件で、一人でも失いたくはないと誰もが思っています。そのような対策の一環での子どもかけこみ110番という防犯フラッグを設置してある店舗やおうちがあります。しかし、この旗がぼろぼろになっているところを見かけます。「何年も前に引き受けたけれど、もう高齢になって役には立たんよ」と言われた高齢者の方もおりました。この現状と今後の方針についてお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 本市では、学校・P T A・地域住民との連携を強化し、通学路における児童生徒の安全確保に努めております。

その活動の1つとして、子どもかけこみ110番防犯フラッグの設置があります。これは学校を通じて市内の住宅や店舗に防犯フラッグを設置し、犯罪の防止と児童生徒の安全確保に努めているものです。令和6年度末におきましては、市内約720か所に設置されており、不審者に遭遇したり、危険を感じた子どもが一時的に避難できる場所として、地域の皆様に御協力をいただいております。

子どもかけこみ110番防犯フラッグの設置については、学校とP T Aが連携して防犯フラッグの必要数を確認し、本市への報告に基づき、本市から学校を通して配布を行っております。

なお、設置協力いただいている方が、高齢等により不安がある場合は、学校へ相談いただければ対応いたします。

今後におきましても学校と連携して地域の実情を把握しながら、子どもかけこみ110番防犯フラッグの設置を継続し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○5番（河野真理君） 地域の宝、日本の宝である子どもたちをしっかりと守っていきましょう。

私の質問に対し、執行部の皆様の丁寧な回答ありがとうございました。師走に入り日没も早くなり、皆さん年末に向けて慌ただしくなっていると思いますが、くれぐれも交通事故や体調には気を付けてください。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、田中美君君の発言を許します。

○7番（田中美君君） 皆さんこんにちは。議席番号7番、会派新志会の田中美君でございます。市民の皆さんの代表として、この議場に立たせていただく重責を改めて感じております。このたび憲政史上初めて、四半世紀にわたって内閣総理大臣になるという高い志を掲げ続けた女性が、ついに総理大臣の座に就かれました。その歩みと姿勢は、国民に深い感銘と新たな希望をもたらすものであります。私自身も来日20年を迎える頃、日本女性財団への投稿をきっかけに、議員になるという志を抱き、以来10年以上その道を歩み続けてまいりました。志を掲げ、歩みを止めない者には必ず道が開ける。今回の総理就任は、そのことを力強く示した歴史的な出来事であると受け止めております。また、一昨日発表された今年の流行語大賞、「働いて働いて働いて」という言葉には、胸が熱くなる思いがいたしました。古来より、「天時地利人和に恵まれ、志ある者は事竟になる」とことわざがあります。私もこの言葉を胸に、政策の充実と改善に誠心誠意努め、市民の皆さんの期待に応えてまいります。本日の一般質問では、市民お一人お一人の力を未来の活力へとつなげる施策、理事者の積極的な御見解を賜りたく存じます。どうぞ前向きな御答弁をお願い申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、大きく5点について質問をさせていただきます。1点目は、合併から20年が経ち、行政区再編との5町一体の宇城市の再構築について、2点目は、全国大会に出場する市民団体や個人に対する奨励金制度について、3点目は、不知火図書館の充実及び指定管理に対する行政評価について、4点目は、戦後80年を迎えるに当たり、高齢化する戦没者遺族への支援

について、5点目は、公共交通インフラ乗合タクシーの見直しについて、通告に基づき一般質問を行います。

大項目1、合併から20年が経ち、行政区再編との5町一体の宇城市の再構築についてに入ります。本市は合併から20年が経過し、行政区再編の計画を進めてこられましたが、その進捗状況は現在どうなっているのか、5町一体の宇城市の再構築という観点からどのように捉えているのか。(1)、(2)併せてお尋ねします。

○総務部長(木見田洋一君) それでは、合併後の行政区再編の状況について申し上げます。

三角町では、当初58行政区が現在では46行政区で12行政区が減っております。不知火町は、43行政区が現在35行政区で8行政区が減っております。また松橋町は、38行政区が37行政区で1行政区が減っている状況です。小川町、豊野町におきましては変動はあっておらず、小川町は46行政区で豊野町は12行政区となります。

5町全体では、合併当初の197行政区が現在176行政区と、21行政区が減っている状況となっております。

これまでの市の取組といたしましては、行政区から相談等があった際や行政区長会議におきまして、行政区統合についての説明を行い、また、令和5年第3回定例会におきましては、行政区の統合を推進するとともに、統合後の行政区の自主的かつ円滑な運営に寄与するため、支援金を交付する予算を議決いただき、支援金制度の活用による行政区統合の推進を図ってまいりました。

支援金制度の周知につきましては、令和5年度、令和6年度に開催されました行政区長代表者連絡会議及び各町の行政区長会議におきまして、支援金交付についての説明を行っているところです。

また、行政区の統合を検討されている行政区長及び行政区の役員の方に対しましての支援金交付についての説明会を開催し、広報うきに行政区統合の推進についての記事を掲載いたしまして、制度の周知を図ってまいったところでございます。

これまで、いくつかの行政区から統合に向けての相談等がございましたが、現在、支援金の交付申請まで至っていない状況となっております。

今後、全国的にも人口減少や少子高齢化が進む中、本市におきましても同様の状況が進行することは避けられないものと推測されまして、地域活力の減退や行政区の運営維持が困難になることが懸念されます。

このような中、地域住民の自治活動が円滑に行われるためには、将来の人口減少を見通した上で、行政区間の格差を是正し、一概には申せませんが人口や世帯数など、一定の規模での行政区を構成する必要があると考えております。

また、地域のつながりや人と人とのコミュニケーションなどに十分配慮しながら、行政区の統合を進めることも重要であると考えております。

各行政区におかれましては、それぞれの歴史、文化そして強い思い入れなど、現状としての課題はあるかとは思いますが、今後も行政区統合の推進・支援を行っていくため、より協議が進めやすい制度づくりについても検討してまいりたいと考えております。

○7番（田中美君） ただいまの部長の答弁からは、行政区再編が現在の5町の枠組みの中での小さな集落の統合にとどまっておられるという、現状維持的な認識を受け取りました。私は4年前の最初の一般質問で、宇城市を1つとする象徴として総花火大会の開催を提案いたしました。しかし、当時の執行部が地域の楽しみの1つを理由に、それを5回に分けて分散開催するという方針を示されました。執行部が宇城市を1つにするという求心力のある大きなビジョンを描くことを避け、地域の分断や既存の枠組みの維持を優先したことを思い出しました。

そこで、改めて伺います。（3）従来の枠組みにとらわれず、市全体の再分配と活性化に向けて、市はどのように調査研究を行っているのか。また、どのようなビジョンを描いているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、総務部の方から、まず5町それぞれの枠組みを超えた行政区の統合についてお答えさせていただきます。

5町の枠組みを超えた行政区の統合については、これから人口減少や少子高齢化が進んでいく中で、地域コミュニティの維持を心配される行政区において、町境や校区をまたいだ行政区との統合を検討されることも考えられます。

統合におきましては、小中学校区、投票区のことなど、様々な課題があると考えられますが、適宜、行政区長の意見も聞きながら、可能性を探っていくことも視野に入れていきたいと考えております。

○市長政策部次長（田川大輔君） それでは、市長政策部の方から将来ビジョンについて答弁させていただきます。

市政運営に当たっては、市の最上位計画としての位置付けにある総合計画に基づき、運営しているところです。市においては第3次となる計画を策定し、今年度から令和14年度までの8年間にわたる行財政運営を行うための市政の基本方針として運用しております。

目指すべき将来都市像につきましては「ここがいい。ともに過ごすまち宇城」を掲げ、本市で暮らす人、働く人、訪れる人、市に関わる多様な人たちと共に過ごすまちを目指し、市の発展につなげることであります。

そして、この将来都市像の実現に向けては4つの基本目標、「こどもの笑顔をつ

くるまち」、「活力ある魅力的なまち」、「住みよく安心できるまち」、「多様な人々の流れをつくるまち」を掲げ、それに沿った各部署の個別計画を運用し、将来都市像の達成につながる好循環を生み出すものとしております。

本計画の策定及び進捗管理につきましては、産官学に加え、金融、労働分野の有識者、そして市民の代表から構成される宇城市総合政策審議会において審議されています。本年度はこれまで2回の審議会を開催しており、本計画の評価方法について御審議していただきました。今後の審議会においては、目指す将来都市像の達成に向けての進捗管理について審議していただく予定となっております。

市としては、審議会により出た評価や意見などを基に、各部署の個別計画や各種事業にいかしていくことで、市の更なる発展につなげてまいります。

○7番（田中美君） 先ほど市長政策部次長からは、宇城市の将来都市像のキーワードである「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」そして2032年までに「ここがいいと選びたくなるようなまち」への転換を目指すという御答弁、一步前進の目標として理解いたしました。市が目指すビジョンの求心力は、私は強い危機感を抱いています。毎年、各種の住みやすいまち、幸福度などランキングを見ていますが、特に感慨深いのは、同じ熊本県に位置する人吉市の躍進です。東洋経済新報社による全国総合住みやすいランキングで、2021年は25位から、昨年は輝く1位、今年は3位へと目覚ましい上昇を遂げました。この両市の将来像を比較すると、我が市が「ちょうどいい」、「ここがいい」を掲げるに対し、人吉市は「新たな価値の創造、次なる挑戦へ、未来協創都市」を掲げています。「ちょうどいい」、「ここがいい」という都市ビジョンが現場の声を拾うと、「ちょうどいい」は現状維持で十分、ひいては、まちづくりの無関心という、ややもすれば意欲や希望がない状態に直結しかねないのではないのでしょうか。過疎化や少子高齢化が進む今、市民のモチベーションや危機意識を本当に高めていると言えるのでしょうか。今年の文化祭の開会セレモニーで、1人の御高齢の先生が「宇城市の市歌が合併から20年たった今、どのくらいの人知って、歌えるのか」と声を荒げるのが、今もなお、私の胸の奥で深く響いています。我が宇城市のテーマソング、神秘の海、緑あふれる山、歴史ある地という強いイメージが込められています。過疎化、少子高齢化の今こそ、従来の枠組みにとらわれず、地域全体の再編や新たな価値創出につながる大胆な戦略が必要だと考えます。そこで私は、行政区再編の支援金を導入しても平行線で進んでいない5町の現状を踏まえ、3ブロック統合を提言します。具体的には、海沿いブロック、山沿いブロック、中央ブロックという明確な役割分担によって、地域資源が集中し、切磋琢磨し、相乗効果が生まれる新たな活気ある宇城市へ、市長の御見解を伺いませんが、次の大項目2に移ります。大項目2、

全国大会に出場する市民団体や個人に対する奨励金制度の見直しについてに入ります。実は、この10月に岐阜県で開催されました全国ねりんピックに、私自身も本市から熊本県代表の一員として参加する機会をいただきました。大会では多くの人との交流ができ、「熊本県宇城市から来ました」と申し上げますと、各地の皆さんから温かい励ましの言葉を頂戴し、大変名誉に感じたところであります。全国の舞台上で交流を深める経験は、生きがいの醸成や地域間交流の促進にもつながり、非常に意義深い活動であると実感しております。その際、市ホームページにて、全国大会以上の大会出場される方を対象に賞賜金を交付している募集案内があるため、喜んで応募いたしました。しかし、本市の奨励金制度はスポーツ分野に限定されており、残念ながら文化系種目は対象外であると説明され、申請ができませんでした。一方、同大会の参加者に伺ったところ、ほとんどの自治体でねりんピックの出場者に対して奨励金の支給が行われており、金額も5,000円から8,000円、おおむね2万円か3万円程度が主流であると確認しました。この事実は、本市が市民の文化・交流活動への支援について、他自治体と比較して立ち遅れていることを浮き彫りにしたと考えております。つきましては、現行制度の現状について伺います。

(1) 全国大会における市の奨励金の対象者、目的、この数年間の支援実績及び内訳についてお尋ねします。

○教育部長(舛井貴男君) スポーツにおける賞賜金についてお答えさせていただきます。

本市においては、スポーツの振興とスポーツ大会の全国大会以上に出場する個人の栄誉をたたえることを目的に、各種スポーツ大会出場賞賜金を交付しております。

対象は、県の予選又は選考会を経て、全国大会以上の上位大会に選手として出場する者、公共団体又は競技団体が主催する全国大会以上の大会に選手として出場する者、国民スポーツ大会公開競技に出場する者のいずれかに該当する市民で、学校部活動に基づく大会出場は除きます。

賞賜金の額は、一人につき8,000円で、交付回数は年1回で、出場者の申請に基づき交付しております。

これまでの実績としまして、直近3年間で申し上げますと、交付件数は令和4年度34件、令和5年度72件、令和6年度111件となっております。新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、全国大会等の開催が増加したことにより、交付は年々増加しております。

令和6年度の交付実績の内訳としましては、111件の交付に対し、高校生以下のジュニアが83件で75%を占めております。また大学生以上のシニアが28件で25%となっております。クラブチームに所属するジュニア層への交付が多い状

況です。

また、種目別に見ますと、ハンドボールが38件と最多で、次いでグラウンドゴルフが14件、野球・空手・バスケット・バレーボールがそれぞれ6件となっております。

○7番（田中美君） スポーツ分野における奨励金交付実績、特にコロナ終息後の交付件数の増加、そして高校生以下のジュニア層への支援に多いという現状は理解いたしました。奨励金制度の目的は、スポーツの振興であると強調されました。

ここで、（2）スポーツに限定している現行制度を見直し、文化系種目も対象とした新たな奨励金制度についてお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） ねんりんピックについてお答えをいたしたいと思います。

ねんりんピックの愛称で親しまれている全国健康福祉祭は、60歳以上の高齢者を中心として、ゲートボール、卓球、テニスなどの各種スポーツ競技、美術展、音楽文化祭などの文化イベントや健康フェア、シニアと子どものふれあい教室など、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典です。

ねんりんピックは、その目的として、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通して、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、触れ合いと活力ある長寿社会の形成に寄与するため開催するというふうになっております。

本市では、ねんりんピック出場時の奨励金制度は設けてはおりませんが、高齢者の生きがいつくりや健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会活動に対して支援を行っております。

現時点で、全てのねんりんピック出場者への奨励金交付制度の創設というのは難しいと考えておりますが、他自治体の状況を鑑みながら、調査研究していきたいというふうに考えております。

○7番（田中美君） 先の質疑、特に賞賜金制度の対象範囲に関する市の答弁は、極めて不十分であり、市民の活動意欲と成果に対する理解と敬意が欠けていると言わざるを得ません。宇城市の募集要項は、題名が全国大会以上の出場者への賞賜金であり、補助対象として、公共団体が主催する全国大会にいずれか該当すればよいと定めています。ねんりんピックは、国と自治体が主催する公共団体の大会です。拒否の理由は、古いスポーツの概念を固執する行政内部の解釈以外にありますか。昭和21年からの国民体育大会が、令和6年から国民スポーツ大会へと名称変更の背景にあるのは、体力から社会参加・交流へと概念を広げる国の明確な意思です。本市に文化スポーツ課があるにもかかわらず、高齢者の生きがいにつながるねんりんピックの支援対象から外すのは、課の名称に冠した文化の職責を放棄しているに等

しい。また、個人の榮譽である奨励金を団体活動への補助金で代替しようとするのは、高齢者の活動成果を軽視している証拠です。最後に、私はこれまでの答弁で示された要綱の文言の無視、文化系種目への無理解、行政の縦割りによる責任の回避という3つの行政運営上の問題、他自治体の調査研究などを改選前の2月定例会で再質問します。この不公平な運営を是正する明確な意思と措置を示されることを強く要求し、次の大項目3に移ります。

大項目3、不知火図書館の充実及び指定管理に対する行政評価についてに入ります。図書館は、市民の生涯学習や文化活動の拠点であり、前向きなまちづくりに必要な知的な活力を生み出す重要な施設です。特に不知火図書館はリニューアル後、市民の期待も高まっています。ここで、図書館の現状についてお伺いします。(1)現在の蔵書冊数及び市民一人当たりの貸出冊数の状況、(2)図書の選定及び購入経費はどのようになっているのか、併せてお尋ねします。

○**教育部長(舛井貴男君)** 不知火図書館は、令和4年度から指定管理者により施設の管理運営を行っています。民間のノウハウをいかし、直営時と比較して約10倍の年間来館者数を記録しています。

不知火図書館の蔵書冊数は、直近3年間を申し上げます。令和4年度13万2,315冊、令和5年度12万9,463冊、そして令和6年度末において13万3,278冊所蔵しています。

図書の貸出冊数は、全体で申し上げます。令和4年度28万5,764冊、令和5年度27万3,805冊、令和6年度25万5,404冊です。

次に、図書の選定、購入経費をお答えいたします。

宇城市立図書館では、宇城市立図書館資料収集方針に基づいて図書を選定しております。

購入する図書の種類としましては、一般図書、児童図書、参考図書、洋書などがございます。

図書選定の方法として、指定管理者の担当者により選書を行い、選定された図書については、司書参加による選書会議にて詳細に検討し、その結果を本市の担当部局である生涯学習課に報告し、図書の選書が適切に行われていることを確認しています。なお、選書会議は、月に2回ほど実施しています。

また、図書の選書については、リクエストサービスとして、本市在住の方を対象として個人からの要望につきましても受け付けております。

図書の購入経費につきましては、指定管理費に含まれております。令和6年度は、約1,000万円を図書購入経費に充てている状況でございます。

○**7番(田中美君)** 図書の選定について、司書などの専門家5人による選書会議や

市民推薦システムがあることと承知いたしました。しかし、この選定システムが本当に市の活性化と市民ニーズに込んでいるのか、極めて疑問を感じる事例があります。実は、私自身が先日、この市民推薦システムを利用し、宇城市の最重要課題である観光、地域活性化につながる世界遺産や現地調査に基づく現場研究を主題とした書籍2冊を推薦しましたが、結果は不採用でした。その一方で、同月の新着図書一覧を見ると、多くの一般図書が採用されています。市民推薦システムが形骸化していないか。市民サービスを維持向上させるためには、運営の透明性と効率性が不可欠です。そこで伺います。リニューアルオープンからもう4年となりましたが、運営を担っている図書館の指定管理について、市はどのような行政評価を行ってきたのかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 不知火図書館をリニューアルするに当たり、本市が目指す図書館像として、1つ目にまちのにぎわいの拠点となる図書館、2つ目に誰もが利用しやすく、居心地よく滞在できる図書館、3つ目に新たな利用者呼び込む図書館、4つ目に美術館と連携し、郷土の文化及び芸術を継承する図書館、5つ目に市民の学びと課題解決の支援を行う図書館、以上5つを掲げています。

不知火図書館の来館者数は、リニューアル以降、直営時の年間約4万人から10倍を超える年間40万人以上を毎年継続しており、令和6年6月には来館者100万人を突破しています。

利用状況を見ますと、市内のみならず、市外からも多くの方が来館され、特に小さい子どもを連れたファミリー層の利用も多くなっています。また、併設する美術館と連携したイベントを実施することにより、芸術文化に触れる機会の創出も図っており、指定管理者による図書館の運営は、本市が目指す図書館像を十分に実現できていると思います。

今後も指定管理者と連携しながら、市民に親しまれる図書館の運営を継続してまいります。

○**7番（田中美君）** 指定管理者制度の導入後、市内外から多くの方が訪ねられ、来館者数は直営のときの10倍、累計100万人突破という実績は、にぎわいの拠点という目標においては確かに成功でしょう。しかし、行政が掲げた図書館像には、市民の学びと課題解決の支援という本質的な目標があります。その本質的な目標に対する危機感が、部長の答弁から感じません。まず、その年間40万人という来館者数のカウントについて、出入口を短時間で何度も出入りする人も一律にカウントし、その数値をもって図書館サービスの成果と認識されているのであれば、客観性が欠けるのではないのでしょうか。真の図書館利用者数を把握する仕組みを確立すべきではありませんか。また、特に小さい子どもを連れたファミリー層の利用も多い

との答弁がありました。にぎわい創出は評価しつつも、私が見るに、図書館を利用する将来を担う高校生などの若い世代が、にぎやかな空間の中で優雅にのんびりと過ごす姿が多く見受けられます。この優雅に過ごす時間が本当に彼らの学力向上や読解力、知識の獲得という教育的な成果に結び付いているのか、私は強い危機感を覚えました。このような来館者数の増加という実績は、教育委員会や学校と連携し、若者層の子どもたちの読解力や学習定着度などの数値結果があれば、我々も心から喜び、前向きに評価できます。

次に、選書の質について申し上げます。部長は、選書会議のプロセスを説明されましたが、このプロセスが単なる手続の適正化にとどまらず、市民の学びと課題解決の支援を実現するためには、考える力を養う、地域課題の解決に資する質の高い本の必要性を改めて強く要望いたします。

最後に、今回の図書館運営で重視されたにぎわいと図書館本来の役割について、根本的に疑問を投げかけます。にぎわい創出が目的であれば、スターバックスのような有名企業は、図書館という静ひつな学びの中央空間ではなく、不知火温泉など地域のにぎやかな核となるべき場所に配置し、行政が掲げる市民の学びと課題解決の支援という図書館像に合致するのではないのでしょうか。そして結論を申し上げます。つまり、来館者数100万人という実績は、市民の学びと課題解決の支援という公共支援の成果ではなく、スターバックスの購買力を活用したにぎわいの宣伝効果を図書館運営の成功としてすり替えているのに過ぎないのではないですか。

それでは、次の大項目4に移ります。戦後80年を迎えるに当たり、高齢化する戦没者遺族への支援についてに入ります。戦後80年という大きな節目を迎え、戦没者遺族の皆さんは高齢となり、式典への移動や各種手続が年々負担となっています。また、身近に相談できる方が少なく、孤立感を抱えている御遺族も少なくありません。こうした状況の中で、市がその御労苦に寄り添い、支援を届ける体制を強化することは、極めて重要であると考えます。そこで、(1)近年の慰霊式典の参加者数、戦没者遺族の人数と平均年齢、そして式典会場までの交通手段について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 本市と市遺族連合会の共催で実施しています宇城市戦没者追悼式の過去3年間の参列者数をまずお答えします。

令和5年度は、遺族108人、一般16人、児童生徒49人、来賓54人、合計227人です。

令和6年度は、遺族89人、一般23人、児童生徒71人、来賓57人、合計240人です。

そして令和7年度は、遺族78人、一般10人、児童生徒41人、来賓55人、

合計184人です。

市遺族連合会に所属する本年度の会員数は485人で、年齢層は80歳代から90歳代が多くを占めています。

追悼式当日の会場までの交通手段は、自家用車が主なものとなっています。遺族の中で、会場までの交通手段がない方にはバスでの送迎を行っており、乗降の場所は、御自宅付近のバス停留所若しくはバスが停車可能な御自宅周辺というふうにしてまいります。

○7番（田中美君） 遺族の参加する人が毎年減少しています。改めて高齢化が深刻であることを痛感いたしました。しかし、数字の裏には個別の心身の状況があります。私が知っている、父が戦死したとき、父の面影を知らず、現在83歳一人暮らし、80歳を最後に式典への参加、特別弔慰金も手続上の原因でしていない現状。そこで（2）戦没者等の尊い犠牲に報いるという特別弔慰金、その手続の現状をお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 直近の特別弔慰金は、令和7年4月1日を基準日とする第12回弔慰金となり、恩給法による公務扶助料である恩給や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、先順位の御遺族お一人に支給するものです。一人当たりの総額は27万5,000円で5年償還の国債となっています。

この第12回特別弔慰金の請求期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間で、請求窓口は、請求者のお住まいの市区町村窓口と指定がされております。

本市での申請は、本庁舎と各支所で受付をしているため、住まいの近くの窓口で申請可能としており、現在は283の方が受付をされております。

なお、申請日から国債の交付までにおおむね1年から1年半の時間を要するため、熊本県から国債が届き次第、請求者に連絡し、申請を行った窓口を受取に来ていただいております。

○7番（田中美君） 先ほどの答弁で、特別弔慰金第12回の請求期間や窓口で申請を受け付けていることが分かりました。しかし、本市の遺族連合会に所属する会員の年齢層は80代から90代が中心であり、手続の長期化や窓口への来庁自体が心身の負担となるケースが深刻化しています。弔慰金が弔意を表すである崇高の趣旨に鑑みれば、市は遺族の労苦を最小限に抑える責務があります。私は、市が行うべき支援は、単なる事務的な手続や形式的な式典ではなく、人道的な思いやりに基づくものであると考えます。御遺族の高齢化が進む中、慰霊式典の参加が困難になり、弔慰金の手続が煩雑になっていることが推測されます。ここでお伺いします。こう

した高齢で孤立しがちな御遺族への個別支援は、失われゆく戦争の記憶を次世代につなぐ最後の機会でもあります。（3）戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えるなど、市は具体的な取組を計画、実施しているのでしょうか、お尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝える取組として、本市では、平成18年9月議会で決議されました非核・平和都市宣言の精神に基づき、体験と学びを両輪とした継続的な啓発活動を実施しております。

先ほどお答えしましたとおり、先の大戦で犠牲となられた戦没者に哀悼の意をささげ、平和を祈念するため、毎年、市と市遺族連合会の共催で宇城市戦没者追悼式を開催しております。

式典への参列は、遺族の方のみならず、市民の方にも参列していただけるように、市広報紙やホームページで周知をしています。

また、市遺族連合会との協働により、旧町ごとに建立している戦没者慰霊碑の維持管理に努めています。

この慰霊碑は、戦争で命を落とされた人々の霊を慰め追悼すると同時に、平和の尊さを後世に伝え、過ちを繰り返さないことを誓うという平和祈念の役割も持ちます。さらに、遺族にとってはお墓参りのような心のよりどころとなっており、戦争体験の教訓を継承する学習の場としての意義も深まっています。

教育の現場におきましては、市内小学6年生の修学旅行で長崎県での平和学習や小中学校の授業における平和学習がございます。

本年は、終戦から80年の節目の年に当たりますが、ほとんどの人は戦争を知らない世代であり、特に次世代を担う子どもたちにとっては、歴史上の遠い出来事となっていると推察いたします。

このことから、このたび終戦80年企画展を市郷土資料館で来年1月7日まで開催しております。市内に住まいの戦争を経験された方々から寄贈された戦争関連収蔵資料を展示し、当時の人々にとって戦争が身近な場で起こっていた事実であることを紹介して、平和の大切さを考える機会の創出にも取り組んでいるところです。

○7番（田中美君） 先ほど答弁いただいたのは、現状の活動の繰り返しであり、私が求めた個別の配慮と人道の思いやりに基づく支援については、具体的な答えがありませんでした。慰霊式典等への車の迎え入れの個別対応、弔慰金等の手続の手伝い、出張サービスや代行支援、定期的な配慮・新年の記念品などの個別支援は、弔意は速やかに表れるべきものです。私は、10月に広島原爆記念館に会派の研究で行きました。そこで見た多くの国内外の来館者が真剣に平和の尊さを学んでいる姿、2度と過ちを繰り返させないために戦争の悲惨さを知り、残された御遺族お一人お一人に対する心からの支援こそが、次世代への最も具体的な平和継承発動となるは

ずです。

最後に大項目5、公共交通インフラ乗合タクシーの見直しについてに入ります。

(1) 本件については前回質問以降から2年が経過し、4地区乗合タクシーの具体的な利用状況はどのように推移しているのでしょうか、お尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 本市では、交通空白地の解消を目的として、市内4地区で乗合タクシーを運行しております。議員が令和5年第2回定例会で一般質問された際には、令和4年度の利用状況について答弁いたしましたので、今回は令和5年度、令和6年度の運行日数と利用者数について、地区ごとに令和5年度、令和6年度の順で答弁いたします。

まず、三角地区は、運行日数が268日、269日、利用者数は1,847人、1,547人。次に長崎地区は、運行日数が32日、41日、利用者数は85人、82人。次に小野部田地区は、運行日数が84日、95日、利用者数は231人、368人。最後に、海東地区は、運行日数が272日、288日、利用者数は1,495人、1,574人となっております。

○7番（田中美君） 利用状況について、令和4年度の3,948人と比較し、令和6年度の利用者数は3,571人と377人も減少しています。

ここで、(2) 利用者の減少傾向がある中で、今後、乗合タクシー事業の導入区域を拡大する計画の有無、計画がある場合は、それに向けての取組状況についてお尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 乗合タクシー事業につきましては、路線バスの廃止に対する代替手段と交通空白地域からの要望によるものと、2つの対策として運行しております。このうち、交通空白地域に該当する行政区からの要望に基づく導入の場合につきましては、利用者負担の原則に沿って、利用状況が一定基準に満たない場合には行政区からの負担金を徴収しており、このことが事業拡大のボトルネックになっておりました。

そのため、各行政区が導入しやすく、公共交通の利用拡大につなげるために制度を見直し、今年度からは行政区からの負担金制度を廃止しております。

また、運行を担うタクシー事業者におきましても、運行地区で協定料金が異なることによる事務負担の煩雑化、運転士の高齢化、慢性的な人員不足、燃料費や車両維持コストの上昇などの問題を抱え、地域の公共交通維持のために運行していたことから、今年度からは協定料金を全地区で統一いたしました。

これらの制度改正によりまして、交通空白地域に該当する行政区に改めて周知をし、運行区域の拡大に取り組むとともに、タクシー事業者に対してもきめ細やかな支援を継続することで、持続可能な公共交通サービスの提供につなげてまいります。

○7番（田中美君） 市長政策部次長は、今年度から行政区からの負担金制度を廃止し、タクシー事業者に対しても協定料金を統一すると答弁されましたが、御承知のとおり、このシステムは平成20年から始まり、17年が経過した今も運行地区は4地区のまま停滞しており、市民の期待する全26空白地域への拡大は実現していません。単にお金を出しやすくした制度改正では解決できません。現行制度の現状は、路線バス廃止代替や要望に基づいた個別対策が主であり、結果として、運行地区とそれ以外の地区との間に移動の公平性における格差を生み出しています。今後、路線バスの廃止や更なる過疎化・少子高齢化が進む中、この格差はより深刻化しています。ここで提案します。ここがいい、選ばれるまちには、市が主導し、全市民が安定したサービスを提供し、公平性を担保するため、現在の補助金型の間接的な支援から自治体が主体となり、運行を民営事業者に委託する公設民営式（市営タクシー）への転換を具体的に検討すべき時期が来ていると考えます。

本日の質問は、合併から20年の再思考を基軸に、ここがいいと市民が誇れるまちづくり、公平公正の支援、そして思いやりのある行政の在り方、行政評価を通じて反省点に問うたものです。一步でも前進することを願い、以上で私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、中山弘幸君の発言を許します。

○19番（中山弘幸君） 19番、宇城市民の会の中山でございます。本年2月、末松市長が就任されて約9か月が過ぎました。市長におかれましては、8月の豪雨被害をはじめ、様々な課題の対応で本当に気が休まることがなかったのではないかと察しております。これまで市長の行政運営を見てきた中で、私の素直な感想は、様々な課題解決に対するスピード感が素晴らしいということを感じております。三角地区の例を挙げますと、合併以来、課題でありました旧三角町の焼却場の解体も予算化されました。また、三角小学校、三角中学校におけるスクールバスを利用した通学の問題がありました。これまで保護者、学校、その他関係者が要望されてきましてもなかなか実現しませんでした。これも総務文教常任委員会で取り上げられたことで、現在一部改善され、今後さらに改善されると確信をしております。さらに

は先日、三角港において、宇城市並びに熊本県の港湾課を交えて港湾関係者、海運事業者との現地視察と意見交換会が開催されました。これは、市長自ら陣頭指揮を取られて実現したものであります。今後は市の関係部署が窓口となり、関係者で協議を進めるということになりました。例を挙げればまだありますが、今後も様々な課題が速やかに解決することを大いに期待をして質問に入ります。あらかじめお断りしますが、質問項目の3につきましては、ほかの議員と重複しておりますので、今回は割愛させていただきます。

1番のシカ等鳥獣被害について。シカ対策につきましては、2回目の質問になります。前回の質問からまだ時間が経っておりませんが、最近、三角地区におきましてシカが目撃情報が多く寄せられております。そのことから危機感を持って質問をいたします。モニターをお願いします。まずは、ちょっと見にくいですが動画を見ていただきたいと思います。ちょっと小さいですがすみません。音声はありません。(動画視聴)はい、モニターは結構です。ちょっと見づらかったんですけども、これは、本年9月頃、三角町の前越区で撮影されたものであります。それではまず、シカの生息状況と並びに捕獲の状況から答弁を求めます。

○**経済部長(浦田敬介君)** ニホンジカは、警戒心が強く人目を避けて広範囲を移動することは分かっておりますが、市独自で生息状況の把握をするまでには至っておりません。

県の環境生活部の自然保護課が5年ごとに取りまとめを行っています生息状況調査報告書によりますと、令和5年度の県内における推定個体数は15万頭とされており、生息数の推移は、平成20年度調査時の10万5,000頭から15年間で4万5,000頭増加していることとなります。

ただ近年は、推定増加数と捕獲数がほぼ同等であることから、今後も同水準の捕獲を維持すれば、生息数は横ばいで推移する可能性が高いものと推測されております。

この生息状況調査では、本市の生息数を3,100頭ほどとしています。捕獲数実績は、平成28年度の201頭から令和6年度1,060頭と、大幅に伸びてはいますが、直近2年間の比較では10%にも満たない伸びでありました。

捕獲しないと年率約20%で増加し、増加すれば捕獲数も増えるとの個体数推定の統計手法の考えからしますと、これらの数値は県全域と同様に、本市においても一定程度生息数が抑制されていると見て取れるのではと考えております。

また、市内における捕獲量を地域別で見えますと、令和6年度実績では、小川町637頭、豊野町329頭、松橋町93頭、三角町1頭、不知火町においては捕獲されておられません。参考までに同年度の近隣自治体の状況ですが、上天草市及び

天草市では捕獲実績はなく、宇土市は5頭となっています。

捕獲数は、生息数と関連していると一概には言えませんが、このような数値を見れば、捕獲数が生息の分布であると推測されます。

○19番（中山弘幸君） 私がたびたびシカについて質問する理由は、過去の経験からであります。実は平成25年、平成26年頃はちょうど守田市長が就任された頃は、三角町ではイノシシの被害、生息ともにわずかなものでした。私は、当時から被害が拡大しないように早めの対応をと指摘してきましたが、残念ながら現在の状況になっております。シカの場合はイノシシのように急激に増えることはないと考えられますが、既に三角でも1頭捕獲をされております。おそらく豊野、小川、松橋においても、最初の頃は今の三角のような状況だったと思います。今後、三角においてイノシシと同じようにならないために、危機感を持って早めの対応、特に監視カメラなどによる監視活動が重要となってくると思われます。今後の対応についてお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） ニホンジカは草食動物で、一般的には植物の葉や茎、新芽や樹皮などを捕食します。本市におけるニホンジカの農作物被害については、稲、野菜及び芋類に見られますので、その食性は非常に幅広いものと見られますが、実際はイノシシの被害に比べて被害は多くはありません。

とはいえ、対策の圧力を弱めますと過剰な生息となるため、被害の拡大につながっていきます。

ニホンジカを含め鳥獣被害の防止対策には、大きく3つの取組を実施しております。

1つ目は、農地周辺へのワイヤーメッシュ柵、電気柵を設置する農地への侵入防止の取組です。電気柵等の設置効果をより発揮するために、設置者への研修を行うなど設置後の管理の徹底を啓発する取組も併せて行っていくこととしています。

2つ目は、農作物を出荷されずにほ場に放置された作物などの撤去や稲刈り後の二番穂の耕起、ひそみ場となる場所の草払いの徹底など、寄せない取組です。引き続き、研修や広報紙等における啓発を通じて農業者への理解浸透に努めていくこととしています。

3つ目は、箱わなやくくりわななどによる捕まえる取組です。捕獲には、鳥獣の生態や行動特性などの知識や豊富な経験からなせる生息予想を要するため、年月をかけた技術の習得が必要となります。

今年度、鳥獣害防止対策協議会で議論し、捕獲技術の向上を目的に、新たに捕獲における技術講習会を設け、知識に長けている捕獲者の講義を免許を取得して間もない捕獲者を対象に行いました。ニホンジカの捕獲に有効な狩猟用具であるくくり

わなの設置方法も含め、捕獲実践に向けて一步踏み込んだ貴重な技術習得の機会となりました。技術的な不安の軽減が捕獲者の確保にもつながることから、今後も人材育成への1つの取組として継続していくこととしています。

なお、議員より御指摘がありましたカメラ等の設置や見回りによる監視活動は、生息状況の把握に有効であると考えますが、まずは獣類の特性を理解した捕獲者から、足跡、食痕など痕跡に基づく状況を聞き取りしている段階であります。

これらの「入れない、寄せない、捕る」の3つの取組を総合的かつ効果的に実施し、引き続き、農作物被害の軽減に向け対策を講じてまいります。

○19番（中山弘幸君） くれぐれも生息、被害が拡大しないように取組をよろしくお願ひしておきます。

次に、2番の公園整備についてお尋ねいたします。公園整備につきましては、本年第2回の定例会でも取り上げました。その後、本年第3回定例会総務常任委員会におきまして、豊野町で予定されていた公園計画が白紙に戻り、今後は市全所を対象に新しい計画を策定するとの説明がありました。そこでまず市長に、市長がイメージされている公園がどのようなものなのか、また市民のニーズをどのように受け止めておられるのかをお尋ねをいたします。

○市長（末松直洋君） 市がこれまで行ったことも計画、豊野公園整備計画で徴取したアンケートでも公園整備を望む声は多く、期待する項目としては、小さい子どもでも安心して遊べる場所、遊具の充実、カフェの併設などの意見をいただいております。

本年6月の定例会でも答弁いたしましたが、私自身もこれまでの県議会議員での活動や地域活動の中で、子育て世代の方から子どもが遊べる公園整備を望む声を数多く聞いており、公園のニーズが高いことは認識しております。

子育て世代に選ばれるまちになるためには、子どもたちが安心して遊べ、若い世代の定住にもつながるような魅力的な公園が理想と思っています。

○19番（中山弘幸君） 私も小さい子ども、比較的低年齢の子どもを対象にした公園のニーズがあるのだと考えております。子どもが大きくなれば、習い事やスポーツの活動などが多くなってきますので、公園を利用する機会も少なくなってくるのではないかと、自分の経験からそのように思っております。では、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 今後の公園整備計画としましては、豊野公園が一旦白紙になったので、豊野地区に限らず、市内でどこが最適な場所かを検討しております。具体的にはアクセスの良さ、周囲の環境、子育て世代の利便性等になりますが、これに加え、近年の温暖化の影響も鑑み、屋内型がふさわしいのではないかと

思っております。

屋内型になりますと熱中症のリスクが低減しますし、安心して遊ぶことができます。また、県内には公設の屋内公園がありませんので、話題性や交流人口の拡大、市の魅力化につながっていくことも期待できると思っております。

今後、先進事例等を参考に研究を進めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 今、屋内公園の話が出ましたが、9月の総務文教常任委員会でも屋内公園の話が出ております。そこで今回の質問に当たり、県内に屋内公園があれば視察をしてみたいと考えましたが、残念ながら県内にはないということで、長崎にあるということなので、早い時期に是非視察をしてみたいと考えております。確かに、熱中症リスクの対策には有効であると考えます。しかし、規模にもよりますが、かなりの事業費になるのではないかと考えます。また、アクセスや利便性も重要ですが、そうなれば、当然市の中心部になってくるのではないかと考えますので、三角のような地域がますます取り残されてしまう可能性もあります。もちろん、今市が考えておられる屋内公園は是非とも進めていただきたいと思っております。しかしながら、宇城市全体を見てバランスも必要だと考えます。現在、三角だけが遊具のある公園が全くありません。私は大規模でなくても、地域の実情に合った公園が必要ではないかと考えております。そして、地域を巻き込んでいけば、そんなに費用をかけなくても公園は整備できるのではないかと考えます。幸い、三角町には市が所有する優良な場所が複数あります。ここで場所を披露することは差し控えますが、今後は是非とも検討材料にさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。それから、これは通告には入れておりませんでした。松橋町の岡岳公園について気づいたことを申し上げます。最近、低年齢向けにすばらしい遊具が設置されております。しかし、残念ながらその近くには駐車スペースがなく、最上段の駐車場に車をとめて道路を通るか、急な斜面を下らなければなりません。この状況では、小さな子どもさん連れやベビーカーや車いすを利用される方には、敬遠されるのではないかと考えます。幸い、近くに15台から20台ぐらいの駐車スペースがありますので。そこを整備すれば利便性は格段に向上すると考えますので、是非検討していただけますように提案させていただきます。

次に4番の宇城市奨学金について質問いたします。（1）基金運用の見直しについて、本年第3回定例会総務文教常任委員会において、今後の奨学金貸付シミュレーションでは、令和7年度予算ベースで貸付けを継続した場合、令和25年度に基金が枯渇するリスクが想定されると説明がありました。市としての対応と今後の基金運用についての市の考え方をお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 奨学金事業につきましては、所得制限緩和や申請期間延長

など、奨学金利用者増加に向けた取組を進めてきたことにより、認定者数は令和3年度と令和6年度を比較しますと4倍近くとなっており、取組の効果ができていると考えております。

定期貸付金は、令和6年度17人で今年度は14人となっていますので、今後もこれに近い件数で推移していくと見込んでおります。

一方、基金残高は減少し続けますので、枯渇しないように債権管理を徹底し、併せて運用方法やクラウドファンディングなどの活用を検討しながら、できるだけ多くの生徒が利用できる貸付事業を継続してまいります。

今後も、奨学金制度の安定性と学びの機会の確保を両立させるため、奨学金基金の枯渇リスクを極力低減しつつ、支援を必要とする学生の学びを守ることを最優先に置きつつ、基金の長期的な安定運用と財源確保を両立させる運用を推進してまいります。

○19番（中山弘幸君） 私は、これまで総務文教常任委員会で所得制限の撤廃を提案してきました。おかげさまで撤廃まではいきませんが、所得制限の限度額を引き上げていただき、多くの学生が利用できるようになりました。今後の社会情勢を見れば、ますます需要が高まってくると考えられます。そのためには、今答弁がありましたように、基金の積み増しなどの財源の確保が重要になってくると考えます。奨学金はいずれ返ってくる資産でありますので、今後の取組に期待をしております。実は、私も今からちょうど50年前、当時の日本育英会の奨学金を借りた経験があります。当時の月8,000円のお小遣いは、部活動の帰りにパンと飲み物を買うには十分とは言えませんでした。とてもありがたいものでありました。今後も制度の充実に大いに期待をしております。

次に、制度の見直しについて質問いたします。本市における現行の奨学金制度では、4年制大学は返済が8年となっております。一方、専修学校の専門課程については、返済期間が4年となっております。専門課程によっては3年課程、4年課程の学校もあり、4年で返済することになるために返還者の経済的負担が大きいとの声を聞きます。専門学校の専門課程においても、4年制大学同様に8年に返済期間を見直す必要があると考えておりますけれども、執行部の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 奨学金の返還期間につきましては、宇城市奨学金条例施行規則により修学年数の倍の年数となるように規定しています。専修学校の専門課程の修学年数は2年間で想定しており、返還期間は4年となっておりますが、議員御指摘のとおり、修学年数が3年又は4年の専修学校もございますので、返還の負担に差が生じないように、今後、制度見直しを進めてまいります。

○19番（中山弘幸君） これで、もしかしたら利用をためらっておられる方、また現

在利用しておられる方も安心されると思います。よろしく願いしておきます。

次に、5番のスポーツ施設の整備について、(1)岡岳公園野球場の排水対策について。岡岳公園野球場の排水対策については、これまでも議会で取り上げられており、また関係団体からも要望がなされてきたと聞いております。市としてもこれまで対応されておりますが、解決には至っていないようであります。このほど末松市長が就任され、関係団体から改めて市に要望が出されたと聞いております。今後の整備計画についてお尋ねをいたします。

○**教育部長(舛井貴男君)** 岡岳グラウンドは、野球コートの内野部分において、一定量の雨が降ると芝生側から雨水が流れてくることにより、水道ができ地面がえぐられ、野球の利用に支障を来す場合もあり、利用者によるグラウンド整備に時間を要している状況です。

大雨の後にグラウンドが荒れる原因として、芝生面がちりやほこりや土などが堆積することで盛り上がり、芝生面と土の面の間に段差ができ、勾配がつくことで水の流れが発生するものと考えられます。

これまでの市の対応としまして、定期的なグラウンド面の不陸整正や排水溝の土砂撤去を行ってききましたが、根本的な解決には至っておりません。

また、本年第2回宇城市議会定例会において、同様の質問があつておりますが、利用者の声を聴きながら効果的な解決策を検討していく旨答弁したところです。

このため、競技団体とも協議を行い、本年度におきましてグラウンド南側野球Bコート1塁側フェールゾーンの芝生面の一部撤去を行い、芝生面と土の面の勾配を緩やかにすることとしています。これにより、少しでもグラウンドの荒れの緩和につながるものと思われま。

しかし、この対策だけでは抜本的な対策とはなりませんので、今後、利用者の声を聴きながら、必要な調査を行い効果的な解決策を検討してまいります。

○**19番(中山弘幸君)** 私が関係者から聞いたところによりますと、Bコートにおいては今答弁がありましたように、大雨が降ると地面がえぐられてしまう、またAコートにおいては、水がたまってぬかるむということでした。Bコートについては対応していただけるということです。また、Aコートにつきましては、ただいま答弁がありましたように、関係者と協議をされた上で、暗きょ排水の整備など必要な解決策が早急に実施されますことを期待しまして、次の質問に移ります。

6番の金桁地区の冠水対策について。金桁地区の冠水対策につきましては、これまでほかの議員からも質問がありましたし、私も何度となく質問をしてきました。市長は、県議会議員時代にも携わっておられますので、今後は速やかな事業化に向けて取組をしていただけるとの期待を込めて質問をいたします。まずは、これまで

の取組と議会で答弁されたことについての進捗状況について説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 三角町の金桁地区には、市が管理いたします準用河川金桁川があります。河川の沿岸には主に農地が接しておりまして、農地を介し集落が形成されております。金桁川の河口付近は、国道266号や市道東港金桁線が通っており、海岸付近では低い土地であることを要因として、満潮と雨が重なるときは数時間ほど道路が冠水し、通行に支障を来す状態が発生することがあります。これまでも多い年では2回から3回ほど、道路規制や農地の冠水が発生しております。

先の8月の豪雨においては、気象台が発表します夏から秋にかけての高い潮位の注意という時期に該当しておりました。

さらに、満潮でしかも大潮が重なったことにより、う回路の関係から運転時間に時間的制約が起きておりました仮設ポンプを改修し、増設して常時排水できるよう工事をしておりましたが、国道266号、市道東港金桁線では、午前9時から12時20分までの約3時間20分にかけて通行止めが発生し、農地も冠水も見られました。

これまでも市では、市道の冠水時間がなくなるよう金桁川の維持管理的なしゅんせつを適宜行い、仮設ポンプについても設置し、増設を行ってまいりました。

また、市道のパトロールや監視カメラの設置により、河川の状態を確認できるよう対応はしております。

今後も氾濫の予見や、また発生時には通行者の安全確保のために通行規制を行い、台風等の水位の上昇が懸念される場合には仮設ポンプの事前稼働を行うなど、冠水被害の軽減に向けた取組を続けてまいります。

また、排水機場の設置と河川の大幅な拡幅を行えば、国道、市道の冠水解消が可能であるという調査結果もございますが、これまでどおり、国道の冠水・通行止め対策は国又は県の事業で対応していただくよう、国県へ向け毎年継続的に要望活動を行っているところであります。

最後に、以前答弁しました県が行いました周辺の再調査を行った後の地元説明会の開催がいまだできておりませんが、周辺住民が納得できる計画、国道のかさ上げ等の内容で早い時期に開催できますよう県へ要望はしておきます。

また、市議より以前の質問で提案のありました、今回整備を進めております熊本天草幹線道路、波多インターへの国道266号からの取付道路として、東港金桁線を国事業として同時に整備し、国道の冠水時には、東港金桁線をう回路として使えないかという議員のお考えでしたとは思いますが、国道266号への取付道路については、具体的な案が国よりいまだ示されておりません。今後、波多インターの供用開始まではまだまだ時間がかかるとは思いますが、国県等の関係機関と協議を重

ねてまいりたいと思います。

- 19番（中山弘幸君） 最善の方法は排水機場の設置だと考えますが、それは可能性が限りなく低いので、道路のかさ上げが最も有効的だと考えます。それには今答弁がありましたように、地域住民が納得できる計画が必要でありますので、その点はよろしく願いをしておきます。また、私の提案の趣旨につきましては、これまでの議会の一般質問で、金桁地区の中を通る東港金桁線を冠水しないようにかさ上げをするという答弁がっております。そうであれば、市の事業として行うのではなく、熊本天草幹線道路の波多インターへの国道266号からの進入路として整備すればどうかと。そうすれば、より市の負担も軽くなるのではないかということでもあります。幸い、取付道路については、具体的な案が国から示されていないということでもありますし、加えて現在、地元国会議員が国交大臣に就いておられますので、この機会に早めに市として要望しておけばいいのではないかと考えております。改めて提案をさせていただきます。

それでは、市長に今後の対応についての考えをお尋ねします。

- 市長（末松直洋君） 先ほど土木部長の答弁でもありましたように、現状、市で対応可能な対策は実施しておりますが、排水機場の設置や河川の大幅な改良事業は、多額の費用や時間を要するため実現できておりません。

まずは、地元の要望を把握するとともに、国道の冠水対策については県と市で協力しながら、事業実施に向けて期成会活動等を活用しながら管理者である県に対して継続して要望してまいります。

今後も道路かさ上げや河川に対する地元の要望をしっかり受け止め、地域住民に対し丁寧な説明を行いながら、しっかりと対応してまいります。

- 19番（中山弘幸君） ただいま市長からとても前向きな答弁をいただきました。やはりこのような難しい事業は、トップリーダーの取組姿勢が極めて重要になります。幸い、県としても事業実施の考えがあると聞いておりますので、今後、事業実施に向けて大いに期待をしております。

次に、7番の市歌の定着について。宇城市の市歌が「伸びゆく宇城市」であることは皆さん御存じだと思います。しかしながら、最近、「伸びゆく宇城市」を聞く機会がめっきり少なくなりました。私も周りの人に聞いてみましたが、宇城市の市歌が「伸びゆく宇城市」であることを知らない人が多く、もしかしたら多くの市民が知らないのではないかとともに思います。私が役員をしております宇城市文化協会では、毎年、市民文化祭を開催しております。そのオープニングで毎回コーラスグループに歌っていただいておりますが、最後に必ず「伸びゆく宇城市」を歌われます。そして、その指導者の先生が「伸びゆく宇城市」を聞かなくなったので、とてもさび

しいと嘆いておられます。末松市長におかれましては、今年は公務のために欠席でございましたけれども、県議会議員時代は毎年必ず出席していただいておりますので、よく御存じと思います。やはり、市の歌ですから、もっと身近に聞いたり、歌ったりする機会を増やす努力をすべきと思いますが、市の取組についてお尋ねをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 御紹介がありましたとおり、宇城市の市歌「伸びゆく宇城市」は、市制施行に伴い作成され、旧5町の各地域の歴史や自然が歌詞に盛り込まれております。

その歌詞には、古墳や獅子舞、神楽などの伝統文化、三角西港の歴史に触れつつ、輝く宇城市、みなぎる宇城市、希望に満ちた未来の宇城市が表現されております。

市歌は、市の魅力や文化を市内外に広く知っていただき、市民の誇りや愛着を育むことを目的としておりまして、これまで市の式典やイベント、また、保育園や小中学校などにおいて市民や関係者が集まって斉唱するなど、様々な場面で活用されてまいりました。

また、以前におきましては、防災行政無線の正午の時報に活用されておりましたが、現在は、宇城市の魅力を多くの方々に発信しますシティプロモーション事業の一環として、人気ユーチューバーのピアニストよみいさんに作曲を依頼した市のオリジナルテーマソングの方が放送されている状況です。

このような中で本市におきましては、今年、市制20周年という節目を迎えたこともありまして、市民の更なる郷土愛の醸成などを目的に、まずは防災行政無線で正午に流します楽曲につきまして見直しを検討するため、現在、アンケート調査を実施しております。

調査方法は、市のホームページやLINEのほか、本庁及び各支所にアンケート用紙の備え付けを行っておりまして、市歌であります「伸びゆく宇城市」をはじめとして、市民の皆様からの御意見を踏まえ、楽曲の選曲などについて進めているところです。

今後も、市歌の様々な場面での活用などにつきましては、関係部局又は関係機関との協議を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 防災行政無線についてのアンケートにつきましては、私も回答をいたしました。それはそれでいいとしまして、ただいま総務部長から市歌の様々な場面での活用について取り組んでいくと答弁がありましたので、是非よろしく願いをしておきます。ところで、オリジナルテーマソングですが、市歌があるのに必要だったのかなとも思うこともあります。芸術的にすばらしいものかもしれませんが、その点に疎い私はぴんとこないのが現実です。それに比べ、「伸びゆく

宇城市」は、宇城市の情景が鮮やかに浮かび、歌詞のメロディーも疎い私にとってもとてもすばらしい曲であることが理解できます。是非とも様々な場面での活用を期待しております。

次に、8番の宇城市の文化及び文化活動の継承についてを質問いたします。先ほど私が宇城市文化協会の役員をしていることは申し上げましたが、今回の質問は、ある意味身内のことでもあります。宇城市にとりまして重要なことでもありますので御理解をいただきたいと思っております。また、宇城市におかれましては、財政厳しい中、毎年多大な御支援をいただいております。おかげさまで、毎年宇城市民文化祭が開催をできております。もちろん、文化活動に携わっているのは、文化協会の会員だけではありません。市主催で伝統文化芸能まつりも毎年を行われておりますし、文化講演会も定期的に開催されており、多くの市民の皆様が関わっておられます。文化協会では、毎年11月に市民文化祭を3日間、本年は改修で開催できませんでしたが、10月には小川会場で2日間開催しております。加えて、不知火支部と豊野支部では独自に発表会を開催しています。また、不知火美術館では展示を3部門で合わせて約3週間実施し、毎年多くの市民の皆さんに会場いただいております。しかしながら、会員の高齢化から今後はいかにして若い世代、また子どもたちに宇城市の文化を継承していくかが大きな課題となっておりますが、文化協会だけでは限界があります。そこで、今後市としてもこれまで以上の関わりをもっていただかなければ、文化の継承はもとより、文化協会の存続さえ難しい状況になりかねないと思っておりますので、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 市民の文化芸術活動を振興し、地域文化の向上及び発展を図ることは、市民の生活を豊かにするものとして非常に重要であります。

現在、本市では、市民文化祭や地域の伝統文化芸能団体への支援を通じて、市民の文化活動の振興、地域文化の向上・発展を図っています。

人口減少・高齢化が進む現代において、文化芸術活動の担い手の確保は喫緊の課題です。本市としましては、市民文化祭や伝統文化芸能団体の支援に加え、伝統文化芸能まつりの開催や地域学校協働活動等を通じ、小中学生をはじめ、幅広い世代の方が文化芸能活動に親しむ機会の創出に努めてまいります。

○**19番（中山弘幸君）** 現状の問題意識の共有はしていただけたと理解しております。この場でどのような支援をお願いしたいということは差し控えますが、今後、できれば事務レベルで協議をさせていただきたいと思っております。文化協会としても、手をこまねいているだけではなく、独自の取組をしておりますので紹介したいと思っております。文化協会の松橋支部で、今年の夏休みに学童保育所において実施したことでありますけれども、コーラス、三味線、琴、短歌、写真、フラダンスなどを子どもた

ちに体験してもらいました。今後はこの取組を広げて、少しでも多くの子どもたちが文化活動に触れる機会が増えればと考えております。最後になりますけれども、平岡教育長には、毎年不知火美術館で行われている作品展に素晴らしい書の出品で協力をいただいております。この文化の継承という課題についてのお考えをお聞かせいただければ幸いです、いかがでしょうか。

○教育長（平岡和徳君） 先ほどの教育部長の答弁にもありましたように、私自身も文化芸術活動の充実のためには、文化協会の継承、存続は非常に重要であるというふうに考えております。文化協会と行政が互いに手を取り合いながら協力し合い、今後とも不易と流行を鑑みながら、そして課題解決に向けて取り組んでいければというふうに考えている次第です。

○19番（中山弘幸君） 教育長、本当に素晴らしい答弁ありがとうございました。今後とも文化協会も頑張っていきますので、今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時42分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、津志田幸紀君の発言を許します。

○2番（津志田幸紀君） 皆さんこんにちは。議席番号2番、新志会の津志田幸紀でございます。まずは、甚大な被害をもたらした8月豪雨により被災されました市民の皆様方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。被災されました皆様方の生活が一日でも早く平常に取り戻せるよう、議員として、また一市民として最大限に力を注いで早期復興に努めてまいりたいと思っております。

さて、これまでに経験したことのないような甚大な被害を目の当たりにし、まずは、災害に強いまちづくりの構築の観点から、宇城市においても災害対策についていろんな角度から再考し、見直していく必要があるものと考えます。これらの必要とされる施策についての関連事項、またその他施策について質問を行ってまいりたいと思います。議長のお許しを得ましたので、質問に移らせていただきます。大きくは4つの質問になります。

まずは、大きな1番、豪雨発生予測時における市の情報発信について。昨日の四

海議員の御質問とちょっと重複する内容と思いますが、警報級の豪雨予測時に市でも早めの情報発信がなされていると感じてはおりますが、避難指示については、ピンポイントで地域に対するきめ細かな情報発信が乏しいようにも感じられます。被害を最小限に抑える観点から、気象レーダーによる精度の高い予測と合わせ、市独自の考察も踏まえて被害が大きくなるおそれが出てくる地区に、ピンポイントできめ細かな情報発信をタイムリーに行うなど対策が必要であると考えます。このように、地区における情報、幅広い見識により想定される災害の情報を素早く得るための災害投稿サイトなどを開設し、内容に沿って精査、勘案しながら地区ごとに適合したきめ細やかでタイムリーな情報を提供することが可能になると考えますが、市の見解をお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、大雨注意報が発表された段階から気象情報を注視し、大雨警報が発表される可能性が高まった際には、気象庁や県の総合型防災情報システム、あるいは民間の気象情報などから最新データを収集しながら、防災消防課職員が警戒体制を取っております。さらに大雨警報が発表された場合には、防災消防課職員と災害待機班が待機いたしまして、迅速な対応に努めているところで

す。
情報発信につきましては、テレビ、防災行政無線、エリアメール、宇城市情報メール、ホームページ、宇城市公式LINEなど複数の手段を活用し、住民へ確実に届けるよう体制を取っております。

なお、昨日の四海議員の一般質問でも申し上げましたけれども、行政からの発信だけでは限界があることから、テレビや気象庁からの情報であるキキクルなどで、市民の皆様にも日頃から複数の情報入手手段を確保していただくよう御協力いただきたいと思っております。

地区ごとに適合したピンポイントでの情報発信が必要ではないかという御質問ですけれども、現在は熊本地方気象台とのWEB会議によりまして、映像を通じて直接情報交換が可能であり、避難指示等の判断を迅速に行えるようになってきております。気象庁が発表する警報等は市町村単位ではありますけれども、本市が発令する避難指示等につきましては、近年、気象情報の精度が向上していることから、気象状況や土砂災害危険度に応じ、各町単位での情報発信を前向きに進めてまいりたいと思っております。

○2番（津志田幸紀君） 個人でもテレビは気象庁からの情報を確認しながらではありますが、市としても各町単位での発令も前向きに進めていくということですね。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして（2）災害発生予測における予防措置について。昨今、こ

れまでに経験したことがないような災害に対しては、グレーインフラによるハード対策のみでは、被害の軽減を図ることはもはや不可能であり、ソフト対策も充実を図って、いかに人命が守れるかが重要になると考えます。そこで避難場所確保が重要視されると思いますが、避難所は浸水しなくても周辺が浸水したら避難者が孤立するケースもあります。実際に上天草市では、8月豪雨で避難所1階が浸水し、避難されていた人たちが垂直避難するというようなケースもあり、東京の八丈島では台風による大雨で避難所近くで土石流が発生し、死者等は出なかったものの、避難者の胸あたりまで濁流が入り込んだケースも起こっています。このように、他自治体で事例が起こっていますので、本市の避難所は位置的に適切な場所であるのか。また、少しでも避難区域に存在しているのであれば再考が必要と思いますが、市の考えをお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では災害種別や立地条件、受入環境、施設の運営等を考慮し、51か所を指定緊急避難場所として指定しております。

災害が予測される際には、まず開設するのは6か所の防災拠点センターであり、こちらの施設は避難所としての利用を前提に整備していることから、場所や構造面で一定の安全性が確保されていると考えております。

一方で、どの施設も絶対的に安全というものではないため、そのときの状況に応じて、適時適切に避難所を開設してまいります。

○2番（津志田幸紀君） 再質問となりますが、昨日の坂下議員の質問内容と重なる部分があるかと思いますが、市が発令する各レベルの避難において、市民一人一人が災害リスクの危機感や認識が共有できなければ、避難行動につながらないと思われます。命を守るべき一人一人が避難行動の確実化に向けてワークショップを各自治会単位で実施することで、災害に対する市民の危機感の向上や速やかな避難行動が確実化になると考えますが、自助・共助・公助を踏まえての市の考えをお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 広報紙におきまして年1回、防災特集を掲載し、市民の防災意識の向上に努めております。また、自主防災組織等へ職員が外向きまして、地区防災計画の見直し支援や講習会を行うなど、地域における防災力の向上に取り組んでいるところです。さらに、災害時には避難所までの道路が通行できない可能性もあることから、平時から自助・共助の意識を高めておくことが極めて重要であると考えております。

今後も、市民の皆様にご協力いただき、議員から御提案いただきましたワークショップの開催なども含めまして、より効果的な啓発に取り組んでまいります。

○2番（津志田幸紀君） 防災計画の見直し支援や講習会を行い、それからワークショップの開催などを含め、より効果的な啓発に取り組んでいくということですね。どうぞよろしくお願いいたします。

1番の（3）災害発生に伴う是正処置について。8月豪雨では脆弱な真砂土の崩壊、流出が多数発生し、小川地区や豊野地区の山間部周辺において、甚大な被害をもたらしました。被害発生の一つとして、真砂土が砂川に流入、堆積し、注水断面を阻害、縮小させ、河川の氾濫を発生させたものも要因の一つだと感じています。砂川の堆積砂は平常時、定期的にしゅんせつされてはいるものの、河床勾配が比較的緩やかで取水堰も多数設置されていますが、下流域は干潮域であることから、砂を河川の流速で流すほどの対策を行うことは極めて困難であると思われます。そのため、砂川の上流域では土砂の崩壊抑制と河川への崩壊土砂流入も最小限に抑える観点から、対策工法の勘案が必要であるものと考えます。復旧工法には、擁壁工や法面工、砂防堰堤など、グレーインフラ対策で実施されるものと考えますが、脆弱な真砂土が広く分布する地区においては、崩壊対策として緑化や植樹を併用したグリーンインフラを可能な限り積極的に取り入れていくのも望ましいものではないかと思うところです。グリーンインフラとグレーインフラの併用という考えを積極的に採用、推進することで、宇城地区に広く分布する真砂土の崩壊抑止効果が期待できるものと考えます。また、裸地の状態となっている土地では、地権者に承諾を得て、植樹や緑化を推進するなどの考えも必要ではないかと思えます。例えば、植樹の苗はクラウドファンディングの活用、植樹はボランティア活動に植樹会を推進するなど、あらゆる手段を駆使し、施策推進していくこともよいのではないかと思えますが、市の見解をお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 10月より、今まさに災害の査定を受けておりますが、年内いっぱいかかる見込みだと思えます。100か所以上になる災害の査定を受けますが、その災害復旧事業と申しますのは、治水事業や道路改良事業のように、将来の一般被害を未然に防止したり、積極的にその効用を増大させる事業ではありません。被災する前の効用を速やかに回復して、公共の福祉の確保に努めることを目的としております。

よりまして、元あった形に復旧する原形復旧が原則となりますが、原形復旧するために著しく事業費が掛かったり、技術的に困難であったりする際には、原形復旧困難又は原形復旧不可能として、従前の施設が持つ効用を回復する限度として別工法を選択することが可能となります。その際に、施工が容易で、強度も安定的に確保されますコンクリート製品が選択されることが多くなります。

特に、河川災害復旧においては、自然環境の保全に配慮した復旧となりますよう

平成30年に国により決められました、美しい山河を守る災害復旧基本方針が策定されて、今運用されております。環境と調和の取れた災害復旧を目指すこととしています。

本市におきましても、河川護岸等を復旧する際にコンクリート製品の明度を制限しまして、無機質な白っぽいコンクリートの仕上がりとなるのではなく、周辺環境と少しでもなじみますよう落ち着いた色合いの仕上がりになるように仕様を規定しております、これからも環境保全に配慮した復旧となるよう対応してまいります。

○2番（津志田幸紀君） 分かりました。元にあった原形復旧が原則ということですね。しかしながら、精一杯、地元の方々のためにしていかないといけないことだと思います。

それでは、大きな2番、稼ぐ・稼げる市の施策について、（1）施策における方針について。国勢が混沌とする状況の中、政権の枠組み次第では、これまでと同様に交付金が地方自治体に配分されてくるのか、不透明感は拭えないところです。近い将来、国からの交付金の配分はなくなり、市の財政は立ち行かなくなる時代が到来することも想定に置き、市の独自運営も視野に入れていくことも重要であると思います。いかに稼ぐか、稼げる市を構築していかなければと考えますが、施策方針として1点の展開ではなく、面的に捉えた実行プランを勘案していく必要もあるかと思えます。面的施策の例として、1番目が増収増のための企業誘致、2番目が新幹線つばめのみ乗車可能な新幹線新松橋駅の設置、3番目に、再生可能エネルギーを活用した電力の確保、4番目に、防災及び観光拠点と絡めた大規模スポーツ施設の構築、5番目に、商業施設や住宅地としての松橋駅西口開発。例として申し上げました5つの内容は、全てワンセットで一体的に推進していくことが重要だと思っています。そこで施策における方針として、まずは松橋インター周辺の企業団地と不知火グラウンド周辺の防災広場の整備、松橋駅西側道路の延伸を速やかに実行に移していく必要があるものと考えます。現在整備中である松橋駅西側の道路については、宇土市の道路と接続する必要があり、宇土市と共に施策推進が必要であると考えます。立体的な施策や市主導での推進、民間事業者の多面的な施策誘致など、これらの施策に対して勘案する考えをお持ちなのか、市長の考えをお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 稼ぐ・稼げる市になることは、市長として掲げる市民所得の増加はもとより、歳入の増加、ひいては財政の弾力化を期待することができます。財政の弾力化は、歳出における市の裁量を増し、施策の独自性を発揮することにもつながります。

その実現のためには、土地開発により住宅建築を促すなど、社会増に向けた施策に取り組みます。生産年齢人口の増加による労働力と消費者の確保により、市内経

済を維持・拡大することで新たな民間投資を呼び込むなど、数多くの施策と事業を連動させて進めていきます。また、1つの目的のためであっても、事業の複線化を行う必要もあることから、面で進めていくことは重要な要素であると考えます。

稼ぐ市の実現は、私が市長として取り組む重点施策でもあります。手法としましては、土地開発はもちろんのこと、稼げる農業の実施やリスクリング支援、就労困難者への支援等を考えているところであり、手始めに、JR鹿児島本線沿線のまちづくりから着手したいと考えております。

議員御指摘の道路整備については、JR鹿児島本線沿線周辺開発の鍵の1つであり、交通容量確保による渋滞対策や対象地のアクセス性向上といった価値の向上の意味からも、その重要性を認識しております。今後、その整備について、国・県の支援をいただけるよう働き掛けてまいります。

○2番（津志田幸紀君） 稼ぐ市の実現は、市長として取り組む重点施策でもあるということで、市長はじめ、市の執行部、私たち議員、精一杯考えてやっていかなければならないことだと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、(2)施策に対する取組状況について。現在、企業誘致をはじめとした施策に対し、市も積極的に取り組んでおられると思いますが、多種多様ある中で重点的に取り組んでおられる施策状況をお尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 現在、重点的に取り組んでいる施策として、まず、企業誘致についてお答えいたします。

市外企業の市内への新規立地に加え、既存企業による新たな投資や事業拡大も含め、幅広く企業誘致として取り組んでおります。

本年度新たに立地協定を締結した企業は3社であり、投資予定額の合計は11億5,000万円余、新規雇用予定者数は40人となっており、今年度内にもう2社と協定締結を予定しております。

次に、リスクリングについてお答えをいたします。

若年層の市外流出抑制と市民所得の向上を目指し、イオンモール宇城に出口となる仕事とのマッチングを見据え、従来のスキルのアップデートや新たなスキルを習得することで、個人が新しい仕事や役割に就くための学習や訓練を行う施設の開設を計画しております。

現在、九州大学と協働で設計を進めている段階です。

次に、国営緊急農地再編整備事業についてお答えいたします。

本事業は、不知火・松橋・小川の8工区、777ヘクタールで区画整理と2か所の排水機場整備を一体的に進めるものです。

今年度より先行する浅川、南豊崎の2工区では暗きょ排水が整備され、裏作への

取組が始まっております。

このような中、大手外食チェーンであるサンマルクホールディングスが9月に農業参入を決定され、11月から6.5ヘクタールで小麦生産を開始されており、将来的には200ヘクタール規模の営農拡大を目指しておられます。

また、南豊崎工区では、地元担い手による機械利用組合が設立され、9月よりブロッコリー、麦、玉ねぎの試験栽培が進められています。

今後も整備の進捗に合わせ裏作生産を拡大し、稼げる農業の実現を目指してまいります。

このように各産業分野において、稼ぐ・稼げる市の実現に取り組んでまいります。

○2番（津志田幸紀君） 是非とも稼ぐ・稼げる市に頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、実行に向けた施策について。市職員だけで実行施策の行動、活動を背負わせる考えではなく、宇城市民も含めた市民参加型の施策推進といった方法で図っていくべきことも必要かと思っていますところ。これによって幅広い人脈により、駆使・模索ができ、また幅広くアナウンスを行うことで最大限の思想があると感じておりますが、市の見解をお尋ねします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 稼ぐ・稼げる宇城市の実現のためには、企業の設備投資やデベロッパーと呼ばれる開発業者による土地開発、あるいは民間事業者の参入など、民間との連携や協力が不可欠であります。

行政の発想や感覚のみに頼った施策の立案・実施には限界があり、市場規模や対象者の設定、採算性、収益性についての一定の理解や市場感覚が必要になるため、企業訪問や事業者との意見交換を通じて、市場感覚や事業の実現性の把握に努めております。

また、市内企業の代表者等で構成する企業クラブに対して、施策の説明、アンケートの実施、ワークショップを交えた意見聴取により、市経済の担い手である事業者の意見も拝聴しているところでございます。

施策の立案、実施に際しては、民間事業者だけでなく、市民の理解、地元の合意形成も必要になるため、各種の情報発信に加え、必要に応じ、宇城市総合政策審議会など、市民の意見を伺う機会も検討いたします。

今後も、民間の動向と市場の隆盛に留意しつつ、推進してまいります。

○2番（津志田幸紀君） 精一杯頑張っていかなければいけないと思っています。

続きまして、大きな項目の3番、本市の歴史・文化について、（1）郷土資料館について。現在、宇城市には歴史資料館として、豊野町糸石の宇城市郷土資料館と不知火町松合に松合郷土資料館の2か所がありますが、2か所の資料館には、宇城

市の誇るべき歴史文学資料や遺品の宝が存在しています。本市では郷土資料館の設置として、条例第1条に「歴史的な資料等を収集、保存、展示し、市民全てが郷土愛を培う場とするとともに、生涯学習の拠点及び地域間交流の拠点として幅広い人材の育成に資するため」となっていますが、この目的に対して過去5年間にどのような方々、団体が来館されたのか、来館者数をお尋ねします。また、文化資料としてどの程度、どれぐらいの展示をされているのか、展示以外にも文化資料が存在するのもお尋ねし、展示以外にも文化資料があるとするなら、どのようにされているのかも併せてお願いします。

○教育部長（舛井貴男君） 豊野町にあります市立郷土資料館は、市内全域の歴史的な資料を収集、保存、展示し、市民の皆さんが郷土について学ぶ場として、遺跡出土品や古文書、民族資料を中心に展示しています。

過去5年間の来館者数は、令和2年度が306人、令和3年度が555人、令和4年度が384人、令和5年度が668人、令和6年度が326人となっています。なお、令和6年度は、元寇特別企画展を別会場であります不知火美術館で開催したため、市立郷土資料館の来館者数は減少しております。

来館者は、一般の方はもとより、授業の一環として市内小中学生の利用や歴史研究会、歴史講座等で訪れる団体が多い状況です。

市立郷土資料館では、年2回ほど特別企画展を開催するとともに、関連したワークショップなどを開催し、参加者に体験を通して、文化財への興味や関心を高めてもらう取組を行っています。

一方、松合郷土資料館は、建物そのものが地域を象徴する歴史的建造物であり、地元にも所縁のある先人たちの遺品や資料、民具を展示しています。

過去5年間の来館者数は、令和2年度が147人、令和3年度が153人、令和4年度が326人、令和5年度が328人、令和6年度が584人となっています。来館者は、市外の文化協会や県内外の町並み保存会等の団体が訪れられています。来館者の8割以上が県外を含む市外からの来訪です。

また、資料館は、貴重な文化財や資料を劣化や破損から守り、次世代に引き継ぐために収集し大切に保管する役割があります。

両館の収蔵資料は、市立郷土資料館が1,500点ほどで、そのうち約200点を常設展示しております。一方、松合郷土資料館は収蔵資料が約1,530点で、そのうち1,000点ほどを館内に展示しています。

展示していない収蔵資料については、収蔵庫等で丁寧に保管しているとともに、市立郷土資料館の企画展の際に必要なに応じて展示したり、依頼に基づく閲覧等の対応を行っております。

○2番（津志田幸紀君） 続きまして、郷土資料館の条例について。本市の設置条例で目的として考えたときに、熊本県の県立図書館や歴史文学館の条例等を確認すると、「熊本の文学の振興及び熊本の歴史の継承に寄与するために置く」となっています。そこで本市でも条例第1条に「宇城市の歴史の継承に寄与する」という文言を追記し、改正してはどうか。また第3条には、「資料館に館長その他必要な職員を置く」となっていますが、豊野町及び松合の郷土資料館の職員配置はどのようにされているのか、併せてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 熊本県立図書館設置条例第3条に、くまもと文学・歴史館の設置目的として「熊本の文学の振興及び熊本の歴史の継承に寄与する」とあり、本市の宇城市立郷土資料館条例第1条の設置目的にも、「宇城市の歴史の継承に寄与する」を追記してはどうかとの御提案でございますが、本市条例第1条に「市の歴史的な資料等を収集、保存、展示し、市民全てが郷土愛を培う場とする」とあり、この条文が議員御提案の内容と同様の趣旨を表しているものと理解しておりますので、条文の改正は必要ないものと考えております。

郷土資料館は、博物館に準じ、歴史的・文化的価値のある資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった役割があります。

単に、文化財や歴史資料を展示するだけでなく、貴重な文化財を大切に守り、次世代に継承する役割も担っているという考え方を基本に据え、運営に取り組んでいるところです。

また、職員配置については、市立郷土資料館には、平日は会計年度任用職員の発掘調査整理作業員4人が勤務し、土日・祝日は施設管理業務の委託契約を結んでいるシルバー人材センターから1人が派遣され勤務しています。一方、松合郷土資料館は、閉館日を除き、市立郷土資料館と同様にシルバー人材センターから1人が派遣され勤務しています。展示等に対する来館者からの専門的な問合せ等については、本庁に勤務する学芸員へ取り次ぎ、相手に対し適切に返答する体制を整えております。

○2番（津志田幸紀君） 理解しました。

それでは続きまして、（3）文化振興における市の方針について。市制20年にわたる文化行政において、歴史・文化における予算はどの程度の規模で予算化されているのか。また、歴史・文化の重要性を考えた場合に、学芸員の配置は適正なのか。今は災害復旧・復興が最優先だと思いますが、文化振興に対する見解をお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） まず予算につきまして、歴史・文化に関する予算を予算項目の款9教育費、項6文化費、目2文化財保護費と目3郷土資料館費の合計額とし

ますと、合併当初の平成17年度予算額は1,263万円で、令和6年度は5,350万円となっています。

資料館の施設維持管理費や企画展関連費、発掘調査費の増加が主な要因です。

さらに、10年前の三角西港世界遺産登録後は、施設の保全や啓発に関する予算も計上しているところです。

次に、人員の配置について、現在、この業務は文化スポーツ課文化財世界遺産係で行っており、係員は6人で、このうち一般職が3人、学芸員が3人で、学芸員のうち正職員が2人、会計年度任用職員が1人です。

この配置が適正なのかとのお尋ねでございますが、確かに合併当初に比べると業務量は増え、多岐にわたっています。特に、専門職である学芸員の業務は、一般職では行うことができないことから、負担は増加しております。

しかし、どの部署も同じではありますが、限られた職員数において、いかに職員同士で協力をし、知恵を絞って所期の目的を達成するかが重要であり、文化財世界遺産係におきましても、一般職員と学芸員が協力をしながら業務に当たっているところです。

○2番（津志田幸紀君） 発掘調査の増加が主な要因として上がっているということは理解しました。

それでは続きまして、（4）（仮称）宇城市文学歴史館の設立について。条例の趣旨を踏まえて、宇城市にある資料を一つ一つ掘り起こし、2か所の資料館を1つの仮称ですけど文化歴史館として設立し、全ての資料集約と伝統芸能の公演を可能とすべく、小規模ながらもステージを設けるなど、文化行政に関する予算や専門スタッフの在り方などを含め、宇城市の文化・歴史の継承となることを強く願うところで提案させていただきます。宇城地域におけるコミュニティの歴史伝統文化を集約した資料館を持つことは、そこに属する人々にとって何物にも代え難い誇りでもあり、子どもたちの学習の場としての活用や市外からの集客も見込めるものと思いますが、市として歴史・文化の振興をどのように考えておられるかお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市には、豊かで多様な自然の中で生まれ、先人から代々受け継がれてきた貴重な文化財や伝統芸能が多数あります。こうした歴史・文化を守り、引き継いでいくことは、市民の皆様が郷土を愛し、誇りに思う気持ちを育み、心豊かな生活を送ることにつながるもので、非常に重要なことであります。

市としましても、地域の歴史・文化が今後とも守られていくよう研究してまいります。

○2番（津志田幸紀君） 市民の皆様からの強い要望もありますので、是非とも前向きに考えていただければと思います。

続きまして、大きな4番、本市のスポーツ振興について、(1)県内外から招待できる施設整備について。宇城市内のスポーツ活動においては、優秀な人材やクラブ団体が年齢層を問わず、数多くあると認識しているところです。特に、クラブ団体によっては全国レベルにあるにもかかわらず、宇城市に全国各地の強豪チームを招待したいが、大会が開催できるような施設がないという事例もあるように聞いています。将来を担う子どもの人生さえも変えるくらいの可能性を秘めているのがスポーツでもあります。宇城市も極端に言ったらば、スポーツ大国宇城市というようなキャッチフレーズを発することができるくらい、スポーツ振興策に取り組むことも重要であると思っています。当然のごとく、施設整備となれば膨大な予算化が必要となりますが、近い将来、プロスポーツ選手を目指す、これを夢見る子どもたちのために、充実したスポーツ施設も考えていくことが必要であるかと思えます。ここで膨大な予算を抑制させるとして、国の活用できる事業・補助はもちろんのこと、クラウドファンディングを活用するなど、様々な活用事例を模索しながらでも一步一步進めていくべきだと思っていますが、この点について、市はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○**教育部長(舛井貴男君)** 現状では、プレー環境や観戦環境において、県内でも優れている本市の施設としまして、人工芝を備えたふれあいスポーツセンターや天然芝を備えた観音山グラウンドがあります。また、ウイングまつばせのアリーナは、バレーボールのVリーグの試合が行われたり、各種競技の県大会の会場として使用されています。

一方で、陸上競技場や野球場など、競技によっては試合ができるプレー環境が整っていないものもあります。

スポーツ施設の整備・充実は、多様な試合や練習ができることにより、競技力向上につながり、本市のスポーツ競技の発展に寄与するものです。このため、今後とも、まずは既存のスポーツ施設の整備・充実を図ってまいります。

また、新たな大規模施設の建設につきましては、競技力向上や経済波及効果、防災機能強化等のメリットが考えられる一方で、イニシャルコストやランニングコストを踏まえた費用対効果の課題もあります。スポーツ施設ということだけではなく、まちづくりという大きな視点からの議論が必要だと考えております。

○**2番(津志田幸紀君)** 新たな大規模施設の建設については、経済波及効果、それから防災機能強化のメリットが考えられる。そういう中で、やはりいろいろな議論が必要だということは分かっておりますが、是非とも前向きに考えていただければと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、(2)スポーツ行事運営に取り組む職員配置について。市が携われて

いるスポーツ行事等において、各行事に携わる職員は文化スポーツ課やスポーツ協会、各競技の協会が主に携われておられると思います。私もスポーツ行事には率先して参加しているようにしておりますが、その中で感じたことがあります。毎週、度重なる行事の中で市の同職員の姿を見ていたように思います。スポーツ行事の時期になると、毎週末は勤務しなければならないと思います。そこで、担当課の職員は適正に休暇が取れているのか、また年間業務・行事に合った適正な職員配置であるのかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** スポーツ関係の業務は、文化スポーツ課スポーツ振興係が担当しており、議員御指摘のとおり、週休日である土日・祝日の業務も多々あります。具体的には、市が主催する海洋クラブ等の各種教室や講演会等のイベントのほか、関係団体であるスポーツ推進委員協議会やスポーツ協会の各種イベント等にも業務として出席しています。

これらの教室やイベントは、スポーツ振興及び普及啓発に資する場合が多く、開催に当たって、どうしても市民等が参加しやすい週休日になります。

本年度における職員の週休日の勤務状況を見てみますと、多い職員で月に平均2日ほどとなっております。週休日に勤務する場合は、市の規定に従って、原則として振替休日を取得しております。

週休日の業務は、年間を通しておおむね計画されていますので、業務の偏りがないう業務分担を徹底しているところです。

また、職員配置については、各種スポーツ施策の推進と職員の働き方を踏まえ、おおむね適正な職員配置となっているものと認識しております。

○**2番（津志田幸紀君）** 再質問になります。市の組織において、スポーツも文化も1つだと思っています。しかし、今の組織を個別で考えてみた場合、歴史・文化とスポーツが一体化していて、少し市民にも分かりづらい面があると思います。市民にとって分かりやすく、ましてや、なじみやすい部署とすれば、歴史・文化とスポーツを完全に切り分けた組織にした方がいいのではないかと考えるところです。このあたりも含め、提案として今後の改革にいかしてもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。

○**教育部長（舛井貴男君）** 文化スポーツ課は、令和4年度において文化振興課とスポーツ振興課が廃止され、両課の業務を引き継ぐ形で新設されました。

この組織改編は、令和3年3月に策定された市役所改革プランに基づいたものであり、市役所改革プランでは、限られた財源・人員で、行政サービスの質を低下させることなく、市民の視点に立った取組や市民ニーズに対して迅速・適切な対応が求められています。

このことを踏まえ、文化スポーツ課の新設以降、各職員が業務改善を進め、研さんを重ねてきており、これにより、行政サービスを低下させることなく、文化及びスポーツの振興が図られているものと認識しております。

○2番（津志田幸紀君） 8月豪雨災害の復旧に向け、喫緊の対策による職員配置もなされ、派遣職員を受け入れての早期復旧に取り組んでおられる中ではありますが、スポーツの発展、文化振興のために考えていかなければならないのではないかと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、津志田幸紀君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時49分

第 4 号

12月4日 (木)

令和7年第4回宇城市議会定例会（第4号）

令和7年12月4日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	8番 嘉古田 茂 己 君
9番 原 田 祐 作 君	10番 永 木 誠 君
11番 山 森 悦 嗣 君	12番 三 角 隆 史 君
13番 坂 下 勳 君	14番 大 村 悟 君
15番 高 橋 佳 大 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀代美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木 見 田 洋 一 君
市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 長 岩 井 智 君
保 健 衛 生 部 長 元 田 智 士 君	経 済 部 長 浦 田 敬 介 君
土 木 部 長 平 木 恵 一 君	教 育 部 長 舩 井 貴 男 君

総務部次長	米田年宏君	市長政策部次長	田川大輔君
市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	経済部次長	池田真一君
土木部次長	嶋津吉禮君	教育部次長	山下寛樹君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	松枝邦明君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、石川洋一君の発言を許します。

○20番（石川洋一君） 皆さん、おはようございます。今日は傍聴の方もたくさんおいでいただいております。心から御礼申し上げたいと思います。よろしく願い申し上げます。新志会の石川でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

本年8月には、想像を絶する豪雨により、宇城市並びに近隣市町は甚大な被害を受けました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げたいと思います。さて、5町の均衡ある発展を目指して宇城市が誕生し20年の節目を迎えました。同時に4人目の末松市長が接戦を制し、多くの市民の信任を受け当選をされました。大変遅くなりましたが、心よりお祝いを申し上げます。市長の市政方針の冒頭部分にこういう文字が書いてありました。「公平」と書いてありました。これは、トップに立つ者にとって、非常に重要な政治姿勢であると思われました。公平は、なかなか継続することは困難だと思います。市民への思いを公平に貫いていただきたいというふうに願っております。期待をいたしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。今日は、大きく3つの宇城市が対応すべき課題について質問をいたします。簡潔な答弁を求めたいと思います。

1番目の過疎地域について質問いたします。この問題も数回にわたり質問してまいりましたが、今日はこの課題でいきたいと思います。まず、(1)合併後宇城市はどのようになったかをお聞きしたいと思います。冒頭に申し上げましたけれども、宇城市が誕生して20年が経過し、3人の市長により5町の均衡ある発展を目指し市政運営がされてきました。4代目の市長となられてまだ9か月余ですが、宇城市はどのようになったとお考えなのか、現状をどのように認識されているかをお聞きしたいと思います。

○市長（末松直洋君） 宇城市が発足するに当たって作成した新市建設計画では、合併の必要性として、人口減少と少子高齢化、新たな分権型社会の形成、ライフスタイルの多様化、厳しい財政状況と、4つの社会背景があり、それらを解決するため、

市町村合併を決断されたとあります。

私が就任するまで、3人の市長が重責を務められてきましたが、それぞれ課題解決に向け、民意に基づいた特色のある政策を進められ、市の発展に努められたことに関しては敬意を表します。その当時、掲げられた新市の理念「ひと、自然、文化きらめく未来都市」は、道半ばではありますが、着実に前進していると思っています。

また、過疎地域の課題解決も重要なテーマの1つとして認識しております。

これまでの取組の成果を礎に、新市理念の達成と、過疎対策を含めたその時代に求められる新たな課題の解決に向け、これからも全身全霊で取り組み、現在掲げている将来都市像、「ここがいい。ともに過ごすまち宇城」の実現に向けて全力で努めてまいります。

○20番（石川洋一君） この質問は、過疎地域という大きな問題、課題の中で、合併後、宇城市は均衡ある発展がされたかをお聞きしておりまして、今、宇城市は中心部と周辺との格差が大きくなっております。過疎地域に居住する方々の思いに公平に耳を傾けていただき、市政運営をしていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

次に、1の（2）行財政改革は前進したのかということですが、歴代市長により行財政改革が進められました。主なものとして、職員定数の削減、公立保育所や市民病院の民間移譲などが挙げられます。行財政改革を行う上では、関係する市民の皆様や事業者の大きな協力が必要であったし、過疎地域のみならず痛みを伴う改革が多くあったと思われれます。市政運営を進める上で時勢や市民ニーズを反映し、新しい事業が必要とされると思いますが、新規事業を行う際には、廃止する事業など苦渋の決断をせざるを得ない場合があったり、その時々、市長と議会で行財政改革の責任を担ってきたものと振り返りますが、市がこれまで行財政改革を行う際に、常に中心としてきたものやこれまでどのような改革を行ってきたのか、そして、今後、行財政改革をどのように進めていくかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（木見田洋一君） まず行財政改革とは、行政の効率性、効果性、健全性を高め、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効活用し、持続可能な地域社会を再構築する取組と認識しております。

本市は、合併後の市としての一体性の速やかな確立を図るため、また、合併後の旧5町の均衡ある発展や、効率的で効果的な行政サービスを行うため、5町合併のメリットでもありました合併特例事業債や普通交付税の合併算定替えの財源を有効活用しつつ、より良い行政サービスを合併後も提供できるよう、市民を中心に据えて、行財政改革を進めてきたところです。

市が合併後に行ってまいりました行財政改革の取組といたしましては、先ほど議員の御紹介にもありましたが、まず挙げられるものは、公共施設の統廃合や民営化です。統廃合は、人口減少や高齢化社会に対応し、財政負担を軽減しつつ、効率的で持続可能な公共サービスを提供することを目的として、また、民営化は、民間事業者の専門性やノウハウの導入により、より効率的な方法により施設の管理運営を行うことを目的として行ったものです。これまでに、統廃合や民営化を行った主な公共施設は、養護老人ホームや九州海技学院、公立保育園の民営化、児童館の廃止、市民病院の事業譲渡、単独給食調理場や給食センターの統廃合、豊野小中一貫校の創設や松合小学校と不知火小学校の統合事業などが挙げられます。

また、次に挙げられるのが指定管理者制度の導入となります。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者等のノウハウを活用し、住民サービスの質の向上と経費の削減を図ることを目的といたしております。これまでに指定管理者制度を導入いたしました主な施設といたしましては、松橋総合体育文化センターや小川総合文化センター、老人福祉センター、また農林水産物直売交流施設や三角駅前フィッシャーマンズワーフ、アグリパーク豊野、不知火地区のスポーツ施設、図書館及び美術館などがございます。

また、財政健全化に向け、平成17年に総務省が示しました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針であります集中改革プランに準じまして、合併による効果を最大限にいかすため、組織の統廃合や市職員の定数削減を行い、合理的な行政運営にも努めてまいったところでございます。

いずれの行財政改革も困難なものではございましたが、市民や行政区長、また議員の皆様の御理解と御協力、そして多くの民間事業者に行政の一部を担っていただいたことで、合併後20年が経過した現在においても、持続可能な財政基盤の下で安定した行財政運営ができています状況となっております。

近年の行財政改革の取組といたしましては、旧来の行財政改革に加えまして、さらにデジタルの力を活用しつつ、住民の利便性の向上を目的とした行政のオンライン化や、キャッシュレスなどを進めるデジタル行財政改革を行う取組を推進しているところでございます。

この行財政改革によって発生する様々な資源を、デジタルの力も有効活用し、市民が幸せになるため、また、市中心部のみならず、過疎地域や半島地域の暮らしがよくなるための取組を今後も引き続き行えるよう、行財政改革を不断の努力として進めまして、旧5町のそれぞれの地域特性をいかした振興につなげてまいりたいと考えております。

○市長政策部次長（田川大輔君） 行財政改革については総務部長の答弁と重複いたし

ますので、市民意識の面から答弁をいたします。

令和5年度に実施した市民アンケートでは、これまでの取組が評価できる施策の1位が市民に親しまれる図書館づくり、2番目が豊かで安全・安心な学校給食への推進となっており、歴代の市長による英断で取り組まれてきたことが高く評価されており、一方で、市がこれから進めていく上で必要な取組として、子育てにおける経済的負担軽減、雇用機会の創出が挙げられています。

市としては、子育て世代の負担軽減につながる施策に加えて、子育て世代の所得向上と働く場の創出に向けての取組を進めることで、市民の満足度・幸福度の更なる向上につなげ、過疎地域はもちろんのこと、宇城市全体の人口減少抑制とにぎわい創出につなげていければと考えております。

○20番（石川洋一君） 20年間の行財政改革を一口にはなかなか語り尽くせない部分があると思います。私も20年間一緒に歩んでまいりましたので、どういう努力があったか、どういう思いがあったかを身に染みて感じているわけですが、私がここで申し上げたいのは、行財政改革は、これは続けていかなければならない命題です。それを続けるに当たっての姿勢が非常に問題になってくる。例えば、なかなかしづらかった民間保育所の移譲問題、これも全部やってしまいました。そこに何があったか。地域があって、その地域に保育園がなくなるということになると、地域の乳幼児の保育施設がなくなるということなんですよね。非常に地域にとっては不安であり、不満もあったんだろうと思います。それを成し遂げられまして、財政負担は減っていったと。そして今、財調もふんだんには言いませんけれども、天川副市長が企業感覚ですばらしい実績を残されたことも皆さん方承知のとおりで、いいものは続けていただきたいと思うんですが、やはり改革というのは、痛みを伴うことを考えながら進めてほしいと、今後もですね。今後は特に新しい市長になられて、公平な政治姿勢を貫いていただきたいということをお願いしたいという質問でした。今後の改革に期待をしていきたいと思います。

次に、1の（3）半島振興について。行財政改革は進められましたけれども、合併後20年を経過して、宇土半島は三角から不知火へと過疎化の歯止めが止まらず急激に進行している状況にあります。三角町を見ても、昭和の合併、これは70年前になりますが、海技学院や2つの中学校、6つの小学校、人口も1万8,000人を有しておりました。天草への玄関港として港を中心に発展してまいりました。しかし、現在は1つの中学校、2つの小学校となり、天草五橋の開通から人口減少が進み、港を取り巻く産業が衰退をいたしました。そして合併後は、フェリーの撤退などが町のにぎわいに影を落としている状態です。そして、平成17年に5町の均衡ある発展を目指して合併が実現しましたが、予想以上に急激にヒ

ト、モノ、カネが中心部に集中しまして、現在に至っております。20年間で約4,000人の人口が減少いたしました。そこで、このような現状を踏まえ、宇土半島の振興をどのようにするべきかお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（末松直洋君） 本市は、宇土半島南岸に位置する三角町と不知火町が半島振興法に基づく半島振興地域に指定されています。この地域には市全体の25.4%の市民が居住しており、半島振興は重要であると認識しております。

また、宇土半島には国道57号、国道266号が天草地域をつなげる動脈としての役割を果たす一方で、休日などには観光等による渋滞に拍車がかかり、地域経済活動のみならず、沿線住民の安全・安心な生活を維持する観点でも支障を来している状況にあります。

その中で、現在、熊本市と天草市を結ぶ熊本天草幹線道路の整備が進められており、三角地域には3つのインターチェンジが設置される予定ですが、当該道路は宇土市から熊本市を結ぶルートとなっていることから、九州縦貫自動車道への接続ルートの整備についての要望が上がっている状況です。

このことについては、私としても三角・不知火地域の振興に資するものと考えていることから、三角地域から九州縦貫自動車道松橋インターチェンジまでをつなぐ高速交通体系の整備について、熊本県市長会への提案を続けているところです。

この提案の実現に向けての取組を継続していくことで、半島振興と居住する市民の安全・安心な生活基盤強化を目指してまいりたいと考えています。

○20番（石川洋一君） 後段の方で高規格道路と高速道路をつなぐという壮大な夢ですけれども、これはもう20年ほど前に守田市長と議論して、進めたいなといろんな関係各所にもお願いに行きましたけれども、「まず、高規格道路が先でしょう」と言われまして諦めていたところですが、また今回、市長が新たにそういう思いを持って進めていただけるということは、地域にとって非常に大きな力になるというふうに確信をいたしております。私もこの問題については、生涯はかけられませんが、一生懸命努めてまいりたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

1の（4）ですけれども、東港の再開発（公園化）ということで質問をしたいと思います。近年、全国でアーバンスポーツの人气が急速に高まっておりまして、東京・パリオリンピックにおいて日本選手の活躍は記憶に新しいと思います。そこで会派において広島ゲートパーク、大村市グリーンおおむら、諫早市等を視察しました。すばらしい公園パークの整備がされており、スケートボードを楽しむ人や多くの家族が集う場所となっております。宇城市に本地域のスケートボードを中心とした公園化について実現できないかという気持ちでいっぱいです。宇城市の考え方

をお聞きしたいと思います。

○**経済部長（浦田敬介君）** 三角東港の利活用は、三角駅周辺の活性化を図る上で、重要な課題であると認識しております。

御承知のとおり、当該港湾は県の管理下にあります。そのため、港湾使用による振興策の検討に向け、10月に県港湾課と市議会、海運事業者、市の関係者などで、港湾構内を視察し、その後意見交換会を開催いたしました。その中で、港湾施設の設置目的や使用に当たってのルールなど共通認識を図ったところです。

議員御提案のスケートボードをはじめとするアーバンスポーツは、東京オリンピック以降、若者を中心に大きな盛り上がりを見せております。

本市でも、みすみ港まつりにおいてスケートボード体験会や有名選手によるパフォーマンスが行われており、一昨年行いました三角町の若手事業者との意見交換会の場においても、アーバンスポーツ場を誘致してはどうかとの御意見をいただいております。

ただ、新たな集客コンテンツとして、緑地公園にアーバンスポーツ場を整備するのであれば、県有地の恒久的な使用に関する調整や手続、施設の維持管理、地元や域外におけるニーズの検討、採算性など、施設整備に当たっての課題を整理する必要があります。

駅周辺の活性化は、行政と地元関係者が連携し、将来ビジョンを共有していくことが重要ではありますが、市としては、まずは駅周辺の遊休地利活用や空き家を商業施設に再生するなど、実現可能な施策から取り組んでいくことを優先させていただきたいと考えております。

○**20番（石川洋一君）** 私の記憶では、東港は県の重要港湾として40年以上前になるとは思いますが、ポートルネッサンス計画が策定されまして、約90億円の巨費を投じて現在の東港が再整備されたというふうに記憶しておりますが、その後、熊本新港整備、八代港への予算配分が増え、三角港への予算が減少をして港湾の整備が途中で止まったままであって、特に利用する船舶の数は急激に減少しております。港が活発に利用されているのなら、公園化をして利活用をという発言をすることは無いのですが、現状を見る限り、無駄な投資となっておりますので質問をした次第です。その点をどのように考えているのかもお聞きしたいと思います。まずは、県の港湾課の基本的な考え方、県議をされておられたのもう御案内だと思います。あの港湾の用地には箱物は建てさせないという、何か不文律があるようにも市長政策部長の方からも聞きましたけれども、それは活発に活用されているときの話であって、現状をやはり直視して、最近話に出ませんけれども、その件と、そして佐世保から艦船の誘致も長年やってきております。三角議員がずっと言っていたと

思うんですけどね。そういうことで全体を見ていただいて、活用していないんですよ。活用されていないということは、整備が進まないという状況にあって無駄が生じているんですよ。せっかくあるもので地域振興につなげるものであれば、やはり使うべきであろうと。県の港湾課と協議を重ねていただきたい。そして、その縛りを解いてパークということだけじゃなくて、地域振興に役立つような施設整備ができないか、こういうことを再生の基本に置けるんじゃないかと思うんです。部長も今の三角東港の活用状況は、もう御存じだと思います。もうないですよ、廃材と材木が少し隅っこに置いてあるレベルで、本当に国際貿易港なのかと思うぐらいの冷遇ですよ。これでは、やはりいけないと思うんですよ。いろんな多彩な企業が入って活性化をしていくということが大事ですし、今ちょうど高規格道路が熊本市とつながります。熊本市から25分程度で来ると思います。そういう距離になってきて、インターから3分くらいで着きますね。ですから、そういう時間的距離が短くなっていくし、道路網の整備が進む。そして先ほど市長のお話のように、おそらく郡浦の先ぐらいからジャンクションで松橋インターにつながると、高速道路網につないでいくということは、いろんな意味で半島の振興に非常に重要な問題だろうと思います。そういう部分で、今ここで実現をなさいたいというわけにはいきませんが、協議を検討していただきたい。最初から駄目だということでは先に進まないと思うんです。せっかく大きいパイプを持っておられるので、県からも市長政策部長が来ておられるんですから、是非そういう部分で知恵を出していただいて、進められるようお願いしたいと思います。答弁があればお願いします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 申し上げるまでもございませんが、観光の拠点として位置付けておりますので、諦めずに今後も議員が御指摘のとおり、県の港湾課とは話し合いを続けていきたいというふうに思います。

○**20番（石川洋一君）** ありがとうございます。よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、大きな2番の熊本天草幹線宇土三角道路について質問をいたします。（1）について、道路整備に関し、平成6年に計画が発表されまして、30年以上経過して採択をされました。旧三角町の中心部を縦断する道路コースが示されました。本地域に居住する方々は、今後の生活について大きな不安を抱いておられます。そのような中、宇城市と議会は国が行う道路整備を推進し、協力しなければならない立場にあります。推進するためには、地域住民の皆様の不安を解決しなければならないと思っております。総工費750億円という巨額の予算が投入されます。この予算でつくられた道路が、地域再生・振興に役立たせることが重要であると思っております。そのためには、まず地域住民に寄り添い、一つ一つの不安や問題の解決に

努力いただくよう希望したいと思いますが、整備区間となり4年が経過をしました
が、地域に対してどのような対応をしてきたのかお聞きをしたいと思います。

○**土木部長（平木恵一君）** 宇土三角道路は、合併以前より三角町、合併後は宇城市の
悲願でありました。結果、令和3年に整備区間として認定されました。令和5年
には全長13.5キロメートルのうち、3割程度となります（仮称）波多インター
チェンジから、（仮称）みすみインターチェンジの区間についての道路設計がおおむ
ね完了しました。用地幅杭設置、境界立会や用地調査を経て、現在は建物等の物件
調査を順次進めている状況であります。

これまで、国からは令和5年度の地元への事業説明会をはじめとし、各種調査を
行う際には、事前に関係行政区長へ調査の説明と併せて、事業の進捗状況の説明を
行って来られました。そのほか、行政区や地元住民から個別に御相談があった件に
ついては、権利者の不安解消となるようそれぞれ訪問し、説明するなどの対応をさ
れているところです。

国に確認しましたところ、令和8年度からは、測量や物件調査の結果について土
地や建物の所有者の方に個別に確認を行いまして、その後に、国の予算状況に応じ
て権利者数を確定し、国より補償金額の算定、個別の補償内容の説明を順次行うと
のことでした。

本市においては、国と協働しての説明会の開催はもとより、地元住民へ国の職員
が訪問する際に同行するなどの対応を行っております。令和8年度以降も同様に同
行などの対応を行う予定です。また、三角支所及び本庁用地管理課を地元住民の相
談窓口としまして、市に寄せられました御要望や御意見を集約し、市の声として国
に伝えているところです。

加えまして、令和7年度からは、宇土三角道路事業の担当職員として地元精通
した職員2人を配置したところです。

令和8年度以降もこれまで以上に地域の声を聴き、地元や国との連携強化を行い、
事業の更なる推進に努めてまいります。

○**20番（石川洋一君）** 今、答弁されたとおりであるならば、何も問題ないかなと思
って聞いておりましたが、実際そうなのかですよね。地域の方々からお聞きすると、
支所に行っても全部が全部ではないでしょうけども、「直接八代事務所に聞くよう
に」と言われたとか、そういうのを聞くと信じられない気持ちになるんですよね。
それが事実なのかどうか、今後の対応で分かってくると思いますけれども。しっか
り市民の声を聴いて、市民に寄り添っていくことが地方行政の在り方だろうと思
います。先ほど申し上げましたように、国の事業を市と一緒に進めるためには、
やはり地域住民の御理解がなければ進まないんですよね。それも御理解いただき

と思います。しっかり対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、(2)のこの3.5キロメートルの区間で、3.8キロメートルなのか明確にならなかったのですが、80戸の家屋の立ち退きがもうほぼ決まっているんですね。これをどのように宇城市として捉えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○土木部長（平木恵一君） 令和5年に国から示されました設計案については、繰り返しになりますが、地質調査結果や過去の地すべり発生箇所、主要施設の位置や史跡の情報などの地理的・物理的条件や、周辺住民や道路利用者の工事中や供用後の安全性について、国において十分に検討を行い、設計したものであると伺っております。

結果として、多数の家屋の移転が必要となっております。地域住民の皆様におかれましては、住み慣れた土地からの転居や売却等をお願いすることになり、それぞれ様々な思いがあるかと思えます。しかしながら、国においても最大限考慮に考慮を重ね、産業の発展や地域の活性化に寄与する地域住民や道路利用者が安心・安全を確保するためには、ほかに変更することのできなかつた唯一のルートではないかと受け止めております。

本市といたしましても、先月にも行われましたが国と地域の説明会等にも同席するなどして、そこでお伺いした意見を十分反映した事業の影響を受ける地域や住民の皆様方が納得して合意できるよう、地域や住民の皆様のために何をすべきなのか、何ができるのかについて、国と一緒にしっかりと研究・検討してまいりたいと思います。

○20番（石川洋一君） 最後の方に何ができるのか、何をすべきなのかという答弁がありましたけれども、まずは想定されることはあると思いますよね。立ち退き先とか、例えば補償はどれぐらいあるのかとか、この前の8月24日に市民の声を聞く会をしたときの資料も土木部の方には出しておりますよね。それだけではないですけども、どういうものに不安を持っておられて、どういうことを聞きたいのか、どういうことを知りたいのかというものは、ほぼ分かっているんだろうと思うんですよ。後手後手にならないように、もう出している以上は、それについてきちんとした答えを市民にお話しすることが重要と思うんです。その会議の中でも私は申し上げましたけれども、会議に出てくる方だけの話だけではやはり駄目なので、80戸の方たちの意見だけでも駄目なので、やはりその周辺に住んでおられる方、今度の工事に直接関係なくても道路が寸断されたりする工事ですから、そこをどう既存の道路を改良していくか、こういうこともやはり地域は心配をされています。これは住んでみないと分からないと思います。住んでいて初めて感じることですよね。ここにこうできるのなら、この道路はどうなるのだろうか、やはり切実な問題。

そういった問題にも、やはり市として今度は市道の改修をしていかないといけない。ですから、多岐にわたるんですね。問題とか思い、不安はいっぱいあると思いますので、やはりしっかりまずはアンケート調査を際崎区、塩屋区、本町もそうかな、やはりアンケートを取ることを思います。大変な作業ですけど、これをやらなければ本当の声は見えてきませんし、聴こえてこないと思うんですよ。その点、どうですか。土木部はどう対応されますか。

○土木部長（平木恵一君） アンケート調査については、先日の説明会でも要望として出ております。市としましては前向きな方向で検討していくように、当日もお答えしたと思いますが、アンケートを考えていきたいと思っております。

○20番（石川洋一君） 早急に実施をしていただきたいということと、これは市長政策部とは関係ないかな、やはり早急にしないと、不安が増大していくような気がします。会う方会う方がそういう心配をいつも言われるということは、常に思っておられて、「夜眠れないときがある」と言う方もいらっしゃると思います。これは、今日も来ておられますけれども、そういう訴えも聞いておりますので、地元の議員としては、そういうことを聞いた以上は、やはり市政に届けて改善してもらわなければならないというふうに思っておりますので、アンケート調査をして、一つ一つの不安を解消していくようお願いしておきます。

次に（3）ですね、地域コミュニティが大きな影響を受けます。地域住民に対して宇城市はどのような対応を取るのかお聞きしたいと思うんですけれども。いいですか、例えば100戸、ここに区があるとしますね。そこの真ん中を道路がばっと通ってしまうんですね。すると、この辺は山と海でできていますので平地がないんですね。ですから橋りょうです、その部分が全部ですね。30メートルぐらいの橋りょうでつながるんですけれども、そういう道路整備がされるわけで、際崎で50戸という家がなくなってしまう、コミュニティがなくなる。ひょっとしたら際崎区がなくなるという危惧もされます。そういうことがあってはならないと思うんですが、1つの策として国会の陳情をした折に、国交省の大臣になられた金子先生と話したときに、宇城市はこの言葉は嫌うでしょうけれども、「災害だね」と言われました。災害と同じだと。国が災害と同じような道路をつくるならば、地域はどうするんですかと、そのコミュニティが壊れないようにするべきだろうと。では、どうすれば壊れなくなるのかと。東日本大震災を見て分かるように、ばらばらになった人は災害死、後で亡くなったのが非常に多かったと。コミュニティをつくって災害復興住宅をつくったところは安定したと。やはり住みなれたところに前から親しくしていた人と住むということは、これは非常に重要な生命維持装置というふうに思います。それぐらい重要なコミュニティですから、いきなり断ち切られて、行くと

ころがなく、子どもやお孫さんのところに引っ越していくというケースもあるかもしれませんが、いろんなケースがあると思いますが、対策をやはり立てていくことは大事だろうと思うんですが、その点はどのように考えておられますか。

○**土木部長（平木恵一君）** 宇土三角道路事業を進めるに当たっては、市議御案内のとおり、関係する地域や住民の皆様の声を受け止めまして、真摯に向き合い、対応していくことが重要だと思います。

現在では、国により物件調査が進められているところではありますが、今後、測量や物件調査の結果が出ましたら、個別具体的にお話が進められることとなると伺っております。事業が進みまして、国から調査の結果や詳細な説明を聞く中で、住民の皆様からも様々な御意見、先ほどおっしゃったような、まとまったコミュニティをつくっているみたいな話も出てくるかとは思いますが。

本市としましても、そのような声を漏らさずしっかり受け止めることができるよう、市内部の情報共有や連携強化はもちろん、例えば、相談窓口が分かりやすいように、本庁や三角支所に窓口サインを明示するなど、市民の皆様が相談したいと思ったときに、すぐに相談ができるような環境を整えていきたいと思っております。

今後、着々と事業が進む中で、地域や住民の皆様からいただく御意見をしっかりと国に伝え、対策を立てられるよう国と地域の住民の皆様をつなぐ役割を市が担い、より一層、地元住民の皆様に寄り添った対応ができるようにと国と連携を深めて、これからも対応していきたいと思っております。

○**20番（石川洋一君）** 答えづらい質問になってしまって、申し訳ないと思うんですけど、それぐらい問題が複雑ですよ、簡単な問題じゃないので、やはり議会も執行部もそういう気持ちで地域の方と対応していかないと先に進まないだろうなと思っております。私は地元に住んでいますので大体分かりますが、やはり土地が少ないんですよ。移転しようと思っても近くにやはり移転したいという方が多かったような気がします。遠くよりもですね。そうすると近くでいうと、塩屋とか、有働団地とか、古氷団地とか、あの近辺があるんですけども、そういった具体的な土地が見える化して、こういう物件がありますよということを、不動産業はできませんのでありますよという紹介ぐらいはして、選択する材料を地域住民に提示するようなことも大事じゃないかなと思っておりますので、なかなか難しいと思っておりますが、まずは市民の声がきちんと届くように、不安を払拭していくように、そしてどこに住めるか、どこで住むのかですね。もうほとんどの方が後期高齢の方ですので、それで、お子さん方と住んでいらっしゃる方も少ないです。今から土地を買って家を建てて借金つくってどうしていくのかと、補償があったとしても、補償だけではおそらく家は建たないんじゃないかなと思うんですね。そういうことですので、そういう不安も

たくさん持っておられますので、しっかり耳を傾けるためにはアンケートをしっかりと取って、対象者と対象でない方も、アンケートもしっかり取っていただいて対応していただくようお願いをしたいと思います。

次に、(4)支所の対応についてお聞きしたいと思います。今まで申し上げたとおりですが、立ち退き予定者は大変不安を持っておられます。支所が市民に対してどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

○三角支所長(佐藤幹雄君) 熊本天草幹線宇土三角道路に関する住民の皆様からの相談対応につきましては、基本的には本庁の土木部用地管理課が所管しているところでございます。

そのため、三角地域における身近な窓口として、三角支所においても相談を受け付けております。内容が比較的簡易なものであり、支所で回答可能な事項につきましては、できる限り支所において対応しております。

しかしながら、専門的な知識や判断を要し、支所での対応が難しい案件につきましては、速やかに用地管理課へ引き継ぐとともに、必要に応じて国土交通省へつなぎ、適切な対応が行われるよう連携を図っております。

今後とも、三角支所、用地管理課及び国土交通省が連携し、住民の皆様からの御相談に対し、丁寧かつ責任ある対応に努めてまいります。

○20番(石川洋一君) 支所ですから、支所の真横を道路が通りますし、インターの出口が支所の真ん前に来るんですね。そういう状況の道路ですので、やはり支所がいろいろな情報を発信して、地域の方が喜ぶというか、安心できるような情報をきちんと発信してほしいし、サインをつくるということだったので、是非それは高規格道路相談窓口ですかね、そういうのもつくっていただきたいと思いますし、もう一つお願いしたいのは、やはり支所に垂れ幕を下げて、高規格道路推進地区とか整備地区とか、そういう市民の意識を高めるような対応も必要じゃないかと思えます。その点どうですか。

○三角支所長(佐藤幹雄君) 議員おっしゃるとおり、土木部と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○20番(石川洋一君) 何か余りぴんとこなかったけれども、土木部長は分かっておられると思うので、是非そういう地域を盛り上げてほしいんですよ。負の道路をやはりプラスの道路ですよという市民へのアピールですかね。市長どうですか、そういう対策も必要じゃないかと思えますけども。

○市長(末松直洋君) 市民への理解を広めていくためには、大変重要なことだと思っております。執行部の中でもそういった話が出ておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

○20番（石川洋一君） ありがとうございます。よろしくお聞きをしたいと思います。

次に、最後の大きな3番で、上水道についてお聞きをしたいと思います。（1）上水道管の現状と今後の運営等についてお聞きをしたいと思います。

○上下水道局長（福田真治君） それでは、まず水道事業におきましては、将来の収益減少と施設更新投資額の増大は避けて通れず、今のままでは現状のサービスを維持し安定した経営基盤を保つのは難しく、市民に多大な負担を強いる可能性がございます。

本市の水道管につきましては、そのほとんどが合併前の旧町時代に埋設されたものでありまして、布設から40年前後又は50年以上経過した水道管も多数存在しておりまして、中でも、地元水道組合から引き継がれた管も多く、布設された年度が不明なものも数多くある状況です。

また、市内全域での管路延長が約600キロメートルにも及ぶため、本来ならば、毎年計画的に維持更新を行っていかねばならないと考えておりますが、財源やマンパワー不足等により現状、大規模な更新事業まではできていない状況です。

また、近年は、管路の老朽化に伴い、漏水が毎年100件以上発生し、夜間・休日問わず、職員の緊急対応も増えておりまして、24時間、気が休まらず修繕対応等に追われているのが現状です。

地震への脆弱性、漏水・破損事故のリスクが高まる中、管路の更新対策も急務となっていることから、今後は民間の力を活用し、官民連携方式で事業を行うウォーターPPPの運用も計画しているところです。

また、運営面におきましては、経営の健全化を示す経常収支比率は、令和5年度の料金改定後、2年連続で100%を超えておりますが、依然として料金回収率は100%を下回っているため、水道料金収入のみで給水に係る費用を賄っていない状況が続いております。

よって、独立採算の原則を基本に運営していくためにも、引き続き水道料金の適正化を検討していく必要がございます。

今後とも、需要動向・財政状況を見極めつつ、適正な料金設定と費用管理、老朽化対策を軸とした施策を推進してまいります。

○20番（石川洋一君） 水道事業を安定的に運営するには多くの課題があると思います。市民の水を守っていただきたいと思います。

次に3の（2）の漏水があると聞きますけれども、漏水箇所の早期発見は喫緊の課題と思いますが、どのような対応を講じているのかお聞きをしたいと思います。

○上下水道局長（福田真治君） 本市の水道施設から配水する水量に対しまして、各家

庭等へ届く水量の割合、有収率と言いますが、この有収率が市全体で約84%と低く、多量の漏水が発生しているものと疑われることから、昨年度、音聴等による漏水調査を実施いたしました。

この調査は、音聴棒という器具を用いて止水栓や道路上に棒の先端を当てることで、音が増幅され聞こえるもので、聞こえる音の質や強弱から、漏水地点の推測を行います。

ただ、課題としまして、現地を歩いて調べるため調査範囲も限られ、また非常に時間を必要とします。

現在、本調査結果に基づき、特に漏水量が多い箇所について修繕対応を行ったところではあります。

今後は、全国的な大規模漏水による給水制限や能登半島地震等による水道施設への被害から、漏水対策は今後ますます重要になっていくものと考えております。

○20番（石川洋一君） 特にこの三角町の漏水が多いと聞いておりますが、水の供給に問題が生じていないのか、施設の稼働状況等を踏まえた今後の漏水対策をお聞きしたいと思います。

○上下水道局長（福田真治君） 三角地区の事業認可されている水源につきまして、三角町では井戸が8か所あり、現在7か所が稼働しております。残りの1か所は、揚水ポンプの不調により休止しておりましたが、災害等による水不足を考慮し、予備水源の役割として今年度末までに復旧する予定です。

なお、使用水量としましては、三角地区が年間約93万トン、日水量にしまして約2,500トンを供給しておりますが、町内の水量は現行の水源で十分賄えている状況です。

平成5年当時、石打ダムが完成し、当初は利水と治水の多目的ダムとして飲用水にも使用してきましたが、ダム水については、現在臭気の問題があり使用しておりません。ただ、ダムからの管路については、管内の劣化を防ぐために常時送水しておりまして、浄水場で放流している状況です。

また、有収率が低いと先ほど申し上げましたが、中でも三角地区においては約55%と特に低い状況です。

このため、漏水対策を講じて有収率を向上させるためには、最新の調査工法の検討を含め積極的な漏水調査が必要と判断し、三角町を含む市内全域を今年度、国の交付金事業を活用しまして、県及び参加希望自治体による共同事業で人工衛星による漏水調査を実施しております。

仕組みとしましては、人工衛星から照射した電磁波の反射波をAIで解析し、地中の水分量から水道管の漏水の可能性のある場所を広範囲から絞り込む技術で、地

中の水分が水道水か未処理水かで、電波の跳ね返り方が異なる性質を利用するものです。

調査結果につきましては、令和8年1月頃に速報が出る予定です。

このような最先端技術を用いることで、漏水の可能性のあるエリアを絞り込むことが可能で、調査期間が大幅に短縮され、漏水箇所の早期発見・早期修繕につながるものと期待しております。

○20番（石川洋一君） 時間がありませんので、もう少し深掘りをしたかったんですが、今後の管路の更新計画等については、また後日お聞きをしたいと思います。

これで、私の一般質問終わりたいと思います。

○議長（豊田紀代美君） これで、石川洋一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、原田祐作君の発言を許します。

○9番（原田祐作君） 皆様こんにちは。議席番号9番、会派蒼生の原田です。まず、8月の豪雨に際しまして被災をされた皆様には、心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い日常の生活が取り戻されることを願うとともに、私どももそこに精一杯力を尽くしていかなければならないと、このように強く考えているところでございます。

それでは、先般、御通告申し上げておりました1つ目は、支援を必要とする児童の就学について、そして体育館の空調設備利用について、そして災害発生時の情報発信についてという、3つの大きな事柄について質問を進めてまいりたいと思います。早速質問に入ります前に、1番目の（4）番、行政との関わりについてというところを2番に繰り上げ、（2）番、（3）番をそれぞれ一つずつ繰り下げて質問を進めてまいります。

それでは、まず1つ目、支援を必要とする児童の就学について、（1）就学決定までの手続についてお伺いをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 支援を必要とする児童の就学につきましては、就学前から就学後の進路決定・学級決定に至る全過程におきまして、児童の教育的ニーズと保護者の意向を第一に尊重し、適切な時期に適切な審議を実施する体制を整えています。

就学に関するニーズの確認時期、就学決定までのスケジュール、教育委員会の関わりにつきましてお答えいたします。

最初に、本市における小学校就学までの案内や周知について説明いたします。

幼稚園、保育園に通われている年中児の保護者に対しまして、園を通じて、小学校就学の御案内を配布し、その中で就学予定の前年度のスケジュールなどを案内しております。

案内内容といたしまして、就学時健康診断、体験入学・入学説明会の実施予定日程、入学通知が届く時期など、そのほか、お子さんに特別な支援や配慮が必要な場合や気になることがある場合は、幼稚園や保育園へ相談しておく必要があること、市教育委員会に特別支援教育に関する相談窓口があること、住所地で指定された学校以外への学校への就学を希望される場合の手続方法や就学に関する問合せ先などをお知らせしております。

次に、支援を必要とする児童の就学決定までのスケジュール等につきまして説明いたします。

特別支援学級や支援学校等就学先については、特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズに応じた適切な就学を支援することを目的に、医師2人や学校教育関係者7人、児童福祉施設等職員3人、関係行政機関等職員2人の合計14人で構成されている宇城市教育支援委員会にて審議され、決定されています。

会議につきましては、例年8月下旬と12月上旬の年2回開催しております。

1回目の会議に当たり、保護者の準備として、就学予定の前年度の6月下旬までに、家庭内で意向を一致させた上で、通園している幼稚園、保育園に意向を伝えておくこと、住所地の指定学校への就学ではなく、学校を変更し就学を希望される場合は、宇城市立小中学校就学等に関する規則の規定に基づきまして、就学する前年度に学校変更申請を行い、教育委員会での承認を得ていること、就学予定の小学校での学校見学、就学相談を受けておくこと、就学先を決定する上で重要な根拠資料となる医師の診断書や検査結果等の書類を取得しておくことなどが必要になります。

学校においては、支援を要する児童の教育的ニーズを把握するために、学校見学や就学相談時に、特別支援教育担当教員や養護教諭、必要に応じて校内の相談担当者など複数の教育スタッフが連携して情報を収集します。ここには、保護者の方の御希望、家庭状況、将来の進路希望、日常生活上の支援ニーズ等を丁寧に聴取することを含みます。

保護者の意向を踏まえ、通園している保育園や幼稚園から、就学予定の小学校への情報提供や資料が提出され、小学校を通じて、7月下旬までに教育委員会への資料提出が必要となります。

その後、提出された資料を基に宇城市教育支援委員会にて児童生徒の教育的ニーズ、家庭状況、学校の資源・体制、学習・生活の実現可能性を総合的に勘案して、通常の学級に在籍しつつ支援を充実させる方策や特別支援学級の編制、または、必要な場合には特別支援学校等への進路も視野に入れて審議し、特別支援学級や支援学校等就学先が決定されています。

決定された結果につきましては、保護者に文書にて通知しているところです。

また、在籍児童生徒につきましても、支援の変更が必要となった場合には、同様に教育支援委員会にて、学級編制や支援体制の見直しを行っています。

特別支援学級の新設や増設が必要な場合や特別支援学校への入学などについては、県教育委員会へ進達いたしますが、特別支援学級の新設・増設や特別支援学校への入学決定については、例年1月末にしか分からない状況となっています。

就学後は、学習・生活上の支援が確実に実施されるよう、支援体制を継続的に監督しながら、必要に応じて地域の障害児支援サービスや児童発達支援センター等の専門機関と連携し、支援力の向上を図っているところです。

今後も、児童生徒一人一人の教育的権利と成長を最優先に、関係機関と連携しながら適切な就学支援を推進してまいります。

○9番（原田祐作君） 今、丁寧な御答弁をいただきました。ちょっと急ぎたいと思います。再質問したいところではあるんですが、意見を述べるにとどめたいと思います。今、支援を必要とする児童のニーズの調査から、またそれを現場に反映させるためのスケジュールの説明がありました。これは、最終的には県が決定をすることですので、地方の行政、自治体でどうにかできることではないと思うのですが、いささか前年度のその要望の聴取であるとか手続については、間に合うのかなというような心配をしております。実際、今回の補正予算で学校の改修の予算が提案されておりますが、同時に繰越明許ということでも計上されております。ということは、やはりこのスケジュールでは、希望する施設が年度内に整備できないのではないかなど、そういう余地があるということが、この予算の計上のやり方からも判断できると思いますので、非常に単独の自治体ではどうにもし難いことでもあります。もっと早い時期からそういったニーズを聴取して、その対象児童が就学したときには、きちんと整備が終わっているというスケジュール感に基づくような何か制度の変更というか、そういったところを私たちは考えていかなければならないのかなというふうに今感じております。

それでは、次の質問に移ります。先ほど変更して繰り上げました行政と学校現場との連携について質問をいたします。それぞれの果たす役割、またその関係性について御答弁を願いたいと思います。

○教育部長（舛井貴男君） 本市教育委員会は、教育の質の向上と全ての児童生徒の健全育成を実現するため、学校現場を核とする現場主義のマネジメントを基本としつつ、組織全体で統括的に支援する組織体制を整えております。

具体的には、本市教育大綱を基本とした教育方針の策定と教育条件の整備、教職員の資質向上と働き方改革の推進、特別支援教育の充実、学校間の連携と家庭・地域との協働の強化といった領域を、一体的に管理・推進することを柱としております。

教育委員会と学校現場の関係性につきましては、子どもたちの学びの確保と成長を最優先に位置付け、教育行政のトップダウンと現場のボトムアップを両輪として機能させることが最も重要であると考えております。

教育委員会は、教育環境の整備、資源の配分、教職員の養成・研修、教育課程の方針決定といったマクロマネジメントを担い、一方で、学校現場は日々の授業実践、児童生徒の学習状況の把握、個別の支援計画の作成と実施、学校運営の現場責任を担います。

現状、校長等会議を通じて、学校と教育委員会との連携について周知・徹底を図っています。この際、児童生徒に関する事項と教職員に関する事項の大きく2つを担当者別に分け、適宜情報交換を行う体制を整えています。

特に児童生徒の出席状況、不登校や長期欠席、病気、問題行動といった状況は、月次の定例報告を通じて情報を共有するとともに、教職員の服務・勤務状況についても同様に定期的な報告を行っており、教育現場の安定性と職員の適正な勤務環境の確保を図っています。

こうした全体最適の視点は、学校現場が日常的に直面する課題を早期に把握・共有し、適切な支援体制を機能させるための基盤となっています。

全体としては、支援を要する児童生徒を念頭に置きつつも、全ての児童生徒が安全で安心して学べる環境の整備を最優先課題としています。

支援を要する児童生徒のニーズに応えることは当然の前提ですが、それと同時に全体を視野に入れた取組が不可欠です。全体の教育水準を底上げすることが、結果として支援を要する児童生徒の学習機会の平等性を高めることに、つながっていくものであると考えています。

そのためには、授業の質の向上、ICT教育の推進、教職員の専門性向上、学校運営の透明性確保が三位一体となるよう体制づくりが必要となります。

具体的には、校内の授業改善とカリキュラムの適正化、教員研修の体系化、データに基づく学校評価の強化を進めています。

また、学校運営協議会を中核に、保護者や地域住民と学校との協働を促進する仕

組みを整備し、学校運営の透明性と意思決定の地域適合性を高めています。

さらに、インクルーシブ教育の理念の下、全ての児童生徒が自己の可能性を最大限に発揮できる学習環境の整備を推進しており、支援を要する児童生徒とそうでない児童生徒が共に学べる体制づくりを強化しています。これにより、個別の支援と全体の学習の連続性を確保しつつ、学校全体の組織力を高めることを目指しています。

また、普遍的な教育環境の充実を図るための成年期までつながる生涯学習機会の拡充、情報リテラシー教育の整備、教員の授業力向上と多様性を尊重した指導方法の普及、地域との協働を通じた地域全体の教育力の底上げを進めております。

教育委員会と学校現場は、それぞれが果たすべき役割を明確にしつつ、相互の連携を深めることで、児童生徒一人一人が安心して学べる教育環境を築くことが最も重要であると認識しております。引き続き、学校現場の声を大切にしつつ、組織全体としての専門性と柔軟性を高め、地域社会全体の信頼に応える教育行政を推進してまいります。

また、今後も、現場の声を踏まえた施策の見直しと改善を重ね、児童生徒一人一人の成長を確実に支える教育行政の推進に努めてまいります。

○9番（原田祐作君） 教育現場に対して、やはり教育委員会が様々な形で関わり、そこに指導、助言、監督を行っていくというようなことを御説明いただきました。そこで1つ、私が課題と感じていることがあります。学校現場には、県に採用された職員、要は県費負担職員の学校教員がおります。そこに対して、それを指導監督する立場の教育委員会は地方行政職員であります。こういった意味では、その関係性について、やはり本当に学校現場の教職員の人たちが、どこまで自治体の方を向いてやっていただけるのか。多少、私としてこれ個人的に疑問が残るところがあります。そこを法律上見てみますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあります。その第43条にサービスの監督という項目がございます。その中で「県費負担職員は、市町村委員会その他職務上の上司のサービス上の命令に忠実に従わなければならない」というふうに規定がなされております。ということは、これは再質問なんです、県費負担の教職員は、市町村の教育委員会の指導には従う義務があるというふうに解釈をしてよろしいのかどうかお答えをください。

○教育部長（舛井貴男君） 市の教育委員会と学校現場で連携しながら取り組んでおります。

○9番（原田祐作君） 連携して取り組んでいるのは承知をしております。私が今お聞きしたのは、この法律の解釈です。「県費負担職員は、市町村委員会その他職務上の上司のサービス上の命令に忠実に従わなければならない」とあります。これは、やは

り県費職員は各行政の教育委員会の命令、指導には従わなければならないという義務を負っているのかどうかという解釈なんですけれども、これについては、明確な判断ができかねるというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

○教育長（平岡和徳君） 今、議員が読み込まれたその条例につきまして、我々教育委員会は服務監督者というところで、学校の校長先生が今その長としておられますけれども、その運営状況を見ながら、適切な判断をしながら、その内容についての条例を優先的に認識しながら、我々教育行政の推進に続くというふうに思っております。

○9番（原田祐作君） 承知しました。では、条例規則に基づいてやはり運用がなされているというところで承知をいたしました。

それでは、県教育委員会との連携についての質問に移ります。市内小中学校に対する市教育委員会の関わりと、これに対する県教育委員会の関わりについて質問いたします。

○教育部長（舛井貴男君） 市内小中学校に対する市教育委員会の関わりと、これに関連する県教育委員会の関わりについてお答えいたします。

市内小中学校の教育行政は、市教育委員会が第一線の責任主体として地域の教育を直接担い、それを下支えする形で県教育委員会が全県的な方針・資源配分・人材育成・監督機能を果たすという二層の連携体制が基本となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条には、「都道府県委員会は市町村に対し、市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」と規定されています。

これにより、保護者や地域の教育環境を守りつつ、学校の管理・整備、教育課程、学習指導、生徒指導、就学事務等、教育行政全般にわたる適正な運用を確保するべく、県教育委員会は市教育委員会に対して指導・助言を行うことができるとなっております。

したがって、県教育委員会と市教育委員会の関係性は補完と連携を基本とし、法に基づく相互の協力体制の下で運用されることが安定的な教育行政の要となっております。

次に、実務上の関係性について申し上げます。

市教育委員会は、市内に存在する小学校・中学校の設置・運営、教育計画の策定、校長の権限の行使を含む日常的な教育行政を所管します。具体的には、学校ごとの運営方針の決定、教育委員会規則の制定、教育事務の執行、所属職員の指揮監督といった職務を担います。

一方、県教育委員会は、より広域の視点で教育政策を策定し、市教育委員会へ助

言・指導・監督を行うとともに、教員の資格・任用・研修といった人事・人材育成の基盤的な施策などを担い、広域的・全県的な観点からの調整・支援を行います。

こうした役割分担の下、両者は学校現場の実情と県全体の政策を結び付けるべく、情報の共有と協議を欠かさず実施することが求められています。情報交換の具体的な運用については、適宜、県教育委員会へ報告を行いつつ、定例報告においても、毎月報告を行う体制としております。

報告内容は、就学状況や教職員配置、教育活動の実施状況、学校運営に関する重要事項、地域連携の推進状況など、県教育委員会が関与すべき項目を含めます。これらの報告を受けて、県教育委員会からは必要に応じて指導・助言を仰ぎ、適切な対処を講じることにより、法の趣旨に沿った適正な処理と、教育水準の統一的な向上を図っているところです。

以上のとおり、県教育委員会と市教育委員会の関係は、教育行政全体の適正な執行と標準化を確保するための不可欠な構造であり、実務上は市教育委員会が日常の学校運営を担い、県教育委員会は、全体の方針と支援を提供する形で、相互の情報共有と指導・助言を通じて統一的な教育水準の向上を図っています。

今後も、教育現場の安定運営と子どもたちの成長を最優先に据えた行政運営を進めてまいります。

○9番（原田祐作君） 1つ、ここで確認をしたい文言がございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第8条について触れられました。ここにおいては、「都道府県委員会は市町村に対し」というふうに文言がございますが、これは県の教育委員会は市町村に対して指導を行うのか、若しくはこれは委員会というふうに捉えて、私たちは読まなければならないのか。今の御説明では、あくまで県教育委員会は市教育委員会にというような御説明だったと思うんですけど、法律の文言では、「市町村に対し」というふうに書いてあります。これは、いわばそういう意味で、県の教育委員会の指導については、市町村が責任を持って指導を受けるのか、市教育委員会が責任を受けるのか、これはどちらに受け取った方がよろしいのでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） ただいまの御質問ですが、「地方教育行政の」でございますので、市町村の教育に関する市の教育委員会にするものでございます。

○9番（原田祐作君） 承知しました。ということは、県の教育委員会、市の教育委員会同士で連携を図っていくというようなことですね。それについての教育についての責任は、一義的に教育委員会が負っていくというようなところで理解をいたします。

それでは、4番目の質問に移ります。福祉部局と教育部局の連携についてという

ことで質問をいたします。やはり支援を必要とする児童については、やはり教育部局だけではなく、その就学前についてはかなり深い形で福祉部局も関わっているというふうに思います。そういった意味では、この接続期ですね、要は、保育所・幼稚園等から小学校などの教育部局に管轄が移動する場合の児童や生徒についてのその関わり方、その連携の仕方について質問をいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 本市における福祉部局と教育部局の連携につきまして、支援を必要とする子どもたちが、保育所等の福祉部局が管轄する施設から小学校等の教育部局が管轄する施設へ就学・移行する過程で、情報提供と連携を切れ目なく実現することが最重要であると認識しております。その実現に向けて、宇城市特別支援教育連携協議会を軸とした取組を推進しています。

まず、協議会の役割と位置付けについて申し上げます。

本市では、教育と福祉の相互理解を深め、就学前から就学後の移行期・社会参加期まで一貫して支援を確保する枠組みとして、教育委員会、福祉部局、保健・医療機関、児童相談機関、関係学校、保護者代表等を構成員とし、宇城市特別支援教育連携協議会を設置しています。

協議会は、本市における特別支援教育を一層推進するために、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図り、本市及び各地区における支援体制を構築するとともに特別支援教育に係る教職員等の専門性の向上と関係者への理解と啓発を図ることを目的に、情報を広く共有し、障がいの早期発見、保護者への対応、早期療育へつなげられるよう組織の連携を深める取組や幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校への移行、さらに中学校から高校・就労へと移行がスムーズにできるよう福祉機関や就労機関との連携を深める取組を行っています。

主な取組事業としましては、年2回の協議会の開催、年3回程度の各地区連携協議会の開催、校種別研修会として、幼保部会・小学校部会・中高部会の開催、地域特別支援連携協議会から推薦され、教育委員会が委嘱している巡回相談員が、小中学校を訪問の上、支援充実のための助言等を行う巡回相談の活用、年3回の実務担当者会の開催などを実施しています。

主な取組内容としましては、先ほども答弁した内容と重複いたしますが、就学前園児だけでなく、年中・年少児の早期発見・情報共有に努めるための取組や、就学前園児の保護者に就学先の学校を見学していただく取組としまして、幼稚園・保育園等へ「特別に支援が必要なお子さんの就学先決定までの流れ」の配布、支援を要すると思われる園児・児童の保護者に対して、その状況や今後の具体的な手立てをどう伝えるか、特別支援教育相談員や市保健師、巡回相談員、その他関係機関に相談し、助言を受けて保護者の理解と早期療育へのつながりがスムーズに行えるよう支

援する取組としまして、特別支援教育相談員による幼稚園・保育園・小中学校への訪問や教育相談の実施、巡回相談員による巡回相談の実施、小中学校に配置している学習支援員や生活支援員など特別支援教育支援員を対象とした、特別支援教育の知識を高める取組としての特別支援教育支援員研修の実施、幼稚園、保育園、小中学校の保護者に対して、PTA総会や保護者会等を通じて特別支援教育についての啓発のためのチラシ等の配布、あらゆる障がいのある方に対して保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的とした「よかこファイル」の配布や関係機関へのファイル利活用促進についての依頼、ホームページを活用した周知など、家庭・教育・福祉の3側面が連携して、切れ目なく支援を受けられるよう多角的な取組を行っています。

今後も、宇城市特別支援教育連携協議会を軸とする取組を通じて、福祉部局と教育部局の連携を一層強化し、就学移行期を含む子どもたちの教育的ニーズに的確に応える体系を構築してまいります。

○9番（原田祐作君） 今、教育部の方からの観点で御説明いただきました。これに対しまして、福祉部の方からは、どのような支援の引継ぎに対してのその注意点といえますか、見方があるかをお聞きしたいと思います。

○福祉部長（岩井 智君） 支援を必要とする児童の就学について、福祉部においては保護者や保育所、認定こども園、医療、福祉、保健などの関係機関からの情報を入手した際は、就学以前の時期から個別の支援計画などの作成、活用を図ることを関係機関と共有し、本人の将来の自立と社会参加という視点に立った長期的な展望の下で支援が必要な児童に関する状況等については、先ほど教育部長から答弁がありましたとおり、市の特別支援教育連携協議会をはじめとした情報連携の場や個別のケース検討会議などの機会において、教育委員会と共有をしております。

○9番（原田祐作君） 今、答弁を聞く限りは、やはり児童を第一に、その利益が最大限化されるように連携を丁寧に行っているというふうに理解をいたしました。それでは、これについてはしっかりとその実態がそのようになっているかも含め、私たちは検証を進めていかなければならないと、このように考えております。

5番目、最後の質問に移ります。情報共有と職員間の引継ぎについてという項目に移ります。今までの御説明のとおり、支援を必要とする子どもたち、その子どもたちに限らず、様々な情報を持って子どもたちには当たっていかなければならないし、そうしないと子どもたちと保護者の方が満足いく環境というのはなかなかつけれないのかなというふうに理解をしておりますが、そのようなそれぞれが持っている情報の共有と職員間の引継ぎについて、その在り方を御説明いただきたいと思えます。

○教育部長（舛井貴男君） 行政職員の事務引継ぎにつきましては、宇城市職員服務規程第20条により、転勤、退職、休職、長期にわたる休暇、担当事務の変更が生じた場合には、上司の指示を受けて遺漏なく後任者又はその代理者に事務引継書により、その事務を引き継がなければならないことが定められております。

これは、行政運営の安定と市民サービスの継続性を確保するための基本的な規定です。引継書の作成に当たっては、担当事務の経過及び現状、特に注意を要する事項、懸案事項、将来の構想などを明記し、後任が速やかに職務を遂行できるよう具体的な情報を引き継げるよう作成しております。

学校現場における職員間の事務引継ぎにつきましては、年度末の異動に伴う事務引継ぎを確実に実施することで、次年度の学校運営の連続性を確保することを基本としています。

具体的には、引継ぎの根拠として、宇城市立小中学校管理規則第40条により「職員が退職、転任、休養又は休職等を命ぜられた場合には、校長は教育委員会の指定する職員に、その他の職員は校長の指定する職員に、担当事務の引継ぎを行わなければならない」と定められており、必ず担当者が引継文書を作成し、校長決裁を経て、年度末の転入職員説明会時に引継ぎを受ける職員へ渡す運用としています。これにより、誰がどの業務を引き継ぐのか、引継ぎの要点が明確になるとともに、責任の所在が明示されます。しかしながら、規程上、具体的な様式を定めているわけではなく、引継ぎの形式は学校ごとに定めています。

学校現場の実務としては、業務の要点、連絡先、未解決事項、次年度の留意点などを盛り込んだ引継書を作成するケースが多いと認識しています。これらの文書は、校務室を所管する管理職が最終確認の上で保管しており、実務の円滑性と責任の所在を担保する役割を果たしています。

統一様式の導入については、引継ぎの漏れ防止と情報の一貫性確保の観点から今後、検討してまいりたいと思います。

事務引継ぎのメモ等の取扱いについては、公文書の定義を定める宇城市文書管理規程第2条において、「公文書とは職員が職務上作成・取得し、組織的に用いるものとして市が管理している文書を指す」とされています。

これに照らしますと、前任者が後任者への引継ぎを目的として作成するメモ等は、職務上の公文書として扱われるケースが想定されます。ただし、前提としてお伝えしたいことは、引継ぎメモ等が必ずしも、全て公文書に該当するとは一概には言えないという点です。

公文書の定義は広い規範であり、先ほど申しましたとおり、職務上作成・取得され、組織的に用いられる文書を対象としますが、個人的な整理メモや私用にとどま

る記録で、組織的な運用に供されないものは、公文書としての管理対象外とされる場合もあります。

よって、事務引継ぎのメモ等が、職務上の公文書として取り扱われる場合は、適切な保存・管理の対象となり、公文書としての管理ルールに従い、保存期間・機密性・閲覧・廃棄の手続を適用します。必要に応じて分類を設け、電子的・紙媒体の双方を一元的に管理していくこととなります。

○9番（原田祐作君） 整理をしますと、引継ぎの文書の形態には様々あり、個人のメモ程度のものであれば、公文書には認められないというふうに理解をいたしました。ただ、引継ぎの項目に定めがあり、校長の決裁印が付いてあるものについては、公文書としての取扱いでよいというふうに私は理解したんですけども、これは間違いないですか。つまり、引継ぎの文書にも様々な様式があり、個人のメモ等でちゃんと管理・保管がされていなければ、これは公文書ではないと。ただ、引継ぎの項目が定めてあり、校長の決裁印等が打ってあるものについては、引継ぎ文書として公文書の取扱いがあるという認識でよろしいですか。確認です。

○教育部長（舛井貴男君） 様式につきましては、先ほど申し上げましたとおり、私も行政職員はございます。そこを前提として、学校につきましては、先ほど申しましたとおり様々でございます。議員の御質問の件でございますが、先ほども私、答弁いたしました。個人的な整理メモや私用にとどまる記録で、組織的な運用に供されないものということで、ただし、職務上作成・取得され、組織的に用いられる文書を校長が決裁したことによって公文書として扱うと認識しております。

○9番（原田祐作君） 書式については失礼いたしました。規則で定めがございまして、そこは十分理解をしているところでした。では、今御答弁いただいたとおりに理解をいたします。宇城市の教育大綱は大きく4つありまして、そのうちの2番目には、インクルーシブ教育の充実、人権の尊重、男女共同参画社会の形成というような定めがございまして。また、支援を必要とする児童が全て障がいを持っているというふうに断定はしておりませんが、あえて引用させていただきますが、宇城市の障がい者計画でありますとか、また宇城市の福祉計画、いずれもこの共生社会というものをうたっております。やはり様々な立場の人が、それぞれが輝けるような生活を送れる、そんな社会を実現したいというような目標が掲げてあります。そのためには、この障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律これにも明記はありますけれども、私たちは原則として、障がいのある方、また障がいを理由とする不当な差別的な取扱いは、この法律で禁じられております。また、そういった方々から申出があった場合には、私たちは合理的な配慮の下に、共生社会を実現していかなければならない務めも担っているというふうに思っています。宇城市は、旧松橋時代か

ら福祉のまちということでよく聞いておりましたし、今もそうであると私は認識をしております。市長も以前からこの福祉といいますか、障がい者の皆さんに対しては、かなり理解が深いというふうなことを私は感じておりますけれども、この共生社会実現に向けて、また、この宇城市がより様々な方が安心して満足して暮らせるような社会になるために、何かその思いというのをここで聞かせていただけませんかでしょうか。

○市長（末松直洋君） 議員おっしゃるとおりでありまして、インクルーシブ教育は国県も進めているというところではありますが、まだまだ世の中がその体制を受けられるような状況にはなっていないのかと私は感じております。ただ、全て一遍にやることができないと思っております。まず我々がやろうとしていることは、来年2月に手話言語条例を上程しようという考えを持っております。そのような一つ一つ丁寧な対応をしながら、障がいのある方もない方も同じような政策を打っていくような取組をしてみたいと思っております。

○9番（原田祐作君） ありがとうございます。やはり一人一人に寄り添っていただきまして、丁寧に、先ほどからも出ていますが平等にといいいますか、満足できるような社会の実現に向けて、私たちも精一杯努力していきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。体育館の空調設備利用についてということで質問を進めます。現在、空調機が整備されております体育館が市内にもございます。その空調機のまず利用の料金、この算定基準について説明をお願いします。

○教育部長（舛井貴男君） 現在整備を進めている小中学校の屋内運動場空調設備は、学校ごとの施設規模により、室内環境の確保に必要となる空調機器の能力や台数を決定しています。

空調設備の使用料金については、既存の施設などの体育施設の料金設定と同様に、空調機器の消費電力量を基に算出した1時間当たりの電力量料金を空調設備の使用料金として設定することとしております。

したがって、空調使用料金の内訳には、設備整備費などのイニシャルコストのほか、設備の管理等に係る人件費や維持管理費などのランニングコストを含めるものではございません。

○9番（原田祐作君） 今、小川町にある防災拠点センターの体育館では、1時間当たり2,500円だったと思うんですけども、たしか料金が設定してあると思います。今、使用料金だけというふうに聞いたんですけども、具体的な何か、ちょっと高いんじゃないかなと認識を持っているんですよ。また地域の方からも、「ちょっと高

いんじゃない」と言われているので、その算定の根拠というのをもっと詳しくお答えいただけますか。

○**教育部長（舛井貴男君）** ただいま議員御質問の小川防災拠点センターの空調使用料は、2,500円でございます。根拠となるのは電力量と、先ほど言いましたとおりでございます。実際言いますと、1時間当たり2,800円足らずぐらい掛かります。料金の算定は先ほど申しましたとおり、電力に係るものでございます。

なお、先日の新聞報道されました県内の小中学校の体育施設に整備されている空調設備においては、本市で採用する動力源と同じくEHPといいますElectric Heat Pumpという、いわゆる電動ヒートポンプ方式とGHP、ガスヒートポンプ式の2種類が採用されておりますけれども、なかなかその種類がたくさんございます。新聞見られた方は安いなと思われたかもしれません。電動ヒートポンプ方式の空調形式には、強力な冷風を部分的に届けるエリア空調を採用されているというところで、先日出ていました種類はかなり安価でございます。対して本市の空調形式は空間全体を均一に温度調整ができ、風量や風音をはじめ、メンテナンス性など総合的に優位性を持つ一般空調を採用しているところを御理解いただければと思います。エリア空調は機器1台当たりの消費電力や空間あたりの設置台数が5割程度となるため、使用料金が少額になる傾向があるというのも申し添えておきます。

○**9番（原田祐作君）** 確かに空調機器の種類には、今御説明いただきましたEHP、GHP。GHPに関しては電気だけではなくてガスも使用しますので、単純に比較はできないと思います。そこは承知いたしました。

それでは、(2)に移ります。今後の設備利用についてに移っていくんですけども、今後は、各小中学校の体育館にもこの空調設備が整備される計画がございます。そういった中で、現状の各小中学校の体育館では、様々な社会スポーツのグループ、クラブ、団体が使用されておりますけれども、この方たちもその空調設備については利用できるのかというところについて質問をいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 学校体育施設に整備する空調設備の利用制限につきまして、学校教育のみならず社会体育のほか、様々な地域活動でも御活用いただけることを想定して整備を進めております。

なお、空調設備の運用方法については、壁面に配置した空調リモコンの格納扉の施錠システムに、暗証番号を入力することで開錠できるシステム構成を予定しております。

現在運用中の宇城市公共施設予約システムにて、施設予約と併せて空調設備の利用予約をいただき、予約の確定と同時に利用者へ暗証番号を通知するよう計画して

いるところでございます。

暗証番号の通知を受けた利用者が、現地の空調リモコンを格納してある扉に番号を入力し、開錠することで、空調設備の運転操作が行えるように予定しております。

なお、使用料金の設定根拠につきましては、先ほど申しましたとおりの1時間当たりの電力量料金にて設定しているところでございます。

○9番（原田祐作君） 承知しました。ちょっと再度確認をしたいと思います。社会スポーツの重要性については、もうこれは社会的に十分認知されておりまして、私たちも十分周知をしているところでございます。なので、もっと皆さんに盛んに活動してもらいたい。そういった中で、近年、夏の過酷な猛暑といいますか、ああいった中でやはりスポーツをされるときには、この空調設備というのは絶対に必須です。私も小川防災拠点センターでやるときには、やはり夏の期間は空調がないと、とてもじゃないけど、子どもたちも一緒なんですけど活動がしづらい状況にあります。そういった中で、例えばそのような猛暑の場合には、この使用料については必ず使わないといけないので、若干その減免の何か措置をしていただくであるとか、何かそういったことは考えられないのかなというふうに思います。実際、今後たぶん体育館にどんどん空調設備が入っていくと、こういう問題があると思うんですけど、体育館は基本的に半面借りたりするんですね、全面借りることは余りなくて半面借りている。では、こちらで半面使っている方はエアコンを入れたいと、で、片方の人は私たちはいらないというようなことが結構あって、でも結果、片面の人がエアコンを入れると、そのいらないという人までその恩恵を受けてしまうみたいな、何かちょっとこう釈然としないような状況もあるというふうな話を聞きます。そういった面を含めて、何か皆さんがもっと使いやすい環境というのを今後考えていただきたいのですけれども、その辺については、何か見解をいただけないでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） まず、議員がおっしゃいました減免的なものでございますけれども、公立の義務教育学校の施設設備の設置や運営に係る費用は、学校教育法第5条により、その学校を設置する自治体が負担することとされております。

対しまして、一般の施設使用料につきましては、受益者負担の原則により、利用者に施設の維持管理に係る費用の一部負担を求めているものでございます。

このことは、施設を利用しない市民の過度な税負担を防ぎ、公平性や公正性を確保する目的でございます。

しかしながら、議員御指摘のように学校体育施設の利用については、学校教育活動や地域住民などによるスポーツ活動はもちろんのこと、文化活動や学校部活動、災害避難所など多岐にわたり利用される施設であることは認識しております。

いずれにしましても、これらの運用方法につきましては、空調設備の整備が完了

しましたらスムーズな施設運用ができるよう、現在、あらゆる利用方法を想定しながら課題点を整理しているところでございます。

もう一つ、半面と全面の考え方でございます。学校体育施設は学校教育の管理運営に支障のない限り、体育団体等の活動に提供することとしてこれを条例で定めております。その利用に際しまして、議員御指摘のとおり、状況によっては半面の利用、また複数団体による半面ごとの利用が想定されます。しかしながら、施設の性質上、半面ごとに空調環境を確保できる施設の造りや設備能力は有しておりません。このため、既存の体育施設の運用と同様に、小中学校の屋内運動場に整備を進めている空調設備につきましても、全面使用のみを想定した料金設定になろうかと思っている状況でございます。

○9番（原田祐作君） 様々な規則があつて、運用が厳しいというのは承知をいたしました。やはり他自治体のホームページを見ても、この全面、半面みたいなQ&A、想定問答もあつて、やはりちょっといろんなところで問題とまではないんですけど、何か釈然としないという感情が残るのかなと思いますので、是非ともいろいろな運用を考えていただいて、皆さんが使いやすい状況をつくっていただければというふうに思っております。

それでは、大きな3番目の質問に移ってまいります。災害時の情報発信についてということで項目を挙げております。何度も繰り返し言われてはいますが、今回の豪雨時もそうでした。実際、大雨などでは屋外のスピーカーでは聞こえないというふうに多くの方が言われております。やはり私ども小川町に住んでいた人間については、やはり戸別受信機の経験がございますので、どうしても戸別受信機というものを考えてしまうんですけども、また、「あそこの家には、何か戸別受信機みたいなのが付いてたよ」と、「うちはないけど、これは何なの」という意見がいまだに聞こえてきます。この辺も含めて、現在の戸別受信機の設置基準を踏まえたこの運用についてお伺いをいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 3日の四海議員、また昨日の津志田議員の一般質問での答弁と一部重複します。

防災行政無線は、災害時における最も基本的な情報伝達手段でありますけれども、強い雨や強い風の音、あるいは高気密住宅の構造などにより、聞き取りにくいことは、市といたしましても認識しているところでございます。

そのため、市では防災行政無線だけに頼らず、テレビ、エリアメール、宇城市情報メール、ホームページ、宇城市公式LINE、宇城市ポータルサイトなど、複数の媒体を活用して、市民の皆様へ確実に情報が届くよう努めております。

まず、子局について説明させていただきますと、防災行政無線の屋外スピーカー

を設置している子局につきましては、周辺子局のスピーカーからの音声到達エリアを計算し、重複しないよう設置場所を定めております。音声の到達距離はスピーカーの機能によりますが、300メートル程度であります。

戸別受信機の設置につきましては、それを踏まえまして聞こえにくい等の申出があった場合、現地の屋外で音声到達調査を実施しまして、音声レベルが55デシベル程度確保できているかを確認しまして、その結果を踏まえて設置しているという状況でございます。

○9番（原田祐作君） 承知しました。それでは再度確認いたします。再三再四この話になると、やはりそのエリアメールであるとか、宇城市からの情報発信を個人で受け取ってくださいというような話をよく聞きます。ただ、私がこれは聞いた話です。小川中学校と三角中学校の体育館においては、非常にその携帯電話、スマートフォンの電波の入りが悪いというような話を聞きます。特に小川中学校の武道場と卓球場ですね、あの辺についてはものすごく電波が入りにくくて、あと小川中学校については、校長室なんかは本当に入りづらくて、メールがそこにいると入らないこともございます。やはり防災のときには避難所となるような拠点となる施設については、もし個人が個人のツールで情報を受け取れということを言われるのであれば、その辺もきっちり調査して、やはり満足いくような環境を整備するのが宇城市の役割じゃないかなというふうに思います。今回の豪雨のときも、地域によっては防災無線が聞こえない、停電になってテレビが見れない、携帯の電源も入らなくなった、国道3号まで出ていったら山のようにLINEが入っていたとか、こういう事例も聞きます。やはりいろんなスマホとか、そういった受信できる環境の整備について必要であるというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 小川中学校体育館におきましては、スマートフォンの電波が届きにくいということは、議員が御指摘のとおり、災害時に避難所として利用された場合、情報の入手や家族への安否確認などができないなど、避難者の不安につながる要因ではあるとは考えております。

熊本地震の際には、通信キャリアから一部の避難所へ、公衆無線LAN及び充電設備を無償にて設置された事例がございました。

避難生活が長期化する場合には、明るい時間帯に敷地内で電波の届く場所へ移動して利用していただく方法のほか、通信キャリアによる臨時基地局の設置により、通信環境を改善する方法が考えられます。市としましては、今後、そのような対応策について検討してまいります。

○9番（原田祐作君） 承知しました。今、御提案というか、お答えいただいたことがきちんと運用されるかどうかを検証し、見守っていきたいというふうに思います。

以上をもちまして、一般質問終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 0 時 1 0 分

再開 午後 1 時 1 0 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、河野正明君の発言を許します。

○17番（河野正明君） 皆さんこんにちは。17番、会派公明党の河野正明でございます。昼一の質問ということで、皆様方には大変眠い中でございますけれども、最後までお付き合いよろしくお願い申し上げます。まず、一般質問の前に一言、今回の8月の豪雨災害によって、宇城市民の方々が被災をされました。心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今般は、大きくは3点において質問をさせていただきます。

まず最初の質問でございます。聴覚補聴器等の積極的な活用への支援についてということで質問をさせていただきます。今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加をしております。実際、高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになります。社会的に孤立する可能性も高くなると言われております。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われています。この難聴対策として聴覚補聴器の活用が有効であります。聴覚補聴器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。高齢化が進む中で高齢者が社会の一員として末永く動き、働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補聴器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変重要なことであると思えます。

そこで、地域の社会福祉協議会であったり、また福祉施設との連携の下で、聴覚補聴器を必要とする人々への情報の提供、あるいは機会、そして補聴器等のお試し利用ができる場所の整備等々、高齢者が自分に合った聴覚補聴器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の65歳以上の人口についてですが、10月末現在で1万9,789人、高齢化率は35.5%と、全国平均と比べ、早いペースで高齢化

が進行しています。

加齢性難聴について、一般的ではございますが40歳代から聴力が低下する傾向にあり、65歳を超えると聞こえにくさを感じる方が急激に増加し、75歳以上では約半数の方が加齢性難聴を実感されていると言われております。

加齢性難聴の影響は、外出時の危険察知能力の低下や社会的孤立によるうつ症状の発症、コミュニケーション能力の低下による自信喪失や情報量の減少による脳への刺激低下などにより、認知症を発症する確率が上昇するとも言われております。

厚生労働省はホームページ上で、加齢性難聴の予防法として、大音量でテレビを見たり、音楽を聴いたりしないなど、耳に優しい生活を心掛け、生活習慣の見直し等により老化を遅延させることが重要であるとしております。

本市においては、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付要件を満たす聴覚障がい以外の加齢に伴う難聴に対しては、予防を含め、聴覚補聴器の活用等について積極的な周知啓発等はこれまで行っておりませんが、例えば、市と宇城市認知症を考える会が共催しています宇城市認知症フォーラムなどの機会において体験コーナーを設けるなど、加齢に伴い補聴器が必要な方に対する情報提供の場の創出について、今後検討をしております。

- 17番（河野正明君） 現状、本市では65歳以上の人口が10月末現在で1万9,789人の高齢者がいらっしゃいますが、高齢化率が35.5%と全国平均と比べて早いペースで高齢化が進んでいるといった状況の説明をいただきました。そういった中で、私が質問で申し上げましたが、本市においては積極的な周知啓発等はこれまで行ってこなかったと。しかし、例えば市と宇城市認知症を考える会で共催をしている宇城市認知症フォーラム等の機会において体験コーナーを設けたり、加齢に伴い補聴器が必要な方に対する情報提供の場の創出を今後検討していただけないかということでございます。前向きな答弁をいただきまして本当にありがとうございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2番目の質問に移ります。聴覚補聴器の購入費用の助成制度の創設についてということで質問をさせていただきます。これは例を挙げますと、埼玉県川口市では、聴力の低下によって周りの人とのコミュニケーションが取りにくいなど、生活に支障が生じている高齢者の方が、補聴器を利用することで生活の質の向上であったり、また社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助する制度を創設されております。補助の対象は、市内に住所を有し、居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税又は生活保護受給世帯で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方となっております。

ます。原則、中等度の難聴程度、両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の方が対象となっております。補助の内容は、2万円を上限として一人1回となっております。購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するものとなっております。受付期間は、これは前年のなのですが、令和6年7月1日月曜日から令和7年の3月31日月曜日までで、申請件数が予算上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了しております。

そこで、私たち宇城市の地域においても、聴力の低下に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入の費用を助成する制度の創設は大変有意義なことであると思いますが、市の見解をお聞かせください。

○福祉部長（岩井 智君） 議員御紹介のとおり、65歳以上の身体障害者手帳の交付対象とならない、低所得世帯等の方に対する補聴器購入の一部助成を行っている自治体は複数あることを確認しております。

両耳の平均70デシベル以上の高度・重度難聴の方が補聴器を購入する場合は、所得制限はあるものの、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、原則1割の自己負担で購入することができます。しかし、軽度・中等度の難聴者は、現行では自治体独自の高齢者向け助成制度が創設されなければ、補助を受けることができません。

補聴器を使用することにより、コミュニケーションの改善や生活の質の向上、認知症やうつ病のリスク低減などが図られることから、助成する自治体は増加している状況であり、補聴器の有効性は認識をしております。

本市としましては、まずは加齢性難聴者へイベントや通いの場などの機会を利用して、医療機関等での検査勧奨を行っていきたいというふうに考えております。その上で補助金制度の創設については、国の動向及び他の自治体の状況を分析しながら、その必要性について調査研究を行っていきたいというふうに思っております。

○17番（河野正明君） 福祉部長の方でも認識はしっかりしていらっしゃるというふうに受け止めました。補聴器使用によってコミュニケーションの改善であったり、生活の質の向上、認知症やうつ病のリスク低減といったことが図られるということで、助成する自治体は増加をしているという状況であるということ。また補聴器の有効性は認識をしているといった答弁でございました。私もこういった答弁をさせていただいて大変嬉しく思いますし、今後、宇城市においても、先ほど部長が答弁で申されたとおり、高齢化率が宇城市は全国平均よりももう大変高いスピードで進んでいるということがございます。今話しましたとおり、本当に認知症というものこれからますます大きな社会問題となってまいります。そういったことから、まずも

って、しっかりした認識を持っておられますので、今後、よければ前向きなそういった方向で取組をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

2番目の市営団地の連帯保証人についてでございます。国土交通省が平成30年3月30日付けで公営住宅への入居に際しての取扱いについてと、また令和2年2月20日付けで公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについての通達が出ています。内容は、保証人の取扱いは自治体の判断に委ねられておりますが、公営住宅の目的を踏まえ、保証人の確保が大変困難であることを理由に、入居ができないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から、特段の配慮をお願いいたしますといった国土交通省の内容であります。つまり、国は保証人の規定を削除したので、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いいたしますといった内容であります。

そこで、本市の市営住宅の設置目的と連帯保証人の位置付け、また連帯保証人になり得る要件はどういったものがあるのかお伺いをいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 連帯保証人とは、市営住宅管理条例において、「連帯保証人は、入居者と連帯して賃貸借に基づき生じる金銭債務を負担する者」として位置付けられております。また、入居決定者と同程度以上の収入を有し、地方税等を滞納していない者で、市長が適当と認めることが要件とされております。

また、同条第2項及び施行規則により、従来は保証人の負担上限はありませんでしたが、近年、条例改正を行いまして、保証人の負担上限は50万円と定めております。

県が行いました令和6年4月の公営住宅への入居の際しての保証人の取扱い等に関する調査では、保証人を求めない自治体は県内5つの自治体でございます。約1割程度となっております。県内では、いまだに約9割の自治体が保証人を求めています。

そのうち本市を含む30の自治体、約6割の自治体では、一定の条件下で保証人を免除する運用を行っております。

もし、連帯保証人規定を削除した場合には、昨今の家族のつながりが希薄となる中、入居者の孤独死や急病等の際に連絡がつかず、家財処分や法的手続などの対応が遅れ、家賃や共益費等の滞納リスクが高まり、回収不能となる費用が発生するおそれも考えられます。通常の病気のときも使いますが、緊急連絡先の確保が難しくなることが管理上の最大の課題となります。

本市といたしましても、孤独死等への対応、入居後の連絡体制確保、家賃滞納リ

スクといった市営住宅管理上の責務に配慮しつつ、近隣自治体の取組状況や国の通知の趣旨を踏まえ、連帯保証人制度の在り方については廃止を含め、引き続き慎重に調査検討してまいります。

○17番（河野正明君） 連帯保証人の位置付けとして、定義を今答弁していただきました。その内容としては、連帯保証人とは市営住宅管理条例において、「連帯保証人は入居者と連帯して賃貸借に基づき生じる金銭債務を負担する者」として位置付けられております。また、入居決定者と同程度以上の収入を有し、地方税等を滞納していない者で、市長が適当と認めることが要件とされているということで理解しております。その中で、県が行った令和6年4月の公営住宅への入居の際に對しての保証人の取扱い等に対する調査では、保証人を求めない自治体は県内で5自治体ある。これは熊本県、熊本市、そして嘉島町、益城町、錦町で、全体の1割であるということ認識いたしまして、また本市は30自治体、約6割の自治体の中で、一定の条件下で保証人を免除する運用を行っているということで理解をいたしました。また課題としては、連帯保証人規定を削除した場合の課題であります。家族とのつながりが希薄となる中、また、入居者が孤独死や急病等の際に、家財処分であったり法的手続などの対応が遅れる。また、家賃や共益費等の滞納リスクが高まって回収不能となる費用が発生するおそれも考えられる。また、緊急連絡先の確保が難しくなることも管理上の大きな課題ということで答弁いただきました。理解できます。

(2)の質問に移ります。家賃の滞納は、今までは大きな問題であったと思います。また、入居者が亡くなられたとき、部屋にある家財の処分、そしてまた遺族の方の同意や遺族がない場合は法的な手続が必要となります。時間がかかることも考えられます。そこで、市営住宅の連帯保証人に民間の家賃債務保証会社を導入されている自治体があります。ここをちょっと紹介をさせていただきます。以前、薩摩川内市では、市営住宅へ入居する際に連帯保証人を確保することが困難となるケースが出てきている状況で、国の通達もあり、市営住宅等の規則の一部の改正及び要綱の整備を行い、国土交通省に登録をされている家賃債務保証会社や居住支援法人与自然と連携をし、独自の家賃保証を作成をして、入居の際に連帯保証人又は家賃債務保証法人を選択できるようにしたということでもあります。薩摩川内市では、民間の保証会社とNPO法人の2つから選べるようになってきているようでもあります。内容を説明しますと、保証プランは連帯保証人が初回保証委託料として家賃の30%、下限は5,000円ということでもあります。入居者が払う年間保証料、委託料であります。5,000円ということ、そんなに高くはないと思います。保証限度額は12か月分であって、口座振替手数料として500円、その保証内容は入居日から

退去明渡し日ということであります。入居中の保証内容が家賃、共益費、管理費、駐車場料、水道料、町内会費、毎月の家賃とともに支払う費用となっております。退去時にはハウスクリーニング費用、修繕費、ごみ処理、残置物撤去費用、そして畳表替え、ふすま張り替え費用、鍵交換費用、債務不履行による明渡し訴訟費用といった、かなり幅広い保証内容となっております。令和元年から始められまして、契約数は民間会社に入られている方が44件、NPO法人が1件ということであります。家賃滞納のトラブルになったのは民間会社で44件中、1件だそうであります。その際は、民間保証会社が全て対応されるということで、市の担当課は何も対応されなかったと、対応しなくてもいいという状況だったそうであります。また、利用するときに審査があるそうですが、ほとんどが簡単な審査で入居されているそうです。この制度のいいところは、通常の連帯保証人を求めるのか、また保証人がいない場合はそういった保証会社にするかを選べるということであります。本市においてもこの例を基に、どうか導入について検討を考えていただければと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 市営住宅の連帯保証人制度につきましては、県内にも親族や知人による保証が得られない場合の代替手段として、民間の賃貸保証会社が家賃債務を保証する仕組みを導入している自治体があります。本市におきましても、こうした他自治体の取組状況を把握しつつ、制度導入の可否について整理を行っているところです。

国が示しております通知の趣旨におきましては、保証人の確保を入居の前提としない運用へ転換すべきことが示されております。本市としましても、その内容を踏まえながら、市営住宅の入居手続における保証人制度の在り方について検討を進めているところでございます。

また、国土交通省が実施しました令和6年の公営住宅への入居の際しての保証人の取扱い等に関する調査によれば、民間家賃債務保証会社を導入している自治体は、調査しました46自治体のうち、4自治体となっております。

また、県内の導入している自治体の例では、導入している自治体が少ない影響があるのか分かりませんが、保証期間を終身としますと、毎月の保証料、契約時には初期費用に加えて家賃数か月分を要するなど、全国に比べますと割高な費用負担が生じている内容となっております。

議員のおっしゃるとおり、こうした制度を導入することにより、保証人を確保しにくい入居希望者の選択肢が広がる一方で、保証料や初期費用が入居の負担となる可能性があること、また自治体側においても契約管理の方法や事務の取扱いについて、新たな整理が必要となる場面が生じることが想定されます。このため、制度の

実効性や入居者の負担とのバランスを慎重に見極める必要があると考えております。

今後、本市といたしましては、国の通知で示されている考え方も踏まえながら、近隣自治体との情報共有を図りつつ、利用者の負担の程度や実際の運用面の課題を確認し、今後の保証人制度の在り方について引き続き検討してまいります。

○17番（河野正明君） 前向きな答弁ありがとうございます。何で今回この保証人に対するの質問をしたかといいますと、私も何度となく市民の方から市営住宅に入るのに、そういったいろんないきさつがあって、保証人がいないということで困っておられる方々から、たくさん相談をお受けいたしました。その中には、様々な入る、入れないのいろんな要素があると思います。どんな方でも、やはり正規に保証人がおられる方はいいんですよ。しかし、そういったふうに保証人に悩んで悩んで悩まれて、入れないなら民間のアパートとなりますけれども、やはり収入に応じて、そこは大変無理なところがあるという方々もいらっしゃいます。そういった方々のために、まずもって薩摩川内市のこういった例を挙げて、ものすごく今いい状況であるということでありまして、また家賃滞納もこの保証会社が責任を持って保証してくれますし、滞納もそういった部分ではある程度はなくなってきているというようなことでございます。その滞納の部分も本市においても大きな問題の部分であります。これはあくまでも希望でございますので、保証人を確保しにくい入居希望者の選択肢を広げるということでは、この制度は大変有効ではないかと思っております。今後、薩摩川内市でもいいですが、こういった実証されている自治体にしっかり勉強に行っていただくということも大切であります。熊本県では、人吉市が来年度からこの制度を実施されるということでございます。そういったことで、今回しっかり検討していただけたということですから、どうか期待をしておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

3番目の国道266号三角金桁道路冠水についてでございますけれども、先般、中山議員の一般質問と重複いたしますので、この問題3点についてはまとめて質問ということで、答弁も3点まとめて答弁をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○土木部長（平木恵一君） 昨日の答弁と重なる部分もでございますので、3点まとめてお答えいたします。

河川の氾濫による浸水被害を防ぐためには、ハードやソフトの組合せや流域全体の土地利用を総合的に調整していくことが不可欠であると認識しております。

まずは、命を守ることを最優先に、危機管理や危険予知の観点から内水ハザードマップにより内水浸水想定区域図を示し、市民に危険箇所を周知しているところで

議員がお尋ねの河川のしゅんせつや改修については、共通して河川の流下能力を維持又は改善させることで被害の軽減が期待できます。

短期的な対策としては河道の掘削があり、中長期的な対策として護岸整備を計画的に実施する、いわゆる河川改修があります。

その中でも河川改修は、用地取得に時間を要したり、事業費も莫大になり、事業期間も長期にわたる傾向があります。これまで宇城市が管理する市管理河川において、大規模な河川改修事業が実施された実績はございません。

一方で河道掘削は、改修事業に比べ事業費が安価であります、即効性が期待できることから、ここ数年計画的に事業実施しているところです。

今後も計画的に河道掘削を実施し、河川の流下能力の維持に努めてまいります。

また、先の答弁に重なるところがありますが、三角町の金桁地区の国道266号の冠水についての対応策としての道路かさ上げ策ですが、冠水対策として有効であるとは考えておりますが、河川に対する地元の要望もありますので、その要望をしっかりと受け止めまして地元住民に対し丁寧な説明を行いながら、県と市で協力して対応してまいりたいと思います。

また、道路冠水被害への対応策としては、先の答弁で河川しゅんせつや河川改良があると申し上げましたが、排水機場の設置ということもその対策の1つであります、これまでどおり宇城市としましては、総合的見地から仮設ポンプ等を設置し冠水の軽減に努めながら、河川のしゅんせつを計画的に行いながら、適切な管理に努めてまいりたいと思います。

- 17番（河野正明君） それでは再質問をさせていただきます。堤防裏の調整池計画においては、今までは水中ポンプを設置して海に排水をされていたのですが、やはり排水するにしても、広範囲に能力を上げるために、調整池をしゅんせつをしてというような、ポンプを設置して排水というような計画の中で、そういったふうに聞いておりました。最近、また違った何か情報が入ってまいりまして、この調整池が何か誰のものか分からないといったふうなことを聞きました。誰のものでもない、そこが分からないと。そうなれば、国のやはり土地ということになると思いますけれども、その後の計画の中でしゅんせつがしっかりできるような方向性を持っていくために、いろいろと努力をされていると思いますが、その点を1つと、それともう一つは、今まで長年やはり地元の方といろいろと協議、相談をされてこられたわけですが、一向に国道のかさ上げであったり、また金桁区内の市道のかさ上げ、これはいつも冠水をして通行止めになります。その時間も数時間に及びます。県に対して具体的にどういった相談、いろんな協議をされてきたのか、その中身をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○土木部長（平木恵一君） 議員御案内の金桁海岸の堤防裏の調整池は、構図の上で地番が付されていない、いわゆる白地であります。所有者がいない一般的には国の所管となる部分です。国の所管となる部分でありますので、国県に対し、しゅんせつの要望は行っていきたいと思えます。

また、市道の冠水被害への対応策としてどのようなことを行ってきたかということでございますが、対応策として数年前に行政区長などと現場立会を行い、道路改良計画を説明してきました。しかしながら地区の理解を得られず、計画を断念した経緯はありますが、最近、地区の役員さんも交代されるなど、当時とは状況の変化があるようですので、地元の理解が得られますよう県と協力しながら、道路改良だけでなく冠水被害が抑止できますよう様々な対策を研究、検討をしております。

○17番（河野正明君） 調整池に対しては国の土地であるということで、今後、県といろいろと協議をしながら、しゅんせつの方向で動いていただけたということで理解いたしました。また、今まで区の方々とも協議、やはりいろんな部分において今まで長年、反対とかいろいろあったと思うのですが、新たな方向性が見えてきたということで、役員さんも交代されるといったことで、当時とは状況の変化があつていい方向に今進んでいると受け止めます。この国道266号、そしてまた金桁区内の市道であります、これはもう長年の今まで大雨が降れば通行止めになって、それも数時間です。このために消防署も困っておいりましたし、そして通勤また通学ですよね、う回路もないので、もう私が議員になって20年になろうとしておりますけど、その間、だから私は思うんですけど、ほかの議員さんたちも大変苦勞をして、やはりこの点に対して訴えてこられたと思うんですけど、本当に何が、いろいろお金も掛かりますよ、それは、事業をするに於ては。私は、全部をやはり解消するためには、排水機場を設置する以外にないと思っておりますけれども、それは本当に予算的にも無理であるということは、もう重々説明の中でもいろんな部分で分かっておりますけれども、要するに、少しでも冠水の被害が和らげるような対策というのは、もう本当に努力をしていただきたいと。あそこは、やはり金桁区だけの問題じゃないわけですよ。三角町全体的なそういった生活に関わる問題であります。そしてまずもって火災、そして事故、病気があった場合は、速やかな対応ができるかどうかなんです。そういったところは大変住民の生命に関わることでありますので、もう少しスピード感をもった対応をやっていただきたいと。県の方からいい返事はもらえないならば、宇城市の県議もいらっしゃいます。そういった方々に、やはりしっかり県の方でも訴えていただいて、そしてまた国土交通大臣の金子大臣もおられます。そういった部分でつないでいただいて、市、県、国とつないでいただいて、一刻も早くこの問題が解決しなければ、やはり三角の住民の方はもう限界

に来ておられると思います。よろしくお願ひ申し上げまして、まだ時間はありますけれども、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 1 0 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15 番、高橋佳大君の発言を許します。

○15 番（高橋佳大君） 皆さんこんにちは。会派彩里、15 番、高橋です。本日、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、大きく 1 点につきまして質問をいたします。災害関連です。どうぞよろしくお願ひします。また、今回被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

先般、8 月 10 日から 8 月 11 日の未明にかけて、県下を襲った記録的な集中豪雨で、県内各地で甚大な被害をもたらし、県北、県南を線状降水帯が上がったり下がったりして、本市宇城市でも農業関係や道路の破損、公共施設の法面の崩壊、河川の護岸の決壊、山林の土石流による流木被害、河川の氾濫や内水による床上浸水、床下浸水と数多くの被害が見受けられます。特に、海東地区の山間部の土石流が何キロにもわたって大木が流れ、一方の地区では村中の民家を流木で押し潰して見ました。見るも無惨な光景でした。特に、今回は 5 町の中でも局地的な豪雨となり、小川町、豊野町に被害が集中して、生活基盤を大きく揺るがしています。自然災害が起きるたびに、職業によっては死活問題となってきます。五十数年前に小川町を襲った大雨と今回の豪雨は類似している点があります。当時の夜も記憶の中では一晩中雷雨で雷の音と光で、眠れる状態ではありませんでした。

そこで、まず 1 番目の本市の災害状況及び被災者の現状、支援等についてをお伺いします。また、災害復旧事業は国の補助率は市の税収や被災総額に応じて算定されると思いますが、今回、激甚災害の指定を受けたことによって、どのような利点があるのかお尋ねいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 8 月 10 日から 11 日にかけての大雨による被害状況ですが、各部署に分かれておりますので市民部の方で一括してお答えいたします。

11 月末時点での数値になりますが、まず、公共土木施設の被害は、先ほど高橋議員もおっしゃられましたけれども、道路の法面や路肩の崩壊、河川護岸の決壊など、道路、河川合わせまして 834 件、被害総額が 50 億 4,400 万円となって

おります。公共施設は観音山総合運動公園の法面崩壊など20件で、被害額が3億2,500万円となっております。

次に、農業関連の被害状況です。

農道や用排水路、ため池等の農業用施設の被害は458件で、被害額が30億6,500万円、農地の被害は土砂の流入など408件で、被害額は13億600万円です。農作物被害は、ショウガやミニトマトなど面積が53.2ヘクタール、経営体数は399戸で、被害額は4億5,200万円となっております。続きましてポンプや冷暖房設備、トラクターやコンバインなどの農業用機器の被害件数は1,538件で、被害額は3億7,800万円となっております。商工業関連は、被害件数が32件で、被害額が1億6,800万円となっております。

なお、先ほど高橋議員も申されましたけれども、道路や河川の公共土木施設災害復旧事業は、国の補助率は市の税収や被災総額等に応じて算定されますが、激甚災害の指定を受けまして、補助率は70%前後が80%前半までかさ上げされます。

また、農業関連の補助率につきましては、被災総額や被災農家戸数等に応じて補助率が算定されますけれども、激甚災害の指定を受けまして、補助率は80%後半が90%後半までかさ上げされます。

次に、家屋の被害状況ですが、床上浸水が147戸、床下浸水が210戸で合計の357戸となっております。浸水被害は、小川町の河江校区が一番多くなっております。また、土砂の流入による家屋の被害は全壊が3件です。小川町の高東校区で発生しています。

最後になりますが、今回の豪雨による人的被害はありませんでした。

○福祉部長（岩井 智君） 次に、福祉部から被災者支援策等についてお答えします。

まず、賃貸型応急住宅入居希望の被災者の現状をお答えします。

賃貸型応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅については、被災者からの申込みの都度、熊本県へ進達を行い、県から入居決定のあった9月1日から順次入居がなされています。11月末時点での県への進達件数は23件で、全て入居なされております。また、このほかに3件が現在申請準備中であり、申請予定の全ての方が希望する住戸へ入居できる見込みであります。

続きまして、被災者支援策についてお答えします。

まず、災害弔慰金です。災害により亡くなられた方の遺族へ支給する制度ですが、現在、対象者はございません。

次に、災害障害見舞金です。災害により心身に障がいを受けた方へ支給する制度で、これも現在、対象者はございません。

次に、災害見舞金です。罹災証明書の全壊、半壊、床上浸水の世帯へ支給する制

度です。ただし、災害救助法による支援を受けている場合は支給対象外となります。条例により見舞金の額は、全壊で5万円、半壊3万円、床上浸水1万円で、現在まで88件の申請件数があります。

次に、生活再建支援金です。住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、熊本県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度です。被害の程度により50万円から100万円の基礎支援金と、被害の程度と住宅の再建方法により25万円から200万円の加算支援金が支給されます。ただし、一人世帯の場合は4分の3の額となります。

次に、災害援護資金です。災害により負傷又は住居や家財に被害を受けた方に対する貸付金制度です。所得の制限があり、被災の状況等に応じて貸付限度額も異なります。利率は年1%、償還期間10年で、据置期間3年となっています。11月末までに3件の申込みがあります。

次に、賃貸型応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅の提供です。住居が全壊するなどの被害を受け、ほかに居住できる住宅がなく、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて一定期間無償提供する制度で、現状は先ほどお答えしたとおりです。

次に、災害ボランティアセンターの設置です。8月13日に市社会福祉協議会へ設置及び運営の要請を行い、8月15日に開設、8月31日までの17日間、被災者とボランティアとのマッチングにより、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動につなげることができたと思っております。参加されたボランティアの総数は延べ425人です。

次に、地域支え合いセンターの設置です。被災された方々が、変化した生活環境の中でも安心した日常生活が営むことができるよう、見守りや健康相談・生活相談等を行うとともに、関係機関につなぐなどの活動を通して、孤立化やひきこもりなどを防止し、安心して日常生活が送られるように支援する活動です。宇城市社会福祉協議会と11月21日に委託契約を締結しております。

最後に、義援金について報告いたします。11月末時点で、法人・団体・個人から合わせて17件の約1,250万円を頂いています。これから配分委員会を開催し、被害の程度に応じて、可能な限り早急に被災者に配分できるよう努めてまいります。

- 15番（高橋佳大君） 定例会の開会時に、市長の諸般の報告で災害に対する説明もありましたが、また改めて各部署に詳細を伺ったわけであります。時間が少し余りますようですので、分かりやすく答弁書を読ませてもらいたいと思います。公共土木施設の被害は、道路の法面や路肩の崩壊、河川護岸の決壊、道路、河川合わせて

834件、被害総額が50億4,400万円。公共施設は観音山総合運動公園の法面崩壊など20件で、被害額3億2,500万円。次に、農業関連の被害状況は、農道や用排水路、ため池等の農業用施設の被害は458件で、被害額が30億6,500万円。農地の被害は土砂の流入などで408件、被害額が13億600万円。農作物の被害は、ショウガやミニトマトなど面積が53.2ヘクタール、経営体数が399戸、被害額は4億5,200万円。続いてポンプや冷暖房設備、トラクターやコンバインなどの農業用機器の被害件数が1,538件、被害額が3億7,800万円。商工業関連は、被害件数が32件、被害額が1億6,800万円となっており、私がざっと計算したら、約110億円ぐらいになります。12月2日の熊日新聞にも被害額が掲載されていました。平成28年の熊本地震でも、5町合わせての被害額が約128億円、今回の水害被害額は小川町、豊野町に集中して、災害被害額が約110億円ぐらいで、これで分かりますように、いかに局地的なゲリラ豪雨だったかと推察されます。また、私が感心するのは、よくこの短時間の中で情報の収集や算出をされた、計算をしなければならなかった職員の方たちの昼夜にかかわらず、休みも返上されての尽力、努力のたまものと思っております。御苦労様でした。また、激甚災害の指定を受け、補助率は70%前後が80%前後までかさ上げされ、農業関連では、補助率が80%後半が90%後半までかさ上げされるとあります。家屋の被害状況は、床上浸水が147戸、床下浸水が210戸で合わせて357戸の浸水で、小川町の河江校区が一番多くなっているとあります。また、小川町でも本村地区が一番多かったと聞いております。この地区は人口も多く、地盤も低いところがありますので、地域の実情に詳しい区長さんなりの住民の声を吸い上げ、浸水の原因、防止策などの課題解決に取り組んでください。しかし、被害は相当なものでしたが、人的被害がなかったことが何よりです。また、被災者の状況と支援策では、みなし仮設への入居が23件で全て入居済み、残り3件も希望するみなし仮設へ入居の見込みとあります。支援策には、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、生活再建支援金、災害援護資金、賃貸型応急住宅いわゆるみなし仮設、そして災害ボランティアセンターの8つの支援策があるようです。ありがたい支援策でございます。また、これから事業となる地域支え合いセンターの設置で被災者の見守りや相談に沿った生活再建などの手助けをする事業で、被災者の方々に寄り添った支援策を今後よろしく願いいたしまして、次の質問に入ります。

(2) 2級河川である砂川河川の越水した箇所の防止策についてお伺いいたします。今回の豪雨で海東校区、小川校区の流域で水位が上がり、県道小川嘉島線に水が護岸を越えて、水が氾濫してあらゆるところで車の立ち往生、車の乗り捨て、パトカーの出動、また東小川では水が橋の欄干の上まで来て、倉庫の破損、作業所の

機械の故障、商品の流出、車の水没、床上・床下浸水、また農機具など多大な被害を受けておられます。この場所は数十年前に多数の犠牲者が出たところでございます。また、海東地区では流域の家が11日の未明、河川が氾濫して住宅を襲い、車も流され、就寝中に水が家屋に流れ込み、間一髪で裏の高台に逃げられて無事だったと私の家に来られて言われておりました。河川の流域の方は、大雨のたびに危険な場所となり、河川の住民の方は内水氾濫とは違い、いつも危険と隣り合わせ、数十年前に多くの犠牲者を出した砂川の氾濫を重く受け止め、護岸を越えての今後の越水に対する対策について、市の見解と再発防止策をお伺いいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 8月の豪雨において、県の管理となります2級河川砂川が護岸の被害を除きますと、稲川グラウンド付近の右岸側及びその上流において一部越水が発生しております。

砂川の管理者である宇城地域振興局に確認しましたところ、今回の8月豪雨の被害を受けて、砂川中流域での越水被害について沿線住民に聞き取り調査を実施され、現在その報告書の作成中とのことです。

河川の中流域で発生した越水でありまして、越水部分のかさ上げで改善されるのか、また抜本的な対策が必要なのかを含め、今後、県では聞き取り調査の結果を踏まえ、市と連携し、検討を進めていくとのことでしたので、早期に対応ができますよう県に要望してまいります。

○**15番（高橋佳大君）** 砂川の管理者は県であり、市が思うようにいかないのが現実で理解します。県も沿線住民に聞き取り調査をされているとのこと、調査の結果を踏まえ、市と連携して検討を進めていくとの答弁です。よろしく申し上げます。昔の雨とは違い、今後ますます温暖化が進めば、もっと雨量が増えるとの予報です。氾濫の最善策は、砂川の水位自体をいかにして下げるか。その工夫を市と県にはお願いします。貯留地なり、遊水池なり、河川の掘削、拡幅なり、これは後の質問の園川河川とも関係がありますが、市と県が今後、越水防止策への理解共有を含め、事業推進に尽力されることを期待します。また水位問題で、砂川には5つの排水機場があり、2つの排水機場は砂川の水位が上がれば自動的にリミッターで止まる仕組みになっており、排水が不能になります。河江、江頭、西北小川は、人口密度の高い住宅密集地の内水氾濫を防止するためにつくられた排水能力の一番高い北新田排水機場や、施設園芸作物の作物への浸水を防ぐ南小川排水機場、これが河川の水位によって左右されているのが現実です。これでは何のために何十億円も投資されて造った事業とは思えません。砂川の水位問題は、これから本当に真剣に議論する必要があります。目的に沿った役目を果たすのが、多額の税金を投入した価値があり、そのような施設にしなければならないと思います。いろいろな観点から

砂川水位上昇を抑制する対策、県への窓口は市です。よろしく願いいたしまして、次の質問に入ります。

(3) 観音山運動公園の調整池の機能についてです。8月11日の朝方、大雨でいつも氾濫する近所の園川河川を見に行ったら、流域の4軒の住宅の前が水で氾濫していて、またしばらくして見に行くと非常に水かさが増していましたから、園川の上にある公園の状況を見に行き、その光景は山の方からとグラウンドの車道からの水が、川のような水量で広い道路中央の崖下に直接流れていました。開発に伴って失われた保水機能を補うために、一時的に水をためて河川への流出量を調整することによって、洪水の被害の発生を最小限に抑える調整池が現在の場所で役目を果たしているのか疑問に思い、質問させていただきました。現在、今、上にある場所より、本来なら下にある方が自然で、少し河川の氾濫の原因になっているような気がいたします。いかがでしょうか。

○**土木部長（平木恵一君）** 観音山総合運動公園の調整池の配置についてお答えします。

本調整池は、都市計画法第29条（開発行為の許可）を受ける際に、熊本県が示しております都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引きに基づき配置を計画され、整備したものです。

法令の趣旨といたしましては、開発行為により山林から公園・スポーツ施設へ土地利用が変更されますので、従前の保水力が低下した容量を調整池に一旦貯留し、下流の水路等の流下能力に対し、流域面積に対する開発面積として影響を与えない流量を上限に排水することで下流域への影響を排除するものです。

観音山総合運動公園の調整池の配置についての御質問ですが、当時の技術基準に基づき計画されております。配置後は流域を変更できないことや、開発区域の雨水は全て側溝等で本調整池に流入するようにと計画されていることから、配置について問題となることはないと考えております。

しかし、先ほどの議員の御質問にありましたとおり、近年はゲリラ豪雨と称される大雨が観測されるなど、これまででは想定し得ない雨量により、観音山総合運動公園の排水計画が計画どおり機能していない箇所があるのではと見受けられることから、現状の降雨特性に適合しているかを再確認する必要があるのではと考えております。気候変動の影響により、降雨のパターンは不確実性を増しております。局地的な豪雨が発生する頻度、規模が大きくなる傾向にあります。

このことを踏まえまして、観音山総合運動公園グラウンドの流入経路、排水経路等の排水計画について、再度、調査確認、研究してまいりたいと思います。

○**15番（高橋佳大君）** 答弁で、都市計画法による開発許可制度、技術基準に基づき整備したものであり、雨水を全て側溝等で調整池に流入するように設計され、配置

については問題ないとのこと。現在ある調整池も広くて深さも相当あり、丈夫な施設でございます。しかし、今は草や木が生い茂り、近年、手入れ不足のような気がいたします。平成5年に成年男子のサッカー国体競技場として建設された多目的運動公園で、市で一番利用率が高い、他市に誇れる広い施設でございます。道路の中央部から4、50メートルの道路の法面崩壊している場所は、水が滝のように流れていた場所で、大変な状況です。三十数年の月日が経つ公園、これを機に、ただ改修されるのではなく、なぜその場所が崩壊したのか、原因は何なのかを検証されて、今の調整池で問題がないということであれば、水の流れを把握され、理解されて直接大量の水が下の方に流れないような工事をお願いいたします。下には危険氾濫する園川があります。川沿いには住宅が密集しております。対策を是非お願いして次の質問に入ります。

(4) 市管理の園川河川についてです。水源が海東校区から日岳町、南小川、西北小川を流れる幅約7メートルぐらいの小さな川ですが、大雨になると、途中から流れる沢を通じて水を含み、中流、下流になると水かさが増して、これまで幾度となく床上・床下浸水、車の水没、農機具の破損、資材の流出を繰り返し、今回はまた一段と被害状況がひどくなっている方もおられます。住宅の方は2階に避難されていた方もおられます。また、その地域の方でたびたびの浸水で家屋を解体された住民もおられます。何とか対策ができないものか、自分もそれなりに考え、そして相談も受け、質問したわけでございます。越水した箇所のかさ上げ、止水板の設置などいかななものでしょうか。お伺いいたします。

○土木部長（平木恵一君） 園川は、小川町南小川の日岳町を上流部として、2級河川砂川に合流する準用河川となります。

8月の豪雨にて3か所の護岸被害と、議員おっしゃるとおり、下流部では越水被害を受けました。護岸の被災については、現在、災害査定を受検するために測量設計を行っており、査定完了後には速やかに実施設計を行い、復旧工事の発注となります。

査定を受ける被災箇所は、園川河川の上流部に位置しており、護岸の崩壊や河道埋塞の被害を受けました。河道埋塞部においては、2次被害を防ぐ観点から査定前に土砂撤去を行う応急本工事にて対応を現在行っております。

今回の越水被害が起こりました箇所は、園川の下流部に位置します2級河川砂川の水位が位置しております2級河川園川の水位がこれまでになく高くなり、砂川との合流部に近い園川の下流部沿岸に越水被害が発生したものと推察しております。

園川の越水被害対策の検討を行うとともに、県に対しましては、砂川の排水能力

維持向上のためのしゅんせつなどを継続的に実施していただくよう、要望したところでは。

○15番（高橋佳大君） 3か所の護岸被害を受け、現在、災害査定を受検するために測量の設計、2次被害を防ぐ観点から土砂の撤去、応急工事に対応中のこととあります。また答弁にもありますように、砂川の水位が非常に上昇したため、砂川と園川の下流合流地点で排水能力ができなくなる現象、逆流現象、いわゆるバックウォーターが起こったと推測されます。

そこで再質問ですが、幾度となく今まで越水被害を受けており、河川住民の方は大雨のたびに被害を受けるのではないかと大変心配されておられます。結局のところ、園川は砂川に合流しており、砂川の排水能力が十分でないときには、園川はその影響を確実に受けています。ここが一番大事なところで、砂川の排水能力を向上させるためには、貯留施設を設けたり、砂川のしゅんせつ、拡幅などを行う前向きな取組が必要だと思います。熊本県には期待しております。いかがなものでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） 議員お見込みのとおり、砂川の排水能力向上は園川流域の安全性向上に密接な関係があると考えます。今後とも砂川流域全体の安全性が向上するよう、熊本県にはしゅんせつ等の要望を継続して行います。

さらに市では、県が行っております砂川中流域での越水被害についての沿線住民聞き取り調査に合わせ、今回の8月豪雨による被害が園川沿岸でどのように発生したかの現地調査を実施し、流域の安全性向上の検討に努めたいと思います。

○15番（高橋佳大君） 何とぞよろしくお願いいたします。砂川の排水能力向上には園川流域の安全性向上に密接な関係があり、熊本県に要望していくとのことですので、よろしくお願いいたします。

そこで元県議会議員の市長に、この砂川、園川に対しての見解をひとつよろしくお願ひいたします。

○市長（末松直洋君） 私なりの見解をさせていただきます。今回の豪雨災害は想定以上の雨が降ったということが大きな要因であることは、これは間違いありません。私が知る限りでは、県河川の堤防は、時間雨量の30ミリから50ミリ程度の雨に耐え得るような護岸を整備されていると認識しております。現在、時間雨量100ミリを超えるような雨に耐え得るような河川堤防はないと私は認識している中で、今回大きな被害が起こってしまった砂川の氾濫でありました。先ほど部長が申し上げましたとおり、県がしっかり調査をしていると思います。その調査によって、宇城市がどのような対策ができるのか、しっかり検討していかなければならないと思っております。令和2年7月豪雨の球磨川の氾濫も、全く同じような状況だったと私は認識しております。球磨川が満水で流れていたため、支流の小さな川がやはり

バックウォーター現象によって、あそこの老人ホームとか、大きな被害が出たと認識しております。どのような対策を打っていけばいいのか、これから進めていかなければならないと思っております。今回実は排水機場が3か所ストップしてしまいました。小川の三軒屋の排水機場は、電源の水没によってストップしたわけですが、そこはやはり電源のかさ上げをすれば解消することになると思っております、そこもいち早く県に要望して、復旧してまいりたいと思っております。あとの2か所、小川の益南排水機場と戸馳の片島排水機場、そこは排水機場の能力はちゃんと機能したわけですが、小川の益南排水機場の方は砂川の河川が満潮、これは一番私が県議会議員のときから危惧していたことが実際に起こったことであります。大雨と満潮と大潮と重なって、潮が押ししてきたから排水ができなくなった、もう自動停止したわけです。これは戸馳の片島も同じような状況であります、ただ、片島の排水機場は海に直接流している、特に戸馳の方は水田が多いので、住宅地がなかったということで、被害が大きくなかったということですが、ただ、あの砂川の益南排水機場はなかなか今どのような対策を打っていいのか、我々としても県としても、非常に今問題視しているところだと思っておりますので、ここは専門家の御意見をお伺いしながら、しっかり対策打っていかねばならないと思っておりますので、今後とも国県の御指導いただきながら、できる対策をしっかり前に進めていきたいと思っております。

○15番（高橋佳大君） 市長、力強い御答弁ありがとうございます。私も通告に迷っていましたが、2、3日前に市長、ひとつよろしくお願ひしますとお尋ねをいたしました。失礼をしたと思ひますが、前職の県議会議員でございます。県の力添えがなければ無理な事業で、市長は県にもそれなりの人脈を持たれていると思ひ、答弁してもらいました。ありがとうございます。県への窓口は市であります。よろしくお願ひします。

最後に、地震とか火事とかは予想するのは少し難しいと思ひますが、水害は爪痕を見れば場所とか原因とかある程度把握でき、人的能力で防止できるところも多々あります。高額な費用も発生する場合もあると思ひますが、市民の方々がこの地域は大丈夫だよ、子どもたちに誇れる市が目指すちょうどいい、住みよいまちづくりを目指す施策をよろしくお願ひいたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思ひます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後 2 時 5 3 分

第 5 号

12月5日 (金)

令和7年第4回宇城市議会定例会（第5号）

令和7年12月5日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 議案第76号 | 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議案第77号 | 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第78号 | 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第79号 | 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第80号 | 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第81号 | 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第82号 | 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第83号 | 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第84号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第85号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第86号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第87号 | 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第88号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第89号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
（小川総合文化センター中規模改修工事） |
| 日程第16 | 議案第90号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入） |
| 日程第17 | 議案第91号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機 |

複写サービス)

- 日程第18 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 請願第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願
- 日程第20 請願第2号 消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書
- 日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）
- 日程第22 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）
- 日程第23 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂本 知恵美氏）
- 日程第24 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 田 和 君 | 2番 津志田 幸 紀 君 |
| 3番 坂 元 大 介 君 | 4番 四 海 公 貴 君 |
| 5番 河 野 真 理 君 | 6番 吉 良 邦 夫 君 |
| 7番 田 中 美 君 君 | 8番 嘉古田 茂 己 君 |
| 9番 原 田 祐 作 君 | 10番 永 木 誠 君 |
| 11番 山 森 悦 嗣 君 | 12番 三 角 隆 史 君 |
| 13番 坂 下 勳 君 | 14番 大 村 悟 君 |
| 15番 高 橋 佳 大 君 | 17番 河 野 正 明 君 |
| 18番 豊 田 紀代美 君 | 19番 中 山 弘 幸 君 |
| 20番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員（1人）

- 16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君 副 市 長 天 川 竜 治 君

教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 長	岩 井 智 君
保 健 衛 生 部 長	元 田 智 士 君	経 済 部 長	浦 田 敬 介 君
土 木 部 長	平 木 恵 一 君	教 育 部 長	舛 井 貴 男 君
総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君	市 長 政 策 部 次 長	田 川 大 輔 君
市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	池 田 真 一 君
土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君	教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君
三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君	不 知 火 支 所 長	木 下 秀 典 君
小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君	豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君
上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	永 田 康 之 君
監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 枝 邦 明 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、嘉古田茂己君の発言を許します。

○8番（嘉古田茂己君） おはようございます。議席番号8番、新志会、嘉古田です。

今年8月11日未明に発生した集中豪雨により被災し、被害を受けられた数多くの市民の方々に、心より改めてお見舞い申し上げます。本市におきましては、市民の方々に一日でも早い生活基盤の復旧・復興に尽力されますよう、強く要望するところであります。議長の許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。まず初めに、大きな4番をデータがないということでありましたので、取下げさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

大きくは1番から3番までの3点、大きな1番目、三角港について、2番目、地場企業（建設業）育成について、3番目、下水道事業について。まずは大きな1番目、三角港について、三角港の現状について。三角港は重要港湾に指定されていますが、八代港と熊本港に物流は移り、貨物量も減り、旅客輸送のフェリーも廃止になり、港としての機能が小さくなっています。貨物船は1万トンから1万2,000トンぐらい、旅客船、クルーズ船はにっぽん丸の2万2,000トンが接岸できております。八代港も熊本港もコンテナターミナルが整備されており、特に八代港は大型化され、貨物船はもとより10万トンから数十万トンのクルーズ船も接岸可能であります。また、交通アクセスも良く、発展し続けています。熊本港は中心地に近く、旅客と貨物取扱コンテナ船や貨物船の受入港として発展しています。かつての最盛期と比べ、現在の港の利用状況がどう変化したかをお尋ねいたします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 三角東港が最も活気を見せていたのは、昭和から平成の初めにかけての時期でございます。当時は、天草方面と三角を結ぶ複数の定期航路が日常的に運航されており、地域の皆様の通勤や通学、さらには買い物や生活上の移動など、幅広い目的で利用されておりました。このため、港周辺には商店や待合施設が建ち並び、多くの人が行き交うにぎわいが生まれ、地域の玄関口として大きな役割を果たしていたところでございます。

しかしながら、その後は道路網の整備や自家用車の普及により、港を利用する機会は徐々に減少、それに伴い、多くの地域の足となってきた定期航路も全て廃止、さらに平成18年の三角島原フェリーの廃止なども影響し、人の流れや往来は一段

と減少しております。

一方、平成21年からは三角港と本渡港を結ぶ天草宝島ラインが就航しており、現在も観光や交流の一部を担っているところでございます。

また、貨物取扱量につきましても、平成元年には年間で約302万トンに達しましたが、物流の流れや取扱い内容の変化もあり、令和6年には約27万トンとなっている状況でございます。

現在の主な利用としましては、外国・内国貨物の取扱いに加え、内航船の仮バース利用、いわゆる荷役を行わず、次の作業まで一時的に岸壁へ停泊する利用形態の方が中心となっております。

- 8番（嘉古田茂己君） 貨物取扱量は、平成元年が302万トン、令和6年が27万トン、約10分の1以下に減っております。そして現在の主な利用は、もう外国・内国貨物の取扱い、内航船の仮バースが中心とあります。港本来の活用が全然なされていないような感じがしてなりません。仮バースとは、先ほどもお話がありましたように、船が接岸し、船員が上陸できる乗船期間中の休日、仮バース岸壁では荷役作業は行ってはいけないとあります。内航船が泊まって、何か貨物が下ろしてあるような感じがしますが、それは全然違って船員たちの乗船期間中の休日だということでもあります。こんな状況でありますので、何か大きな活用を考えていかなければならないと思っております。

次の質問に入ります。三角港の位置付けについて。県管理港として三角港がどのような役割区分に位置付けられているのかお尋ねいたします。

- 三角支所長（佐藤幹雄君） 三角東港は、港湾法に基づき熊本県が管理する港湾であり、重要港湾に指定されております。また、国際航路にも対応できる港として、特定港の指定を受けているところでございます。

熊本県での三角東港は天草地域の玄関口として、天草諸島や有明海沿岸への海上交通の拠点に位置付けられております。あわせて、JR三角線の終着駅に隣接している利点をいかし、観光列車A列車で行こうや高速船天草宝島ラインとの連携によって、観光交流の拠点としても重要な役割を果たしているところでございます。

市といたしましても、こうした三角東港の状況を踏まえ、市の過疎計画において、観光施設と一体となった地域振興策について検討していくとしており、熊本県としっかり連携しながら、利活用の促進に努めてまいります。

- 8番（嘉古田茂己君） 市として三角東港の状況を踏まえ、市の過疎計画において、観光施設と一体となった地域振興策について検討していく、また県としっかり連携しながら利活用の促進に努めるとありますので、しっかりと前に進んでほしいと思います。

続きまして、三角港の活用について。三角東港の海運事業者など港本来の活用について、市としての考えをお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 三角島原フェリー廃止後、物流港や天草への玄関港として機能している三角東港ですが、その性格も変化してきているのが現状です。

コンテナターミナルが整備された熊本港及び八代港では、国際的な物流の拠点性を高めるため、県、市及び港湾運送事業者など関係団体が官民連携により協議会を設立し、船会社や荷主に利用を促す営業活動、いわゆるポートセールスを行っております。

また、利便性などセールスの方向性や取組内容、達成目標等を関係者間で共有した上で連携するため、両港は、それぞれビジョンも策定しております。

しかしながら、両港とは規模や取扱貨物が異なる三角港においては、両港とは異なるポートセールス、活用を研究していくべきと考えております。

御承知のとおり、10月に県港湾課と市議会、海運事業者、市の関係者などで、港湾構内を視察し、その後、意見交換会を開催いたしました。その中で、県より三角港での事業としては、東港における航路のしゅんせつや西港の環境整備を重点的に行っている旨の説明を受けたところであります。

御指摘のとおり、貨物船誘致に対するセールスについては現段階において取り組めてはおりませんが、今後、市として港湾利用の活性化にどのように関与していくべきか県や関係団体の意見も踏まえ、再考してまいります。

○**8番（嘉古田茂己君）** 今後、市として港湾利用の活性化にどのように関与していくべきか県や関係団体の意見も踏まえ、再考してまいると答弁いただきました。是非とも早く対応していただきたいと思っております。

市長におかれましては、県議会議員時代に三角港にも携わっておられたと思いますが、三角港の現状を踏まえて、三角港の活用についてどのようにお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○**市長（末松直洋君）** 港の将来像を示すビジョンは、現時点では策定できていませんが、県の協力を仰ぎつつ、三角港周辺を経済面・観光面の両面からにぎわいの場として、魅力を高める事業が実現できるよう鋭意努力してまいります。

○**8番（嘉古田茂己君）** 市長、答弁ありがとうございます。できるだけ早くその事業に着手していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、地場産業育成について、本市の現状認識について。今回の被害復旧の最中、土砂搬出や市道、農道もう回しなれば通れない場所もあるのに、発災前に契約された道路工事が大規模に行われており、市民からは通行に支障がない道路整備より、一日も早い生活基盤の再建に力を注いでほしいとの声を聞いております。

私も一市民として同情に堪えず、申し訳ない思いであります。本市に同じことを繰り返すことがないようにお願いしておきたいと思いますが、発災直後に道路工事をしていたとの情報提供を受けましたが、災害復旧を優先すべきではないのかお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 本市が発注します請負工事を受注するには、基本的には法による建設業の許可が必要となります。許可には土木一式、とび土工、舗装など、二十数種類の業種があります。その中に一式工事と専門工事というふうに分類されております。中でも舗装工事業は専門工事で、一般的には災害復旧を含む土木工事を受注されることはほとんどありません。

御指摘の工事は舗装工事でありましたので、舗装工事業の許可のある業者が請け負いまして舗装を行ったものと思っております。

しかしながら、8月豪雨に際しましては、発災直後より路肩崩壊などによる道路のがれき撤去、倒木処理等の啓開作業、啓開作業とは、災害時に道路などにできました障害物、がれきなどを緊急車両が通行できるように救援ルートを確保することですが、また上流から流れ着いた土砂の堆積により埋塞した河川や水路の開放作業に宇城市建設業組合だけでなく、宇城市舗装工事業組合にも応急対応申出をいただきました。大変感謝いたしております。

応急対応いただいている中にも、災害前に既に市と契約していた公共工事の施工に当たっては、緊急的な応急工事に従事しつつ、契約中の工事施工も工程調整を行ながら対応いただいたことに、重ねて感謝いたします。

現在としましては、応急対応も一定の成果を得ましたので、これから本格的な災害復旧工事の実施を行うフェーズとなります。宇城市建設業組合や宇城市舗装工事業組合をはじめとする関連業者各位におかれましては、今後とも宇城市の復旧・復興に御尽力いただきますようお願いしたところでございます。

○8番（嘉古田茂己君） しかしながら、復旧がまだ進んでいない中で、やはりそういった事例があるということは、一般市民にとってはやはりどうかなという思いがあられたのではないかなと思っております。少しでもその工事はしなければならいのでしようけども、やはりちょっと日にちをずらして、災害復旧の方に力を注いでいただいた方がよかったのではないかなと私としては思っております。どうかよろしくお願いしておきます。

再質問になります。8月17日、本市建設経済常任委員会メンバー全員でいち早く現地の視察を通じて、豪雨災害の甚大な被害の大きさを目の当たりにしたところでもあります。本委員会としても、行政側と何ができるのか考え、実効性のある提言を重ねていきたいと思っております。このことは共通の認識であると考えますが、

本市には今回の豪雨災害において現認された被害状況と被害額、それから今後の復旧・復興の道筋をお示しいただきたいと思います。8月の豪雨被害状況及び被害額についてお尋ねいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 先の8月豪雨は、市の東部にあります小川町、豊野町の山間部において大きな被害を受けました。当日の降雨量は、豊野町の観測地点におきまして時間最大雨量が92ミリ、24時間雨量が425ミリと、過去に例のないような雨量になっております。

市の被害は公共土木施設において834件となり、うち道路に関するものが509件、河川に関するものが325件で、被害総額は50億円を超えるものと想定しております。

この中で、特に大きな被害を受けております小川町と豊野町について、公共土木施設の被害の詳細を申し上げます。

まず、小川町では、公共土木施設に551件の被害を受けており、うち道路に関するものが316件、河川に関するものが235件で、43億円を超える被害と想定しております。

また、豊野町では、公共土木施設に174件の被害を受けており、うち道路に関するものが109件、河川に関するものが65件で、被害額は4億6,000万円を超えると想定しております。

国庫補助を受けて復旧する災害復旧事業については、現在、10月から年内終了をめどに災害査定を受検し、一部は応急工事の発注を済ませているところです。

今後も市民の安心・安全につながるよう、早期発注、早期復旧に努めてまいります。

○**8番（嘉古田茂己君）** 市民の安心・安全につながるよう、早期復旧に努めてまいりますとありましたけれども、改めて今回の豪雨災害のすさまじさ、大きさを認識するところですが、本市は今後、土木施設被害834件、50億円にもならんとする大規模な復旧工事を、大体いつ頃までに完成させるつもりなのか、おおよそで結構ですので、再度お尋ねいたします。

○**土木部長（平木恵一君）** 国庫補助事業の災害復旧事業におきましては、通常は3年間をめどとしておりますので、令和7年度、8年度、9年度を予定しております。

○**8番（嘉古田茂己君）** 行政として、今後の目安として市民の不安感情に配慮していただけますようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

地場産業（建設業）育成について。建設工事において、建設業者を請け負った工事を一括して他業者に請け負わせてはいけなと、その旨が建設業法に規定されています。しかし、一部の業者は、必要な重機等を所有していないなどの理由で、他

の業者に一括下請負、いわゆる工事の丸投げをしているのではないかという話を耳にしました。今回、緊急事態発生中施工された工事の中にも、忙しさのあまり、一括的な下請が発生したのではないかと疑義が生じているのも事実であります。豪雨災害の復旧途上で1つの工事に多くの人材がかかり、復旧に係る市職員も行動制限を受けなければなりません、やはりこのようなことがあってはならないことだと認識しておりますが、本市の発注工事に不公平感を生み、市民生活に多大な影響を与えかねない一括下請工事について、本市の現状認識及び発注工事に対しての様々に行われるであろう事前事後の本市の指導体制をお聞かせいただきたいと思えます。

○総務部長（木見田洋一君） 建設工事におけます一括下請負の禁止に関しましては、平成4年12月17日付けの国の通達等によりまして、従来からその徹底が図られており、平成28年10月には、判断基準を明確化するための対応といたしまして、元請、下請それぞれが果たすべき役割を具体的に定め、一括下請負の禁止の更なる徹底が図られているところでございます。

また、一括下請負かどうかの判断基準につきましては、元請業者においては、施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等について、工事全体の進捗確認や工程の調整、また立会確認、現場の巡視や労働安全衛生法に基づく措置、そして主任技術者等の配置等を行うことが求められております。

また、そのほかにも発注者である市との協議や調整、工事全体のコスト管理、近隣住民への説明などについても元請業者の果たすべき役割となります。

このような項目につきまして、下請工事の施工に元請業者が実質的に関与していると認められない場合が一括下請負となり、民間工事を含み、建設業法第22条の一括下請負の禁止に該当いたします。

以上のことから、建設工事の現場を他の業者に請け負わせること自体に違法性はございませんが、工程や品質、安全管理等の業務に主体的に関わることが必要となります。

本市におきましては、工事請負契約に基づきまして、関係法令を遵守した適切な施工が履行されているか、工事成績評価ガイドラインに沿って、担当部署等で確認、指導調整をしているところでございます。

その具体的な内容といたしましては、工事成績評価における施工プロセスのチェックリストに基づき、元請業者に対し、関係書類の確認、精査をはじめ、協議や打合せ、現場での確認、材料検査、中間・竣工検査など、様々な項目の確認を全ての工事で行っております。

このようなことから、これまで一括下請負に該当する工事は発生していないとの

認識になります。

○8番（嘉古田茂己君） 一括下請負に該当する工事はなかったと理解してよろしいのでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほどの答弁の中でも触れましたけれども、本市におきましては工事成績評価ガイドラインなどに沿いまして、担当部署等で確認等を行っているところをごさいます、市発注工事におきまして一括下請負は発生していないという認識でございます。

○8番（嘉古田茂己君） 分かりました。それでは、これからこのような案件といたしますか、うわさが出ないように、また出さないように御指導、御配慮をお願いいたします。

続きまして、罰則の強化について。建設業法違反となる一括下請負（工事の丸投げ）は、技術力の低下や粗雑工事につながるおそれがあると思うが、一括下請負の罰則について、また、その強化についてお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 一括下請負の禁止につきましては、建設業法において規定されておきまして、違反した業者に対しては監督処分等により、厳正に対処するとされております。

また、公共工事につきましては、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、受注者の建設業許可の区分等によりまして、国又は県に、その事実を通知することが義務付けられております。また、国又は県と発注者が連携して厳正に対処することとなっております。

監督処分につきましては、行為の様態、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則、営業停止の処分となり、建設業許可を受けた国又は県から元請・下請業者に対して行われます。

また、当該建設工事については、公共工事の受注に必要な県の経営事項審査におきまして、完成工事高への工事費の計上が認められないこととなります。

そのほか、建設業法違反による監督処分を受けた建設業者に対しましては、国や県、市町村におきまして、それぞれで発注する工事等において競争入札参加資格の指名停止処分の措置が講じられます。

本市における指名停止処分の措置基準といたしましては、国又は県からの営業停止処分の日数に応じて、2か月から最大9か月以内の期間で指名停止となり、また、前回処分を受けてから一定期間を経過するまでの間に、再度、処分される場合や悪質性又は重大な結果が生じた場合、処分期間が1.5倍又は2倍に延長されることとなります。

このように、一括下請負の禁止に違反した場合、営業停止や指名停止の処分を受

け、その内容は公表されますため、処分を受けた関係業者は、継続経営が困難になることも予想されますので、大変重い罰則が科せられるものと認識しております。

本市としましては、一括下請負や粗雑工事などの法令違反等が出ないように、今後とも厳正に対処していくとともに、契約の適正な履行に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○8番（嘉古田茂己君） 一括下請負の禁止に違反した場合、関係業者は重い罰則が科せられるものと認識しておられるとのこと。本市として、一括下請負や粗雑工事などの法令違反が出ないように厳正に対処していくとともに、契約の適正な履行に向けてしっかりと取り組んでまいりますとありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番、下水道事業について、（1）下水道事業の現状について。10月8日建設経済常任委員会で各地区の下水道事業の種類、マンホールポンプ、農業集落排水事業施設の概要、累積欠損金等の研修をいたしました。研修後、豊野地区の安見、東部、西部3か所の農業集落排水事業を視察いたしました。実際に現場を見て説明を受けまして、大変勉強になりました。下水道事業は、公共水域の水質浄化及び水質保全を図り、また生活環境、住環境の改善整備を行う。最近では雨水排水ポンプ場も整備されております。下水道事業は受益者負担が原則で、人口減少で受益者数も減少し、特に農業集落排水事業は厳しくなっているようですが、下水道事業の現状及び課題、またそれに対して、市としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 本市の下水道事業は、公共下水道事業としまして、松橋町及び不知火町における都市計画区域内を松橋不知火公共下水道事業、区域外を特定環境保全公共下水道事業、小川町については、県が事業主体となります八代北部流域関連公共下水道事業として整備を行ってきました。

農業集落排水事業は、豊野町の全域、不知火町の大見地区、三角町の浦地区、松橋町の豊福南部地区となりまして、整備は全て完了しているところです。

なお、下水道事業の社会資本は、昨今、新設拡張など整備の時代から維持管理（更新）へシフトする社会情勢にあり、国県からも令和8年度までに整備率98%を目指すよう求められていたことから、本市では、本年3月に下水道計画区域を見直し縮小しております。

また、処理場などの施設は計画的な維持管理により、耐用年数を延命化しておりますが、老朽化が進んでおり、機器類の更新等を行う必要があるとともに、管渠については、市内全域で約270キロメートルの管路延長がある中、法定耐用年数である50年を超えている管はありませんが、今後は老朽化に備えなければならない状況です。

その他の課題としましては、職員数の減少や技術力低下によるヒトの課題、また施設の老朽化によるモノの課題、使用料収入減少による財源確保に関するカネの課題、このようにヒト・モノ・カネの課題解決に向けて官公庁だけでの実施には限界を迎えつつあります。

よって、昨日の石川議員の答弁でも若干触れさせていただきましたが、今後は水道事業も含め、現在職員が行っております窓口業務や施設の維持管理、修繕、工事の発注業務等の全てを民間へ包括的に委託し、行政でしかできない業務のみを職員が行うという官民連携方式による事業形態ウォーターPPPへの運用を進めているところです。

具体的には、昨年度から国の補助事業を活用しまして、現在、実施方針や契約条件、公募資料等を作成しており、令和8年度に公募、民間事業者の選定・契約を行いまして、令和9年度からの運用開始を予定しているところです。

○8番（嘉古田茂己君） 下水道事業を継続していくためには大変な作業になっていくかと思いますが、早急に対応していただき、経営が安定しますようよろしくお願いいたします。

続きまして、累積赤字の解消への取組について。下水道事業は毎年赤字が続いており、累積赤字も拡大しているようですが、今後赤字を解消するにはどのような取組を考えているのかお尋ねいたします。

○上下水道局長（福田真治君） まず、下水道事業は議員御指摘のとおり、独立採算制を取っております。これは、地方公営企業法で定められています、経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならないという、受益者負担の原則に基づくものです。そのため、汚水の処理や施設整備、借入金の返済などの費用は、下水道の利用者が負担するのが原則となります。

なお、向こう10年間の収支をまとめた本市の経営戦略によりますと、現状のままでは健全な事業運営の存続は困難であり、本来ならば今年度、公共下水道で40%、農業集落排水で52%の値上げが必要とされ、さらに5年後にも22%から52%の改定が必須との試算になりました。

しかし、ここまでの値上げ幅の運用は余りにも市民負担に影響することを鑑み、市民生活を考慮し、本年5月請求分から使用料を一律20%値上げしたところです。

今後は、人口減少や節水機器の普及により使用料収入が減収する傾向である一方で、物価高騰などの影響により維持管理費は増加し、老朽化が進む処理場や下水道管の更新に多額の費用も掛かる見込みです。

また、市ではこれまで民間委託等による業務の効率化や組織のスリム化など経費削減を図ってきましたが、恒常的な収入不足は解消できませんので、赤字を解消す

るには、下水道使用料で賄うことができるようになるまで、今後も段階的な使用料改定が必要不可欠だと考えております。

○8番（嘉古田茂己君） 独立採算制ですので、一般会計からは当然赤字補填はできません。受益者負担が基本ですので、更なる経営努力も大変ですがよろしくお願いたします。

続きまして、今後の対策（見直し）について。赤字を解消するために使用料収入を上げる必要は理解できるが、費用面を抑制するような対策は考えているのかをお尋ねいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 市は事業創設以来、多くの施設、管路を建設し、需要に応じた更新や拡張を行ってきました。

将来の施設・管路の維持管理計画をまとめましたストックマネジメント計画に基づき、改築・更新の優先順位を付け、投資の平準化を図ることによって、今後は施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて実施するとともに、施設の統廃合や施設規模のダウンサイジングなど、財政負担を軽減できる方策を検討しております。

下水道事業経営の専門家によりますと、採算ラインの指標であります損益分岐点、これは100%全てつなぎ込みをされているという条件であります、1ヘクタール当たり30人から40人ぐらい住んでいないと、将来経営の均衡が保てなくなるというふうに言われております。

また下水道は、これは管渠の耐用年数になりますが、50年後まで減価償却が毎年発生しますので、50年後にどれくらいの人が住んでいるのかが重要で、現在の人口ではありません。

よって、無理な整備拡張をすることで高額な使用料になることも懸念されるため、50年後を見据えた慎重な判断が必要になります。

ちなみに、本市の公共下水道事業では1ヘクタール当たり約30人、農業集落排水事業では約10人という結果になっております。

特に、不採算が顕著であります農業集落排水処理施設においては、処理場の集約、既存の機器類を更新せず大型の合併処理浄化槽への切り替え、または難しいかもしれませんが、各世帯の下水道の柵を合併浄化槽へ切り替えるといった手法も含め、様々なケースを想定し、維持管理コスト面での比較検討を始めているところです。

今後は、使用料の値上げ幅を極力抑止できるよう、経費の削減・効率化に取り組みながら、適正な使用料水準を検討し、公営企業としての経営努力を続けていきたいと考えております。

○8番（嘉古田茂己君） 人口減少、すなわち受益者減少で使用料の減少が一番の原因だと思われま。さらに物価高騰による経費が増大する中、大変な作業ではありま

すが、更なる企業努力をお願いします。

すみません、議長、先ほどの追加質問をよろしいでしょうか。

○議長（豊田紀代美君） 追加質問というのは、大きな2番目の（3）についての再質問という意味ですか。

○8番（嘉古田茂己君） そうです。再質問です。

○議長（豊田紀代美君） 分かりました。

○8番（嘉古田茂己君） 地場産業育成についての（3）罰則の強化について、再質問をさせていただきます。

国や県に準ずる、また経営審査への波及、指名停止までつながるということですが、併せて市独自の取組も必要と考えられます。すなわち本市は発災時に土木業者と共に市民の生命と財産を守ることができるかに強くつながっていると思います。いわゆる地場企業の体質強化と育成は、市の取組次第であり、正確で品質の高い工事が、より良い市民生活に反映できるように、強く要望し、今後の取組をお聞きいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 公共工事におきましては、建設業法をはじめ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律など、様々な関係法令を遵守しながら施工を進める必要がございます。

今回の質問の要旨であります一括下請負に関しましては、未然防止の対策として、工事成績評価の施工プロセスの各項目においてそれぞれ確認し、指導等を行っていることを御説明申し上げました。

この工事成績評価制度は、国の関係法令に基づき、将来におけるより適切な入札及び契約のために契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、技術検査や工事の施工状況の成績評定を行うものです。

また、公共工事の品質の確保につきましては、施工段階での手抜き工事や粗雑工事に対して厳正に対処するとともに、受注者がその技術力をいかした効率的な施工の実施、ボランティア活動や積極的な地域交流等について、日頃から様々な企業努力に取り組まれている業者に対し、それぞれの工事成績に反映させることで、より適正で積極的な評価を行っているところです。

工事成績評定の成績が良好な場合は、競争入札の参加資格として必要な格付等級の格付基準に加点するほか、指名競争入札における業者選定の優位性などのメリットがございます。

また、一定の条件を達成した優良工事につきましては、表彰制度によりまして表彰の対象となり、優良工事の施工者及び担当技術者も表彰されるため、技術力及び

意欲の更なる向上が期待できるとともに、施工業者の社会的評価を高め、建設産業の振興及び公共工事の品質確保にもつながります。

このような工事成績評定や表彰制度によりまして、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認、受注者の適正な選定の確保に加え、地元企業の指導育成を図ることができます。また、担い手確保として、工事現場の4週8休の週休2日制の促進などの働き方改革、書類の簡素化やペーパーレス化による生産性の向上などの取組により、企業の体質強化を図っているところでございます。

今後も引き続き、国や県、他自治体の有用な取組などに注視しながら、公共工事の更なる品質確保に向け、公正性、透明性、また競争性のある入札契約の執行、適切な施工管理に努めてまいります。

○8番（嘉古田茂己君） 行政側には市民目線で、納税者の方々の大切な税金ですので今後ともしっかりした管理、監督をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（豊田紀代美君） これで、嘉古田茂己君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、三角隆史君の発言を許します。

○12番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号12番、会派彩里、三角隆史でございます。8月10日から11日にかけて宇城市に大きな被害をもたらした豪雨により、被害を受けられた方々に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧・復興が実現できますよう、市民の皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく4点、災害対応、子育て支援、本市の施策、本市経済について質問させていただきます。

まずは、大きい1番、災害対応について質問をさせていただきます。なお、4の（4）ICT支援については、削除させていただきます。よろしくお願いいたします。先ほども申し上げましたが、8月豪雨におきまして多大なる被害を受けた宇城市であります。特にひどかった小川、豊野におきまして、どんな被害があったのか、また、それを受けて復旧状況はどこまで進んでいるのかをお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 農地及び農業用施設の被害は、小川町、豊野町が大半を占め、発災直後から、被害状況の把握と農業用施設の応急対応に努めてまいりました。過去に経験のない被害件数で、被害の全容把握は大変困難を極めました。

被害調査の結果、これまで農地408件、農業用施設458件、合計866件もの被害件数を把握しております。

このうち、国補助事業の対象となる約400件につきましては、現在、国による災害査定を受検しているところでございます。査定が終了した箇所から、順次、詳細設計に着手し、工事発注へと進めてまいります。

なお、農道や用水路に堆積した土砂については、早期営農再開を目的に応急的に撤去しております。

また、農作物被害につきましては、経営体399戸で被害面積が53.2ヘクタール、被害額は4億5,240万円、連棟ハウスなど農業施設や機械類などの被害件数は1,538件の被害額3億7,850万円となっています。主に、小川町、豊野町の中山間部の土砂崩れによる被害、また、小川町及び松橋町の平坦部の冠水による被害です。

○**土木部長（平木恵一君）** 公共土木施設においては、発災直後より道路の閉塞や法面崩壊、河川の埋塞や護岸崩壊などの被害状況の全容を把握することを最優先に調査を実施しました。

調査に当たりましては、地元区長や市民からの通報による情報提供や職員によるパトロールを中心に被害の把握に努めました。

被害は、市の東部地区にある小川町や豊野町に被害全体の9割ほどが集中しており、通行不可能な道路がある中、その被害状況の把握には困難を極めました。

市では、甚大な被害を受けているとの認識により、早急に国と連携を図り、8月14日から約2週間にわたり、延べ350人を超えます国土交通省の緊急災害対策派遣隊テックフォースの応援を得ながら、被災全容把握に努めつつ、宇城市建設業組合や宇城市舗装工事業組合の協力を得まして啓開作業を行い、水路の土砂撤去作業などを並行して行いました。

被害は速報値となりますが、公共土木施設において834件、うち道路に関するものが509件で河川に関するものが325件です。

被害把握、調査が一段落してからは、災害復旧事業の発注に向けまして、測量設計業務に移行しております。現在、委託業務の成果をもって、10月より毎週災害査定を受検している状況でございます。12月の第4週をもって完了する見込みとなっております。また被害の中でも、河川の埋塞により再被災のリスクを抱える箇所については、既に応急工事を発注し復旧に着手したところです。

○12番（三角隆史君） 再被災のリスクを抱える箇所は、至るところに点在しております。法面崩壊などで市道に土砂が堆積しているところも、再被災する可能性を十分にはらんでおります。市長も熊日の取材に「2次災害が起こらないように」と述べられております。住民の皆様からすれば、散々待った上に2次災害を受けたらたまったものではありません。早急な復旧お願いしたいものです。また事業完了に2、3年かかるとのことですが、また梅雨はやってきます。その間に被災するということになれば、責任の所在はどうなるのでしょうか。非常に心配されるところだと思います。

再質問になります。土木被害と農業被害の状況について伺いましたが、この8月豪雨で被災され、住居が全壊するなどして住む場所を失われた方々は一体どのくらいいるのか、またどういった支援策があるのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 8月の豪雨に関し、賃貸などの応急住宅、いわゆるみなし仮設住宅を利用される方についてお答えをいたします。

住居が全壊するなどの被害を受け、ほかに居住できる住宅がなく、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げて一定期間無償提供する賃貸型応急住宅制度、いわゆるみなし仮設住宅の申込みをされた方は、9月1日から順次入居されています。

11月末時点での入居件数は23世帯で、このほか3世帯の方が現在申請の準備をなされておりますので、合わせて26世帯がこの制度を利用すると見込んでいます。

入居の期間は、入居日から最長2年以内ですが、応急修理制度を併用する場合は修理申込日から原則6か月以内が入居期間となります。なお、現時点で既に退去されている世帯はございません。

また、賃貸型応急住宅入居者及び賃貸型応急住宅を退去した者を含む在宅被災者を対象として、宇城市地域支え合いセンターを設置し、対象者を訪問する中で見守りや相談、連携機関等との連絡、個別自立支援計画作成等を通じて対象者の生活再建や自立を図る支援を行ってまいります。

○12番（三角隆史君） こういった方々は、慣れ親しんだ住むところを失われ、非常に不安な気持ちでおられることだと思いますので、どうか孤立させないよう地域で支えていただきますようお願いしたいし、また、行政からの更なる手厚い支援をお願いしたいと思います。

次に、1の（2）激甚災害に指定されたことで今後の復旧計画について問うに移ります。宇城市に被害をもたらした8月豪雨は、国により激甚災害の指定を受けました。それにより、今後の復旧事業に対してどのような影響があるのかをお尋ねい

たします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 今回の豪雨が激甚災害の指定を受けたことに伴い、国の補助事業で実施する災害復旧については、さらに補助率がかさ上げされます。現在進めています災害査定が終了次第、速やかに補助率増嵩の手続を行ってまいります。

なお、農地等災害復旧事業の補助率は、被災額や受益者数などに基づいて計算されるため、一概にはお答えできませんが、農地における過去5年間の実績の平均値で申しますと、通常時の災害が86%であるのに対し、激甚災害の指定を受けることで97%まで補助率がかさ上げされます。

さらに、国の補助事業の対象とならない小規模な農地被害につきましては、本来、復旧費用は全額自己負担となりますが、激甚災害の指定により、事業費が13万円以上40万円未満の被害について有利な起債の活用が可能となりましたので、11月より市単独補助を交付する新たな制度を創設し、小規模農地の復旧を後押ししています。

また、農業経営における復旧支援につきましては、激甚災害の指定とは直接的な関連はありませんが、今回の被災が大規模であったことで国及び県の補助事業が発動されております。

農作物の生産資材等の調達費、農業機械の再取得費及び施設の修繕費等の経費の一部の補助、さらに運転資金の借入における利子補助で、農業者の営農再開を支援してまいります。

○**土木部長（平木恵一君）** 先の8月豪雨は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づきまして、11月に「令和7年8月6日からの大雨による災害」と称する激甚災害として、閣議決定が行われております。

激甚災に指定されることで、市町村ごとに復旧事業費と標準税収入との相関関係により公共土木施設災害復旧事業国庫負担法で定められました宇城市の補助率66.7%に対し、補助率のかさ上げが受けられます。また、補助災害に該当しない60万円未満の小規模な災害に対し、小災害復旧事業債を充てることが可能になったり、測量設計業務委託料が条件次第では補助対象になるなど、自治体が財政支援を受けることができます。

今後は災害査定を受けた箇所の工事発注を行い、一日も早い復旧・復興に向け尽力してまいります。

なお、復旧工事は事業規模から、先ほども申しましたとおり、令和9年度末をめどに事業完了としております。

○**12番（三角隆史君）** 激甚災害に指定をされたことで復旧ができるだけ早く進み、幅広い支援が行き届くことを願っております。

次に移ります。災害対策本部の在り方、各部署間の情報共有についてお尋ねをいたします。この8月豪雨において、災害対策本部が開設されたと思いますが、どのような人たちで構成されているのか。また、災害対策本部の設置において果たされる役割についてお尋ねをいたします。また、情報共有の在り方として、どのような手段でやっているのか、市民に対してどうやってお知らせをしているのかもお尋ねをいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市の災害対策本部につきましては、8月の豪雨災害のような特別警報、レベル1から5までありますけれども、その最上位のレベル5が発表されたときや、局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるときなど、市長が必要と認めるときに、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置いたします。

設置の目的としましては、災害時に市の対応を一元的に指揮・調整し、被害の拡大防止と市民の生命・財産を守るために必要な応急対策を迅速に実施することにあります。併せまして、関係機関との連携を円滑に進め、復旧・復興に向けた各種施策を総合的に推進するために設置するものであります。

また、災害対策本部会議の構成員につきましては、市長、副市長、教育長をはじめ、市の総務部長ほか各部長、議会事務局長、上下水道局長、会計管理者、市民部次長、三角支所長ほか各支所長の16人に加えまして、市消防団長、市議会議長及び市議会民生常任委員長の計22人で構成しておりまして、必要に応じまして陸上自衛隊第8師団や宇城警察署、宇城広域連合消防本部、宇城地域振興局など関係機関との連携を図っております。なお、市長が本部長を務めます。

災害に関する情報共有につきましては、各対策部において被災状況や必要な支援に関する情報を収集いたしまして、災害対策本部におきましてそれを報告し、これを全庁的に共有いたしております。また、市民の皆様には、ホームページや広報誌、宇城市LINE等を通じまして、被災者支援制度など必要な情報を取りまとめて周知いたしております。

○12番（三角隆史君） 先日、不知火で行われました総合防災訓練において、訓練ではありますが災害対策本部会議を見させていただきました。全ての部署が異常なく出動できる確認作業に終始していたように見えました。いくつかの部署が出動の確認が取れないとか、部長と連絡が取れないとか、不測の事態の中、少々アドリブを入れながら行われた方が訓練としては有効だったのではないかと思います。また、議長、民生常任委員長、消防団長は、災害対策本部のメンバーではあるものの、会議の内容次第、危険が伴いそうなき以外で必要に応じて呼んでいるというふうに受け止めました。また、今回の豪雨災害を通じて、課題として浮き彫りになったの

ではないかと思うことがありました。被災された方への対応をワンオペで対応できないものか。どうしてもたらい回しになるということでもあります。でも、現状では難しいなあという感じがしております。役所として仕方のないことなんだろうと思うのですが、被災された住民の方は、ただでさえ被災されて、御心痛で疲労困ぱいであるのに動き回らなければならない、こういった現状を改善できないものかと思えます。また、私はある方の紹介で、被災をされた方の話を聞く機会がありました。その方は、家の一部が大雨の影響で崩れ、その土砂が市道を埋め尽くしました。そのおかげで、近隣の方や隣町の方々から土砂のせいで通れなくなったことをとがめられ、非常に心を痛められております。また、家の一部が崩落した影響で避難指示が出ており、いまだにみなし仮設住宅での生活を余儀なくされております。さらに、子どもさんが豪雨の影響で心が不安定になっており、雨が強く降るたび不安が募る日々を過ごされております。豪雨の影響で自然がもたらしたことなのに、なぜこの家族はこんな目に遭わなければならないのでしょうか。市長、私はこういった方々を見過ごすことはできません。議員の皆様も、職員の皆さんもそうだろうと思えます。土木事業、農業事業の復旧ももちろん大事ではありますが、こんな目に遭わなくていい環境づくりをお願いしたいものです。市長の今後の采配に期待をいたしまして、次の大きな2番、子育て支援についての質問に移ります。

これからの学童保育についてお尋ねをいたします。夫婦共に働く保護者の方々にとって、学童保育はとても重要な制度であります。その学童保育について、市長は選挙のマニフェストとして、教職員OBを活用した学習支援を盛り込まれていたと認識をしておりますが、本当にされるつもりはあるのか。現在の学童保育の現状と今後の学童保育の在り方についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本年度、本市における放課後児童クラブの運営については、保護者会による運営が8か所、社会福祉法人による運営が8か所の合計16か所において、放課後児童健全育成事業の委託契約を締結して事業を実施しております。

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る事業でございます。

なお、学習塾のような性格を持つものではありませんが、生活習慣の確立を目的として、宿題の指導なども各クラブで行われております。

委託料につきましては、国及び県の交付要綱等に基づき算出した基準額等に基づいて支払いを行っており、これにより運営に必要な費用が賄われております。しか

しながら、委託基準額の範囲内で運営を行う必要があるため、支援員の報酬額にも限度があり、結果的にハローワークなどで募集をかけても応募がなく、運営体制に苦慮されているクラブもあるような状況です。

令和8年度からは、8か所の保護者会運営等のクラブについては、令和7年度に実施しました公募型プロポーザルの結果により、民間事業者が運営主体となることが決定しております。本市としては、豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者に業務委託することにより、運営の効率化とサービス向上を図るとともに、現行の実施内容を引き継いで、引き続き児童の生活の場としてふさわしい環境を整えることで、育成支援事業の基本である子どもの健全な育成につながるものというふうを考えております。

○12番（三角隆史君） 支援員の報酬に限度があるということですが、市独自で報酬を増やすことで、市長のマニフェストどおり、教職員OBの方による学習支援は行えないのか気になるところであります。今後の民間事業者による学童保育への参入をしっかりと注視させていただきたいと思っております。

次に移ります、子育て世代への支援策についてお尋ねいたします。大きな3番の(1)にもつながることなのですが、子育て世代への手厚い支援策を遂行することで、その支援策を求めて子育て世代の方たちが宇城市への移住を決断していくということで、宇城市の人口減少の歯止めにつながる。本市では、子育て世代への支援策としてどのようなことが行われているのかお尋ねします。また、本市にも子ども食堂が様々な有志により運営されていると思いますが、子ども食堂に対して何らかの補助を行っているのかをお尋ねいたします。また、熊本市では子育て応援アプリ「くまっと」というのを取り入れておりますが、宇城市において、そういったのは取り入れておられないのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市では、令和7年度を初年度とする宇城市こども計画を策定し、その基本理念である、こども・若者支援でも「こどもの笑顔をつくるまち」の実現のために様々な子育て世代への支援を継続して行っております。

子育て世帯に対しては、妊娠期から子育て期に係る切れ目ない相談・支援を行う伴走型支援、子育て親子の孤立を防ぎ不安を軽減する地域子育て支援拠点事業や乳児全戸訪問事業、その他、産後ケア事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業を行い、子育ての負担軽減を図っております。

また、本市の子ども食堂を運営する団体に対しては、国の地域こどもの生活支援強化事業補助金を活用し、支援を行っております。

本補助金は、多様かつ複合的な困難に直面している子ども等に対し、食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要な子ども等を早期に発見し、行政等の適切な

支援機関につなげる仕組みをつくることで、地域の支援体制を強化することを目的としており、市内で8つの団体が子ども食堂を実施されています。

各団体により開催の頻度は異なりますが、おおむね月に1回程度実施をされているようです。

また、議員がお尋ねになりました子育て支援アプリについては、本市では母子健康手帳の機能も有し、子育て世代が市からの育児情報やイベント情報を見ることができる宇城市母子・子育て支援アプリUki星を運用しております。

子育て支援アプリでは、全国ナンバーワンのシェアを誇るアプリであることから、同アプリを活用されていれば、居所が変わっても継続して利用できるものとなっております。妊娠から子育てまでのサポートから、子育て情報の収集にも役立つ利便性の高いツールとなっておりますが、令和8年2月からデジタル化によるオンライン予約サービスや乳幼児健診サービスを順次取り入れていき、より子育て世代の負担軽減につなげられるよう拡充に努めていきます。

- 12番（三角隆史君） Uki星がどんどん広まっていけば、素晴らしいことになると思います。子育て世代への切れ目のない支援は、人口減少への歯止め、雇用の創出や企業の発展、所得の増加により、ゆくゆくは市税の増加につながり、宇城市発展へとつながっていくと思いますので、どうか子育て世代への支援をしっかりと実施していただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に移ります。不登校に対する支援策についてお尋ねいたします。先日の大村議員への答弁でもありましたが、本市においても不登校の児童生徒数は年々増加しております。そういった中、不登校児童生徒への支援策として、学校以外での生徒の居場所の確保やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携が極めて重要になってきております。本市においてこういった取組がなされているのかお尋ねいたします。また、不登校対策支援事業として、教育支援センター宇城っ子ネットと学校との連携状況についても、併せてお尋ねをいたします。

- 教育部長（舛井貴男君） 教育委員会としましては、不登校児童生徒への支援を学びの機会の確保、安心して学べる学校づくり、地域・家庭との連携強化を柱として、取り組んでおります。

現状におきましては、教育相談体制の充実を第一の柱として、学校と家庭、関係機関が連携して不登校の兆候を早期に把握し、適切な支援を開始できる仕組みを整備しているところです。

各学校に対しましては、県の取組を基にした不登校対策重点取組事項等を周知し、不登校及び不登校傾向の児童生徒への丁寧な対応をお願いしております。

また、早期に対応することが重要であるため、学校における具体的な対応状況と

しまして、愛の1・2・3運動プラスワンの実施に取り組んでおります。

不登校傾向と疑われる理由で欠席した児童生徒が、1日目際には電話連絡、2日連続になったら家庭訪問、3日連続以上となったら不登校対策会議等を開くなど組織的対応を行い、さらに+1（プラスワン）として、欠席が10日に達する前に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に取り組んでいます。

熊本県教育委員会の機関である宇城教育事務所に、スクールカウンセラー4人、スクールソーシャルワーカー2人が配置されており、学校と連携し、児童生徒一人一人に応じた心理面でのサポートや環境面でのサポートなど様々な支援を行っています。

また、児童生徒だけではなく、保護者や教職員に対する相談やカウンセリング、校内会議への参加、緊急時の児童生徒の心のケアなども担っています。

教育支援センター宇城っ子ネットは、学校と家庭の中間的存在としての役割を担い、学習、生活の場を提供するとともに、個別対応から集団生活へと移行させることにより、対人関係や集団生活への適応を高め、学校、保護者、関係諸機関との連携を保ちながら、学校生活への復帰を促すことを目的に開室しています。

配置している3人の教育相談員による個別指導や心理的サポートを行うとともに、家庭との連携はもちろんのこと、学校での不登校対策会議に出席するなど学校とも連携を密にし、宇城っ子ネットを利用している児童生徒の不登校に至った背景や経緯、これまでの学校での様子など児童生徒の情報を共有して、一人一人のニーズに応じた支援ができるよう努めているところです。

また、宇城っ子ネットにて活動した場合は、出席簿、通知表、指導要領調査書において出席扱いとなります。また、学校と併用して利用している児童生徒もおり、学校生活へ復帰できた児童生徒もいます。

今後も、不登校対策を重要な政策課題の1つと位置付け、誰一人取り残さない学びの保障を実現するため、引き続き、不登校児童生徒に対する支援施策に注力してまいります。

- 12番（三角隆史君） 今後、不登校児童生徒が増加傾向にあるならば、各学校に校内教育支援センターの設置が必要になったり、教育支援センターの拡充が求められたりすると思います。教育、学びは多様化しております。今は画一的な教育ではなく、多様性を重視する教育への過渡期なのかもしれません。本市においても、誰一人取り残さない市を目指して、子どもたちの居場所づくりをお願いいたしまして、次の大きな3番、本市の施策についてお尋ねをいたしたいと思います。

資料の説明をさせていただきます。議長のお許しをいただきまして、人口の資料

を皆さんのところに配布していると思います。今からの質問の参考にしていただければと思います。それで、一番右に書いてあります子ども率というのは、言葉が適しているかどうか分かりませんが、0歳から15歳までを子ども率とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

末松市長の重要施策として、定住人口の増加、市民所得の向上などが挙げられております。それを実現するために、今後いろんな事業がなされていくと思いますので、今後の施策についてお聞きしたいと思います。

まずは、人口流出に対する本市の政策についてお尋ねをいたします。地方で起きている現象の一つに、少子高齢化、若者の都市部への流出による人口減少が挙げられます。ここ宇城市も例に漏れず、人口減少が進んでおります。資料を見てもらいますとわかりますように、令和4年10月31日から令和7年10月31日で、三角町をはじめ、旧5町全て人口減少をしております。また、高齢化率を見てみますと、三角町と豊野町の高齢化率が高いということです。ただ、注目すべきところは、不知火町と小川町が高齢化率は高くなっているのですが、微増という感じです。生産年齢人口もそうですが、不知火町と小川町はそんなに変化が余らないということで、まだまだ減ってはいるものの望みがあるのかなと思っております。子ども率という言葉で示しておりますが、小川町が若干減っているというぐらいで、全体的に小川町がすごく可能性を持っているというふうに、この資料だけから考えられるんじゃないかと思います。それで、こういうところから生産年齢人口の割合が低いところほど、衰退が進んでいるように思われます。そこで、本市はこの人口減少、人口流出に対する施策としてどういった取組をなされるのかお尋ねをいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 人口流出の抑制、人口減少対策は、本市における最重要課題の1つと認識をしております。そのため、企業誘致による雇用創出、所得の増加を図るとともに、住まいの確保として、空き家改修等補助金などによる空き家の利活用を進めております。

今後はこれまでの取組に加え、人口の受け皿となる宅地開発を進めることで、社会増と定住人口の増加を目指してまいります。

特に、通勤、通学の利便性が高いJR鹿児島本線沿線は適地と考えておりますので、現在検討を進めているところでございます。

○12番（三角隆史君） JR鹿児島本線沿線が適地ということで、松橋駅、小川駅が考えられるのかなと思います。できればJR三角線の沿線も候補に挙げていただければ非常にありがたいこととなります。検討の余地はないんでしょうかね。宅地開発、企業誘致、空き家の利活用の3本柱で人口増加を目指すというふうに受け取り

ました。

次に移ります。企業誘致、産業用地の確保についてお尋ねをいたします。市民所得向上のためにも欠かせないのが企業誘致であり、企業誘致のための産業用地の確保だと思えます。市長の公約でもあることからお尋ねをさせていただきます。企業誘致は、地方自治体はどこでも取り組んでいることから、誘致する企業の業種を絞っていく必要があると考えます。本市は、どういった業種を誘致したいと考えているのか、また、どういったところに産業用地を確保しようとしているのかをお尋ねいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 市内に投資を促したい企業の業種としましては、宇城市企業振興促進条例第3条で研究開発施設、物流施設、工場又はその他事業の用に供する施設と規定しております。

その中でも、市外から市内に新たに立地を期待する業種は、物流や半導体関連業でございます。

物流業は、本市の地理的優位性をいかした業種であり、また既に多数進出いただいている業種でもあり、今後も新規立地の可能性が高い業種と考えております。

半導体関連業につきましては、先般J A S Mの第2工場が着工したこともあり、今後更なるT S M Cのサプライヤーが県内に進出することが予想されること、また当該業種は土地面積当たりの生産性が高いことから、市内の貴重な産業用地の有効活用が望める業種でございます。

産業用地の確保につきましては、あらゆる可能性を検討しつつ、企業が進出しやすくインフラが整っているエリアを中心に、高速道路のインターチェンジとの距離や浸水想定区域の有無等、いろいろな角度から研究検討し、活用が可能なまとまった土地を確保できるよう取り組んでおります。

○12番（三角隆史君） T S M Cの進出による効果を宇城市においても実感できるようになれば、すごくありがたいと思います。今後、中九州横断道路が延伸することで、合志インターチェンジができるというふうに聞いております。さらに、その先にできる九州自動車道に通じる熊本北ジャンクションを通じて、松橋インターや宇城氷川スマートインターからのアクセスが可能になれば、物流施設T S M Cのサプライヤーが、宇城市にも進出する可能性がぐっと高まるのではないのでしょうか。産業用地の確保については、インターチェンジの近くが最も望ましいと思われれます。

次に移ります。行政主導による宅地開発についてお尋ねをいたします。嘉島町や玉東町も行政主導による宅地開発を行っています。さらに、お隣の宇土市においても、重点施策として行政主導による宅地開発を打ち出しておられます。民間主導を導くためにも、行政主導でまず取り組む必要があると思いますが、本市はどうお考

えなのかお尋ねをいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 先ほども申しましたとおり、人口減少対策は本市における最重要課題の1つと認識しております。その手法の1つとしまして、宅地開発は非常に有効な手段だと思っております。

行政主導による宅地開発につきましては、行政が果たす役割や所掌範囲はケースバイケースでございますので、都市計画法をはじめとした計画策定や手続など、行政でしかできないことは行政で取り組み、民間活力をいかした方がよい分野は民間にお任せするといった、双方で役割分担を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

○12番（三角隆史君） 行政と民間で役割分担ということですが、そんな弱気ではなく、民間活力の呼び水として行政が力を発揮するときではないでしょうか。先日、不出馬表明されました宇土市の元松市長は、4期目の公約で行政主導による宅地開発を訴えられております。本市もまずは行政からという決断をされるべきだと思います。

次に移ります。JR駅周辺の活性化策についてお尋ねをいたします。八代市の北部、いわゆる千丁町辺りに県が工業団地を整備するということが発表されました。また、その近くに民間会社が産業団地を整備するという計画も発表されております。千丁は、小川町からそう遠くない位置にあることから、2つの工業団地が整備されれば、小川はそのベッドタウンとしての役割もできてくるのではないのでしょうか。本市はこのことについてどうお考えかお尋ねをいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 議員御指摘のとおり、八代市に工業団地が整備され、企業が進出した折には、その従業員の居住地として、市の南側にある小川町は有望な地域であるとは認識しております。

小川町は八代市、県南方面への通勤のしやすさだけでなく、小川駅から熊本駅まで24分で移動できるという通勤、通学の利便性に加え、宅地化できる可能性やニーズがある土地が存在すること、また、商業施設や病院、保育施設などの生活インフラがコンパクトにまとまっていることもあり、住宅地としての可能性を大いに感じるエリアでございます。

先ほど申しましたとおり、住宅用地のJR鹿児島本線沿線の周辺開発は取り組む優先度として高いと考えております。市としても八代工業団地整備を注視しまして、市の政策とタイミングが合致するよう取り組んでまいります。

○12番（三角隆史君） 今の答弁からもありますように、行政主導でやった方がまずはいいのかと考えます。可能性が大いに感じられる鹿児島本線沿線でありますので、とにかく行政主導で宅地開発をし、民間の呼び水になっていただきたいと思

ます。宇城市が持つ大きなポテンシャルを発揮するときは、今ではないでしょうか。しっかりと他市の動向を見極めながら動いていただきたいと切に願い、次の大きな4番、宇城市経済についての質問に移ります。

宇城市経済発展のためにも、企業誘致、雇用の確保、住宅用地の確保は重要な要素になります。そういった中、市民所得の向上が本市経済を計る上で貴重な指標になります。そこで、市民所得向上について本市の考えをお尋ねいたします。市民所得向上を目指すため、企業誘致が有効であることは認識していますが、ほかに本市が取り組もうとしていることはあるのかをお尋ねいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 企業誘致以外で所得向上の取組で進めている政策としましては、リスクリング事業があります。

これは、働く意欲はあるが、子育て、介護、求める仕事が多くないなどの様々な事情がある方に学び直しを提供し、スキルアップを行った上で就労までつなげていくものでございます。

既に正社員で働いている方の年収を100万円引き上げることについては、非常に容易ではないというふうに思いますが、現在働いていない方の年収を就労につなげ、年収を100万円に引き上げる方が実現性が高いのではないかとこのように思っております。

この事業の内容につきましては、先般、津志田議員にも答弁したと重複しますが、女性と若年層に焦点を当て、イオンモール宇城に女性のニーズが高い事務系の仕事に就くためのデジタルスキルの習得を行うものです。

単にデジタルスキルの習得を行うものではなく、出口である企業のニーズに合ったデジタルスキルを習得し、テレワーク等で、好きな時間に好きな場所で自分に合った働き方の実現を目指し、就労者の開拓と底上げを行ってまいります。

こういった施設を開設し、事業に取り組むのは県内初の取組でありまして、国の地方創生事業の重点テーマにも掲げられている事業でございます。

また、農業分野においては、国営緊急農地再編整備事業が実施されておりますが、農地の有効活用が進むことで農業所得の増加に寄与すると考えられます。

先日、本市とサンマルクホールディングスとで営農に関する協定を締結いたしました。国営緊急農地再編整備事業の優良農地で小麦が栽培されますが、こうした企業による農業参入も本市の所得増加に寄与するとともに、他の担い手の規模拡大や販路の確保に与える好影響も期待ができます。

所得向上はすぐに結果が出るものではありませんが、様々な分野で事業を重層的に実施することで、市民所得向上の実現につなげてまいります。

○12番（三角隆史君） リスキニングというのは、学び直しの間であることは理解で

きます。学び直してスキルを身に付けても、そのスキルをいかせる仕事があれば全く意味がありません。しっかりとそのスキルをいかせる仕事に就けるよう、本市は取り組むということを受け止めました。また、どういう仕事があるか分かっている、その仕事に就けるようスキルを身に付けるということも、本市は取り組んでくれると思っております。

次に移ります。事業者利益の向上について本市の考えをお尋ねいたします。市民所得向上には、事業者利益の向上も必要になってきます。事業者利益の向上のために本市ができることはあるのでしょうか。市による支援策をお尋ねいたします。

○市長政策部次長（田川大輔君） 事業者利益を向上させるためには、新たな設備投資による生産性の向上や、人材確保による新たな事業展開などが必要であると考えます。

新たな設備投資に対する支援としましては、宇城市企業振興促進条例による補助金を設けており、各種要件はあるものの、新たな設備投資に要した費用に対する2%の補助やそれに伴う用地取得に要した費用に対する30%を補助、固定資産税の優遇措置といったように、市としても支援する仕組みを構築しております。

また、人材確保につきましては、市内に立地する県立高校での企業説明会を開催し、誘致企業かどうかを問わず、市内企業について知ってもらう機会を毎年設けており、実際、参加企業に就職した高校生もおります。

繰り返しになりますが、定住人口の増加への取組も消費者を増やすとともに、労働力を確保する意味で重要な取組であり、市の経済規模の維持・拡大という面で、事業者利益の向上につながるものと考えております。

○12番（三角隆史君） 設備投資に対する補助金、人材確保への支援は、今後も時代に応じた宇城市なりのやり方で引き続きしていただくことを願います。

次に移ります。就労困難者に対する施策についてお尋ねします。本市の就労支援策について、こういった支援策があるのか尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉分野の施策についてお答えしますが、福祉分野の施策は、所得向上というよりは自立の助長のため、自立に向けた支援というふうになりますが、福祉における就労支援施策についてお答えします。

市では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業を宇城市社会福祉協議会に委託して実施しています。

その中で、就労に関する主な取組としては、就労支援員を配置して、生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業をはじめ、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等を行っています。

また、直ちに一般就労への移行が難しい方に対して、熊本県と共同実施している生活困窮者就労準備支援事業の利用あっせんを行っています。この事業は、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するものです。

次に、生活保護受給世帯に対する就労支援施策についてお答えします。

生活保護受給者のうち、稼働年齢層である65歳までの受給者への自立に向けた就労支援は重要課題の1つであり、制度の目的である自立の助長を実現するため、きめ細やかな支援を展開しています。

主な取組としては、就労支援相談員とケースワーカーによる丁寧な個別面談と、健康状態を考慮した個別支援計画の策定を実施しています。

また、ハローワークをはじめとする関係機関と連携し、受給者の状況に合わせた求人情報の提供や、就労意欲の喚起を目的とした就労準備支援を行っています。

就労を妨げる原因となっている身体面や精神面の課題を抱えている受給者に対しては、医療機関や障害福祉サービスとも密接に連携し、これらの課題を解消した上で就労活動につなげられるよう、多職種連携による支援にも努めております。

今後も、就職された方が職場に定着できるよう、就職後も一定期間、ケースワーカーなどが定期的な面談や訪問を通して相談に応じ、一日でも早く自立できるようなサポートを継続してまいります。

○12番（三角隆史君） 就労困難な方たちにとって働きやすい環境をつくることで、労働意欲が出てくることを願っております。また、新しい能力を身に付け、訓練を通じて就職ができるよう今後もサポートよろしく願いいたします。就労支援策が実を結び、企業に雇用していただければ、本市経済にも多大な貢献をすることにもつながります。どうぞよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問は終わりますが、ちょっと生意気なようなんですが、一般質問総括をさせていただければと思います。この一般質問の中で、災害対応、防災についての質問が多かったのですが、スポーツに関する質問もいくつかあったように思います。その中でも、スポーツ施設に関する質問は非常に考えさせられました。現在、宇城市は旧町時代のグラウンドのままです。坂下議員もおっしゃっておられましたが、宇城市は、九州各地からの交通の便に恵まれております。いろんなところからアクセスしやすいのに、何もしないというのはもう非常にもったいないと思います。市民所得の向上を目指す上で、企業誘致、宅地開発は重要課題であることは理解しております。スポーツ施設整備もその重要課題に入れていただきたい。スポーツ施設を整備することで、市民所得の向上は十分に望めます。市長、どうかもう一度、いま一度考え直していただき、我々の思いを理解していただければと思います。また私は、学校に関係するスポーツ活動以外のスポーツ活動は、教育部から

切り離すべきだと思います。全てのスポーツを教育部に任せるのは、業務量がただでさえ多い部署だけに、無理が生じるのは明らかです。まずはスポーツコミッションを設立し、行政だけでなく民間の各種団体に入っていただき、幅広く議論を重ねて、宇城市として進むべき方向性を定めるというやり方を目指していただければと思います。天草市が先進事例をたくさん持っておりますので、参考になるかと思います。現在、メジャーのどの球団に入るか非常に注目されております村上宗隆選手も、「熊本に野球場ができれば、自分も協力したい」と言っておられます。非常に心強い言葉です。天草市のあましんスタジアム、諫早市の野球場・サッカー場は、自主財源は1割ぐらいできております。努力する前から諦めるのではなく、チャレンジしてみる価値はあると思います。まずは、県営野球場建設に向けて手を挙げてみましょう。菊陽町に何もかも持っていかれていいのでしょうか。今後、八代にも多くの企業が参入してくることだと思います。そんな中、宇城市は何もしないで、指をくわえて見ているだけなのでしょうか。市長、どうかお願いいたします。まず、手を挙げてみてください。手を挙げることで、それに向けて宇城市みんなが考え始めると思います。今まで眠っていたポテンシャルを宇城市総出で発揮するときではないのでしょうか。今後のリーダーの御決断に期待をしております。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君）　これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2　議案第76号　令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

日程第3　議案第77号　令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4　議案第78号　令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第5　議案第79号　令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（豊田紀代美君）　日程第2、議案第76号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）から、日程第5、議案第79号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第6　議案第80号　令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（豊田紀代美君）　日程第6、議案第80号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○9番（原田祐作君） ただいま議題になっております、宇城市水道事業会計補正予算の収益的収入及び支出の部分の収入の部です。水道事業収益、営業外収益、目7雑収益、節3その他雑収益の部分、説明欄の損害賠償金とございます。この損害賠償金の算定の根拠につきましてお願いします。

○上下水道局長（福田真治君） 今回の損害賠償金につきましては、議案の詳細説明でも若干触れましたが、豊野町消火栓修繕不良に伴う受注業者に対する賠償金請求額の計上であります。内容としましては、昨年度取り替えをした消火栓から今年度に入り漏水が多発したため、原因を調べたところ、消火栓取付けの際、ボルトの締め付け圧が不足していたことが判明しました。よって、当時の受注業者、市外の業者ではありますが、全41か所の点検及び締め直しを実施したところ。算定根拠につきましては、既に本市が行った漏水修繕2か所に要しました費用全額が賠償金の金額となります。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第80号の質疑を終結します。

-----○-----

- 日程第7 議案第81号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第82号 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第83号 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第84号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第85号 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第86号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第87号 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第88号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第7、議案第81号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）から、日程第14、議案第88号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてま

を一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

**日程第 15 議案第 89号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(小川総合文化センター中規模改修工事)**

○議長（豊田紀代美君） 日程第 15、議案第 89号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○9番（原田祐作君） 今請負契約の締結についてなんですけれども、小川総合文化センターにつきましては、当初設計にない変更契約が続いているように考えます。この件につきまして、当初設計の妥当性、また今回の変更工事の妥当性についてお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 今回対象としております工事の中規模改修の範囲は、屋上防水や内装などの建築工事のほか、照明設備や非常用発電などの電気設備工事、水回りや排煙設備などの機械設備工事などの更新を中心としたものでございます。今回の第2回の変更の主な内容といたしまして、詳細説明で申し上げましたとおり、点検通路のつり直しに係る空調ファンの更新に当たり、天井裏の点検用通路と空調機器の固定架台が連結されていないため、撤去再設置が必要となったもの。このほか、地下ピットの照明取り替えに当たり、絶縁抵抗を測定しましたところ、部分的に劣化が確認されたため電気配線の入替えを行ったことや、給水方式を水道直結直圧給水方式に変更したことによりまして、新たに水圧調整器具が必要となったものなどで、当初設計時点での不可視部分や予測不可能な部分に当たる変更となっております。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第 89号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第 16 議案第 90号 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入）

日程第 17 議案第 91号 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス）

日程第 18 議案第 92号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 16、議案第 90号財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入）から、日程第 18、議案第 92号熊本縣市町村総合事

務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第76号から議案第92号までにつきましては、お手元の令和7年第4回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第19 請願第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願

日程第20 請願第2号 消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書

○議長（豊田紀代美君） 日程第19、請願第1号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願及び日程第20、請願第2号消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

日程第22 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）

日程第23 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂本 知恵美氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第21、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）から、日程第23、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（坂本知恵美氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号から諮問第5号までについては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号から諮問第5号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第24 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第24、休会の件を議題とします。

来週8日月曜日から12日金曜日まで、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、来週8日月曜日から12日金曜日までは、休会することに決定しました。

なお、6日及び7日そして13日及び14日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時03分

第 6 号

1 2 月 1 5 日 (月)

令和7年第4回宇城市議会定例会（第6号）

令和7年12月15日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第76号 | 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議案第77号 | 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第78号 | 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第79号 | 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第80号 | 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第81号 | 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第82号 | 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第86号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第87号 | 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第88号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第89号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
（小川総合文化センター中規模改修工事） |
| 日程第15 | 議案第90号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入） |
| 日程第16 | 議案第91号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス） |

- 日程第17 議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第18 請願第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願追加議事日程（第6号の追加1）
- 日程第1 発議第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第19 請願第2号 消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書
- 日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）
- 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）
- 日程第22 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂本 知恵美氏）
- 日程第23 議案第93号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 田 和 君 | 2番 津志田 幸 紀 君 |
| 3番 坂 元 大 介 君 | 4番 四 海 公 貴 君 |
| 5番 河 野 真 理 君 | 6番 吉 良 邦 夫 君 |
| 7番 田 中 美 君 君 | 8番 嘉古田 茂 己 君 |
| 9番 原 田 祐 作 君 | 10番 永 木 誠 君 |
| 11番 山 森 悦 嗣 君 | 12番 三 角 隆 史 君 |
| 13番 坂 下 勳 君 | 14番 大 村 悟 君 |
| 15番 高 橋 佳 大 君 | 16番 園 田 幸 雄 君 |
| 17番 河 野 正 明 君 | 18番 豊 田 紀代美 君 |
| 19番 中 山 弘 幸 君 | 20番 石 川 洋 一 君 |

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。追加議案は、議事日程記載の日程第23、議案第93号であります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第76号 | 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第2 | 議案第77号 | 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第78号 | 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第79号 | 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第80号 | 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第81号 | 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第82号 | 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第83号 | 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第84号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第85号 | 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第86号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第87号 | 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第88号 | 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第89号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
（小川総合文化センター中規模改修工事） |
| 日程第15 | 議案第90号 | 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入） |

- 日程第 16 議案第 9 1 号 財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス）
- 日程第 17 議案第 9 2 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 18 請願第 1 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願
- 日程第 19 請願第 2 号 消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 7 6 号令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 19、請願第 2 号消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書までを一括議題とします。

去る 1 2 月 5 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 1 件、条例案件 3 件、その他案件 4 件、請願 2 件の合計 10 件であります。委員会を 1 2 月 8 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 7 6 号一般会計補正予算の歳出のうち、企画費の用地取得補助金及び施設等建設補助金について、委員から「この内容について、詳しく説明をしてほしい」との質疑に対し、執行部から「令和 4 年度に立地協定をした小川町の企業が、建設費が高騰し、当初の見込みよりも設備投資に費用が掛かるということで工事を断念された。これにより、補助の要件を満たすことができなくなったため、減額するものである」との答弁がありました。これに対し、委員から「長期に投資をする場合、建設費の高騰により、やろうと思っていることができなくなることがある。使いやすい条例になるように、改正するところは改正をし、制度を利用していただいて、地域のために頑張っていただけるよう進めてほしい」との意見がありました。

次に、議案第 8 2 号宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、委員から「得票数が一定の数を下回った場合は、公費負担の対象とならないとのことであったが、その数はどの程度か」との質疑に対し、執行部から「平成 30 年 4 月執行の市議会議員一般選挙では約 1 4 0 票、令

和7年2月執行の市議会議員の補欠選挙では104票であった」との答弁がありました。また、委員から「条例の施行はいつか。また、どのような形で周知するのか」との質疑に対し、執行部から「条例が制定された日が施行の日となり、その日以後に告示される市議会議員の一般選挙、宇城市長選挙から適用するとなっている。周知については、広報うき、宇城市ホームページへの掲載、立候補予定者説明会での説明を行う」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件1件、条例案件3件、その他案件4件の合計8件については、全て可決すべきものと決定しました。

また、請願の審査で、請願第1号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願については、採決の結果、採択すべきものと決定しました。

次に、請願第2号消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書については、「前回のインボイス制度についての請願が出たときは、まだインボイス制度が始まる前だったと記憶している。今回制度が始まって、やはり厳しい状況になっているということ、また、社会情勢が物価高などで消費税の減税を求める声が上がっているので、今回の請願書については、採択してもいいのではないかと思っている」との意見がありました。採決の結果、不採択とすべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を12月9日に、大委員会室において開催いたしました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第76号一般会計補正予算のうち、農業振興費の機構集積協力金交付事業補助金について、委員から「機構集積協力金交付事業補助金は基盤整備を行っていない地区があるが、今後どのような方法で推進していくのか」との質疑に対し、執行部から「この事業は地域でまとまって申請してもらう必要があり、本市と中間管理機構がその窓口となっている。協力金を得るというメリットはあるが、この事業を推進していくための鍵となる地域のリーダーが、戸別訪問して農地の貸借の承

諾を得るといった苦勞がある。現在、農地バンクへの登録が少ない状況であるので、地域計画の見直しにおける地域への説明会などで働き掛けを行い、農地バンクへの登録を促していく」との答弁がありました。また、委員から「今後、リーダーの育成はどうやっていくのか」との質疑に対し、執行部から「地域計画の策定が令和7年4月に行われているが、地域計画の説明会を行った際に取組の説明を実施している。併せて、市のホームページにおいて周知を図っている。地域のリーダーの育成は非常に重要であり成り手が少ないことから、今後は役員をしやすい体制づくりを構築していくことが必要と考える」との答弁がありました。

次に、議案第80号水道事業会計補正予算のうち、雑収益の損害賠償金について、委員から「工事が終わってから、何年間くらい業者の補償責任はあるのか」との質疑に対し、執行部から「昨年度修繕をしたが、ボルトの締め付けが完全ではなかったため、今年の6月に漏水が発生したものである。今回は修繕業務であり、基本的に土木工事は1年、内容が重大な過失だった場合は2年となっている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件、条例案件4件であります。委員会を12月8日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第76号一般会計補正予算のうち、清掃総務費の宇城広域連合燃えるごみ袋購入費負担金について、委員から「予算の減額補正はごみ袋の使用枚数が減ったことによると思うが、その原因は」との質疑に対し、執行部から「ごみ袋の発注枚数は、昨年度分の在庫と今年度分の使用枚数を見込んで計上している。ごみの量は年度ごとに減ってはいるが、ごみ袋の使用枚数はそこまで変わらない」との答弁がありました。

また、消防施設災害復旧費の委託料について、委員から「8月豪雨による三角防災拠点センター北側法面の復旧とのことだが、ここはもともと崩落のおそれがある

と指定されていたのか」との質疑に対し、執行部から「危険区域には指定されていない。今回の豪雨で盛土が崩壊したため復旧する」との答弁がありました。また、委員から「盛土は崩落して災害につながりやすいとも考えられているが、この盛土は何か利用するためにつくられたものか」との質疑に対し、執行部から「盛土は旧三角中学校時代の数十年前のものなのか、また、そこが盛土かどうか素人目には一見しても分からない。そのため、専門家に今後調査してもらうための予算である」との答弁がありました。

次に、議案第83号宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員から「いわゆるこども誰でも通園制度は、時間単位で子どもを預かる制度。単発利用と考えると、預かる子どもが小さければ小さいほど様々な情報収集が必要となり、業務が負担になるのではないかと危惧する。この利用単価は決まっているのか」との質疑に対し、執行部から「既に同事業を実施している他自治体では、0歳児が1時間当たり1,300円、1歳児が1,100円、2歳児が900円の設定となっている。国からの公定価格はまだ提示されていないが、同程度の価格が設定されるのではないかと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第87号宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「撤去の対象となる放置自転車の台数は」との質疑に対し、執行部から「松橋駅で約150台、小川駅で約50台、波多浦駅で7台」との答弁がありました。また、委員から「市民への掲示方法は」との質疑に対し、執行部から「条例制定後、施行まで半年の期間がある。その間にホームページや広報紙への掲載、現地でのチラシ配布、また現場にも掲示して周知する」との答弁がありました。これに対し、委員から「自転車の移動や保管、持ち主への通知にも経費が掛かる。本人が自覚するようしっかりとやってほしい」との意見がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件4件の合計8件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第76号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第76号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第77号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第77号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第77号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第78号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第78号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第78号令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第79号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第79号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第79号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第80号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第80号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第80号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第81号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第81号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 8 1 号令和 7 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 8 2 号宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 8 2 号宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 8 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 8 2 号宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 8 3 号宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 8 3 号宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 8 3 号宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 8 4 号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。

したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第84号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第84号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第85号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第85号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第85号宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第86号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第86号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 86 号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 87 号宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 87 号宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 87 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。したがって、議案第 87 号宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 88 号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 88 号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 88 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 88 号宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案の

とおり可決しました。

これから、議案第 89 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 89 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 89 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）は可決しました。

これから、議案第 90 号財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 90 号財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 90 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 90 号財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入）は可決しました。

これから、議案第 91 号財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 91 号財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 91 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(豊田紀代美君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第91号財産の取得について(宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス)は可決しました。

これから、議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(豊田紀代美君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第92号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については可決しました。

これから、請願第1号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、請願第1号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は採択です。請願第1号は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(豊田紀代美君) 起立多数です。したがって、請願第1号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願は、採択することに決定しました。

ただいま請願第1号が採択されましたので、総務文教常任委員長から委員会提出議案、発議第4号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書が提出されました。

お諮りします。発議第4号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記にタブレットにて資料の送信をさせますので、しばらくお待ちください。市長及び教育長には、ペーパーの資料を配布します。

（資料送信・配布）

-----○-----

追加日程第1 発議第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

○議長（豊田紀代美君） 追加日程第1、発議第4号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 発議第4号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

学校現場では、様々な課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況です。

より質の高い学校教育や働き方改革を実現するためには、教職員の増員が必要であり、学級編制標準の引下げや様々な施策に必要な財源措置が不可欠であると考えます。

また、財政事情により格差が生じることなく、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるためには、国の責任において、引き続き財源が確実に保障される必要があります。

よって、国において、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進め、子どもの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実に行うことができるように求める意見書を提出することを本委員会で決定しました。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第4号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の

方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(豊田紀代美君) 起立多数です。したがって、発議第4号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書は、原案のとおり可決しました。

これから、請願第2号消費税減税、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の見直しを求める請願書の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○19番(中山弘幸君) ただいま議題となっております、請願第2号消費税減税、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の見直しを求める請願書につきましては、私は賛成の立場で討論します。

現在、国会では物価高騰対策が議論されており、多くの政党が消費税減税を訴えております。また、直近1年間の食品の物価上昇率は7.8%ということであり、所得が増えない中で、国民の生活は苦しくなるばかりであります。そのような中、仮に一律5%に減税されれば、単純計算で5%物価が下がることになり、最も有効な対策であると考えられます。また、インボイス制度の見直しにつきましては、制度が始まる前にインボイス制度の導入に反対する処置の請願が出され、不採択になった経緯があります。今回の請願は、制度が導入され実際に苦しんでおられる小規模事業者からの請願であると理解します。もともと消費税が導入されたとき、小規模な事業者に対する配慮から免税制度が設けられましたが、その後、対象額が引き下げられ、現在は1,000万円となっております。しかし、インボイス制度が導入されたことにより、少ない利益に消費税が重くのしかかっております。現在は負担軽減措置がありますが、今後期限が切れると消費税額は2倍になり、さらに経営を圧迫することになります。今回の請願は、この負担軽減措置の継続及び充実を含めた必要な見直しを求める趣旨であります。この苦しい現実を国政に届けることは、私たち地方議会に課せられた大きな使命であると考えます。

議員各位におかれましては、今請願の趣旨を御理解の上で御採択いただきますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長(豊田紀代美君) これで討論を終わります。

これから、請願第2号消費税減税、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の見直しを求める請願書を採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は不採択です。請願第2号は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(豊田紀代美君) 起立少数です。したがって、請願第2号消費税減税、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の見直しを求める請願書は、不採択とすること

に決定しました。

-----○-----

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第20、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第3号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第21 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（川島 ひとみ氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第21、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第4号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（川島ひとみ氏）は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第22 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂本 知恵美氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第22、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（坂本知恵美氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（坂本知恵美氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第5号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（坂本知恵美氏）は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第93号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第6号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第23、議案第93号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 今回提出します追加議案は、予算案件として令和7年度宇城市一般会計補正予算1件をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

追加議案につきまして、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第93号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第93号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。別冊でお配りしております令和7年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第6号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億1,593万9,000円を追加し、予算の総額を443億8,590万円としております。

また、第2条で、繰越明許費の追加を併せて行っております。

補正の内容につきましては、国の補正予算が国会へ提出されたことに伴い、児童手当が支給される児童1人につき一律2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援を目的とした、市民一人当たり5,000円分の商品券を発行する物価高騰対策商品券事業を、国の施策に応じて迅速に行うものです。

それでは、2ページから3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに、補正総額を5億1,593万9,000円とし、各款及び項において補正しております。

主な補正については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

4ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、物価高対応子育て応援手当支給事業と物価高騰対策商品券事業の2件を追加しております。会計年度内では適正な履行期間が確保できないため、次年度へ繰り越す予算の限度額をそ

れぞれ定めるものです。

続いて、歳出の補正内容と財源内訳について、事項別明細書にて説明いたします。

8ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出となります。

款3、項4、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の物価高対応子育て応援手当1億7,600万円は、物価高の影響が長期化する中で、特に影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、児童手当の受給者等に、対象となる児童1人につき2万円を国の施策に応じて支給するものです。

このほか、節3職員手当等、節10から節12委託料までの経費は、支給に要する事務費となります。

財源は、国庫支出金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金で全て賄われます。

続いて、款6、項1、目3商工振興費、節12委託料の物価高騰対策商品券業務委託料3億3,500万円余は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援することに加え、地域における消費の喚起・下支えを併せて行うために、全市民に対し一人当たり5,000円の商品券を交付するものです。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額を賄う予定としております。

以上で、議案第93号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第93号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第93号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○19番（中山弘幸君） この事業そのものには全く問題ないと思いますが、毎回思いますけれども、事業費の中で経費が余りにもこの物価高騰対策は掛かりすぎると思いますが、全て委託料で上がっていて詳細が分かりませんので、この詳細を教えてください。

○経済部長（浦田敬介君） 本日御説明しました資料の中で4,500万円ほど経費として計上しております。主なものですけれども、まず決済システムの利用料が600万円ほどです。あと多いのは郵送費、有価証券扱いでしますので、2万5,000世帯に対して1通税抜で440円の経費がございます。これが1,200万円程度計上しております。あとはコールセンターのスタッフ代あたりも二百数十万円、スマートフォンのレンタル代金でも700万円程度ございます。主な経費は以上です。

○19番（中山弘幸君） 国の交付金ですから問題ないと言えば問題ないのですが、今

後もいろんな対策があると思いますけれども、極力経費が掛からない方向で、この国のお金を有効に使えるような今後の政策を求める意見を言わせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） ないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第93号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、議案第93号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第93号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第93号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第24 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第24、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、ただいまタブレットにて送信しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和7年第4回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第76号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第82号	宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	原案可決
議案第84号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第85号	宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第89号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（小川総合文化センター中規模改修工事）	可決
議案第90号	財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機購入）	可決
議案第91号	財産の取得について（宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス業務）	可決
議案第92号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可決
請願第1号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書採択の請願	採択
請願第2号	消費税減税、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しを求める請願書	不採択

宇城市議第348号
令和7年12月9日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第76号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第80号	令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第81号	令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第76号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第77号	令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第78号	令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第79号	令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第83号	宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第86号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第87号	宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第88号	宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和7年第4回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	審議結果	賛成	反対
	林田和	津志田幸紀	坂元大介	四海公貴	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勳	大村悟	高橋佳大	園田幸雄	河野正明	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
議案第75号 宇城市議会議員の議員報酬等並びに特別職及び一般職の給与等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○		○	○	原案可決	18	0
議案第76号 令和7年度宇城市一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第77号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第78号 令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第79号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第80号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第81号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第82号 宇城市議会議員及び宇城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第83号 宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第84号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第85号 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第86号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第87号 宇城市自転車放置防止条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	原案可決	18	0
議案第88号 宇城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第89号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(小川総合文化センター中規模改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第90号 財産の取得について(宇城市立小中学校デジタル複合機購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0

議長のため表決には加わりません

令和7年第4回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	審議結果	賛成	反対
	林田和	津志田幸紀	坂元大介	四海公貴	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勳	大村悟	高橋佳大	園田幸雄	河野正明	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
議案第91号 財産の取得について(宇城市立小中学校デジタル複合機複写サービス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第92号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	可決	19	0
議案第93号 令和7年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0

※議長のため表決には加わりません